

平成27年

衆議院の動き

第23号

第189回国会（常会）



衆議院事務局

平成27年

衆議院の動き

第23号

第189回国会(常会)

(平成27. 1.26～ 9.27 245日間)

衆議院事務局

～「開かれた」「わかりやすい」国会を目指して～



衆議院議長

大島理森

平成27年4月、私は各会派のご推挙により、第76代衆議院議長に就任いたしました。誠に光栄に存じますとともに、その職責の重大さを痛感いたしております。憲政に貢献された歴代議長の思いを引き継ぎ、議会制民主政治の本旨にのっとり、議院の公正円満な運営に全力を傾け、本院が国民の期待と信頼に応えるべく最善の努力を致す所存であります。

平成27年の国会では、平和安全法制のほか、東日本大震災からの復旧・復興、デフレからの脱却や経済再生、雇用対策問題、農協等改革、電力システム改革、地方創生、憲法問題、地球温暖化対策その他の多種多様にわたる重要問題について真摯に議論を行い、解決に向けて取り組んでまいりました。今後も、国会は、国権の最高機関であり唯一の立法機関として、我が国を取り巻く内外の諸課題に対処しなければなりません。

さて、戦後70年の節目の年であった平成27年に続く本年は、戦争の惨禍を経て現在の我が国の平和と繁栄への礎となった日本国憲法が公布されて70年となります。また、地球温暖化対策や、増大する難民・移民への対応等、現代は、国境を越えて対応に当たらなければならない事案が増加しております。このような時代にあって、国民の皆さまから選挙を通じて選ばれた私たち議員は、真摯な議論を通じ、責任を持ってこの国を正しい方向に導くために、「開かれた」「わかりやすい」国会を目指しています。

この「衆議院の動き」は、平成27年の国会の主な動き、本会議の概況、委員会等の概況、衆議院選挙制度改革の動きなどについて取りまとめたものです。本誌を通じて、衆議院を始め国会の活動に理解を深めていただければ幸いです。今後も、国民に「開かれた」「わかりやすい」国会を目指して情報を提供してまいります。皆さまの忌憚のないご意見をお寄せください。

目 次

～「開かれた」「わかりやすい」国会を目指して～…… 大島理森衆議院議長

第1 平成27年の国会の動き

1 国会の召集及び会期	1
2 国会の主な動き	1
（1）概況	1
（2）税制改正関係	8
（3）雇用対策関係	11
（4）農協等改革関係	15
（5）エネルギーシステム改革関係	19
（6）平和安全法制関係	22
（7）選挙制度関係	28
3 国政選挙結果	32
（1）平成27年4月統一補欠選挙	32
（2）平成27年10月統一補欠選挙	32

第2 本会議の概況

【第189回国会】

1 議長の選挙	33
2 国務大臣の演説及び質疑	34
（1）安倍内閣総理大臣の施政方針演説	34
（2）岸田外務大臣の外交演説	42
（3）麻生財務大臣の財政演説	46
（4）甘利経済財政政策担当大臣の経済演説	48
（5）国務大臣の演説に対する質疑要旨	50
3 主な議案等の経過	61
4 決議	68

第3 委員会等の概況

・委員名簿 ・議案審査等 ・国政調査 ・閉会中審査 ・決議 ・小委員会 ・分科会
・公聴会 ・連合審査会 ・合同審査会 ・公述人 ・参考人 ・意見陳述者 ・委員派遣
・視察 ・議員海外派遣

1 内閣委員会	69
2 総務委員会	77
3 法務委員会	90
4 外務委員会	99
5 財務金融委員会	108
6 文部科学委員会	114
7 厚生労働委員会	122
8 農林水産委員会	132
9 経済産業委員会	143

10	国土交通委員会	155
11	環境委員会	162
12	安全保障委員会	167
13	国家基本政策委員会	170
14	予算委員会	173
15	決算行政監視委員会	186
16	議院運営委員会	193
17	懲罰委員会	197
18	災害対策特別委員会	198
19	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	201
20	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	207
21	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	209
22	消費者問題に関する特別委員会	211
23	科学技術・イノベーション推進特別委員会	213
24	東日本大震災復興特別委員会	215
25	原子力問題調査特別委員会	218
26	地方創生に関する特別委員会	220
27	我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会	224
28	政治倫理審査会	232
第4	憲法審査会	233
第5	情報監視審査会	237
第6	請願等	
1	請願審議の概況等	239
2	採択された請願の概要	240
第7	予備的調査	
1	予備的調査制度の概要	241
2	平成27年における予備的調査の概要等	241
第8	衆議院改革等の動き	
1	議会制度協議会	243
2	衆議院選挙制度に関する調査会	243
第9	国際交流	
1	議員海外派遣	245
2	国際会議及び出席議員	247
3	国賓・公賓等の国会訪問及び行事	248
4	正式招待による訪日外国国会議員団	250
5	各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談	251

国会関係資料

1	各会派所属議員数及び役員一覧	253
2	閣僚一覧	255
3	議案経過一覧	258
4	委員会に付託されるに至らなかった議案一覧	259
5	質問主意書一覧	261
6	本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等	275
7	国会に対する報告等一覧	277
8	傍聴人数	282
9	参観者数	283

[参考]

1	国会議員定数の変遷	284
2	国会議員会派別議員数の推移	285
3	会期等	287

国会案内 289

国会周辺図/ 広報・広聴<参観者ホールでの情報提供><会議録等刊行物の閲覧><衆議院ホームページ><国会審議中継>/ 国会会議録検索システム/ 国会参観（衆議院）の手続/ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴/ 請願の手続/ 陳情の手続/ 地方議会からの意見書の手続/ 復興特別意見書の手続/ 福島復興再生特別意見書の手続/ 行政に関する苦情受付窓口/ 意見窓口「憲法のひろば」/ 憲政記念館/ 国会議員政策担当秘書資格試験/ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/ 衆議院事務局の情報公開

国会年表 313

会派名の略称（順不同）

（衆議院）

自民	自由民主党
民維ク	民主・維新・無所属クラブ（12月18日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
おおさか	おおさか維新の会（12月9日～）
結集	改革結集の会（12月9日～）
生活	生活の党（～1月14日） 生活の党と山本太郎となかまたち（1月14日～）
社民	社会民主党・市民連合
民主	民主党・無所属クラブ（～12月18日）
維新	維新の党（～12月18日）
次世代	次世代の党（～10月2日）
無	無所属

（参議院）

自民	自由民主党
民主	民主党・新緑風会
公明	公明党
共産	日本共産党
維新	維新の党（～12月24日）
維会	おおさか維新の会（12月24日～）
元気	日本を元気にする会（～1月26日） 日本を元気にする会・無所属会（1月26日～）
維参	維新の党（参議院）（10月27日～12月24日）
維党	維新の党（12月24日～）
次代	次世代の党（～12月24日）
日本	日本のことを大切にする党（12月24日～）
無ク	無所属クラブ
社民	社会民主党・護憲連合
生活	生活の党（～1月14日） 生活の党と山本太郎となかまたち（1月14日～）
改革	新党改革・無所属の会
無所属	各派に属しない議員

第1

平成27年の国会の動き

第1 平成27年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

平成27年には、第189回国会（常会）が召集された。

第189回国会は、平成27年1月26日に召集さ

れ、会期は6月24日までの150日間であったが、95日間延長され、9月27日までの245日間となった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第189回国会（常会）】

召集日（平成27年1月26日）には、本会議において、議席の指定が行われた後、懲罰委員長選挙が行われ、引き続き、特別委員会が設置された。休憩後、麻生財務大臣の財政演説が行われた。

特別委員会については、従来から設置されている災害対策特別委員会等の9特別委員会が召集日に設置され、5月19日には、「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」が設置された。

2月12日、安倍内閣総理大臣の施政方針演説等の政府4演説が行われた。

この国会においては、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制を整備する「平和安全法制整備法案」及び「国際平和協力支援法案」、派遣期間規制の見直し等を行う「労働者派遣法等改正案」、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人について見直しを行う「農協法等改正案」や、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる議員発議に係る「公職選挙法等改正案」などが焦点となった。

このほか、シリアにおける邦人殺害テロ事件、戦後70年談話、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東日本大震災からの復興、地方創生、エネルギー改革、女性の活躍、活火山対策などが議論された。

施政方針演説及び代表質問

2月12日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の**施政方針演説**、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説、甘利経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。**【政府4演説の全文及び質疑の要旨については、第2－2参照】**

安倍内閣総理大臣は冒頭で、シリアにおける邦人殺害テロ事件について、邦人犠牲者に哀悼の意を表した上で、テロ行為を断固非難するとともに、日本がテロに屈することは決してなく、水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に万全を期し、テロと闘う国際社会において、日本としての責任を毅然として果たしていくと述べた。

また、今常会を「改革断行国会」と位置付ける安倍総理は、経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、女性活躍、そして外交、安全保障の立て直しはいずれも困難な道のりを伴う、戦後以来の大改革であるが、日本の将来をしっかりと見定めながら、ひるむことなく、改革を進めなければならないと訴えた。

農政改革について、農協法に基づく現行の中央会制度を廃止し、全国中央会を一般社団法人に移行するとともに、農協にも会計士による監査を義務付けるとした。また、農業委員会制度を地域で頑張る担い手がリードする制度へと改めるとともに、農業生産法人の要件緩和を進め、多様な担い手による農業への

参入を促すとした。

T P P 協定交渉について、最終局面は米国とともに交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指すとし、欧州との経済連携協定(E P A)についても、本年中の大筋合意を目指し、交渉を更に加速していくとした。

経済のグローバル化への対応について、全ての上場企業が世界標準にのっとった新たなコーポレートガバナンス・コードに従うか、従わない場合はその理由を説明する、その義務を負うことになると述べた。また、国際的に遜色のない水準へと法人税改革を進めていくと述べた。

医療規制改革について、患者の申出に基づいて、最先端医療と保険診療との併用を可能とし、安全性、有効性が確立すれば保険適用としていくと述べた。また、医療法人制度の改革も実施するとし、外部監査を導入するなど、経営の透明化を進めるとした。

電力システム改革について、送配電ネットワークを発電、小売から分離し、誰もが公平にアクセスできるようにするとした。また、ガス事業でも小売を全面自由化し、参入障壁を取り除き、競争的で、ダイナミックなエネルギー市場をつくり上げていくとした。

原発の再稼働について、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認めた原発は、その科学的、技術的な判断を尊重し、再稼働を進めるとした。また、国が支援して、避難計画の整備を進め、関係者の理解を得るよう、丁寧な説明を行っていくとした。さらに、長期的に原発依存度を低減させていく方針は変わらず、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるとした。

温暖化対策について、世界の温暖化対策をリードし、C O P 21に向け、温室効果ガスの排出について、新しい削減目標と具体的な行動計画をできるだけ早期に策定すると述べた。

行政改革について、肥大化した内閣官房、内閣府の事務の一部を各省に移管するとした。また、独立行政法人について、17法人を7法人に統合するとともに、金融庁検査の導入など、法人ごとの業務の特性に応じたガバナンス体制を整備するとした。さらに、4月から

日本医療研究開発機構が始動し、革新的ながん治療薬の開発やi P S細胞の臨床応用などに取り組むと述べた。

経済再生について、まず、この2年間の経済政策が確実に成果を上げている機を生かし、正規雇用を望む派遣労働者にそのチャンスを広げるとした上で、派遣先企業への直接雇用の依頼など正社員化への取組を派遣元に義務付けるほか、派遣先の労働者との均衡待遇の確保にも取り組むとした。

次いで、デフレ脱却を確かなものとするため、消費税率10%への引上げを18か月延期し、平成29年4月から実施するとした。そして、賃上げの流れを続け、景気回復を全国津々浦々にまで届けていくことで経済再生、財政再建及び社会保障改革を同時に達成していく考えを示した。

来年度予算について、新規の国債発行額が6年ぶりに40兆円を下回り、基礎的財政収支の赤字半減目標を達成する予算とし、2020年度の財政健全化目標も堅持し、夏までにその達成に向けた具体的な計画を策定するとした。

社会保障について、難病患者への医療費助成の大幅な拡大をはじめ、認知症対策の推進、国民健康保険に関する財政運営の都道府県への移行等による国民皆保険の基盤の強化、低所得高齢者世帯の介護保険料の軽減、介護職員の処遇改善、社会福祉法人の経営組織の見直しや内部留保の明確化を行うとした。

子ども・子育て支援新制度については、予定どおり4月から実施するとし、待機児童ゼロの実現に全力投球していくとした。また、幼児教育や保育に携わる方々の処遇改善を行い、多様な保育ニーズにも応えていくとした。

女性活躍推進について、女性活躍推進法案を再び提出し、早期の成立を目指すとした。また、国、地方、企業などが一体となって、女性が活躍しやすい環境を整え、社会全体の意識改革を進めていくとした。

柔軟かつ多様な働き方について、高齢者に多様な就業機会を提供するシルバー人材センターには更にその機能を発揮してもらうほか、障害や難病、重い病気を抱える方々にも、きめ細かな支援を行い、就労のチャンスを拡大

していくと述べた。

また、労働時間に画一的な枠をはめる従来の労働制度、社会の発想を大きく改めていかねばならないとし、働く方々の事情に応じた柔軟かつ多様な働き方が可能となるよう、選択肢の幅を広げると述べた。

若者雇用対策について、3割を超える若者が早期離職する現実を踏まえ、新卒者を募集する企業には、残業、研修、離職などの情報提供を求めるとともに、若者の使い捨てが疑われる企業からは、ハローワークで新卒求人を受理しないようにすると述べた。また、非正規雇用者の正規雇用化を応援するとした。

教育再生について、学習困難に悩む女子生徒がフリースクールと出会い、学ぶ自信を取り戻した例を挙げ、このような多様な学びを、国として支援するとした。また、義務教育の画一的な学制を改革し、小中一貫校の設立も含め9年間の中で多様な教育を可能とするとした。さらに、低所得世帯の幼児教育に係る負担軽減、無償化の実現を推進するとともに、希望すれば、高校、専修学校、大学にも進学できる環境を整えるとした。

地方創生について、本社などの拠点を地方に移し投資や雇用を拡大する企業を税制により支援するとともに、地域の資源を生かした新たなふるさと名物の商品化、販路開拓も応援し地方の仕事づくりを進めていくとした。

また、この2年間で、外国人観光客が過去最高1,300万人を超えたことを指摘し、ビザ緩和などに戦略的に取り組み、更なる高みを目指すとした上で、国内の税関や検疫、出入国管理の体制を拡充するほか、羽田空港及び成田空港の機能強化を進めるとした。

さらに、地方目線の行財政改革を進めるとともに、ふるさと納税を拡大し、手続も簡素化するとした。

地方分権でも、地方からの積極的な提案を採用し、農地転用などの権限を移譲するとともに、国家戦略特区制度を進化させ、地方の情熱に応じて規制改革を進める地方創生特区を設けていくとした。

安全で安心な暮らしについて、ストーカー、高齢者に対する詐欺など、弱い立場の人達を

狙った犯罪への対策を強化するとともに、児童虐待から子供達を守るため、児童相談所への全国共通ダイヤル189を、この7月から運用開始すると述べた。

災害対策について、御嶽山の噴火を教訓に、火山防災対策を強化するほか、近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めていくとした。

安全保障政策について、硫黄島における1万2千柱もの御遺骨の早期帰還の取組を加速する考えを示しながら、尊い犠牲の上に、私たちの現在の平和があり、平和国家としての歩みは変わることなく、国際情勢が激変する中で、その歩みを更に力強いものとするとして述べた。その上で、国民の命と幸せな暮らしを断固として守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする安全保障法制の整備を進めていくとした。

外交政策について、まず、本年は戦後70年の節目の年に当たることに触れ、我が国は、先の大戦の深い反省とともに、自由で民主的な国をつくり上げ、世界の平和と繁栄に貢献してきたと述べた。

次いで、積極的平和主義の旗を一層高く掲げ、日本が世界から信頼される国となる、戦後70年にふさわしい1年としていきたいと述べた上で、今後も、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開していくとした。

日米同盟について、この2年間で同盟のきずなは復活し、揺るぎないものとなったと指摘した上で、日米ガイドラインの見直しを進め、その抑止力を一層高めていくと述べた。

在日米軍再編について、現行の合意に従って再編を進めるとした。普天間飛行場の返還を実現するために、沖縄の方々の理解を得る努力を続けながら、名護市辺野古沖への移設を進めるとともに、今後も、日米両国の強固な信頼関係のもとに、実際の行動で沖縄の基地負担の軽減に取り組むことを強調した。

拉致問題について、北朝鮮は一刻も早く全

ての調査結果を正直に通報すべきとし、今後とも、拉致問題の解決に全力を尽くすとした。

東日本大震災からの復興について、平成26年末に飛び立った「はやぶさ2」のミッションを可能とした核心技術が福島で生まれたことに触れ、福島を世界最先端の研究、新産業が生まれる地へと再生するとした。また、中間貯蔵施設の建設を進め、除染を更に加速するとともに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策に、国も前面に立ち、全力で取り組むとした。さらに、福島復興再生特別措置法を改正し、避難指示の解除に向け、復興拠点が円滑に整備できるようにし、財政面での支援も拡充し、ふるさとに帰還する避難住民の生活再建を力強く後押ししていくと述べた。

被災地共通の課題について、住まいの再建を続けると同時に、孤立しがちな被災者への見守りなどの心の復興、農林水産業や中小企業などなりわいの復興にも、全力を挙げていくとした。

2020年東京オリンピック・パラリンピックについて、これを必ずや成功させる決意で、専任の担当大臣のもと、インフラ整備からテロ対策まで、多岐にわたる準備を本格化していくとした。また、スポーツ庁を新たに設置し、日本から世界へとスポーツの価値を広げ、誰もがスポーツをもっと楽しむことができる環境を整えていくと述べた。

最後に、全ては国民のため、党派の違いを超えて、選挙制度改革、定数削減を実現させ、憲法改正に向け国民的な議論を深め、そして、日本の未来を切り開く、そのために「戦後以来の大改革」をこの国会で必ず成し遂げようと呼びかけた。

これに対する本会議の**代表質問**は、2月16日及び17日の両日行われ、農政改革、格差拡大、雇用政策、財政再建、震災復興、原発再稼働問題、安全保障政策、選挙制度改革、戦後70年談話、拉致問題、憲法改正問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月17日及び18日に代表質問が行われた。

平成26年度補正予算、平成27年度総予算及び平成27年度暫定予算審議

地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策等を実行するための平成26年度補正予算は、1月28日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月30日の本会議で可決され、2月3日の参議院本会議において可決、成立した。

地方創生、子育て支援など、日本の諸課題への対応を強力に推進するとともに、社会保障の自然増を含め聖域なく見直しを行い、歳出の徹底的な重点化、効率化を図り、経済再生と財政健全化の両立を実現するための平成27年度総予算は、2月18日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、集中審議、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、3月13日の本会議において、記名投票の結果可決され、4月9日の参議院本会議において可決、成立した。

なお、平成27年度総予算の年度内成立が困難となったため、4月1日から同月11日までの期間について必要最小限の金額を計上した平成27年度暫定予算が政府から提出され、3月30日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同日の本会議で可決され、同日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、第3－14予算委員会参照】**

主な議案の審議

デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の措置を講じようとする「所得税法等改正案」が2月17日、内閣から提出された。

同法律案は、財務金融委員会の審査を経て、3月13日の本会議で可決され、3月31日の参議院本会議で可決、成立した。**【詳細は、(2)税制改正関係参照】**

派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに

派遣可能期間を設ける等の所要の措置を講じようとする「労働者派遣法等改正案」が3月13日、内閣から提出された。

同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、6月19日の本会議で可決され参議院に送付された。同送付案は、9月9日の参議院本会議で修正議決され、本院に回付された。同回付案については、同月11日の本会議において参議院の修正に同意することに決し、成立した。

【詳細は、(3)雇用対策関係参照】

最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人について見直しを行おうとする「農協法等改正案」が4月3日、内閣から提出された。

同法律案は、農林水産委員会の審査を経て、6月30日の本会議で修正議決され、8月28日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、(4)農協等改革関係参照】

電力システム改革を実施するための第三段階目の電気事業法の改正とともに、ガスシステム改革、熱供給システム改革をこれと併せて実施するための所要の措置を講じようとする「電気事業法等改正案」が3月3日、内閣から提出された。

同法律案は、経済産業委員会の審査を経て、5月21日の本会議で可決され、6月17日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(5)エネルギーシステム改革関係参照】

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置等について定める「平和安全法制整備法案」及び国際平和共同対処事態に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする「国際平和協力支援法案」の両法律案が5月15日、内閣から提出された。

両法律案は、我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会の審査を経て、7

月16日の本会議で可決され、9月19日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、(6)平和安全法制関係参照】

18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等とともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとする「公職選挙法等改正案」(議員立法)が、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会の審査を経て、6月4日の本会議で可決され、同月17日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(7)選挙制度関係参照】

このほか、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とする「女性活躍推進法案」が、内閣委員会の審査を経て、6月4日の本会議において修正議決され、8月28日の参議院本会議において可決、成立した。

継続審査となった主な議案としては、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の措置を講ずる「労働基準法等改正案」などがあり、本院を通過し参議院で継続審査となったものは、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度等を創設する等の措置を講ずる「刑事訴訟法等改正案」などがある。

主な決議案としては、「安倍内閣不信任決議案」が9月18日提出され、同日の本会議において否決された。

このほか、「シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案」が2月5日に提出され、同日の本会議において可決された。

議長の辞任及び選挙

町村信孝議長は、病氣療養のため、4月20日、川端達夫副議長に辞任願を提出した。これを受け、翌21日の本会議において、町村信孝君の議長辞任を許可し、議長の選挙を行った結果、大島理森君466、無効1で大島理森君が当選した。

その他

5月19日、維新の党は江田憲司代表の辞任を了承し、後任に松野頼久議員を代表に選出した。

7月5日、テロ対策合同訓練が、国会構内で衆議院及び参議院の警務部並びに警視庁の3者により、実施された。

9月17日、参議院において中川雅治議院運営委員長解任決議案及び中谷国務大臣問責決議案が、翌18日、山崎正昭議長不信任決議案、安倍内閣総理大臣問責決議案及び鴻池祥肇平和安全特別委員長問責決議案が提出された。17日の参議院本会議において、中川雅治議院運営委員長解任決議案が、翌18日の本会議において、中谷国務大臣問責決議案、山崎正昭議長不信任決議案、安倍内閣総理大臣問責決議案及び鴻池祥肇平和安全特別委員長問責決議案が、それぞれ否決された。

9月25日、次世代の党は、平沼赳夫党首の離党届を受理した（10月1日、後任に中山恭子参議院議員が党首に就任した）。

会期末

会期末が休日に当たるため、9月25日の本会議において、請願採択及び閉会中審査の手続等が行われ、2日後の27日、第189回国会は閉会した。

成立した主な法律案等

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が66件、議員提出法律案が12件であった。前記（主な議案の審議）以外の主なものとして、内閣提出法律案では、最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講ずる「航空法改正案」などがある。

議員提出法律案では、衆議院議員提出のものとして、琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を定めるとともに、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずる「琵琶湖保全再生法案」などが、また、参議

院議員提出のものとして、参議院選挙区選出議員の選挙について、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて二の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けること等について定める「公職選挙法改正案」などがある。

また、今国会において承認された条約は、12件であった。

第189回国会閉会後

10月7日、安倍内閣総理大臣は内閣改造を行い、第3次安倍改造内閣が発足した。

同月21日、民主、維新、共産、生活及び社民の衆議院議員125名から安倍内閣総理大臣宛の臨時国会召集要求書が提出された。

なお同日、参議院においても臨時国会召集要求書が提出された。

11月2日、「おおさか維新の会」が結成され、橋下徹大阪市長が代表に就任した。

同月10日、予算委員会が開会され、米国アトランタで開催された環太平洋パートナーシップ（TPP）閣僚会合においてTPP協定が10月5日に大筋合意されたこと等を受け、TPP等について集中審議が行われた。また、11月11日、参議院予算委員会において、TPPを始め現下の政治課題に関する集中審議が行われた。

12月3日には、内閣委員会農林水産委員会連合審査会において、TPP等について集中審議が行われた。

同日、災害対策特別委員会において、平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況等調査のため10月22日に行われた委員派遣（派遣地：茨城県）について、派遣委員から報告が行われた後、質疑が行われた。

12月4日、社会民主党党首選が告示され、吉田忠智党首が再選された。

同月6日、維新の党臨時党大会において、松野頼久代表が再選された。

同月10日、農林水産委員会において、農林水産関係の基本施策に関する件について質疑が行われた後、平成28年度畜産物価格等に関する件について決議が行われた。

その他の閉会中審査として、12月1日に文

部科学委員会、3日に国土交通委員会、4日に法務委員会及び経済産業委員会、8日に東日本大震災復興特別委員会、18日に環境委員会がそれぞれ開会された。

同月12日、おおさか維新の会臨時党大会において、松井一郎大阪府知事が新代表に選出

された。

同月21日、次世代の党は、党名を「日本のここを大切にする党」に変更した。

同日、「改革結集の会」が結成され、村岡敏英議員が代表に就任した。



第189回国会開会式

(2) 税制改正関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 平成27年度税制改正の焦点

平成27年度税制改正に際しては、平成26年1月の安倍内閣総理大臣による更なる法人税改革に着手する旨の表明を受けた議論とともに、経済動向を踏まえた消費税率10%への引上げの是非などが大きな焦点となっていた。

(イ) 法人税改革に向けた議論の経過

平成26年度の議論においては、復興特別法人税の前倒し廃止とともに、法人実効税率の引下げが一つの焦点となった。その結果、復興特別法人税は前倒し廃止され、法人実効税率の引下げについては、与党の「平成26年度税制改正大綱」において、引き続き検討を進めるとされた。

その後、安倍内閣総理大臣は、平成26年1月の世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）において、「法人にかかる税金の体系も、国際相場に照らして競争的なものにしなければなりません」と発言し、更なる法人税改革に着手する意向を表明した。

これを受け、経済財政諮問会議や政府及び与党の税制調査会等において議論が行われることとなった。

与党の税制調査会からは、平成26年6月5日、「法人税改革に当たっての基本認識と論点」が公表され、この中では、「課税ベースを拡大しつつ、税率を引き下げる」という法人税の構造改革を行う旨が示された。その後、同月24日、「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び『日本再興戦略』改訂2014が閣議決定された。これらの中では、「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する」とされ、そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指し、平成27年度から引下げを開始する旨が明示された。また、同月27日には、政府の税制調査会において、法人税改革に関する取

りまとめが行われ、租税特別措置、欠損金繰越控除制度、受取配当等益金不算入制度の見直しのほか、外形標準課税等の地方法人課税の見直しなどが示された。

こうした法人税改革の方向性等が示された後は、法人税率引下げのスケジュールとともに、税率引下げの財源確保策が大きな焦点となっていた。

(ウ) 消費税率引上げの延期の判断

平成26年4月の消費税率8%への引上げ後、駆け込み需要等による反動が生じ、同年8月13日に公表された平成26年4～6月期四半期別国内総生産（GDP）1次速報値における実質成長率は、前期比年率マイナス6.8%となった。また、同年8月の月例経済報告では、消費税率引上げ後も「緩やかな回復基調が続いている」との基調判断が維持されていたが、翌9月には、駆け込み需要の反動の影響に加え、夏場の天候不順の影響もあり、個人消費に足踏みが見られることなどを踏まえた下方修正が行われた。同年10月には、個人消費の足踏みに加え、生産についても駆け込み需要の反動により減少したことなどから、2か月連続の下方修正が行われることとなった。そして、同年11月17日に公表された7～9月期四半期別GDP 1次速報値は、実質成長率が前期比年率マイナス1.6%となり、2四半期連続のマイナスとなった。

このような経済状況を背景に、平成27年10月からの消費税率10%への引上げの是非が大きな焦点となっていた中、平成26年11月18日、安倍内閣総理大臣は、消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月まで延期するとともに、平成26年11月21日に衆議院を解散する旨を表明した。この中で、消費税率引上げの延期については、成長軌道に回復していない経済状況や有識者からの意見などを総合的に勘案し、デフレから脱却し経済を成長させるアベノミクスの成功を確かなものとするために延期する旨の説明が行われた。また、いわゆる景気判断条項については、これを付すことなく、

平成29年4月の税率引上げを確実に実施する
とした。

こうして、平成26年11月21日、衆議院は解
散され、同年12月14日に総選挙が施行された。

(エ) 総選挙から法律案提出に至る経緯

総選挙の結果、自由民主党及び公明党が両
党合わせて衆議院議員定数の3分の2を超え
る議席を獲得し、平成26年12月15日には、両
党間において、連立政権が合意された。その
合意文書では、消費税率10%への引上げを平
成29年4月に行うなどとされた。また、翌16
日には、政労使会議が開催され、経済の好循
環の継続に向けた政労使の取組について合意
された。この中では、賃金上昇等による継続
的な好循環の確立として、政府の環境整備の
取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた
最大限の努力を図るなどとされた。

平成26年12月24日、第188回国会（特別会）
が召集され、同日、第3次安倍内閣が発足し
た。

引き続き平成27年度税制改正に向けた議論
が行われ、同月30日、「平成27年度税制改正大
綱（自由民主党、公明党）」（以下「与党大綱」
という。）が決定された。

「与党大綱」では、経済再生と財政健全化
を両立するための消費税率引上げ時期の変更
とそれに伴う対応、デフレ脱却・経済再生を
確実なものとするための法人税改革、東京一
極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希
望の実現等を通じた地方創生に向けた税制措
置、経済のグローバル化の進展に対応するた
めの課税の適正化措置などが示された。

「与党大綱」に示された内容のうち、平成
27年度税制改正において措置するものについ
ては、平成27年1月14日、「平成27年度税制改
正の大綱」として閣議決定された。

このような経過を経て、同年2月17日、**所
得税法等の一部を改正する法律案**（以下「**所
得税法等改正案**」という。）は国会に提出され
た。

一方、民主党は、与党において、平成27年
度税制改正に向けた議論が行われる中、平成
26年12月26日、政府に対し、民主党の指摘を

踏まえた税制改正を行うことを要請した。こ
の中では、「支え合い」に必要な費用を分かち
合う税制を構築し、未来への責任を果たして
明日の安心を確保する必要があるとの問題意
識の下、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、社
会保障と税の一体改革、逆進性対策、自動車
関連諸税、所得税改革、法人実効税率引下げ、
住宅対策、控除対象外消費税、贈与税等の項
目に関する同党の見解が示された。

その後、「与党大綱」の決定を受け、民主
党税制調査会長は談話を発表した。この中では、
消費税率引上げの延期について、「実質賃金の
低下、GDP成長率2期連続マイナスなど、
アベノミクスの行き詰まりを安倍政権自体が
事実上認めたに等しい」とした上で、法人実
効税率引下げの代替財源確保策と成長戦略と
の整合性、「自動車取得税廃止・自動車重量税
の当分の間税率の廃止を含む車体課税の抜本
見直し」による自動車ユーザーの負担軽減の
必要性等が指摘された。

平成27年3月3日には、格差是正と経済成
長の観点から、政府提出の法律案に対し、民
主党としての税制改正についての考え方をま
とめた議員立法の内容が了承された。

こうした経過を経て、同日、**格差是正及び
経済成長のために講ずべき税制上の措置等
に関する法律案**（以下「**格差是正等税制措置法
案**」という。）は衆議院に提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 所得税法等の一部を改正する法律案(内 閣提出)

デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、
経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた
取引等に係る課税の国際的調和、震災からの
復興支援などの観点から、国税に関し、所要
の施策を講ずるもので、その主な内容は次の
とおりである。

a デフレ脱却と経済再生に向け、法人税に
ついて税率の引下げ並びに欠損金繰越控除
制度及び受取配当等益金不算入制度の見直
し、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税
措置の延長・拡充、非課税口座内の少額上
場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の

非課税措置の拡充等を行うこと。

- b 地方創生に向け、地方創生に資する投資促進税制の創設、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等を行うこと。
- c 経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率引上げの施行日の変更等を行うこと。
- d 国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和を図るため、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、国外転出をする場合の有価証券等に係る譲渡所得等の特例の創設等を行うこと。
- e 震災からの復興を支援するため、福島で事業を再開するための投資費用を積み立てやすくするための準備金制度の創設等を行うこと。
- f この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成27年4月1日から施行すること。

(イ) 格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(古川元久君外3名提出)

社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている経済的格差その他の格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資を拡大させること等により経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、個人所得課税、資産課税及び法人課税等に関し講ずべき措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 消費税率の10%（地方消費税率を含む。）への引上げを平成29年4月1日に延期することとし、同日までに、議員定数削減・行政改革を図るための必要な措置を講ずること。
- b 消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の使途に対する国民の疑念を払拭するため、社会保障財源であることをより明確化するとともに、予算の作成に当たっては、消費税率の引上げによる歳入の増加分を財源として、社会保障の安定財源の確保及び財政

の健全化のための施策に係る歳出以外の歳出を増加させることのないようにすること。

- c 国民の勤労及び資産の形成の意欲に配慮しつつ、経済的格差の固定化の防止、税負担の公平性等の観点から、個人所得課税及び資産課税の改革について早急に検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずること。
- d 欠損金繰越控除の見直し、外形標準課税の拡大等を財源とするなど成長戦略に反する形での法人実効税率引下げは行うべきではないとの考えの下、復興特別法人税前倒し廃止の効果も踏まえた上で、雇用及び国内投資の拡大の観点から、法人の実効税率の引下げ、社会保険料に係る事業主の負担の在り方等について検討を行うこと。
- e 消費税の逆進性を緩和する観点から、給付付き税額控除の導入について検討を加えた上で、必要に応じ、複数税率等の施策の導入について検討を加え、その結果に基づき、平成29年4月1日までに、必要な法制上の措置等を講ずること。
- f 医療、介護等に係る消費税の課税の在り方について、平成29年3月31日までに検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な法制上の措置等を講ずること。
- g 我が国の基幹産業、地方の生活の足を守る観点等から、平成28年3月31日までに、自動車取得税の廃止、自動車重量税の特例税率の廃止及び車体課税の更なるグリーン化等を実施するため必要な法制上の措置を講ずることとし、その際には、都道府県及び市町村の財政状況に影響を及ぼすことのないよう適切な措置を講ずること。
- h この法律は、公布の日から施行すること。

ウ 審議経過

所得税法等改正案は、平成27年2月17日に提出され、同月26日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

格差是正等税制措置法案は、平成27年3月3日に提出され、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、翌4日、両法律案について順次提案理由の説明を聴取した後、同日から質疑に入り、同月13日には、安倍内閣総理大臣出席の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、**格差是正等税制措置法案**について内閣の意見を聴取した後、両法律案を一括して討論を行い、順次採決を行ったところ、**格差是正等税制措置法案**は、賛成少数をもって否決すべきものと議決され、**所得税法等改正案**は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、**所得税法等改正案**に対し、附帯決議が付された。

同日、本会議において、**格差是正等税制措置法案**は否決され、**所得税法等改正案**は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月31日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

所得税法等改正案に対する主な質疑事項は、①近年の税制改正による政策効果及び平成27年度税制改正の狙い、②未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等

の非課税措置（ジュニアNISA）の創設や結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設等が格差拡大を助長する懸念、③ジュニアNISAにおいて18歳までの払出制限を設けた趣旨、④住宅取得資金、教育資金及び結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置における非課税限度額の算定根拠、⑤法人実効税率の引下げが賃上げにつながる枠組みの重要性及び賃上げ効果の定期的な公表の必要性、⑥欠損金繰越控除の見直しが企業の経営に与える影響、⑦地方拠点強化税制の創設が企業を地方に呼び込む効果、⑧景気判断条項の削除についての内閣総理大臣の真意、⑨平成29年4月予定の消費税率引上げについて再延期を行う場合の最終判断のタイミング、⑩国外事業者が国境を越えて行う役務の提供に対する適正な消費税の課税に向けた実効性の確保策等であった。

格差是正等税制措置法案に対する主な質疑事項は、①消費税収の使途の更なる明確化に係る実効性確保策、②消費税の逆進性緩和策としての給付付き税額控除と軽減税率制度に対する評価、③自動車重量税等の車体課税の考え方等であった。

(3) 雇用対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

労働者派遣とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を他社（派遣先）に派遣し、そこで指揮命令を受けて労働に従事させることをいう。

労働者派遣法は、昭和61年、適用対象業務を限定するポジティブリスト方式で施行された。その後、産業構造や労働者の意識の変化、規制緩和の流れの中で、平成11年の法改正により、適用対象業務を原則自由化し、例外的

に適用除外業務を限定するネガティブリスト方式に変更され、平成15年の法改正により、製造業務派遣が解禁された。平成24年には、①日雇派遣（日々又は30日以内の有期雇用者の派遣）を原則禁止すること、②違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に直接雇用の申込みをしたものとみなす労働契約申込みみなし規定を創設すること等の法改正が行われた。

労働者派遣の適用対象業務は、労働者派遣期間に制限がない専門的業務等（26業務）と最長3年の期間制限がある臨時的・一時的業務に区分される。

労働者派遣制度については、平成24年法改正時の衆議院厚生労働委員会及び参議院厚生労働委員会における附帯決議において、いわ

ゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、分かりやすい制度となるよう速やかに見直しの検討を開始することが明記されていた。また、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）等において、派遣期間の在り方等について、労働政策審議会で議論し、必要な措置をとることとされた。労働政策審議会は、平成24年改正法附則の検討規定を受けて平成25年8月30日より、労働者派遣制度の在り方について審議を行い、平成26年1月29日、建議「労働者派遣制度の改正について」を厚生労働大臣に提出した。同年3月11日（第186回国会）、厚生労働省は、この建議を踏まえて、①全ての労働者派遣事業を許可制とすること、②業務単位の期間制限を廃止し、派遣労働者個人単位と派遣先の事業所単位の期間制限を設けること、③無期雇用の派遣労働者等には期間制限を設けないこと等を内容とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。しかし、同法律案は、同国会で廃案となり、同年の第187回国会に再提出されたが、解散により廃案となった。

与党の申入れを受け、政府は、第186回国会及び第187回国会で廃案となった法律案に派遣就業は臨時的かつ一時的であることを原則とする等の修正を行った「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「労働者派遣法等改正案」という。）を平成27年3月13日（第189回国会）、国会に提出した。

（イ）労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外5名提出）

役員を除く雇用者に占める非正規労働者の割合は3分の1を超え、その賃金は正規労働者の賃金の約6割の水準にとどまっている状況にある中で、非正規労働者と正規労働者の待遇や雇用の安定性についての格差が社会における格差の固定化につながるのではないかと懸念されている。そこで、平成26年11月6

日（第187回国会）、民主、維新、みんなの党及び生活は、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとする内容とする「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案」を衆議院に提出した。同法律案は、第187回国会で解散により廃案となった。

平成27年5月26日（第189回国会）、民主、維新及び生活は、第187回国会で廃案となった法律案と同じ内容の「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案」（以下「労働者待遇確保推進法案」という。）を衆議院に提出した。

イ 関連議案の概要

（ア）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、労働者派遣事業を全て許可制とすること。
- b 厚生労働大臣は、労働者派遣法の規定の運用に当たり、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とするとの考え方を考慮しなければならないこと。
- c 業務単位の期間制限を廃止し、同一の派遣労働者に係る期間制限及び派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの期間制限の二つの期間制限を設けること。
- d 派遣元事業主は、同一の派遣労働者に係る期間制限の上限に達する見込みがある派遣労働者に対して、派遣先への直接雇用の依頼等の雇用の安定を図るための措置を講じなければならないこと。

- e 派遣元事業主は、派遣労働者に対し、計画的な教育訓練等の実施や均衡待遇を確保するために考慮した内容についての説明をしなければならないこと。
- f 派遣先は、賃金の情報提供、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用に関して配慮しなければならないこと。
- g この法律は、一部の規定を除き、平成 27 年 9 月 1 日から施行すること。

(イ) 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外 5 名提出)

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- a 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないことを基本理念とすること。
- (a) 労働者が、その雇用形態にかかわらずその従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにすること。
- (b) 正規労働者（無期雇用労働者（派遣労働者を除く。）であって短時間労働者でないものをいう。以下同じ。）以外の労働者が正規労働者となることを含め、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにすること。
- (c) 労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにすること。
- b 国は、a の基本理念にのっとり、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- c 事業主は、国が実施する労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に協力するよう努めるものとする。
- d 国は、労働者の雇用形態による職務及び待遇の相違の実態等について調査研究を行

うものとする。

- e 国は、待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う正規労働者及び正規労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- f 政府は、派遣労働者について、派遣元事業主及び派遣先に対し派遣労働者の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその職務に応じた待遇の均等の実現を図るものとし、このために必要となる法制上の措置については、この法律の施行後 1 年以内に講ずるものとする。
- g 国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。
- h この法律は、公布の日から施行すること。

ウ 審議経過

労働者派遣法等改正案は、平成27年 3 月 13 日に提出され、5 月 12 日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。同委員会においては、翌 13 日、塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月 15 日から質疑に入り、同月 28 日には参考人から意見を聴取した。

労働者待遇確保推進法案は、5 月 26 日に提出され、同日、厚生労働委員会に付託された。同委員会においては、翌 27 日、提出者井坂信彦君から提案理由の説明を聴取した。

同月 29 日からは両法律案をあわせて議題とし、6 月 2 日には参考人から意見を聴取し、同月 12 日には、安倍内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行った。

同日、維新より、労働者派遣法等改正案に対し、労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効発揮と雇用安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがあると認められるときの検討規定を改め、この法律の施行後速や

かに、労働者の解雇に関する法制度等の在り方について抜本的な見直しを行うものとする内容を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について質疑を行い、**労働者派遣法等改正案**について質疑を終局した。

同月19日、同法律案の原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、維新提出の修正案は、賛成少数をもって否決され、同法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。同日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、9月9日の本会議で修正議決がなされ、衆議院に回付された（参考（ア）参照）。これを受けて、同月11日、本会議で参議院の修正に同意するとの議決が行われ、同法律案は成立した。

労働者待遇確保推進法案については、6月19日に質疑を終局したところ、自民、維新及び公明の3会派共同提案により、**修正案**が提出され（参考（イ）参照）、趣旨説明を聴取した。

次いで、原案及び修正案について採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、同法律案は修正議決すべきものと議決された。同日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。参議院においては9月9日の本会議で可決され、成立した。

（参考）両法律案の修正内容

（ア）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の参議院回付案の内容

- a 派遣元管理台帳の記載事項に、特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等に関して講じた措置を追加すること。
- b 派遣先は、派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の当該過半数労働組合等に対する派遣可能期間の延長の理由等の説明を行うに当たっては、この法律の趣旨にのっとり、誠

実にこれらを行うように努めなければならないこと。

- c 派遣元事業主は、派遣労働者に対し就業条件等の明示をするに当たっては、派遣先が派遣期間の制限に違反して労働者派遣の役務の提供を受けた場合には労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならないこと。
- d この法律の施行期日を「平成27年9月1日」から「平成27年9月30日」に改めること。

（イ）労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案に対する修正案の内容

- a 「正規労働者」を「通常の労働者」とすること。
- b 調査研究の対象として、雇用形態による教育訓練の相違の実態が含まれることを明記すること。
- c 派遣労働者について、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置等を講ずるものとする。
- d 雇用環境の整備のための必要な施策として、労働者の就業形態の設定の多様化を規定すること。
- e 雇用環境の整備のための施策を講ずるに当たっての配慮事項として、通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善の促進を規定すること。

エ 主な質疑事項

労働者派遣法等改正案に対する主な質疑事項は、①個人単位の期間制限が適用されることで26業務に従事する有期雇用の派遣労働者に雇止めが生じる懸念、②多様な派遣労働者の実態に即したキャリアアップ措置の効果的な実施方法、③本法律案が多様な働き方とし

ての派遣労働を肯定しながら派遣労働者の増加を見直しの理由とする規定を設けていることの整合性等であった。

労働者待遇確保推進法案に対する主な質疑事項は、①本法律案における「職務に応じた

待遇の確保」の定義及び具体的な考え方、②我が国における同一労働同一賃金の実現可能性、③本法律案の成立により見込まれる派遣労働者の労働条件の改善及び我が国の労働市場の変化等であった。

(4) 農協等改革関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 政府における検討

平成25年11月27日、内閣府に設置された規制改革会議は、同会議の下に設置されていた農業ワーキング・グループにおける検討を踏まえ、「今後の農業改革の方向について」を決定した。

同意見では、我が国の農業をめぐる環境は、農業者の高齢化や後継者問題、耕作放棄地の増加など、厳しい状況にあり、これらの課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、意欲のある農業者等が、精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要があるとされ、このため、農業委員会の業務における重点、委員の構成や選挙・選任方法、事務局体制の整備等についての見直し、農業生産法人の要件の見直し、農政における農業協同組合（以下「農協」という。）の位置付け、事業・組織の在り方、今後の役割などについての見直し等について、早急に農業改革に取り組むべきであるとされた。

また、内閣に設置された農林水産業・地域の活力創造本部（以下「活力創造本部」という。）は、12月10日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「プラン」という。）を決定した。

プランでは、農業の成長産業化に向けた農協の役割について、農業者の所得増加に向けた経済界との連携の促進、担い手支援機能の強化、6次産業化、農産物の輸出の促進等に主体的に取り組むための自己改革について言及し、今後の農協の在り方、役割等について、その見直しに向けて検討するとされた。また、農業委員会、農業生産法人及び農協の在り方

等については、「今後の農業改革の方向について」に基づき議論を深化させ、平成26年6月に向けて、具体的な農業改革の推進について結論を得るとされた。

さらに、平成26年5月22日、規制改革会議は、「農業改革に関する意見」を決定した。

同意見では、農業委員会の委員の選挙制度の廃止、農業生産法人の事業要件の廃止及び役員要件・構成員要件の緩和、農協の中央会制度の廃止等が提言された。

(イ) 与党における検討

このような規制改革会議等の動きに対し、与党においては、平成26年3月より、農協、農業委員会、農業生産法人の改革について検討を行い、6月10日、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（以下「与党取りまとめ」という。）が取りまとめられた。その中で、単位農協の在り方、農協の連合会・中央会の在り方、行政における農協の取扱い、農業委員の選出方法、農業生産法人の要件等について改革の方向性が示された。

農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるための検討を行い、次期通常国会に関連法案を提出することとされた。

農業委員会については、農業委員の選出方法を、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにすることとされた。

また、農業生産法人要件については、農業生産法人要件を満たしている法人が6次産業

化等を図り経営を発展させようとする場合の障害を取り除く等の観点から、役員の農作業従事要件及び議決権要件の緩和を行うこととされた。

(ウ) 「規制改革実施計画」の閣議決定等

与党取りまとめを受けて取りまとめられた「規制改革に関する第2次答申」に基づき、平成26年6月24日、「規制改革実施計画」が閣議決定された。

同計画では、「競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するため、農地中間管理機構の創設を、国民の期待に応える農業改革の第一歩とし、その上で、農業委員会、農地を所有できる法人（農業生産法人）、農業協同組合の在り方等に関して、これら3点の見直しをセットで断行する」こととされた。

また、同日、活力創造本部においてプランの改訂が決定され、与党取りまとめも踏まえ、農協改革、農業委員会の改革、農業生産法人要件の見直しの措置を講じることとされた。

(エ) 関係農業団体の対応

農協・農業委員会等の改革に係る政府・与党の動きに対し、ＪＡグループは、全国農業協同組合中央会（以下「ＪＡ全中」という。）会長の諮問会議である総合審議会及び外部有識者からなるＪＡグループの自己改革に関する有識者会議を設置し、経済界や担い手等の意見を取り込んだ自己改革の検討を行った。平成26年11月6日、ＪＡ全中は、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標とする自己改革案「ＪＡグループの自己改革について」を決定、公表した。この自己改革案では、「新たな中央会が、組合員・ＪＡが求める機能を責任を持って確実に発揮するためには、農協法上の措置が必要」であるとし、5年間で自己改革集中期間として、自らの事業・組織の改革に徹底して取り組むこととされている。

また、農業委員会系統組織は、平成26年5月27日に開催された平成26年度全国農業委員会会長大会において、「農業・農村の再生に向

けた農業委員会制度・組織改革に関する要請」を決議したほか、12月4日に開催された平成26年度全国農業委員会会長代表者集会では、「農業委員会組織・制度見直しに関する要請」を決議し、政府・国会に対し、農業委員会組織・制度改革に向けて、農業委員の「代表制」の確保、定数の確保等を実現するよう求めた。

(オ) 政府案の提出

与党においては、関係団体等からヒアリングを行うなど議論を行い、平成27年2月9日、与党取りまとめを踏まえた法制度等の骨格等が取りまとめられ、同月13日の活力創造本部において了承された。

以上の経緯を経て、政府は作業を進め、与党との調整を経て、4月3日、第189回国会に**農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）**を国会に提出した。

(カ) 民主党における検討、民主案の提出

民主党においては、農林水産部門会議に農政改革研究会を新たに組織し、平成27年2月20日以降、政府・与党が進めている農協・農業委員会制度等の改革について検討が行われ、3月24日、「政府・与党の農協・農業委員会『改革』に対する基本的考え方」が取りまとめられた。

その中で、農協については、『農家のための農協』であるという役割とともに、『農村地域のための農協』であるという役割も、積極的に法律上位置づけていくべき」とし、「農業協同組合法の中に『食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会を実現する』ことを目的とした規定を置く」ことが提言された。

また、「現在の農協が農家・農村の協同組合として十分に機能しているとはいえない。問題点を多く抱えていることも事実であり、政治との関わり方も含めて、協同組合としての基本的理念に立脚して自律的に不断の自己改革を進めるべきである」との認識も示された。

こうした基本的考え方の下、民主党において、政府提出法律案の対案としての法律案の

検討が進められた。

以上の経緯を経て、民主党・無所属クラブは、平成27年5月13日、第189回国会に**農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外3名提出）**を衆議院に提出した。

イ 関連議案の概要

（ア）農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- a 農業協同組合法の一部改正
 - (a) 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、その行う事業によってその組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とし、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする。とともに、農畜産物の販売等の事業の的確な遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする。
 - (b) 組合は、事業を行うに当たって、組合員及び会員に利用を強制してはならないものとする。
 - (c) 理事の過半数を、原則として、認定農業者又は農産物販売・法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならないものとする。
 - (d) 組合は、その選択により、組合を設立する新設分割及び組合から株式会社・一般社団法人・消費生活協同組合・社会医療法人への組織変更ができるものとする。
 - (e) 農業協同組合中央会制度は廃止し、法施行後3年6月の間に、都道府県農業協同組合中央会は農業協同組合連合会に、全国農業協同組合中央会は一般社団法人に移行することができるものとする。
 - (f) 一定規模以上の信用事業を行う農業協同組合等は、公認会計士又は監査法人による

会計監査を受けなければならないものとし、新制度への移行に当たって、政府は適切な配慮を行うものとする。

- b 農業委員会等に関する法律の一部改正
 - (a) 農業委員会は、農地法に基づく権利移動等に関する許可業務のほか、農地等の利用の最適化の推進を行うものとする。
 - (b) 農業委員の選出方法について公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め、農業委員の過半数は、原則として、認定農業者でなければならないものとする。
- c 農地法の一部改正
 - 農地を所有できる法人の要件のうち、役員の農作業従事要件について役員等のうち1人以上の者が農作業に従事すればよいものとする。とともに、議決権要件について農業者以外の者の議決権が総議決権の2分の1未満までよいものとする。
- d 施行期日
 - この法律は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行するものとする。

（イ）農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外3名提出）

最近における農業協同組合等が果たしている役割の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合等が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることを明記するとともに、農業協同組合等の自主性を尊重するための規定、農業協同組合等の政治的中立性に関する規定等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- a 配慮規定及び自主性の尊重に関する規定の新設
 - (a) 農業協同組合法の運用に当たっては、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の行う事業が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、当該事業を通じて、豊かで住みよい地域社会の実現が図られるよう配慮されなければならないこと。
 - (b) 国及び地方公共団体は、組合の特性に鑑

み、その業務運営における自主性を尊重しなければならないこと。

- b 政治的中立性の確保に関する規定の新設
組合及び農業協同組合中央会は、これを特定の政党のために利用してはならないこと。
- c 地区が重複する組合及び都道府県の区域を超える組合の設立が可能である旨の規定の新設等
 - (a) 組合の定款の地区に関する規定には、全部又は一部が他の組合の地区と重複する区域及び都道府県の区域を超える区域を地区として定めることができること。
 - (b) 組合の設立に関する行政庁の認可基準について緩和すること。
 - (c) 農業協同組合中央会が模範定款例を定めることができる旨の規定を削除すること。
- d 施行期日等
 - (a) この法律は、公布の日から施行すること。
 - (b) 組合の監査その他の組合に係る制度の在り方については、この法律の施行後 3 年を目途として、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

ウ 審議経過

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）（以下「政府案」という。）は平成27年4月3日に、農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外3名提出）（以下「民主案」という。）は、同年5月13日にそれぞれ提出された。

両法律案は、5月14日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、農林水産委員会に付託された。

同委員会においては、同月19日、両法律案について順次提案理由の説明を聴取し、21日より質疑に入った。同月27日及び6月16日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。また、6月8日には、石川県及び山梨県において、いわゆる地方公聴会（委員派遣）を開催し、意見陳述者から意見を聴取し、質疑が行われるなど審査が進められた。また、25日には安倍内閣総理大臣出席

の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、**政府案**に対し、維新の党から修正案（後記参照）が提出され、趣旨説明を聴取した。次いで、両法律案及び修正案について一括して討論を行い、順次採決を行ったところ、**民主案**は賛成少数をもって否決すべきものと議決された。次に、**政府案**については、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと議決された。

なお、**政府案**に対し、附帯決議が付された。

6月30日の本会議において、**民主案**は否決され、**政府案**は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、8月28日の本会議において、**政府案**は可決され、成立した。

（参考）政府案に対する修正案の内容

政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする規定を追加すること。

エ 主な質疑事項

政府案に対する主な質疑事項は、①今般の農協・農業委員会等の改革を行う趣旨、②農協の事業運営原則を見直し、現行の非営利規定を削除することの妥当性、③農協の理事等の過半数を、原則として認定農業者又は農産物販売に関し実践的能力を有する者とする理由及びその例外規定の内容、④地域農協や全農等を株式会社等に組織変更した場合の効果とその影響、⑤中央会制度を廃止する理由並びに地域農協に対する監査制度を全国中央会（平成14年からは、全国中央会に設置されたJ A全国監査機構）による監査から公認会計士による監査に変更する理由及び今後の監査

の在り方、⑥全国中央会による監査が地域農協の自由な経済活動を阻害した具体的な事例の有無、⑦准組合員の事業利用調査の内容及びその利用規制を検討する理由、⑧農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更することの妥当性、⑨農地利用最適化推進委員の業務内容及び農業委員との役割分担、⑩農地を所有できる法人の要件を緩和する趣旨等であった。

民主案に対する主な質疑事項は、①都道府県域を超えた農協の設立について法律上明記することによる農家にとってのメリット、②業務運営における自主性を尊重する規定を新たに設けることとした趣旨、③地域社会のための農協を法律上位置付けることと准組合員制度との関係、④検討条項にある「監査その他の組合に係る制度の在り方」の具体的な内容等であった。

(5) エネルギーシステム改革関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 従来の我が国のエネルギー供給構造(エネルギーシステム)

我が国では、電気・ガス(都市ガス)や熱を発生させ、送配電網やガス導管、熱導管等のネットワークを通じて需要家へ送り届けるエネルギー供給事業については、膨大な設備投資を必要とする特殊性を背景に、国から許可を受けた事業者がエネルギーの発生、配送から小売までを一貫して行い(「垂直統合構造」)、地域別に独占的に事業を実施する「地域独占制」の下、独占制から生じる弊害を防止するために経済産業大臣が料金を認可する「認可料金制」とあいまって形成されたエネルギー供給構造(エネルギーシステム)によって実施されてきた。

例えば電気事業では、北海道電力から沖縄電力までの10の「一般電気事業者」が発電、送配電から小売までのプロセスを一貫して、全国の10の供給地域ごとに、経済産業大臣が認可した電気料金によって独占的に電力供給を行ってきており、都市ガス事業では、公営企業体を含む200社余りの「一般ガス事業者」がガスの調達、導管事業から小売までを地域ごとに独占し、認可料金によってガスを供給する形態で供給事業が展開されてきた。

このような状況の中、1990年(平成2年)前後から欧州において先行的に開始された電力・ガスの自由化の動きや我が国における規制緩和をめぐる要請等を踏まえ、我が国においても、平成6年以降、大規模需要家(大口

部門)への供給事業を対象として、事業参入や料金の自由化を導入する等の「電力自由化」「ガス自由化」に向けた制度改正が進められた。

その後の数次にわたる制度改正により自由化の範囲は逐次拡大され、これまでに電力・ガスともに供給量の6割以上が自由化の対象とされてきたが、家庭等の小規模需要についてまでは自由化範囲が拡大されておらず、新規参入事業者の市場獲得比率は低い水準にとどまっていた。

(イ) 電力システム改革

こうした中で、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生や火力発電所の被災等により電気の需給状況がひっ迫し、計画停電を伴う戦後最大の「電力危機」に陥ったことで、「垂直統合構造」「地域独占制」等からなる従来の電力供給構造(電力システム)の限界が明らかになった。これを踏まえ、政府においては、従来の我が国の電力システムを見直し、事業者や需要家の選択や競争を通じて安定的な電力供給を実現するための新たな電力システムの構築に向けた検討が開始された。

平成25年2月に総合資源エネルギー調査会の電力システム改革専門委員会が取りまとめた報告書では、電気の小売の全面自由化、料金規制の段階的撤廃、全国大での需給調整を行う広域系統運用の拡大、発電・送配電・小売の分離(発送電分離)の実施等を内容とす

る「電力システム改革」の方向性が示された。

同年4月2日には「電力システムに関する改革方針」が閣議決定され、平成25年から3年連続する電気事業法等の改正によって電力システム改革を行うこととし、①第一段階目は電力の広域的融通を行う広域的運営推進機関の設立及び今後における電力システム改革の進め方についてプログラム規定を設けること等を内容とし、平成27年の実施に向けて第183回通常国会に法律案を提出すること、②第二段階目は小売参入の全面自由化等を内容とし、平成28年の実施に向けて平成26年の通常国会に法律案を提出すること、③第三段階目は電気料金の規制の撤廃及び発送電分離の実施等を内容とし、平成30年から平成32年までの間の実施に向けて平成27年の通常国会に法律案を提出することを目指すことが示された。

この閣議決定に沿って、平成25年4月12日、第一段階目となる電気事業法改正案が第183回国会に提出された。同法律案は衆議院で電力システム改革の趣旨の明確化を図ること等を内容とする修正が加えられ、修正議決されたものの、参議院で審査未了、廃案となったことから、第185回国会に衆議院の修正内容を盛り込んだ改正案が再提出され、平成25年11月13日に可決、成立した。平成26年2月28日には、第186回国会に第二段階目の電気事業法改正案が提出され、同年6月11日に可決、成立した。引き続き、政府では、平成27年の通常国会に提出を予定する第三段階目の改正案について、発送電分離の在り方、中立性確保の観点から必要となる行為規制の在り方、電気事業の規制等を実施するための新たな行政機関の具体的な組織体制の在り方等の詳細設計について検討が進められた。

(ウ) ガスシステム改革及び熱供給システム改革

上述の電力システム改革専門委員会報告書においては、「電力システム改革を貫く考え方は、同じエネルギー供給システムであるガス事業においても整合的であるべき」として、都市ガスの供給構造（ガスシステム）についても、電力システム改革と同様の改革を促す

提言が含まれていた。

これを踏まえ、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会に設置されたガスシステム改革小委員会において、平成25年11月以降、新たなガスシステムの構築に向けた検討が開始された。平成27年1月に取りまとめられた報告書では、都市ガスの小売の全面自由化、料金規制の撤廃、ガスの事業類型の再編の実施等の「ガスシステム改革」の方向性が示された（なお、電力システム改革における発送電分離に対応する導管部門の法的分離の必要性については、委員の意見を列挙するにとどまり、結論は示されなかった）。

あわせて、同報告書では、熱供給事業についても、参入規制の許可制から登録制への移行や料金規制・供給義務の撤廃の実施等の「熱供給システム改革」の方向性が示された。

(エ) 電気事業法等の一部を改正する等の法律案の検討及び国会提出

これらの検討結果を踏まえて、政府は、「電力システム改革」「ガスシステム改革」「熱供給システム改革」の一体的な実現を通じて、電力・ガス・熱の垣根を越えた総合的なエネルギー市場の創出や、エネルギー選択の自由度拡大、料金の最大限の抑制及び安定供給の確保等を図るための「エネルギーシステム改革」と位置付け、第三段階目の「電気事業法」の改正、「ガス事業法」「熱供給事業法」の改正及び電力・ガス及び熱の取引の監視等を担う電力・ガス取引監視等委員会を設置する「経済産業省設置法」の改正を束ねて行う**電気事業法等の一部を改正する等の法律案**を平成27年3月3日に閣議決定し、同日、国会に提出した。

イ 関連議案の概要

電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）

本法律案は、電力システム改革の第三段階目の実施とともに、ガスシステム改革、熱供給システム改革の実施及びこれらの改革により自由化される市場の取引の監視等を行う「電力・ガス取引監視等委員会」の設置に関

し所要の措置を講じるものであり、その主な内容は以下のとおりである。

a 電気事業法の一部改正等

(a) 送配電事業の中立性確保のため、一般送配電事業者等と小売電気事業者等との兼業禁止による法的分離方式での発送電分離とともに、役員の兼職禁止や取引制限等の行為規制を措置すること。

(b) 現在の一般電気事業者に経過措置として認められる小売料金規制について、競争の進展状況等を確認した上で、供給区域ごとに経過措置を解除するものとする。

(c) 現在の一般電気事業者に認められている一般担保付社債の発行の特例を、発送電分離の実施から5年間の経過措置の後、廃止すること。

b ガス事業法の一部改正

(a) ガスの小売業への参入の全面自由化及びこれに伴うガス事業類型の見直しを行うとともに、LNG基地の第三者利用を促すための所要の措置を講じること。

(b) ガス導管網の整備を促進するため、導管の建設及び保守を実施する一般ガス導管事業について地域独占と料金規制を措置するとともに、事業者間の導管接続の協議を国が命令・裁定できるものとする。

(c) 需要家保護のため、経過措置として競争が不十分な地域における小売料金規制を継続するとともに、ガス事業類型の見直しに応じた保安体制を構築すること。

(d) 導管事業の中立性確保のため、一定規模以上のガス導管事業者とガス小売事業者等との兼業禁止による法的分離方式での導管部門の分離とともに、役員の兼職禁止や取引制限等の行為規制を措置すること。

c 熱供給事業法の一部改正

熱供給事業の参入規制を許可制から登録制へ移行し、料金規制や供給義務等を撤廃すること。

d 経済産業省設置法等の一部改正

電力・ガス・熱の取引の監視及び行為規制の実施等を業務とする「電力・ガス取引監視等委員会」を経済産業大臣の下に設立すること。

e 施行期日等

改正事項ごとに施行期日を定めるとともに、政府において施行後の各段階で検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ウ 審議経過

電気事業法等の一部を改正する等の法律案

は、平成27年3月3日に国会に提出され、4月16日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、同月17日に宮沢経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、22日から質疑に入り、28日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、5月15日には安倍内閣総理大臣に対する質疑を行った。20日に質疑終局した後、民主から、ガス導管事業の中立性確保措置については平成28年の国会の常会に提出する法律案で措置するよう改めること等を内容とする修正案が、維新から、電力・ガス取引監視等委員会を独立行政委員会とすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、維新提出の修正案について、内閣の意見を聴取した。次いで、討論・採決が行われた結果、両修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同月21日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月17日の本会議において可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①エネルギーシステム改革の意義及び改革後のエネルギー市場の在り方、②改革後の料金上昇の懸念、③経過措置として残される料金規制の解除基準、④ガスシステム改革小委員会報告書で明記されなかったガスの導管部門の法的分離が法律案に盛り込まれた経緯、⑤送配電部門及びガス導管部門の法的分離に伴う兼業規制及び行為規制

の在り方、⑥電力自由化の下での原子力事業の在り方、⑦卸電力取引所の活性化のために必要な具体的方策、⑧ガスの自由化後に十分な保安を確保するための方策、⑨効果的な熱の利用方策及びそれを促すための政策、⑩電

力・ガス取引監視等委員会の中立性を確保するための方策、⑪検証規定の対象及び見直しの範囲、⑫電気事業者を対象とするスト規制法の見直しの在り方等であった。

(6) 平和安全法制関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 第 2 次安倍内閣における「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」

第 2 次安倍内閣が発足した平成 24 年 12 月 26 日、内閣総理大臣就任記者会見において安倍総理は、第 1 次安倍内閣（平成 18 年 9 月 26 日～平成 19 年 9 月 26 日）時に開催された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下「安保法制懇」という。）が福田総理（当時）に提出した報告書（平成 20 年 6 月、第 1 次報告書）について、自衛隊が実施するには憲法解釈上大きな制約が存在する活動として当時検討された 4 類型が妥当か否かも含め、再度検討する旨を表明した。

平成 25 年 2 月 8 日に再開された安保法制懇は、以降 7 回にわたり議論を重ねた結果、平成 26 年 5 月 15 日、安倍総理に新たな報告書（以下「第 2 次報告書」という。）を提出した。

第 2 次報告書は、憲法解釈の現状と問題について指摘した後、憲法第 9 条の解釈の在り方や憲法上認められる自衛権、集団安全保障措置への参加、武力攻撃に至らない侵害への対応等について提言した。

第 2 次報告書の提出を受け開催した国家安全保障会議後の記者会見において、安倍総理は、国民の命と暮らしを守るため切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備するに当たって、今後どのように検討を進めていくか、その基本的方向性について説明した。その際、安倍総理は、第 2 次報告書の中で集団的自衛権に関して提示された考え方のうち、我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することが許されるとの考え方は従来の政府の基本的立場を踏まえたものであり、今後更に研究を進

めるとの考えを表明した。

(イ) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定

平成 26 年 5 月 20 日、連立政権を組む自民、公明両党は「安全保障法制整備に関する与党協議会」（以下「与党協議会」という。）の初会合を開催した。同月 27 日の第 2 回会合では、現在の憲法解釈・法制度では対処に支障があるとされる「事例集」が政府から提示された。

以降、与党協議会では、個別具体的な事例に即し議論が行われるとともに、従来の「自衛権発動の 3 要件」に代わる新たな要件の在り方やいわゆる「武力の行使との一体化」論の在り方等について検討が進められ、同年 7 月 1 日の第 11 回与党協議会において、安全保障法制の整備のための基本方針（閣議決定案）が了承された。

これを受けて、同日、政府は新たな安全保障法制の整備のための基本方針として、①武力攻撃に至らない侵害への対処、②国際社会の平和と安定への一層の貢献、③憲法第 9 条の下で許容される自衛の措置（集団的自衛権の限定行使を含む。）及び④今後の国内法整備の進め方を柱とする「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下「安保法制閣議決定」という。）を国家安全保障会議及び閣議において決定した。

(ウ) 政府案の国会提出

安保法制閣議決定を受け、自民、公明両党は平成 27 年 2 月 13 日から与党協議会において安全保障法制の整備に向けた議論を再開させ

た。両党は政府から具体的検討が必要な法律等について説明を聴取しつつ、与党内での法案審査に向けた検討を行った結果、同年5月14日の与党協議会において、関連法案を正式に了承した。

これを受け、政府は、同日、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）（以下「平和安全法制整備法案（内閣提出）」という。）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第73号）（以下「国際平和支援法案（内閣提出）」という。）を閣議決定し、翌15日、両法律案（以下、両法律案をまとめて呼ぶ場合は「政府案」という。）を国会に提出した。

なお、武力攻撃に至らない侵害、いわゆる「グレーゾーン事態」への対応については、警察機関と自衛隊を含む関係機関の基本的な役割分担を前提に、いかなる不法行為に対しても、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、検討が進められた結果、治安出動や海上警備行動の発令手続の迅速化については、「大規模テロ等のおそれがある場合の政府の対処について」（平成13年11月2日閣議決定）を参考にしつつ、自衛隊の出動等を電話等による閣議決定で行うことを可能とする三つの対処方針が、政府案とともに閣議決定された。

（エ）野党案の国会提出

維新は、政府案が我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会に付託され、審査を受けている中で、政府案は自衛権発動の要件である、「存立危機事態」の概念が曖昧に過ぎ、時の政府の恣意的な判断によって武力行使が可能となるため、憲法違反の疑いがあることなどを理由に、7月8日、自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第25号）（以下「平和安全整備法案（維新提出）」という。）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第26号）（以下「国際平和協力支

援法案」（維新提出）という。）を衆議院に提出した。

また、グレーゾーン事態への対応は新たな法整備ではなく現行法制度の運用改善で行うという政府方針に対して、新たな法整備が必要との考えから、同日、民主及び維新は、領域等の警備に関する法律案（大島敦君外8名提出、衆法第27号）（以下「領域警備法案」という。）を衆議院に提出した。

イ 関連議案の概要

（ア）平和安全法制整備法案（内閣提出）

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（以下「存立危機事態」という。）に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態（以下「重要影響事態」という。）に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

a 自衛隊法の改正

存立危機事態における防衛出動、在外邦人等の警護及び救出任務並びに自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に従事する合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用権限の追加、物品又は役務の提供の対象となる合衆国軍隊の活動範囲の拡大、国外犯処罰規定の整備等のため、自衛隊法を改正すること。

b 国際平和協力法の改正

国際平和協力業務の実施対象として国連が統括しない国際連携平和安全活動の追加、国際平和協力業務の種類に安全確保及び駆け付け警護の追加、安全確保業務に従事する自衛官への任務遂行のための武器使用権限の付与等のため、国際平和協力法を改正すること。

c 重要影響事態安全確保法（周辺事態安全確保法の改正）

対象事態として周辺事態から重要影響事態への変更、日米安保条約の目的達成に寄与する合衆国軍隊以外の外国軍隊等に対する支援活動の追加、戦闘行為が行われている現場での活動禁止原則の導入等のため、周辺事態安全確保法を重要影響事態安全確保法に改正すること。

d 船舶検査活動法の改正

船舶検査活動が重要影響事態安全確保法及び後述（イ）の国際平和支援法（内閣提出）とあいまって実施されるよう船舶検査活動法を改正すること。

e 事態対処法の改正

法律の目的に武力攻撃事態等への対処に加えて存立危機事態への対処を追加するため、事態対処法を改正すること。

f 自衛隊法及び事態対処法を除く事態対処法制の改正

武力攻撃事態等における米軍行動関連措置法及び特定公共施設利用法の合衆国軍隊以外の外国軍隊への適用並びに存立危機事態における米軍行動関連措置法、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法の適用のため、それぞれの法律を改正すること。

g 国家安全保障会議設置法の改正

国家安全保障会議の審議事項として存立危機事態、重要影響事態及び後述（イ）の国際平和共同対処事態への対処を追加するなど、同会議の審議事項を整理するため、国家安全保障会議設置法を改正すること。

h 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（イ）国際平和支援法案（内閣提出）

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対

処事態」という。）に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a 協力支援活動等の対象となる諸外国の軍隊等の定義

諸外国の軍隊等とは、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、国際連合の総会又は安全保障理事会の決議を受けて当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいうこと。

b 基本原則

協力支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。

c 基本計画及び国会承認

内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、協力支援活動若しくは搜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に規定する船舶検査活動（（イ）において、以下「対応措置」という。）のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求め、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならないものとする。

d 協力支援活動及び搜索救助活動の実施及び活動の中断等

防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。また、防衛大臣は、基本計画に従い、協力支援活動としての自衛隊による役務の提供及び搜索救助活動について、実施区域の指定を含む実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとするとともに、実施区域の全部又は一部において、当該活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実

施されている活動の中断を命じなければならないものとする。

e 武器の使用

協力支援活動としての自衛隊の役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるものとし、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないものとする。

f 施行期日

この法律は、平和安全法制整備法（内閣提出）の施行の日から施行するものとする。

（ウ）平和安全整備法案（維新提出）

条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態（以下「武力攻撃危機事態」という。）に際して実施する防衛出動その他の対処措置その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

a 自衛隊法の改正

武力攻撃危機事態における防衛出動、在外邦人等の警護及び救出任務の追加、物品又は役務の提供の対象となる合衆国軍隊の活動範囲の拡大、国外犯処罰規定の整備等のため、自衛隊法を改正すること。

b 国際平和協力法の改正

国際平和協力業務の種類に駆け付け警護の追加、駆け付け警護に従事する自衛官への任務遂行のための武器使用権限の付与、国際平和協力本部長による国際平和協力隊

員の安全確保のための配慮義務規定の新設等のため、国際平和協力法を改正すること。

c 周辺事態安全確保法の改正

対応措置に関する基本計画に定める事項の追加、対応措置を実施する自衛官に付与されている自己保存型武器使用権限の拡充等のため、周辺事態安全確保法を改正すること。

d 船舶検査活動法の改正

船舶検査活動等を実施する自衛官に付与されている自己保存型武器使用権限の拡充等のため、船舶検査活動法を改正すること。

e 事態対処法の改正

法律の目的に武力攻撃事態等への対処に加えて武力攻撃危機事態への対処を追加するとともに、防衛出動に係る国会承認を求める際の政府から国会への情報提供規定を新設する等のため、事態対処法を改正すること。

f 自衛隊法及び事態対処法を除く事態対処法制の改正

武力攻撃危機事態に米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法を適用させるため、それぞれの法律を改正すること。

g 国家安全保障会議設置法の改正

国家安全保障会議の審議事項として武力攻撃危機事態及び後述（エ）の国際平和共同対処事態（維新）への対処を追加するなど、同会議の審議事項を整理するため、国家安全保障会議設置法を改正すること。

h 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（エ）国際平和協力支援法案（維新提出）

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第7章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一

員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの（以下「国際平和共同対処事態（維新）」という。）に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- a 基本原則及び活動に際しての国連決議
 - (a) 政府は、国際平和共同対処事態（維新）に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動若しくは捜索救助活動（（エ）において、以下「対応措置」という。）を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。
 - (b) 人道復興支援活動については、国際社会の平和及び安全を脅かす事態において国際連合加盟国の取組を求める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合に限り実施し、協力支援活動及び捜索救助活動については、国際連合加盟国の軍隊等が当該事態に対処するために活動する旨を決定する等の国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合に限り実施するものとする。
 - (c) 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと。
 - (d) 対応措置は、我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる外国の領域（当該外国の同意がある場合に限る。）並びに公海及びその上空において実施するものとする。
- b 基本計画及び国会承認

内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態（維新）に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求め、対応措置の実施前に、当該基本計画について国会の承認を得なければならないものとする。

c 武器の使用

対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるものとし、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないものとする。

d 施行期日

この法律は、平和安全整備法（維新提出）の施行の日から施行するものとする。

（オ）領域警備法案（民主及び維新共同提出）

領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

a 基本原則

領海等及び離島等における公共の秩序の維持のための活動は、警察機関をもって行うことを基本とし、警察機関をもっては公共の秩序を維持することができないと認められる事態が発生した場合には、自衛隊が、警察機関との適切な役割分担を踏まえて、当該事態に対処するものとする。

b 領域警備基本方針

政府は、5 年を 1 期として、領域等の警備に関する基本方針（以下「領域警備基本方針」という。）を定めるものとし、内閣総理大臣は、領域警備基本方針につき、原則として国会の事前の承認を得なければならないこと。

c 領域警備区域

内閣総理大臣は、領海等及び離島等のうち、武装していることが疑われる者による不法行為が行われる場合その他やむを得ず実力の行使を伴う対処が必要となり得る場合において警察機関の配置の状況、本土か

らの距離その他の事情により適切な対処に支障を生ずる高い蓋然性があると思料される区域を、5年以内の期間を定めて、告示をもって領域警備区域として指定することができることとし、その指定の告示につき、国会の事後の承認を得なければならないこと。

d 領域警備行動

防衛大臣は、領域警備区域における公共の秩序を維持するため、自衛隊の部隊に対し、領海等及び離島等において公共の秩序を維持するための行動準則について定めた対処要領に基づき、情報の収集、不法行為の発生の予防及び不法行為への対処その他の必要な措置を講じさせることができること。

e 治安出動等の手続の特例

内閣総理大臣が領域警備区域について治安出動を命ずる場合及び防衛大臣が命ずる海上警備行動を承認する場合においては、個別に閣議の決定を求めることを要しないこと。

f 海上における警備準備行動

防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補完させるよう要請があった場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、領域警備区域を除く海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動(海上における警備準備行動)をとることを命ずることができること。

g 適切な連絡体制の構築等

政府は、船舶及び航空機の偶発的な衝突等の不測の事態の発生を防止するため、各国政府との間で、国の防衛に関する職務を行う当局その他関係行政機関相互間の意思疎通と相互理解の増進、緊急時の連絡体制の構築その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

h 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行すること。

ウ 審議経過

政府案は、平成27年5月15日に国会に提出され、19日に我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会に付託された。**政府案**の審議は、26日の本会議における趣旨説明の聴取及び質疑により開始された。

同委員会において、同日、提案理由の説明を聴取し、翌27日及び28日に総括質疑が行われた。6月1日、26日及び7月3日には、総括的集中質疑が行われたほか、6月22日及び7月1日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。7月6日には、沖縄県及び埼玉県に委員を派遣し、それぞれ5人の地方参考人会における参考人から意見を聴取し質疑が行われたほか、13日には公聴会が開会された。

7月8日には、**平和安全整備法案（維新提出）**及び**国際平和協力支援法案（維新提出）**（以下、両法律案をまとめて呼ぶ場合は「**維新案**」という。）並びに**領域警備法案**が提出され、同日中に我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会に付託され、さらに、提案理由の説明を聴取した。

10日、**政府案**、**維新案**及び**領域警備法案**の5法律案を議題として総括的集中質疑が行われた。15日には締めくくり総括質疑を行い、**政府案**及び**維新案**の質疑を終局した。

質疑終局後、討論を行い、順次採決したところ、**維新案**は賛成少数をもって否決すべきものと決し、**政府案**は賛成多数をもって可決すべきものと決した。

翌16日、本会議において、**維新案**は否決され、**政府案**は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、**政府案**は9月19日の本会議で可決され、成立した。

なお、17日の参議院における委員会採決の際に、**政府案**に対し、①存立危機事態の認定は、武力攻撃を受けた国の要請等があることを前提に、客観的に判断すること、②存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態等に該当しない例外的な場合における防衛出動の国会承認については、例外なく事前承認を求める

こと、③重要影響事態においては国民の生死に関わる極めて限定的な場合を除いて国会の事前承認を求めること、④国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、法律に規定がある場合と同様、政府はこれを尊重し、速やかにその終了措置をとること等を内容とする附帯決議が付された。

また、9月27日の国会会期終了をもって、**領域警備法案**は審査未了となった。

エ 主な質疑事項

政府案に対する主な質疑事項は、①集団的自衛権の限定行使の合憲性、②存立危機事態の認定基準、③ホルムズ海峡における機雷敷設が存立危機事態に該当する可能性、④自衛隊及び我が国に対するリスクが高まる可能性、⑤重要影響事態と国際平和共同対処事態との関係、⑥弾薬の提供及び戦闘作戦行動発進準備中の航空機への給油・整備は武力行使と一

体化しないとの判断の正当性、⑦安全確保業務及び駆け付け警護の業務内容、⑧新ガイドラインと政府案との関係、⑨米軍等の武器等防護のための武器使用が武力行使に発展する可能性、⑩政府案について国民の理解が得られない原因等であった。

維新案に対する主な質疑事項は、①自衛権行使の目的及び国会承認制度等に関する維新案と政府案の対比、②武力攻撃危機事態において行使される自衛権の国際法上の分類、③弾薬の提供は武力行使と一体化すると判断した理由、④国際平和協力支援法案（維新提出）において自衛隊派遣容認の要件を国連の授權決議がある場合のみとした理由、⑤ホルムズ海峡の機雷封鎖への対応に関する維新案と政府案の差異等であった。

領域警備法案に対する主な質疑事項は、①領域警備法整備の必要性、②離島防衛のための防衛省及び警察機関の対処方針等であった。

(7) 選挙制度関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

我が国における公職選挙の選挙権年齢は、明治22年の衆議院議員選挙法の制定以来昭和20年に至るまで「満25年」とされていたが、昭和20年の衆議院議員選挙法の改正で衆議院議員の選挙権年齢が「満20年」に引き下げられ、参議院議員の選挙権が参議院議員選挙法（昭和22年制定）により衆議院議員の選挙権を有する者に与えられた後、昭和25年に制定された公職選挙法（従来の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法及び地方自治法の選挙関係規定を統合）において、引き続き「満20年」と規定され、今回の改正まで維持された。

なお、昭和20年における選挙権年齢の20歳への引下げの理由については、政府側から、①教育と文化の普及や一般民度の向上、特に、青年の知識と能力の著しい向上が見られること、②20歳に達した青年は、民法上の行為能力を従来から十分に有しており、国政に参与する能力と責任観念も向上して不足がなくなったこと、③青年の選挙への参加により選挙

界に横行している弊害を一新し、新しい日本を建設する新しい政治勢力が形成されることが期待されることが挙げられていた。

その後、選挙権年齢を更に引き下げるべきであるとする議論は断続的に浮上していたが、平成19年5月14日に成立し、憲法改正の発議手続（国会法の一部改正）及び国民投票の実施手続を定めた「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年5月18日公布、平成19年法律第51号）（以下「憲法改正国民投票法」という。）において、憲法改正国民投票の投票権年齢を「満18年」とすることになったことに合わせるべく検討を行うこととされた。

（ア）憲法改正国民投票法の検討課題としての選挙権年齢等の引下げ

憲法改正国民投票法は、第3条において、18歳以上の日本国民が国民投票の投票権を有することとした。ただし、同法は、これを直ちに適用することはせず、附則第3条において、同法が施行される平成22年5月18日（公

布日から3年後)までの間に、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとともに、当該法制上の措置が講ぜられるまでの間は、憲法改正国民投票の投票権者の年齢は20歳以上とすることとしていた。しかし、この法制上の措置は講じられることなく同法施行の日(平成22年5月18日)を徒過することとなった。

(イ) 憲法改正国民投票法改正法の成立

期限を徒過した「法制上の措置」の取扱いについて、その後、憲法改正国民投票法により改正された国会法の規定に基づき設置された憲法審査会において自由討議が重ねられるなどした後、第186回国会の平成26年4月3日に、自由民主党、民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党、結いの党、生活の党、新党改革の与野党8党間において、国民投票の投票権年齢を改正法の施行から4年後に「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げることとした上で、改めて所要の法制上の措置に係る検討条項を定めること等を内容とする「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」の共同提出が合意されるとともに、同法律案に係る合意事項(以下「8党合意」という。)の確認が行われた。

これを受けて、同月8日、衆議院に議席を持たない新党改革以外の自民、民主、維新、公明、みんな、結い、生活の7会派共同提案による「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院に提出され、6月13日に成立した(平成26年6月20日公布、平成26年法律第75号)(以下「憲法改正国民投票法改正法」という。)

憲法改正国民投票法改正法は、選挙権年齢等の18歳への引下げに関する法制上の措置に関しては、既に検討の期限を徒過した憲法改正国民投票法附則第3条の規定を削除した上で、改めて、憲法改正国民投票法改正法に、同法施行(平成26年6月20日(公布日))後4年を経過するまでの間、憲法改正国民投票の

投票権年齢は、「20歳以上」とする経過措置(同法附則第2項)を規定するとともに、「改正法施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制上の措置を講ずるものとする」との検討条項(同法附則第3項)を設けた。

(ウ) 選挙権年齢の18歳引下げに係る公職選挙法改正案の提出

憲法改正国民投票法改正案に関する8党合意においては、選挙権年齢を「改正法施行後2年以内に18歳に引き下げることを目指し、各党間でプロジェクトチームを設置すること」及び「改正法施行後4年を待たずに選挙権年齢が18歳に引き下げられた場合には、これと同時に、憲法改正国民投票の投票権年齢についても18歳に引き下げる措置を講ずること」が確認されていた。

これを受け、憲法改正国民投票法改正法成立直後の平成26年6月19日、自由民主党、民主党、日本維新の会、公明党、みんなの党、結いの党、生活の党、新党改革の与野党8党による「選挙権年齢に関するプロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)が発足し、秋の臨時会に選挙権年齢引下げに係る公職選挙法改正案を議員立法で提出することを目標に議論を進めるとの方針を確認した。

その後、プロジェクトチームを中心に議論が重ねられ、第187回国会(臨時会)の同年11月19日に、衆議院に議席を持たない新党改革以外の自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、生活の7会派共同提案で、公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げることなどを内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出、第187回国会衆法第21号)」が衆議院に提出された。同改正案は、同月21日に衆議院が解散されたことにより、委員会に付託されることなく審査未了となったが、提出会派は総選挙後の常会に再提出して成立を目指すこととしていた。

第47回衆議院議員総選挙(平成26年12月14

日執行)後、自由民主党、民主党、維新の党、公明党、次世代の党、生活の党と山本太郎となかまたち、日本を元気にする会、無所属クラブ(参院会派)、新党改革の与野党の各党派はプロジェクトチームを再開して、第187回国会で廃案となった改正案の再提出を協議し、第189回国会の平成27年3月5日に、衆議院に議席を持たない日本を元気にする会、無所属クラブ以外の自民、民主、維新、公明、次世代、生活の6会派及び無所属の野間健君の共同提案により、第187回国会に提出された改正案と同一内容の公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出)が衆議院に提出された。

これにより、改めて昭和20年に衆議院議員の選挙権年齢が「満20年」に引き下げられて以来70年ぶりとなる選挙権年齢の引下げに係る国会審議が開始されることとなった。

イ 関連議案の概要

公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外7名提出)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第3項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a 選挙権年齢等の18歳への引下げ

公職選挙法、地方自治法、漁業法及び農業委員会等に関する法律に規定する選挙権年齢等について、18歳以上への引下げの措置を講ずること。

b 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用すること。

c 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(a) 当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯し

た連座制の対象となる選挙犯罪の事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、家庭裁判所は、原則として、検察官への送致の決定をしなければならないこと。

(b) 当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象とならない公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件について、家庭裁判所が検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこと。

(c) 当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

d 民法の成年年齢等の引下げに関する検討

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

ウ 審議経過

公職選挙法等の一部を改正する法律案は、平成27年3月5日に提出され、5月26日に政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。

同委員会においては、同月27日、提出者船田元君から提案理由の説明を聴取し、28日から質疑に入り、29日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、6月2日に質疑を終局した。次いで、内閣の意見を聴取し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月4日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月17日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、①18歳以上の者に選挙権を付与する意義、②高校等の授業における選挙権年齢の引下げを踏まえた政治教育の在り方、③学校現場において政治的中立性を担保するための方策、④高等学校における生徒の政治的活動を規制する昭和44年の文部省初等

中等教育局長通達の見直しの必要性、⑤18歳選挙権実現の周知や世論喚起への対応策、⑥期日前投票所の設置場所など投票環境の改善の取組の必要性、⑦本改正案が未成年者の選挙犯罪等に関し少年法の特例を規定する趣旨等であった。

3 国政選挙結果

(1) 平成27年 4 月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

(2) 平成27年10月統一補欠選挙

衆議院北海道第 5 区（町村信孝君 6 月 1 日死去）は、選挙訴訟が係属中であつたため補欠選挙を実施することができなかった。（当該選挙訴訟は、11 月 25 日に最高裁において訴え

が棄却されたため、平成28年 4 月第 4 日曜日に補欠選挙が行われる見込みである。）

参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

第2

本会議の概況

第2 本会議の概況

【第189回国会】

1 議長選挙

平成27年4月20日、議長町村信孝君が辞任願を副議長川端達夫君に提出し、翌21日の本会議において、議長の辞任が許可された。次

いで議長選挙を行った結果、大島理森君が議長に当選した。



議長就任挨拶（第189回国会）

2 国務大臣の演説及び質疑

平成27年2月12日に安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利経済財政政策担

当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月16日及び17日に各党の代表質問が行われた。

(1) 安倍内閣総理大臣の施政方針演説

まず、冒頭、シリアにおける邦人殺害テロ事件について、一言申し上げます。

事件発生以来、政府はあらゆる手段を尽くしてまいりましたが、日本人がテロの犠牲となったことは、痛恨のきわみであります。衷心より哀悼の誠をささげるとともに、御家族に心からお悔やみを申し上げます。

非道かつ卑劣きわまりないテロ行為を断固非難します。

日本がテロに屈することは決してありません。水際対策の強化など、国内外の日本人の安全確保に万全を期してまいります。そして、食糧、医療などの人道支援、テロと闘う国際社会において、日本としての責任を毅然として果たしてまいります。

(1) 戦後以来の大改革

日本を取り戻す、そのためには、この道しかない、こう訴え続け、私たちは、2年間、全力で走り続けてまいりました。

先般の総選挙の結果、衆参両院の指名を得て、引き続き、内閣総理大臣の重責を担うこととなりました。

安定した政治のもとで、この道をさらに力強く前進せよ、これが総選挙で示された国民の意思であります。全身全霊を傾け、その負託に応えていくことを、この議場にいる自由民主党及び公明党の連立与党の諸君とともに、国民の皆様にお約束いたします。

経済再生、復興、社会保障改革、教育再生、地方創生、女性活躍、そして外交、安全保障の立て直し、いずれも困難な道のり、戦後以来の大改革であります。

しかし、私たちは、日本の将来をしっかりと見定めながら、ひるむことなく、改革を進めなければならない。逃れることはできませ

ん。

明治国家の礎を築いた岩倉具視は、近代化が進んだ欧米列強の姿を目の当たりにした後、このように述べています。日本は小さい国かもしれないが、国民みんなが心をつにして、国力を盛んにするならば、世界で活躍する国になることも決して困難ではない。

明治の日本人にできて、今の日本人にできないわけはありません。今こそ、国民とともに、この道を前に向かって再び歩み出すときです。皆さん、戦後以来の大改革に、力強く踏み出そうではありませんか。

(2) 改革断行

(農家の視点に立った農政改革)

戦後1,600万人を超えていた農業人口は、現在200万人。この70年で8分の1まで減り、平均年齢は66歳を超えました。もはや、農政の大改革は待ったなしであります。

何のための改革なのか。強い農業をつくるための改革、農家の所得をふやすための改革を進めるのであります。

60年ぶりの農協改革を断行します。農協法に基づく現行の中央会制度を廃止し、全国中央会は一般社団法人に移行します。農協にも会計士による監査を義務づけます。意欲ある担い手と地域農協とが力を合わせ、ブランド化や海外展開など農業の未来を切り開く。そう。これからは、農家の皆さん、そして地域農協の皆さんが主役です。

農業委員会制度の抜本改革にも初めて踏み込みます。地域で頑張る担い手がリードする制度へと改め、耕作放棄地の解消、農地の集積を一層加速いたします。

農業生産法人の要件緩和を進め、多様な担い手による農業への参入を促します。いわゆ

る減反の廃止に向けた歩みをさらに進め、需要ある作物を振興し、農地のフル活用を図ります。市場を意識した競争力ある農業へと、構造改革を進めてまいります。

変化こそ唯一の永遠である。明治時代、日本画の伝統に新風を持ち込み、改革に挑んだ岡倉天心の言葉です。伝統の名のもとに、変化を恐れてはなりません。

農業は、日本の美しいふるさとを守ってきた、国の基であります。だからこそ、今、変化を起こさねばならない。必ずや改革をなし遂げ、若者がみずからの情熱で新たな地平を切り開くことができる、新しい日本農業の姿を描いてまいります。

目指すは世界のマーケット。林業、水産業にも大きな可能性があります。昨年、農林水産物の輸出は6,000億円を超え、過去最高を更新いたしました。しかし、まだまだ少ない。世界には340兆円規模の食市場が広がっています。内外一体の改革を進め、安全でおいしい日本の農水産物を世界に展開してまいります。

（オープンな世界を見据えた改革）

オープンな世界へと果敢に踏み出す。日本の国益を確保し、成長を確かなものとしてまいります。

最終局面のTPP交渉は、いよいよ出口が見えてまいりました。米国とともに交渉をリードし、早期の交渉妥結を目指します。欧州とのEPAについても、本年中の大筋合意を目指し、交渉をさらに加速してまいります。

経済のグローバル化は一層進み、国際競争に打ちかつことができなければ、企業は生き残ることはできない。政府もまたしかり。オープンな世界を見据えた改革から逃れることはできません。

全ての上場企業が、世界標準にのっとった新たなコーポレートガバナンス・コードに従うか、従わない場合はその理由を説明する、その義務を負うこととなります。

法人実効税率を2.5%引き下げます。35%近い現行税率を数年で20%台まで引き下げ、国際的に遜色のない水準へと法人税改革を進めてまいります。

（患者本位の医療改革）

患者本位の新たな療養制度を創設します。世界最先端の医療を日本で受けられるようにする。困難な病気と闘う患者の皆さんの思いに応え、その申し出に基づいて、最先端医療と保険診療との併用を可能とします。さらに、安全性、有効性が確立すれば、国民皆保険のもとで保険適用としてまいります。

医療法人制度の改革も実施します。外部監査を導入するなど、経営の透明化を進めます。さらに、異なる機能を持つ複数の医療法人の連携を促す新たな仕組みを創設し、地域医療の充実に努めます。

（エネルギー市場改革）

電力システム改革も、いよいよ最終段階に入ります。電力市場の基盤インフラである送配電ネットワークを、発電、小売から分離し、誰もが公平にアクセスできるようにします。ガス事業でも小売を全面自由化し、あらゆる参入障壁を取り除いてまいります。競争的で、ダイナミックなエネルギー市場をつくり上げてまいります。

低廉で安定した電力供給は、日本経済の生命線であります。責任あるエネルギー政策を進めます。

燃料輸入の著しい増大による電気料金の上昇は、国民生活や中小・小規模事業の皆さんに大きな負担となっています。原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原発は、その科学的、技術的な判断を尊重し、再稼働を進めます。国が支援して、しっかりとした避難計画の整備を進めます。立地自治体を初め関係者の理解を得るよう、丁寧な説明を行ってまいります。

長期的に原発依存度を低減させていくとの方針は変わりません。あらゆる施策を総動員して、徹底した省エネルギーと、再生可能エネルギーの最大限の導入を進めてまいります。

安倍内閣の規制改革によって、昨年、夢の水素社会への幕があきました。全国に水素ステーションを整備し、燃料電池自動車の普及を加速させます。大規模な建築物に省エネ基準への適合義務を課すなど、省エネ対策を抜本的に強化してまいります。

安全性、安定供給、効率性、そして環境への適合、これらを十分に検証し、エネルギーのベストミックスをつくり上げます。そして、世界の温暖化対策をリードする。C O P 21に向け、温室効果ガスの排出について、新しい削減目標と具体的な行動計画をできるだけ早期に策定いたします。

（改革推進のための行政改革）

各般の改革を進めるため、行政改革をあわせ断行いたします。

歴代内閣で肥大化の一途をたどってきた内閣官房、内閣府の事務の一部を各省に移管し、重要政策における内閣の総合調整機能が機動的に発揮できるような体制を整えます。

17の独立行政法人を7法人へと統合します。私たちが進める改革は、単なる数合わせではありません。攻めの農業を初め、諸改革を強力に進めていくための統合であります。金融庁検査の導入など、法人ごとの業務の特性に応じたガバナンス体制を整備し、独立行政法人の政策実施機能を強化してまいります。

4月から日本医療研究開発機構が始動します。革新的ながん治療薬の開発やi P S細胞の臨床応用などに取り組み、日本から医療の世界にイノベーションを起こします。

日本を世界で最もイノベーションに適した国にする。世界じゅうから超一流の研究者を集めるため、世界最高の環境を整えた新たな研究開発法人制度をつくります。I Tやロボット、海洋や宇宙、バイオなど、経済社会を一変させる挑戦的な研究を大胆に支援してまいります。

（改革断行国会）

知と行は二つにして一つ。何よりも実践を重んじ、明治維新の原動力となる志士たちを育てた、吉田松陰先生の言葉であります。

成長戦略の実行。大胆な規制改革によって、生産性を押し上げ、国際競争力を高めていく。オープンな世界に踏み出し、世界の成長力を取り込んでいく。なすべきことは明らかです。要は、やるか、やらないか。

この国会に求められていることは、単なる批判の応酬ではありません。行動です。改革の断行であります。日本の将来を見据えなが

ら、大胆な改革を、皆さん、実行しようではありませんか。

（3 経済再生と社会保障改革）

（経済の好循環）

この2年間、全力で射込んできた三本の矢の経済政策は、確実に成果を上げています。

中小・小規模事業者の倒産件数は、昨年、24年ぶりの低い水準となりました。就職内定を得て新年を迎えた新卒予定者は、8割を超えました。大卒で6年ぶり、高卒で21年ぶりに高い内定率です。有効求人倍率は、1年以上にわたって1倍を超え、仕事を探す人よりも、人を求める仕事の数が多くなっています。正社員においても、10年前の調査開始以来、最高水準となりました。

この機を生かし、正規雇用を望む派遣労働者の皆さんに、そのチャンスを広げます。派遣先企業への直接雇用の依頼など、正社員化への取り組みを派遣元に義務づけます。派遣先の労働者との均衡待遇の確保にも取り組み、一人一人の選択が実現できる環境を整えてまいります。

昨年、過去15年間で最高の賃上げが実現しました。そして、この春も、企業収益の拡大を賃金の上昇につなげる。さらには、中小・小規模事業の皆さんが原材料コストを価格に転嫁しやすくし、経済の好循環を継続させていく。その認識で、政労使が一致いたしました。

デフレ脱却を確かなものとするため、消費税率10%への引き上げを18カ月延期し、平成29年4月から実施します。そして、賃上げの流れを来年の春、再来年の春と続け、景気回復の温かい風を全国津々浦々にまで届けていく。そのことによって、経済再生と財政再建、社会保障改革の三つを同時に達成してまいります。

来年度予算は、新規の国債発行額が6年ぶりに40兆円を下回り、基礎的財政収支の赤字半減目標を達成する予算としました。2020年度の財政健全化目標についても堅持し、夏までに、その達成に向けた具体的な計画を策定いたします。

（社会保障の充実）

消費増税が延期された中であっても、アベノミクスの果実も生かし、社会保障を充実してまいります。

難病の皆さんへの医療費助成を大幅に広がります。先月から、小児慢性特定疾病について、新たに107疾病を助成対象としました。難病についても、この7月を目指し、300疾病へと広がってまいります。

先月から高額療養費制度を見直しました。所得の低い方々の療養費負担を軽減いたします。

認知症対策を推進します。早期の診断と対応に加え、認知症の皆さんができる限り住みなれた地域で暮らしていけるよう、環境を整えてまいります。

国民健康保険への財政支援を拡充することとあわせ、その財政運営を市町村から都道府県に移行することにより、国民皆保険の基盤を強化してまいります。

所得の低い高齢者世帯の皆さんの介護保険料を軽減いたします。介護職員の皆さんに月額1万2,000円相当の処遇改善を行い、サービスの充実にも取り組みます。他方で、利用者の負担を軽減し、保険料の伸びを抑えるため、ふえ続ける介護費用全体を抑制します。

社会福祉法人について、経営組織の見直しや内部留保の明確化を進め、地域に貢献する福祉サービスの担い手へと改革してまいります。

子育て世帯の皆さんを応援します。

子ども・子育て支援新制度は、予定どおり4月から実施いたします。引き続き、待機児童ゼロの実現に全力投球してまいります。幼児教育や保育に携わる皆さんに3%相当の処遇改善を行い、小学校の教室を利用した放課後児童クラブの拡大や、休日・夜間保育、病児保育の充実など、多様な保育ニーズにもしっかりと応えてまいります。

（４ 誰にでもチャンスに満ち溢れた日本） （女性が輝く社会）

その担い手として、これまで子育てに専念してきた女性の皆さんの力にも大いに期待しています。子育て支援員制度がスタートします。子育ても一つのキャリア。そのかけがえ

のないすばらしい経験を生かしてほしいと思います。

私は、女性の力を強く信じます。家庭で、地域社会で、職場で、それぞれの場で活躍している全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝くことができる社会をつくり上げてまいります。

女性活躍推進法案を再び提出し、早期の成立を目指します。国、地方、企業などが一体となって、女性が活躍しやすい環境を整える。社会全体の意識改革を進めてまいります。

本年採用の国家公務員から、女性の比率が3割を超えます。2020年には、あらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指し、女性役員などの情報の開示、育児休業中の職業訓練支援など、女性登用に積極的な企業を応援してまいります。

（柔軟かつ多様な働き方）

高齢者の皆さんに多様な就業機会を提供する。シルバー人材センターには、さらにその機能を發揮してもらいます。障害や難病、重い病気を抱える皆さんにも、きめ細かな支援を行い、就労のチャンスを拡大してまいります。

あらゆる人が生きがいを持って社会で活躍できる。そうすれば、少子高齢社会においても日本は力強く成長できるはずです。

そのためには、労働時間に画一的な枠をはめる従来の労働制度、社会の発想を大きく改めていかなければなりません。子育て、介護など、働く方々の事情に応じた柔軟かつ多様な働き方が可能となるよう、選択肢の幅を広げてまいります。

昼が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむ。夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を展開します。

夏休みの前に働いた分、子供に合わせて長い休みをとる、そんな働き方も、フレックスタイム制度を拡充して可能とします。専門性の高い仕事では、時間ではなく成果で評価する新たな労働制度を選択できるようにします。

時間外労働への割り増し賃金の引き上げなどにより、長時間労働を抑制します。さらに、

年次有給休暇を確実に取得できるようにする仕組みをつくり、働き過ぎを防ぎ、ワーク・ライフ・バランスが確保できる社会をつくってまいります。

（若者の活躍）

日本の未来をつくるのは若者です。若者たちには、社会でその能力を思う存分発揮し、大いに活躍してもらいたいと願います。

若者への雇用対策を抜本的に強化します。

3割を超える若者が早期離職する現実を踏まえ、新卒者を募集する企業には、残業、研修、離職などの情報提供を求めます。若者の使い捨てが疑われる企業からは、ハローワークで新卒求人を受理しないようにいたします。

非正規雇用の若者たちには、キャリアアップ助成金を活用して正規雇用化を応援します。魅力ある中小企業がたくさんある。そのことを若者たちに知ってもらうための仕組みを強化します。

（子どもたちのための教育再生）

「娘は今、就職に向けて前向きに頑張っております。」二十の娘さんを持つお母さんから、手紙をいただきました。娘さんは、幼いころから学習困難があり、友達と違う自分に悩んできたといいます。

「娘はだんだん自己嫌悪がひどくなり『死んでしまいたい』と泣くこともありました。学校に行くたびに輝きが失せていく。しかし、娘は世の中に置いて行かれまいと、学校に通いました。」

中学1年生のとき、不登校になりました。しかし、フリースクールとの出会いによって、自信を取り戻し、再び学ぶことができました。大きな勇気を得て、社会の偏見に悩みながらも、今は就職活動にチャレンジしているそうです。その手紙は、こう結ばれていました。

「子どもは大人の鏡です。大人の価値観が変わらない限りいじめは起こり、無くなることはないでしょう。多様な人、多様な学び、多様な生き方を受け入れ、認め合う社会を目指す日本であってほしいと切に願っております。ちっぽけな母親の願いです。」と。

いや、当然の願いであります。子供たちの誰もが、自信を持って、学び、成長できる環

境をつくる。これは、私たち大人の責任です。

フリースクールなどでの多様な学びを、国として支援してまいります。義務教育における6・3の画一的な学制を改革します。小中一貫校の設立も含め、9年間の中で、学年の壁などにとらわれない、多様な教育を可能とします。

できないことへの諦めではなく、できることへの喜びを与える。地域の人たちの協力を得ながら、中学校で放課後などを利用して無償の学習支援を行う取り組みを、全国2,000カ所に拡大します。

子供たちの未来が、家庭の経済事情によって左右されるようなことがあってはなりません。子供の貧困は、頑張れば報われるという真つ当な社会の根幹にかかわる深刻な問題です。

所得の低い世帯の幼児教育に係る負担を軽減し、無償化の実現に向け、一步一步進んでまいります。希望すれば、高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えます。高校生に対する奨学給付金を拡充します。大学生への奨学金も、有利子から無利子への流れを加速し、将来的に、必要とする全ての学生が無利子奨学金を受けられるようにしてまいります。

誰にでもチャンスがある、そしてみんなが夢に向かって進んでいける。そうした社会を、皆さん、ともに作り上げようではありませんか。

（5 地方創生）

（地方にこそチャンス）

地方で就職する学生には、奨学金の返済を免除する新たな仕組みをつくります。東京に住む10代、20代の若者に尋ねると、その半分近くが地方への移住を望んでいる。大変勇気づけられる数字です。

地方にこそチャンスがある。

若者たちの挑戦を力強く後押しします。一度失敗すると全てを失う、個人保証偏重の慣行を断ち切ります。全国の金融機関、中小・小規模事業の皆さんへの徹底を図ります。政府調達では、創業から10年未満の企業を優先するための枠組みをつくり、新たなビジネス

に挑む中小・小規模事業の皆さんのチャンスを広げてまいります。

地方にチャンスを見出す企業も応援します。本社などの拠点を地方に移し、投資や雇用を拡大する企業を、税制により支援してまいります。地域ならではの資源を生かした、新たなふるさと名物の商品化、販路開拓も応援し、地方の仕事づくりを進めてまいります。

地方こそ成長の主役です。

外国人観光客は、この2年間で500万人増加し、過去最高、1,300万人を超えました。ビザ緩和などに戦略的に取り組み、さらなる高みを目指します。

日本を訪れる皆さんに、北から南まで、豊かな自然、文化や歴史、食など、地方の個性あふれる観光資源を満喫していただきたい。国内の税関や検疫、出入国管理の体制を拡充いたします。

全国各地と結ぶ玄関口、羽田空港の機能強化を進めます。地元の理解を得て飛行経路を見直し、国際線の発着枠を2020年までに年4万回ふやします。成田空港でも、管制機能を高度化し、同様に年4万回、発着枠を拡大します。アジアとのハブである沖縄では、那覇空港第2滑走路の建設を進めます。2021年度まで毎年3,000億円台の予算を確保するとした沖縄との約束を重んじ、その実施に最大限努めてまいります。

（地方目線の行財政改革）

熱意ある地方の創意工夫を全力で応援する。それこそが、安倍内閣の地方創生であります。

地方の努力が報われる、地方目線の行財政改革を進めます。それぞれの地方が、特色を生かしながら、全国にファンをふやし、財源を確保する。ふるさと納税を拡大してまいります。手続も簡素化し、より多くの皆さんに地方の応援団になってほしいと思います。

地方分権でも、霞が関が主導する従来のスタイルを根本から改め、地方の発意による、地方のための改革を進めてまいります。地方からの積極的な提案を採用し、農地転用などの権限を移譲します。さらに、国家戦略特区制度を進化させ、地方の情熱に応えて規制改革を進める地方創生特区を設けてまいります。

（安心なまちづくり）

伝統ある美しい日本を支えてきたのは、中山間地や離島にお住まいの皆さんです。医療や福祉、教育、買い物といった生活に必要なサービスを一定のエリアに集め、周辺の集落と公共交通を使って結ぶことで、小さくても便利なまちづくりを進めてまいります。

安全で安心な暮らしは、何よりも重要です。ストーカー、高齢者に対する詐欺など、弱い立場の人たちを狙った犯罪への対策を強化してまいります。児童虐待から子供たちを守るため、SOSの声を「いちはやく」キャッチする。児童相談所への全国共通ダイヤル「189」を、この7月から運用開始いたします。

御嶽山の噴火を教訓に、地元と一体となって、観光客や登山者の警戒避難体制を充実するなど、火山防災対策を強化してまいります。近年増加するゲリラ豪雨による水害や土砂災害などに対して、インフラの整備に加え、避難計画の策定や訓練の実施など、事前防災・減災対策に取り組み、国土強靱化を進めてまいります。

去年は、各地で自然災害が相次ぎました。そのたびに、自衛隊、警察、消防などの諸君が、昼夜を分かたず、また危険も顧みず、懸命の救助活動に当たってくれました。

「たくさん雪が降っていて、とっても、こわかったです。」昨年12月の大雪では、徳島県で幾つもの集落が孤立しました。災害派遣された自衛隊員に、地元の中学校の子供たちが手紙をくれました。

「そんなとき、自衛隊のみなさんが、来てくれて、助けてくれて、かんしゃの気持ちでいっぱいです。わたしたちも、みなさんに何かしなくては！と思い、手紙を書きました。」

私たちもまた、彼らの高い使命感と責任感に対し、今この場から、改めて感謝の意を表したいと思います。

（6 外交・安全保障の立て直し）

（平和国家としての歩み）

昨年10月、海上自衛隊の練習艦隊が、5カ月間の遠洋航海から帰国しました。

「国のために戦った方は、国籍を超えて、敬意を表さなければならない。」ソロモン諸島

リロ首相の心温まる御協力をいただき、今回の航海では、さきの大戦の激戦地ガダルカナル島で収容された137柱の御遺骨に祖国へと御帰還いただく任務に当たりました。

今も異国の地に眠るたくさんの御遺骨に、一日も早く祖国へと御帰還いただきたい。それは、今を生きる私たちの責務であります。硫黄島でも、1万2,000柱もの御遺骨の早期帰還に向け、来年度中に滑走路下100カ所の掘削を完了し、取り組みを加速してまいります。

祖国の行く末を案じ、家族の幸せを願いながらお亡くなりになった、こうしたとうとい犠牲の上に、私たちの現在の平和があります。

平和国家としての歩みは、これからも決して変わることはありません。国際情勢が激変する中で、その歩みをさらに力強いものとする。国民の命と幸せな暮らしは、断固として守り抜く。そのために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする安全保障法制の整備を進めてまいります。

（戦後70年の「積極的平和主義」）

本年は、戦後70年の節目の年に当たります。

我が国は、さきの大戦の深い反省とともに、ひたすらに自由で民主的な国をつくり上げ、世界の平和と繁栄に貢献してまいりました。その誇りを胸に、私たちは、これまで以上に世界の平和と安定に貢献する国とならなければなりません。次なる80年、90年、そして100年に向けて、その強い意思を世界に向けて発信してまいります。

幾多の災害から得た教訓や経験を世界と共有する。3月、仙台で国連防災世界会議を開きます。島国ならではの課題とともに立ち向かう。5月、いわきで太平洋・島サミットを開催します。21世紀こそ、女性への人権侵害がない世紀とする。女性が輝く世界に向けて、昨年に引き続き、秋口には、世界じゅうから、活躍している女性の皆さんに日本にお集まりいただきたいと考えています。

本年はまた、被爆70年の節目でもあります。唯一の戦争被爆国として、日本が世界の核軍縮・不拡散をリードしてまいります。

国連創設から70年に当たる本年、日本は、安全保障理事会非常任理事国に立候補いたし

ます。そして、国連を21世紀にふさわしい姿へと改革する、その大きな役割を果たす決意であります。

本年こそ、積極的平和主義の旗を一層高く掲げ、日本が世界から信頼される国となる、戦後70年にふさわしい一年としていきたい、そう考えております。

（地球儀を俯瞰する外交）

今後も、豪州、ASEAN諸国、インド、欧州諸国など、自由や民主主義、基本的人権や法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携しながら、地球儀を俯瞰する視点で、積極的な外交を展開してまいります。

その基軸は日米同盟であります。この2年間で、日米同盟のきずなは復活し、揺るぎないものとなりました。日米ガイドラインの見直しを進め、その抑止力を一層高めてまいります。

現行の日米合意に従って、在日米軍再編を進めてまいります。3月末には、西普天間住宅地区の返還が実現いたします。学校や住宅に囲まれ、市街地の真ん中にある普天間飛行場の返還を必ずや実現する。そのために、引き続き、沖縄の方々の理解を得る努力を続けながら、名護市辺野古沖への移設を進めてまいります。

今後も、日米両国の強固な信頼関係のもとに、裏づけのない言葉ではなく実際の行動で、沖縄の基地負担の軽減に取り組んでまいります。

日本と中国は、地域の平和と繁栄に大きな責任を持つ、切っても切れない関係です。昨年11月、習近平国家主席と首脳会談を行って、戦略的互惠関係の原則を確認し、関係改善に向けて大きな一歩を踏み出しました。今後、さまざまなレベルで対話を深めながら、大局的な観点から、安定的な友好関係を発展させ、国際社会の期待に応えてまいります。

韓国は、最も重要な隣国です。日韓国交正常化50周年を迎え、関係改善に向けて話し合いを積み重ねてまいります。対話のドアは、常にオープンであります。

ロシアとは、戦後70年たった現在も、いまだ平和条約が締結できていない現実がありま

す。プーチン大統領とは、これまで10回にわたる首脳会談を行ってまいりました。大統領の訪日を、本年の適切な時期に実現したいと考えております。これまでの首脳会談の積み重ねを基礎に、経済、文化など幅広い分野で協力を深めながら、平和条約の締結に向けて、粘り強く交渉を続けてまいります。

北朝鮮には、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決を求めます。最重要課題である拉致問題について、北朝鮮は、迅速な調査を行い、一刻も早く全ての結果を正直に通報すべきであります。今後とも、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、拉致問題の解決に全力を尽くしてまいります。

（7 2020年の日本）

（東日本大震災からの復興）

昨年末、日本を飛び立った「はやぶさ2」、宇宙での挑戦を続けています。小惑星にクレーターをつくってサンプルを採取する、そのミッションを可能とした核心技術は、福島で生まれました。東日本大震災で一時は休業を強いられながらも、技術者の皆さんの熱意が、被災地から世界初の技術を生み出しました。

福島を世界最先端の研究、新産業が生まれる地へと再生する。原発事故によって被害を受けた浜通り地域に、ロボット関連産業などの集積を進めてまいります。

中間貯蔵施設の建設を進め、除染をさらに加速します。東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策に、国も前面に立ち、全力で取り組みます。福島復興再生特別措置法を改正し、避難指示の解除に向けて、復興拠点が円滑に整備できるようにします。財政面での支援も拡充し、ふるさとに帰還する皆さんの生活再建を力強く後押ししてまいります。

3月には、東北の被災地を貫く常磐自動車道がいよいよ全線開通いたします。多くの観光客に東北を訪れていただきたい。被災地復興の起爆剤となることを期待しています。

高台移転は9割、災害公営住宅は8割の事業がスタートしています。住まいの再建を続けると同時に、孤立しがちな被災者への見守りなどの心の復興、農林水産業や中小企業などなりわいの復興にも、全力を挙げてまいり

ます。

「はやぶさ2」は、福島生まれの技術がもたらした小惑星のサンプルとともに、2020年、日本に帰ってきます。そのときには、東北の姿は一変しているに違いありません。いや、一変させなければなりません。新たな可能性と創造の地としての東北を、皆さん、ともに作り上げようではありませんか。

（オリンピック・パラリンピック）

その同じ年に、私たちは、オリンピック・パラリンピックを開催いたします。

必ずや成功させる、その決意で、専任の担当大臣のもと、インフラ整備からテロ対策まで、多岐にわたる準備を本格化してまいります。

スポーツ庁を新たに設置し、日本から世界へとスポーツの価値を広げます。子供もお年寄りも、そして障害や難病のある方も、誰もがスポーツをもっと楽しむことができる環境を整えてまいります。

（日本は変えられる）

私たち日本人に、2020年という共通の目標ができました。

昨年、日本海では、世界に先駆けて、表層型メタンハイドレート、いわゆる燃える氷の本格的なサンプル採取に成功しました。日本は資源に乏しい国である、そんな常識は、2020年にはもはや非常識になっているかもしれません。

日本は変えられる。全ては私たちの意思と行動にかかっています。

15年近く続いたデフレ、その最大の問題は、日本人から自信を奪い去ったことではないでしょうか。しかし、悲観して立ちどまっても何も変わらない。批判だけを繰り返しても何も生まれません。

日本国民よ、自信を持て。戦後復興の礎を築いた吉田茂元総理の言葉であります。

昭和の日本人にできて、今の日本人にできないわけはありません。私は、この議場にいる全ての国会議員の皆さんに再度呼びかけたいと思います。

全ては国民のため、党派の違いを超えて、選挙制度改革、定数削減を実現させようでは

ありませんか。憲法改正に向けた国民的な議論を深めていこうではありませんか。

そして、日本の未来を切り開く、そのために戦後以来の大改革を、この国会で必ずやなし遂げようではありませんか。

今や日本は、私たちの努力で再び成長する

ことができる、世界の真ん中で輝くことができます、その自信を取り戻しつつあります。

さあ皆さん、今ここから、新たなスタートを切って、芽生えた自信を確信へと変えていこうではありませんか。

御清聴ありがとうございました。



安倍内閣総理大臣の施政方針演説（第189回国会）

(2) 岸田外務大臣の外交演説

第189回国会に当たり、外交の基本方針について所信を申し述べます。

（総論）

最初に、シリアにおいて、非道、卑劣きわまりないテロ行為により殺害された日本人お2人に哀悼の誠をささげ、御家族に心からお悔やみを申し上げます。

国民の皆様の祈りにも支えられ、政府として全力を尽くしましたが、このような結果となったことは痛恨のきわみです。許しがたい暴挙に強い憤りを覚え、断固非難いたします。

この間の国会における議員各位の御理解と御協力に深く感謝いたします。

世界各地で、過激主義集団によるテロ行為が発生し、多くの無辜の市民が犠牲になって

います。いかなる国もテロの脅威に無縁ではられません。

日本は、決してテロに屈することはありません。国内外の日本人の安全確保に万全を期すとともに、中東、アフリカへの人道支援をさらに拡充し、また、国際社会におけるテロに対する取り組みにも毅然として責任を果たしてまいります。

今回、国際社会から示された連帯に心から感謝いたします。ヨルダンを初め世界各国・各地からの連帯は、これまでの日本外交の積み重ねのたまものであり、国際社会における日本の存在感の高まりと協力のネットワークの広がりをあらわすものです。

世界各地のテロに象徴されるように、グロ

ーバル化と脅威の多様化が進捗しています。また、アジア太平洋地域の戦略環境は、依然として厳しい状況にあります。どの国も、一国のみで自国の平和、自国民の安全を守ることとはできません。

こうした状況であるからこそ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の旗を高く掲げ、日本の安全保障を確実なものにし、世界の平和と繁栄のために国際社会の一員として責務を果たす外交をこれまで以上に強力に推進してまいります。

本年は、戦後70年、国連創設70年の節目の年に当たります。20世紀の惨禍を二度と繰り返してはなりません。

さきの大戦の反省を踏まえ、日本は、自由、民主主義、法の支配、市場経済、人権といった基本的価値を信奉し、国連を初めとする制度や体制を擁護してきました。先人たちの努力と国際的秩序の恩恵を受け、我々は今日の平和と繁栄を享受しています。平和国家としての日本の歩みが今後も変わることはありません。

平和は、単に戦争がない状態ではありません。日本は、人々が安全に、安心して豊かに暮らせることのありがたさを70年間実感してきました。みずからの経験に裏打ちされた平和と繁栄を地域と世界に広げていきたい。このため、日本は、アジアを初め世界各地で、開発、平和構築、国民和解、民主化に積極的に貢献し、軍縮・不拡散や環境といったグローバルな課題に主体的に取り組んできました。

こうした平和国家としての日本の歩みをさらに未来に進め、国際協調主義に基づく積極的平和主義を具体的に実践する外交に取り組んでまいります。

（日本の安全の確保と繁栄の実現）

日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることへの対応も必要です。

日本固有の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然かつ冷静に対応します。そして、国民の命と平和な暮らしを守り抜くとともに、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するため、切れ目のない安全保障法制を整

備する必要があります。国民の皆様の御理解を得るために、引き続き丁寧に説明を続けてまいります。

本年も、これまでと同様、日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、そして経済外交の強化という三本柱を軸とした外交を強力に展開します。

第一の柱は、日本外交の基軸である日米同盟の強化です。

昨年4月、日米首脳は、平和で繁栄するアジア太平洋を確かなものにしていくために、日米同盟が主導的役割を果たすことを確認しました。今後も、日米同盟をあらゆる分野で強化してまいります。

安全保障分野においては、日米防衛協力のための指針見直しを初め、幅広い分野での安保・防衛協力を推進し、抑止力を一層向上させます。

在日米軍再編を現行の日米合意に従って進めながら、沖縄の負担軽減に取り組みます。特に、普天間飛行場については、危険性の除去が極めて重要な課題であるとの認識のもと、一日も早い移設に向けて政府として取り組みます。

また、日米地位協定の環境補足協定署名に向けて、所要の作業を進めてまいります。

第二の柱は、近隣諸国との関係強化です。

日中関係は、最も重要な二国間関係の一つです。

中国が国際社会のルールや法の支配を尊重する形で平和的發展を遂げることは、日本にとっても大きなチャンスです。昨年11月の北京APECでの首脳・外相会談の成果を踏まえ、戦略的互惠関係の原点に立ち戻り、さまざまなレベルで対話と協力を積み重ね、大局的な観点から日中関係を発展させてまいります。

地域の平和と繁栄の確保という利益を共有する最も重要な隣国である韓国との関係強化は、日本にとり当然のことです。

今後とも、さまざまなレベルで積極的に意思疎通を積み重ね、大局的観点から、国交正常化50周年にふさわしい、未来志向で重層的な協力関係を、双方の努力により構築してい

きたいと考えています。また、経済関係の強化にも努めます。

日本固有の領土である竹島については、引き続き日本の主張をしっかりと伝え、粘り強く対応します。

さらに、日中韓三カ国の協力を未来志向で強化するとともに、日中韓外相会議を早期に開催し、首脳会議の開催につなげられるよう努力してまいります。

より統合され、繁栄し、安定したASEANは、地域全体の平和と安定にとり極めて重要です。本年のASEAN共同体構築及びさらなる統合に向けた努力を引き続き支援するとともに、ASEAN及びASEAN各国との関係を一層強化する考えです。

特別な戦略的グローバルパートナーシップの関係にあるインドとの協力強化を進め、南西アジア諸国との関係を深化させます。

また、基本的価値と戦略的利益を共有する特別な関係にある豪州との間で、二国間及び日米豪三カ国の枠組みでの安保・防衛分野における協力を進めるとともに、日豪EPAを通じた経済関係の強化等をより一層促進します。

また、5月の第7回太平洋・島サミットの開催を通じ、太平洋島嶼国との協力関係を一層深化させます。

日ロ関係については、本年の適切な時期に実現を目指しているプーチン大統領の訪日を含め、今後、政治対話を積み重ねつつ、日本の国益に資するよう進めてまいります。

最大の懸案である北方領土問題については、引き続き、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、粘り強く交渉に取り組んでまいります。

また、ウクライナ情勢の平和的解決に向け、全ての当事国の対話努力を促すとともに、ロシアが建設的役割を果たすよう働きかけてまいります。

日本としても、ウクライナの改革努力を引き続き支援していきます。

北朝鮮に関しては、対話と圧力の方針のもと、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を目指し

ます。

北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は、地域と国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威です。関係国と連携しつつ、北朝鮮に対し、安保理決議及び六者会合共同声明の誠実かつ完全な実施を引き続き強く求めます。

北朝鮮が、国際社会の声を真摯に受けとめ、人権状況の改善に向けた具体的行動をとることを引き続き強く求めます。拉致問題は、日本の主権及び国民の生命、安全にかかわる重大な問題であり、政権の最重要課題です。北朝鮮による調査が、全ての拉致被害者の帰国という具体的な成果につながるよう、全力を尽くします。

欧州各国、EUやNATO等との協力関係を重層的に強化します。特に、英国及びフランスとの安保・防衛分野の協力を推進していきます。

また、中南米諸国との国際場裏での協力関係を含む幅広い関係強化を図ります。

第三の柱は、日本経済の再生に資する経済外交の強化です。

日本経済の再生と発展に資する戦略的な経済外交を引き続き推進します。国際市場において日本企業が存分に活躍できるよう、トップセールスやODAの活用も含め官民一体で推進します。地方創生に資する取り組みを強化する観点からも、日本製品の海外普及促進や風評被害対策に引き続き力を入れてまいります。また、経済面での国際ルール整備のため、WTOやOECD、APEC、主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。

さらに、TPPを初めとする経済連携交渉を、国益にかなった、包括的かつ高いレベルで戦略的かつスピード感を持って推進します。

エネルギー、鉱物資源、食料等の安全確保のため、資源外交を強化します。

鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用について、国際社会の理解と支持を得るべく一層努力します。

(海外における日本人の安全対策と国際的なテロ対策の強化)

今回のシリアにおける邦人人質殺害事件を受け、従来の取り組みに加え、在留邦人への

注意喚起、日本人学校との連絡強化や現地治安当局への警備強化申し入れ、危険情報の発出などを行いました。その上で、海外に在留、渡航する日本人の安全確保にさらに万全を期すための検討チームを立ち上げ、考え得る具体的な措置について早急に取りまとめます。

また、テロと闘う国際社会において、日本としての責任を果たすとともに、日本の立場を積極的に対外発信していきます。さらに、テロ関連情報の収集を一層強化してまいります。

中東地域においては、I S I Lの脅威がある中で、中庸が最善の精神に裏打ちされた、安定した中東を取り戻すことが急務です。過激主義の流れを食い止めるべく、穏健イスラム諸国に対し、可能な限り、非軍事の支援を行います。

（グローバルな課題への一層の貢献）

外交の三本柱を推進するのとあわせて、国際社会が直面するグローバルな課題についても、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、引き続き積極的に貢献してまいります。

国連創設70年の節目の年に当たり、国連との連携をより一層強化します。

日本は、国連が21世紀にふさわしい姿となるよう、常任理事国の責務を担う用意があり、インド、ドイツ、ブラジルとともに、安保理改革実現に向けてリーダーシップを発揮してまいります。また、本年の安保理非常任理事国選挙に万全を期します。

国連PKOへの貢献を一層拡大し、平和維持、平和構築を推進します。

国際機関の日本人職員の増強にも努めます。

本年は被爆70年でもあります。唯一の戦争被爆国として、NPT運用検討会議での議論を主導し、核兵器のない世界を目指して現実的、実践的な取り組みを前進させます。

気候変動の分野では、COP21における全ての国が参加する公平かつ実効的な2020年以降の国際枠組みの合意に向け、積極的に貢献します。この一環として、緑の気候基金に拠出を行うため、緑の気候基金法案を今国会に提出します。

女性が輝く社会の実現は、世界共通の課題です。21世紀こそ女性に対する人権侵害のない世界となるよう貢献してまいります。ことしも、女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）を開催します。

ポスト2015年開発アジェンダ策定に向けた議論に、積極的に貢献してまいります。人間の安全保障の理念に基づき、国際保健課題や防災等に対処し、多様な主体が参加する枠組みの策定を目指します。3月には、仙台で第3回国連防災世界会議を開催し、防災の主流化と被災地の復興の発信に取り組みます。

新たな開発協力大綱のもと、ODAを戦略的に活用することにより、国際社会の平和と安定及び繁栄に一層積極的に寄与してまいります。特に、ODAを通じた官民連携を一層推進します。

成長著しいアフリカとのパートナーシップを、TICADプロセスを中心に一層強化します。エボラ出血熱の流行に対し、引き続き、切れ目なき支援を実施します。

海洋、宇宙空間、サイバー空間を含む国際公共財における法の支配の実現や強化に尽力します。海における法の支配の三原則に基づき、開かれ安定した海洋の維持発展に、主要国、関係国と連携し、取り組んでまいります。

（総合的な外交力及び戦略的対外発信の強化）

主要国並みの外交実施体制の実現を目指し、総合的な外交力を引き続き強化してまいります。国際社会での存在感を一層高めるよう、予算を効果的に活用し、日本の正しい姿や多様な魅力を戦略的に対外発信するとともに、親日派、知日派の発掘、育成を強力に推進します。主要国における広報文化外交拠点、ジャパン・ハウスの創設を推進します。また、日系人との協力の強化にも注力します。

（結句）

この2年間のさまざまな外交成果は、オール・ジャパンで取り組み、世界各国との信頼関係を一つ一つ積み重ねてきたからこそ得られたものです。そして、国と国との関係である外交を支えるのは、結局のところ、人と人とのきずなです。今後も精力的に各国外相等との意思疎通を図り、きずなを大切にしながら

ら、この2年間培った信頼関係をもとに外交を進め、一つ一つ外交課題で着実に結果を出してまいります。

議員各位、そして国民の皆様の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

(3) 麻生財務大臣の財政演説

平成27年度予算の御審議に当たり、財政政策等の基本的な考え方について所信を申し上げますとともに、予算の概要を御説明させていただきますと存じます。

(日本経済の現状と財政政策等の基本的な考え方)

安倍内閣では、日本経済の再生に向けて、三本の矢から成る経済運営を一体的に推進してまいりました。こうした政策のもと、有効求人倍率は22年ぶりに高水準となり、企業の経常利益は過去最高水準となるなど、経済の好循環が確実に生まれつつあります。そして、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を実施し、足元の景気状況に対応しつつ、地方に経済成長の成果を広く早く行き渡らせてまいります。

これに加え、3年目に入った安倍内閣の重要課題として、人口減少の克服と地方の創生に本格的に取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かして、自律的で持続的な社会を形成することを促してまいりたいと存じます。

また、経済の好循環を確立するためには、昨年末の政労使会議における三者の共通認識を踏まえ、賃上げの流れを継続するとともに、生産性の向上や賃金体系の見直しを進めていくことが重要であります。

また、コーポレートガバナンスの強化や法人税改革、岩盤規制の撤廃など、攻めの姿勢で成長戦略を果敢に実行していくことで、日本経済を確実な成長軌道に乗せてまいります。

民需主導の持続的な経済成長を実現するためにも、また日本銀行が現在取り組んでおります金融緩和を円滑に進める上でも、財政の持続可能性を維持することは必要不可欠であります。

安倍内閣におきましては、経済成長に加え、歳出歳入両面からの取り組みにより、着実に

財政健全化を進めてまいりました。このため、歳入面では、強い経済の実現を目指した取り組みを進めることにより、税収を増加させるとともに、社会保障の充実、安定化のため、昨年4月に消費税率を8%に引き上げております。また、歳出面では、社会保障の自然増を含め、歳出全般にわたり聖域なく徹底的な見直しを行ってきたところです。

こうした取り組みにより、平成27年度予算は、国債発行額が平成21年度当初予算以来の30兆円台となり、公債依存度は約38%に下がるとともに、2015年度の財政健全化目標を達成する予算となっております。

一方で、公的債務残高がGDPの2倍程度までに累積するなど、日本の財政は極めて厳しい状況にあります。引き続き、歳出歳入両面における最大限の努力を行わなければなりません。

消費税率の10%への引き上げは、経済状況等を総合的に勘案し、1年半延期することといたしました。社会保障を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、市場及び国際社会における国の信認を確保するため、景気判断条項を付すことなく、平成29年4月に消費税率の10%への引き上げを確実に実施いたします。そうした状況をつくり出すという決意のもと、経済運営に万全を期してまいります。

そして、国と地方を合わせた基礎的財政収支を2020年度までに黒字化するという目標をしっかりと堅持し、その達成に向けた具体的な計画を本年夏までに策定することといたしております。その策定に当たっては、安倍内閣のこれまでの取り組みをさらに強化し、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革の三つの柱を軸に検討を進めてまいります。

これらの取り組みを通じて、経済再生と両

立する財政健全化を実現してまいります。

（平成27年度予算及び税制改正の概要）

続いて、平成27年度予算及び税制改正の概要を御説明いたしたいと存じます。

平成27年度予算は、経済対策、平成26年度補正予算や平成27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算であります。地方創生、子育て支援など、日本の諸課題への対応を強力に推進するとともに、社会保障の自然増を含め聖域なく見直しを行い、歳出の徹底的な重点化、効率化を図っております。

基礎的財政収支対象経費は、約72兆9,000億円であり、これに国債費約23兆5,000億円を加えました一般会計総額は、約96兆3,000億円となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は約54兆5,000億円、その他収入は約5兆円を見込んでおります。また、公債金は約36兆9,000億円となっており、前年度当初予算に対して約4兆4,000億円の減額を行っております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、消費税増収等を活用し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度をスタートさせます。また、医療・介護サービスの提供体制改革を推進いたします。介護サービス料金改定に際しては、介護職員の処遇改善や良好なサービスに対する加算を行いつつ、全体としては引き下げることで、介護保険料の上昇を抑制し、利用者の負担を軽減いたします。

文教及び科学振興費につきましては、グローバルな人材育成や国立大学改革等を推進するとともに、無利子奨学金や幼稚園就園奨励費補助等の施策を充実させることといたしております。また、国際的な産学官共同研究拠点の形成等のイノベーションシステム改革を推進してまいります。

地方財政につきましては、地方の税收増を反映して地方交付税交付金等を縮減しつつ、地方の一般財源の総額について社会保障の充実分等を増額し、地方に最大限配慮いたしております。

防衛費関係につきましては、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している状況を踏まえ、中期防衛力整備計画に基づいて必要な手当てを行い、警戒監視能力の強化及び島嶼部攻撃への対応の強化等を図ることといたしております。また、沖縄の基地負担軽減等のための在日米軍再編事業につきましても、着実に推進することとしております。

公共事業関係費につきましては、国民の命と暮らしを守る防災・減災対策やインフラの老朽化等の課題に対応するため、引き続き投資の重点化、効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしております。

経済協力費につきましては、法の支配や民主化等の普遍的価値の共有に向けた協力や途上国と日本の経済成長のための協力などを進めつつ、ODA全体の事業量の確保を図っております。

中小企業対策につきましては、革新的な物づくりに向けた研究開発等の支援を充実させるほか、中小企業、小規模事業者の資金繰り対策にも万全を期することといたしております。

エネルギー対策につきましては、再生可能エネルギーの導入拡大及び省エネルギーの推進に向けた支援に重点を置くほか、国内資源の開発や海外資源の權益確保、原子力規制、防災対策を推進することといたしております。

農林水産関係予算につきましては、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積・集約化などの構造改革を進めるとともに、輸出促進、六次産業化の推進等、農林水産業の競争力強化への重点化を図ることといたしております。

治安関係予算につきましては、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、警察活動基盤の充実や再犯防止対策の充実等を図ることといたしております。

国家公務員の人件費につきましては、給与改定や給与制度の総合的見直し、定員純減等を的確に予算に反映いたしております。

東日本大震災からの復興につきましては、被災地の復旧復興の加速に全力で取り組んで

いくこととしております。このため、平成27年度東日本大震災復興特別会計において、歳出歳入いずれも3兆9,000億円を見込んでおります。

平成27年度財政投融资計画につきまして、中小企業、小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給するため、総額約14兆6,000億円といたしております。

借換債等を含む国債発行総額につきましては、約170兆円と、依然として極めて高い水準にあり、財政規律を維持しつつ、国債管理政策を適切に運営してまいります。

平成27年度税制改正におきましては、デフレ不況からの脱却・経済再生に向けた税制上の対応、地方創生に係る税制上の対応、消費税10%への引き上げの時期の変更、BEP Sプロジェクト等の国際的条約を踏まえた税制上の対応、震災からの復興支援のための税制上の対応等を行うことといたしております。

具体的には、成長志向に重点を置いた法人税改革として、課税ベースを拡大して税率を引き下げること、企業が収益力を高め、賃上げに積極的に取り組むよう促してまいります。消費税につきましては、税率10%への引き上げの時期を平成29年4月とすること等と

しております。さらに、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度の延長、拡充や地方拠点強化税制の創設等を行うことといたしております。

(むすび)

以上、財政政策等の基本的な考え方と、平成27年度予算及び税制改正の概要について御説明をさせていただきました。

経済再生と財政再建の両立を実現するためには、本予算の一刻も早い成立が必要と存じます。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

安倍内閣におけますこれまでの取り組みが実を結び、日本経済及び日本国民は希望と自信を取り戻しつつあると存じます。しかし、経済再生も財政健全化もこれからが正念場であります。それらを実現するためには、日本の潜在的な力を開花させ、グローバル化や人口減少のもとで日本や地域が直面する課題に、国民一人一人が知恵を絞り、一致協力して乗り越えていくことが鍵となります。私も全精力を注ぎ、不退転の決意で挑戦を続けてまいります。

国民各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

(4) 甘利経済財政政策担当大臣の経済演説

(1 はじめに)

経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣として、その所信を申し述べます。

(2 経済財政運営の基本的考え方)

(景気の現状認識と今後の見通し)

安倍内閣では、長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図るため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体として強力に推進してきました。こうした政策のもと、有効求人倍率は22年ぶりの高水準、名目雇用者報酬が17年ぶりの高い伸びとなるとともに、企業の経常利益は過去最高水準、上場企業のROE、自己資本利益率は政権発足時の約1.5倍となり、倒産件数は24年ぶりに年間1万件を下回

りました。

日本経済は引き続き緩やかな回復基調が続いていますが、足元では、個人消費などに弱さが見られます。この背景には、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには消費税率引き上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどがあると考えられます。

本日閣議決定をした政府経済見通しでは、平成27年度の日本経済について、雇用・所得環境が引き続き改善をし、好循環がさらに進展するとともに、原油価格低下などにより交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれ、経済成長率は実質

で1.5%程度、名目で2.7%程度と見込んでおります。

（当面の経済財政運営）

現下の経済情勢等を踏まえ、経済の脆弱な部分に的を絞り、かつ、スピード感を持って対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするとともに、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるため、昨年12月末に、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定いたしました。

本緊急経済対策は、現下の経済情勢等を踏まえた生活者、事業者への支援、地方が直面をする構造的課題等への実効ある取り組みを通じた地方の活性化、災害復旧復興加速化など災害・危機等への対応などを内容としており、策定の趣旨に鑑み、スピード感を持って具体化を図ってまいります。

また、政労使会議において、政府の環境整備の取り組みのもと、経済界による賃上げへの最大限の努力や、取引企業の仕入れ価格の上昇などを踏まえた価格転嫁や支援、協力についての総合的取り組み、労使双方によるサービス業の生産性向上への一致協力した取り組みなどに合意をしました。今後もフォローアップを行うことにより、賃上げの流れをここの春も、また翌年の春も継続させ、経済の好循環の拡大を目指してまいります。

日本銀行においては、昨年10月に量的・質的金融緩和の拡大を決定するなど、2%の物価安定の目標を実現するための取り組みを進めているところです。政府としては、経済・物価情勢を踏まえつつ、この目標を実現することを期待します。

（成長戦略の実行・実現）

安倍内閣が進める成長戦略については、スピード感を持って強力に実行、実現していくことが極めて重要です。

このため、昨年12月末、日本経済再生本部において、「アベノミクス成長戦略の実行・実現について」として、我が国の社会経済の構造を変革し、世界で最もイノベーティブな国となるよう目指すため、農業、雇用、医療、エネルギー等のいわゆる岩盤規制の改革を初めとして、成長戦略に掲げられた各施策を速

やかに具体化し、実行、実現する方針を取りまとめました。

さらに、産業競争力強化法に基づき、産業競争力の強化に関する実行計画の改定を閣議決定したところであり、成長戦略の各施策の確実な実行に取り組んでまいります。

また、法人税を成長志向型の構造に変えるため、平成27年度には法人実効税率を2.51%引き下げることとし、引き続き、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指してまいります。

健康、医療については、日本医療研究開発機構の本年4月の設立に向けて必要な準備を進めるなど、先般閣議決定された健康・医療戦略を着実に推進してまいります。

一昨年の日本再興戦略策定以降、さきの臨時国会までに、40本を超える成長戦略関連法が成立をしました。これらの法律をしっかりと実行するとともに、引き続き、本通常国会でも成長戦略の実行に必要な法案を提出してまいります。

また、産業競争力会議で成長戦略進化のための検討を進め、年央の成長戦略の改定を目指してまいります。

さらに、民間投資の喚起による経済成長の実現のため、PPP・PFIの抜本改革に向けたアクションプランの実行を加速してまいります。

市民活動の促進については、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。

（TPPの推進）

TPPは、アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々と21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する野心的な試みであり、この地域の成長の起爆剤になり、人々の暮らしを豊かにすると同時に、我が国経済の発展にも寄与するものであります。

昨年11月に北京で開催をされたTPP首脳会合及び閣僚会合では、交渉の終局が明確になりつつあることが確認をされ、早期妥結に向けた大きなモメンタムができました。

我が国としては、交渉の早期妥結へ向けて

努力をし、国益をしっかりと最終的な成果に反映すべく、全力を挙げて交渉に取り組んでまいります。

（経済再生と財政健全化の両立に向けた取組）

強い経済は日本の国力の源泉です。これまで述べた施策を着実に実施することにより、経済の好循環を確かなものとし、消費税率の10%への引き上げを平成29年4月に確実に実施してまいります。

引き続き、経済再生との両立を図りながら、財政健全化の取り組みも着実に進めてまいります。

来年度予算案においては、新規国債発行額を6年ぶりに30兆円台とし、国の一般会計の基礎的財政収支が今年度より4.6兆円改善をいたしました。国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の達成も見込まれます。

財政健全化に向けて着実に前進をしており、今後も歳入歳入両面の取り組みを進めてまいります。

2020年度までに国と地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標の達成に向け、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、経済財政諮問会議において検討を進め、具体的な計画を本年夏までに策定してまいります。

（社会保障・税一体改革の推進）

少子高齢化が進展する中で、社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時に達成する観点から、引き続き、社会保障・税一体改革に取り組めます。

来年度予算案においては、子ども・子育て支援を初め社会保障の充実について、可能な限り予定どおり実施することとしております。

また、世界に誇るべき社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすため、平成29年4月には確実に消費税率10%への引き上げを実施するとともに、社会保障制度改革のスケジュールに沿って社会保障の充実、安定化に取り組むなど、改革を推進してまいります。

さらに、医療、介護情報の見える化を進め、各地域の状況を比較した結果も踏まえて支出の効率化、適正化を図るとともに、有識者から成る社会保障制度改革推進会議において、2025年を展望した中長期的な改革の検討を進めてまいります。

（3 むすび）

安倍内閣の至上命題は、15年以上にわたって日本を苦しめてきたデフレからの脱却を図るとともに、経済再生と財政健全化の両立を実現することです。そのためには、企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益の拡大に結びつくという経済の好循環を力強く回転させていく必要があります。

本年はまさに正念場の年であり、これまで以上にアベノミクスを強力に推進、展開することにより、全国津々浦々まで景気回復を実感していただけるよう、全力を尽くしてまいります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

（5） 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（2月12日）に対する質疑は、16日に岡田克也君（民主）、谷垣禎一君（自民）及び江田憲司君（維新）が行い、17日には井上義久君（公明）及び志位和夫君（共産）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（シリア邦人人質殺害事件を受けた対応）

① 「日本人の安全確保に向けた今後のテロ

対策」に関する質疑に対して、「厳しいテロ情勢を踏まえ、安全対策連絡協議会の活動を促進するとともに、渡航情報などの迅速な提供、日本人学校の警備強化の要請等の諸対策を着実に推進する。また、国際社会と連携し、情報収集、分析の強化、テロリスト入国阻止等のための水際での取締り強化、空港などの重要施設の警戒警備徹底などの諸対策を講ずる。

サイバーテロについては、サイバーセキュリティ基本法に基づき万全を期していく」旨の答弁があった。

②「イスラム国を名乗る過激派組織（ISIL）への対応」に関する質疑に対して、「国際社会は、一致団結してISILと闘う決意であり、国際連合安全保障理事会は、ISILを非難し、資金の提供等を禁じる決議を累次にわたって採択している。我が国もその決議を厳格に履行するとともに、国際社会と連携して、邦人テロ殺害事件の犯人を法の裁きにかける決意である」旨の答弁があった。

③「シリアにおける邦人殺害テロ事件に関する検証」に関する質疑に対して、「今回の事件に対する対応として、平成27年2月10日に立ち上げた検証委員会のもと、有識者の意見を聴取して最終的に検証結果を取りまとめる考えである。検証結果については諸外国との関係などを考慮しつつ公表していく」旨の答弁があった。

（農政改革）

①「農政改革」に関する質疑に対して、「農業の成長産業化を図るため、農地集積バンクの創設、輸出、6次産業化の推進、米の生産調整の見直しなど、農政改革に力を注いできた。意欲ある農業の担い手が活躍しやすい環境となるよう、農協、農業委員会、農業生産法人の三つの改革を一体的に行う」旨の答弁があった。

②「農業分野の規制改革、構造改革」に関する質疑に対して、「農業の成長産業化を図るため、意欲のある農業の担い手が活躍しやすい環境を整備していくことが重要である。農業委員会については、公選制を市町村長の選任制に改め、農業生産法人については、役員要件及び議決権要件の見直しを行うことで、若い農業者や新規就農者が自分たちの情熱や能力によって新しい地平を切り開いていくようにしていきたい」旨の答弁があった。

③「農協改革」に関する質疑に対して、「農業の可能性を引き出すため、農業者と地域農協が主役となった農協改革を行い、地域農協が自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする」旨

の答弁があった。

④「米の生産調整の見直し、いわゆる減反の廃止」に関する質疑に対して、「米の生産調整を見直し、農業者が自らの経営判断で作物をつくれるようにするとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米の生産振興を図ることによって農地のフル活用を図り、食料自給率と食料自給力の向上をあわせて図っていく」旨の答弁があった。

（エネルギー改革）

①「エネルギー政策」に関する質疑に対して、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用見直しについては、引き続き適切な運用に努めていく。電力システム改革は、万全の備えをしながら着実に進めていき、また、ガスや熱供給の分野の改革も一体的に進めることで、競争的でダイナミックなエネルギー市場をつくり上げていく。温室効果ガスの削減については、新しい削減目標と行動計画を早期に策定する」旨の答弁があった。

②「発送電分離の方式」に関する質疑に対して、「所有権分離の方式については、財産権や資金調達の面で課題があることから、電力システム改革の最終段階として、法的分離の方式により発送電分離を行う。法的分離は、米国で採用されている方式よりも独立性等において優位であると考えており、あわせて人事や会計面での規制を行うことで、電力市場を完全に競争的な市場へと変えていく」旨の答弁があった。

③「原発の発電コストと原発の位置付け」に関する質疑に対して、「海外と日本の電源コストを単純に比較することは適切ではない。また、ベースロード電源とは電源の特性に着目したものであり、依存度を低減させることは矛盾しない。原子力は、運転コストが低廉で変動も少ないことなどから、重要なベースロード電源と位置付けている」旨の答弁があった。

④「原発再稼働」に関する質疑に対して、「原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認めた原発については、地元の理解を得られるよう適切に対応しながら、再稼働を進めていく。鹿児島県川内地域の避難計画を始め

とする緊急時の対応体制は、関係省庁等が参加したワーキングチームで確認し、原子力防災会議において了承した。高レベル放射性廃棄物の最終処分場については、しっかり確保することが政治の責任である」旨の答弁があった。

（規制改革）

①「規制改革実現に向けた意義と決意」に関する質疑に対して、「大胆な規制改革によって、民間のダイナミックな創意工夫の中から多様性あふれる新たなビジネスが生まれる。今通常国会を改革断行国会と位置付け、農業、雇用、医療、エネルギーなど、岩盤のように固い規制に対し、強い決意を持って改革を断行する。あわせて、改革の意義を国民の皆様丁寧に説明する」旨の答弁があった。

②「医療分野の規制改革」に関する質疑に対して、「iPS細胞等を用いた再生医療等製薬については、平成26年11月、その特性を踏まえて新たな制度を施行し、条件や期限を付して早期に承認することを可能とし、より早く患者にお届けできるようにした。また、患者からの申出を起点として、世界最先端の医療について、安全性、有効性を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられる患者申出療養を創設することとし、必要な法案を今国会に提出する。こうした規制改革の取組を通じ、医療関連分野を経済成長の活力とし、患者本位の医療を実現していく」旨の答弁があった。

③「ロボット革命の実現に向けた取組」に関する質疑に対して、「我が国のロボット大国としての地位を更に高めるべく、先般、ロボット新戦略を策定し、今後の具体的な取組を取りまとめた。この戦略に基づき、介護や農業、中小企業にまで普及する世界のロボット活用社会を目指す。このため、規制改革やルールづくりによるロボットバリアフリー社会の実現を目指すとともに、福島にロボット実証区域を設けるなど、環境整備に努めていく」旨の答弁があった。

（公務員制度改革）

「いわゆる天下りの禁止を含む公務員制度改革」に関する質疑に対して、「国家公務員の

再就職に関しては、平成19年の国家公務員法改正により、各府省による再就職あっせんの禁止等の厳格な規制を導入するとともに、監視体制として再就職等監視委員会を設立したところである。政府としては、再就職等監視委員会による厳格な監視のもと、不適切な行為を厳格に規制しており、今後とも、再就職に関する国民の疑念を払拭していく。国家公務員制度改革については、平成26年の国家公務員法等の一部改正により、内閣人事局の設置や幹部職員人事の一元管理等、政府としての総合的人材戦略を確立するための制度改革を行っているところである」旨の答弁があった。

（経済再生）

①「安倍内閣の経済政策」に関する質疑に対して、「内閣が目指しているのは、いわゆるトリクルダウンではなく、経済の好循環の実現であり、地方経済の底上げである。このため、政労使による賃上げ、設備投資の促進、下請企業の価格転嫁、地方創生などに取り組んでいる。また、雇用環境については、2年連続で最低賃金の大幅引上げを実施し、パートタイム労働者について正社員との均衡待遇を推進してきた。さらに、政労使会議の合意において、非正規雇用労働者のキャリアアップや処遇改善に向けた取組を今後も進めていく。そして、経済再生に取り組み、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすとともに、子供たちの誰もが家庭の経済事情に左右されることなく希望する教育を受けられるようにしていく」旨の答弁があった。

②「財政健全化」に関する質疑に対して、「安倍内閣としては、経済再生と財政健全化の両立を目指している。2020年度までに、国、地方を合わせ基礎的財政収支を黒字化するという財政健全化目標はしっかりと堅持し、その目標に向け、デフレから脱却し、経済再生により税収を増やす、無駄削減など徹底した行財政改革もしっかりとやるなど、歳入歳入両面にわたり取り組んでいく。社会保障についても、効率化、合理化や重点化を進めていく。本年夏までに、目標達成に向けた具体的な計画を策定する」旨の答弁があった。

③「金融緩和」に関する質疑に対して、「日本銀行は、2%の物価安定目標を掲げ、大胆な金融緩和を実施してきたが、こうした取組は、固定化したデフレイマインドを払拭し、経済の好循環を後押ししてきたと考える。政府としては、日本銀行が今後とも2%の物価安定目標の達成に向けて大胆な金融緩和を着実に推進していくことを期待している。具体的な金融政策の手法については、日本銀行に委ねている。日本銀行においては、経済・物価情勢について、上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行うこととしており、市場とのコミュニケーションを適切に図りつつ、適切な対応をとられることを期待している」旨の答弁があった。

④「政労使の取組」に関する質疑に対して、「平成25年の政労使合意を踏まえた平成26年の春闘では、賃上げ率が過去15年で最高となった。平成26年は、総選挙の後、直ちに政労使会議を開催し、私から平成27年春の賃上げをお願いした。経済界の皆さんには、賃上げに向けた最大限の努力と、原材料費高騰に苦しむ下請企業の価格転嫁といった取組に合意していただいた。これを受け、経団連は、経営労働政策委員会報告において、雇用の拡大などとあわせて、賃金の引上げを前向きに検討することが強く期待されるとの、平成26年より踏み込んだ方針を表明した。経済の好循環をしっかりと回すことにより、賃上げの流れを、平成28年の春、平成29年の春と続け、全国津々浦々に景気回復の実感をお届けできるよう、全力を尽くす」旨の答弁があった。

⑤「人を大切に作る企業経営」に関する質疑に対して、「人を大切に作る我が国の人事・雇用管理の優れた点を失うことなく、国民が働きながら幸せを実感し、企業の収益を伸ばし、労働者にその成果が還元されるよう、経済の好循環を全国に拡大する」旨の答弁があった。

⑥「中小企業の振興」に関する質疑に対して、「経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、中小・小規模事業者の活力を最大限に発揮していただくことが不可欠。このため、人材確保支援や、ふるさと名物の開

発、販路開拓支援、ものづくり・サービス補助金による事業革新支援など、様々な施策を展開していく。また、中小・小規模事業者が原材料価格等の上昇分を適正に取引価格に転嫁できるよう、平成26年末の政労使会議で合意した。政府としても、取引価格の適正化に万全を期する」旨の答弁があった。

（税制改革）

①「消費税率10%への引上げ」に関する質疑に対して、「平成29年4月の消費税率10%への引上げについては、社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信認を確保するため、景気判断条項を付すことなく、確実に実施する。三本の矢の政策を更に前に進め、経済再生と財政健全化の両立を目指す」旨の答弁があった。

②「消費税率引上げ」に関する質疑に対して、「三本の矢の政策により、有効求人倍率が22年ぶりの高水準となるなど、経済の好循環は確実に生まれ始めている。他方、平成26年4月の消費税率引上げが個人消費に影響を及ぼしたのも事実であり、10%への引上げを18か月延期することとした。社会保障を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、我が国の信認を確保するため、平成29年4月の10%への引上げは確実に実施する。平成27年2月16日に公表されたGDP速報では、3四半期ぶりに実質GDPが前期比プラス成長となり、また2四半期連続で個人消費がプラスとなり、雇用・所得環境の改善を背景に、消費は緩やかに回復することが期待される。三本の矢の政策を更に前に進め、経済再生と財政健全化の両立を目指す。社会保障制度の財源としては、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定していること、勤労世代など特定の者への負担が集中しないことから、消費税がふさわしいと考えている」旨の答弁があった。

③「法人税改革」に関する質疑に対して、「今般の法人税改革は、経済の好循環の定着化に向け、企業が収益力を高め、積極的に賃上げ等に取り組むよう促す観点から行う」旨の答弁があった。

④「給付付き税額控除と配偶者控除」に関する質疑に対して、「給付付き税額控除については、低所得者に絞った効率的な支援が可能となるとの議論がある一方、所得と資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等の課題があるが、経済社会の構造変化に対応して税制の在り方を検討することは必要である。また、配偶者控除については、家族の在り方や働き方に関する国民の価値観に深く関わるため、今後、政府や与党の税制調査会で議論を行った上で、国民的議論を行いながら判断する」旨の答弁があった。

⑤「格差是正のための税制上の措置」に関する質疑に対して、「格差が固定化しない、あるいは許容し得ない格差が生じない社会を構築していくことは、重要な課題である。安倍内閣においては、税制について、再分配機能の回復を図るため、所得税の最高税率引上げ、給与所得控除の見直し、金融所得課税の見直し、相続税の見直し等を通じ、随時実施してきているところである。税制における再分配機能の在り方については、経済社会の構造変化も踏まえながら、引き続きよく考えていきたい」旨の答弁があった。

⑥「外形標準課税」に関する質疑に対して、「平成27年度税制改正においては、外形標準課税の拡大は、資本金1億円以下の中小企業を対象外としている。外形標準課税の適用対象法人の在り方については、地域経済、企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討する」旨の答弁があった。

（社会保障改革）

①「税と社会保障の役割分担の見直し」に関する質疑に対して、「年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、必要な給付との見合いで、負担能力に応じた保険料負担の一方、保険料に係る国民負担の適正化に充てるため、公費投入が行われていると考える。自民・民主・公明の3党合意により成立した社会保障制度改革推進法においても、同様の考え方が規定されており、今後もこれに沿って対応すべきである」旨の答弁があった。

②「年金のマクロ経済スライドと低所得者

対策」に関する質疑に対して、「マクロ経済スライドは、将来世代の負担を過重にしないため、将来の保険料水準を固定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みとして導入された。社会保障・税一体改革においては、医療や介護の保険料負担軽減や、低所得で低年金の高齢者に対する福祉的な給付金等により、社会保障全体を通じた低所得者対策の強化を図ることとしている」旨の答弁があった。

③「高齢者による社会保障負担の分かち合い」に関する質疑に対して、「社会保障制度改革国民会議の提言を踏まえ、医療や介護等の社会保障制度全体を通じ、低所得者に配慮を行う一方、経済力のある高齢者にはそれに見合った負担を求める取組を進めている。高所得者への年金給付の在り方は、高齢世代内の再分配機能を強化する観点から、年金制度だけではなく、税制や他の社会保障制度による負担等の様々な方法を検討すべきである」旨の答弁があった。

④「社会保障費」に関する質疑に対して、「持続可能な社会保障制度を確立するため、消費税率の10%への引上げを延期する中でも、子育て支援、医療、介護等の社会保障の充実については、可能な限り予定どおり実施しつつ、重点化、効率化も同時に進める」旨の答弁があった。

⑤「少子化対策予算」に関する質疑に対して、「少子化は、我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねないとの危機意識の下、子供への資源配分を大胆に拡充する。平成27年度予算では、消費税率10%への引上げは延期したが、子ども・子育て支援新制度を予定どおり4月から実施することとし、待機児童の解消等に向けた量の拡充や、保育士の処遇改善等の質の改善のための財源を確保する。その上で、今後もより効率的かつ集中的な少子化対策に取り組む」旨の答弁があった。

⑥「低年金生活者への給付金等」に関する質疑に対して、「低年金生活者への給付金や受給資格期間の短縮は、法律の規定どおり、安定財源が確保される消費税率10%への引上げ時に実施する」旨の答弁があった。

⑦「医療保険制度改革」に関する質疑に対

して、「急速な少子高齢化の下でも国民皆保険を堅持するため、第189回国会に医療保険制度改革を行う法案を提出し、国民健康保険への財政支援の拡充やその財政運営を市町村から都道府県へ移行することにより、国民皆保険の基盤を強化する。また、予防、健康づくりの推進、医療費適正化計画の見直し等による制度の充実と重点化・効率化を進める」旨の答弁があった。

⑧「がん対策」に関する質疑に対して、「がん対策については、がん対策推進基本計画に基づき、総合的な取組を進めている。このうち、がん検診については、着実に受診率が向上しており、50%の目標達成に向け更に取組を進める。また、がん診療連携拠点病院の専門的な就労相談等の就労支援に取り組んでいる。がん教育については、医師やがん経験者といった外部人材の活用等の全国展開に向けた検討を進める。がんによる死亡を減少させ、がん患者が安心して暮らせるよう、基本計画の目標達成に向けて対策を進める」旨の答弁があった。

⑨「難病対策」に関する質疑に対して、「難病対策は、難病の克服を目指すとともに、患者の社会参加を支援し、地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を基本理念としている。これを充実強化するための難病の患者に対する医療等に関する法律が平成27年1月に施行され、医療費助成の対象疾病を56疾病から110疾病に拡大し、更に平成27年7月に約300疾病に拡大することを目指している。また、症例数が少なく研究が進みにくい疾病について、データを集約し、調査研究を進めている。さらに、拠点病院の整備等の医療体制の確保を図るとともに、難病相談・支援センター等を通じ、相談支援の充実を図る。これらの支援を総合的に進めるため、同法に基づく基本方針を策定し、基本理念に即した施策の実施に力を尽くす」旨の答弁があった。

⑩「介護報酬改定」に関する質疑に対して、「平成27年度介護報酬改定では、事業者の安定的な経営に必要な収支差が残るよう適正化を図るとともに、最重要の課題である介護職員の確保を図るため、他の報酬と別枠で、1

人当たり月額1万2,000円相当の処遇改善を実現するための加算を新設するほか、中重度の要介護者や認知症高齢者を受け入れた場合等のきめ細かい加算、小規模な地域密着型サービス等への高い報酬の設定など、質の高いサービスを提供する事業者には手厚い報酬が支払われることとしている。さらに、平成27年度からは、都道府県に設置した基金に約700億円を充て、介護施設等の整備や介護人材の確保に向けた取組を一層推進する」旨の答弁があった。

（雇用制度改革）

①「雇用制度改革」に関する質疑に対して、「労働時間制度の見直しは、ワーク・ライフ・バランスの観点から、働き過ぎを是正するとともに、多様で柔軟な働き方を進めるものである。このため、企業が労働者の意見を聞いて休暇を指定することの義務付け、フレックスタイム制の見直し、高度専門職を時間でなく成果で評価する新たな制度の導入等を検討している。また、第189回国会に提出予定の労働者派遣法改正案により、希望する派遣労働者に正社員への道を開くとともに、自ら派遣を積極的に選択している者の待遇の改善を図る」旨の答弁があった。

②「労働法制と非正規労働者」に関する質疑に対して、「労働法制は、労使の交渉力の違いを踏まえ、立場の弱い労働者が劣悪な環境で働くことのないよう保護する観点から、契約自由の原則を修正しているものと認識している。非正規雇用労働者は、能力開発の機会が少なく、賃金が低いといった課題があるため、キャリアアップ助成金の拡充等の支援を図るとともに、希望者の正社員への転換を推進する」旨の答弁があった。

③「同一労働同一賃金」に関する質疑に対して、「同一労働同一賃金は重要な考え方と認識しているが、ある時点で仕事と同じであっても、様々な仕事を経験し責任を負う労働者と経験の浅い労働者との間で賃金を同一にすることは、直ちに広い理解を得ることは難しいため、まずは非正規雇用労働者の多様な雇用形態に応じた均衡待遇の推進が重要である」旨の答弁があった。

④「長時間労働」に関する質疑に対して、「働き過ぎの是正を図るため、賃金不払い残業や過重労働等が疑われる企業に対し、重点的な監督指導を行うとともに、企業の自主的な労働環境の改善促進に努める。その上で、労働時間制度の見直しにおいては、中小企業における時間外労働の割増賃金率を引き上げるとともに、時間でなく成果で評価する新たな制度について、企業に対し、一定の休日を必ず与える措置等を求める方針である」旨の答弁があった。

⑤「女性活躍推進」に関する質疑に対して、「全ての女性が輝く社会の実現には、仕事と生活の調和を目指す等の男性を含めた社会の意識改革が不可欠である。安倍内閣では、男性の家事、育児への参加を促進するため、育児休業給付の実質8割までの引上げ等の取組を進めてきた。さらに、長時間労働の抑制、年次有給休暇を確実に取得できる仕組みづくり等の働き方改革を進め、女性が活躍できる社会の実現を目指す」旨の答弁があった。

（教育再生）

「教育再生」に関する質疑に対して、「子供たちの誰もが、自信を持って学び、成長できる環境をつくることは、大人の責任である。また、子供の貧困は、深刻な問題であり、子供たちの未来が、家庭の経済事情によって左右されるようなことがあってはならない。このため、フリースクールなどでの学びの支援や、小中一貫校の設立、道德教育の充実、幼児教育、高校、大学での教育費負担の軽減などに取り組む。子供たちの無限の可能性を引き出す鍵は教育の再生であり、引き続き、教育再生に全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

（地方創生・地方分権改革）

①「地方創生の決意」に関する質疑に対して、「地方創生は、地域に眠る様々な資源や可能性を最大限に開花させ、若者を引きつける、個性あふれる地方をつくり上げる取組であり、国と地方が総力を挙げて緊急に取り組むべき課題である。平成26年末に取りまとめた総合戦略に基づき、意欲あふれる地方の取組に対し、予算、税制、人材等のあらゆる方

策を使って全力で後押ししていく」旨の答弁があった。

②「大阪都構想」に関する質疑に対して、「いわゆる大阪都構想は、二重行政の解消と住民自治の拡充を図ろうとするものであり、その目的は重要であると認識している。政府としては、住民投票において実施の意思が示された場合には、必要な手続を粛々と進めていく」旨の答弁があった。

③「道州制及び地方分権改革」に関する質疑に対して、「道州制の導入は、地域経済の活性化などを目指し、国と地方の在り方を根底から見直す大きな改革である。現在、与党において、道州制の議論を前に進めるべく、精力的に検討が重ねられてきており、政府としても連携を深め取り組んでいく。また、地方分権改革については、農地転用許可権限の移譲を始め、地域に密着した数多くの課題を一つ一つ解消し、地方6団体からも高い評価をいただいたところであり、今後とも、やる気のある地方を応援する地方分権改革を着実に強力に進めていく」旨の答弁があった。

④「ローカル経済圏の活性化」に関する質疑に対して、「地方創生の取組では、ローカル経済の活性化のため、客観的な地域経済分析に基づき、地域資源を生かし、地域特性に合った産業の育成を図ることとしている。今後、地方の活性化に向けた意欲あふれる地方の取組に対して、地方財政計画への計上を含めた予算の確保を図っていく。また、税制による企業の地方移転の促進、地方への人材還流の推進など、あらゆる方策を使って全力で後押ししていく」旨の答弁があった。

（東日本大震災からの復興）

①「東日本大震災からの復興」に関する質疑に対して、「復興の加速化は、安倍政権の最重要課題であり、被災地での住宅再建は、累次の加速化策により進展し、高台移転は9割、災害公営住宅は8割の事業が始まっている。平成27年度予算においても、復興の加速化に重点化しており、住宅再建と復興まちづくり、町のにぎわいを取り戻すための産業、なりわいの再生、被災者の心身のケアなど、復興を進める上での様々な課題に対応することとし

ている」旨の答弁があった。

②「福島第一原発事故の収束対策」に関する質疑に対して、「福島第一原発については、汚染水対策を含めた、廃炉、賠償、除染など課題は山積している。世界にも前例のない廃炉・汚染水対策については、技術的難易度が高い取組への財政措置を行う等、東電任せにせず、国も前面に立って取り組んでいる。また、福島の復興の加速化に向け、賠償、除染、中間貯蔵施設の事業及び資金負担の両面で国と東電の役割分担を明らかにし、国費の投入を決めている。除染土壌等の中間貯蔵施設については、地元から建設を受け入れていただき、現在、搬入の受入れのお願いをしている。引き続き、除去土壌等の早期搬出に向けて、地権者の皆様への丁寧な説明と施設整備に政府全体で全力で取り組む」旨の答弁があった。

③「福島の復興に向けた取組」に関する質疑に対して、「福島の復興及び再生に向け、国も前面に立って廃炉・汚染水対策を行うとともに、除染、賠償、被災者の見守り強化等を推進している。特に、避難生活の長期化により、健康面や心のケアが重要であるため、見守り活動を推進する相談員や巡回指導を行う保健師の確保、被災者の生きがいつくりの支援に力を入れて取り組んでいく。他方で、帰還促進のための交付金の創設、避難者に対する相談体制の整備等を内容とする福島復興再生特別措置法の改正案を国会に提出する」旨の答弁があった。

（防災・減災対策）

①「我が国の防災・減災対策の国際社会への発信」に関する質疑に対して、「幾多の大規模災害を乗り越えてきた我が国の防災の知見や技術、そして被災地の復興状況を世界に発信し、世界の防災・減災対策をリードしていく取組は非常に重要である。平成27年3月に開催される国連防災世界会議の後、防災の主流化を定着させるため、引き続き我が国が国際社会に対してどのような貢献ができるかについて、よく検討していきたいと考えている」旨の答弁があった。

②「防災・減災対策の重要性」に関する質疑に対して、「多発する自然災害に対して、防

災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化等を一層強化していく。特に近年、雨の降り方が局地化し、集中化し、激甚化しており、ハード、ソフト両面から対策を進めていく必要がある。浸水に対する避難体制の充実等を図るため、水防法等を改正する法案を提出する予定である。さらに、土砂災害については、平成26年に改正した土砂災害防止法に基づいて、危険箇所の基礎調査をおおむね5年程度で完了させることを目標とし、都道府県への支援を強化していく。防災・減災対策は緊要の課題であり、ハード、ソフト両面にわたる対策を総動員して取り組んでいく」旨の答弁があった。

③「公共事業」に関する質疑に対して、「年度末に補正予算が成立する場合など、補正予算に計上された公共事業関係費の多くが結果的に翌年度に繰り越されることもあるが、これらについては、翌年度において適切な執行に努めている。また、平成27年度の公共事業関係費においては、平成26年の広島における土砂災害などを受け、事前防災・減災対策等への重点化を図っており、ばらまきとの指摘は当たらない。国土強靱化については、公共事業の額ありきではない」旨の答弁があった。

（平和安全法制）

①「安全保障法制の整備に向けた取組」に関する質疑に対して、「安全保障に想定外は許されず、あらゆる事態に切れ目のない対応ができる安全保障法制の整備が不可欠である。平成26年7月の閣議決定は、集団的自衛権の行使一般を認めたものではない。憲法第9条の下で許されるのは、あくまでも国民の命と幸せな暮らしを守るための必要最小限度の自衛の措置だけである。日本国憲法の基本理念である平和主義は、今後とも守り抜いていく。また、我が国防衛の基本方針である専守防衛には、何ら変更はない。引き続き、与党としてしっかりと相談をしながら、万全の法案準備を進めていく。今後とも、国民の更なる理解を得る努力を続けながら、今国会における成立を図っていく」旨の答弁があった。

②「平成26年7月の安全保障法制に関する閣議決定と積極的平和主義」に関する質疑に

対して、「今や脅威は、容易に国境を越えてやってくる時代になり、どの国も、一国のみで自国の平和と安全を守ることはできない。自国の平和と安全を守るためには、アジア太平洋地域、世界の平和と安定を確保することが必要であり、平成26年7月の閣議決定の目的は国民の命と幸せな暮らしを守り抜くことである。そして、国民の命と幸せな暮らしをより確かなものにしていくために、地域や世界の平和と安定の確保に、一層積極的に貢献していくような能動的な平和外交が積極的平和主義である」旨の答弁があった。

③「平成26年7月の安全保障法制に関する閣議決定と立憲主義との関係」に関する質疑に対して、「平成26年7月の閣議決定は、従来の憲法解釈の基本的考え方を変えるものではない。したがって、立憲主義に反するものではない。閣議決定は、法整備のための基本方針であり、これに基づいて、現在、法案の準備を進めている。引き続き、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする安全保障法制の整備を進めていく」旨の答弁があった。

④「平成26年7月の閣議決定で示された武力行使の新三要件を満たす状況の具体例」に関する質疑に対して、「新三要件における、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況であるということを用いるものと考えている。いかなる状況がこれに該当するかは、一概にお答えすることは困難だが、例えば、具体的に次のようなものが考えられる。一つ目は、邦人輸送中の米軍船舶の防護で、我が国近隣で武力攻撃が発生し、米国船舶は公海上で武力攻撃を受けている、攻撃国の言動から我が国にも武力攻撃が行われかねない中、在留邦人を乗せた米国船舶が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合は、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶこ

とが明らかな状況に当たり得ると考えられる。二つ目は、ホルムズ海峡での機雷敷設で、仮に、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合には、我が国に深刻なエネルギー危機が発生し得る。石油供給が回復せず、我が国の国民生活に死活的な影響が生じるような場合には、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況に当たり得ると考えられる」旨の答弁があった。

⑤「平成26年7月の閣議決定で示された武力行使の新三要件と自衛隊法や武力攻撃事態法との関係」に関する質疑に対して、「安全保障法制の整備に関しては、現在、政府部内で精力的に準備を進めているところである。閣議決定に記載された新三要件は、自衛隊の行動の法的根拠となる自衛隊法等の中でその趣旨を過不足なく規定するべきものと考えている。自衛隊の海外派遣、後方支援に関する法案の提出及び周辺事態法の扱いについて、政府としては、安全保障法制の整備に当たっては、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とすることが重要であると考えており、将来、具体的なニーズが発生してから改めて立法措置を行うという考え方はとらない。周辺事態法の扱いも含め、具体的な法整備の内容は現在検討中である」旨の答弁があった。

⑥「今まで以上に自衛隊を海外で活用することの必要性」に関する質疑に対して、「国際社会における軍事力の役割は多様化しており、紛争予防から復興支援、更には人道支援、災害救援、海賊対処などの分野においても、重要な役割を果たすようになっている。自衛隊は、日本の平和を守り、世界の平和に貢献してきたが、安全保障環境の激変により、どの国も、一国のみで平和を守ることはできない。国際社会も、我が国が一層積極的な役割を果たすことを期待している。国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献していくため、自衛隊にはより一層の役割を担ってもらう必要がある」旨の答弁があった。

⑦「自衛隊の積極的な活用によるリスク」に関する質疑に対して、「国民の命と幸せな暮らしを守るという自衛隊員の任務には何ら変更はなく、自衛隊員が我が国の安全と無関係

な戦争に参加することは断じてない。国際社会の平和と安定への貢献に当たっては、これまで同様、安全を確保しつつ行うことは言うまでもない」旨の答弁があった。

⑧「自衛隊による在外邦人の救出」に関する質疑に対して、「今や、海外に住む日本人は150万人、更に年間1,800万人の日本人が海外に出かけていく時代で、これら邦人が危機にさらされたとき、その救出について対応できるようにすることは、国として当然の責務である。このため、政府としては、自衛隊による邦人救出を行い得るよう法整備を行っていく。このような自衛隊の活動は、武力の行使を伴うものではなく、警察的な活動の範囲内で行うものである。邦人の命を守るための活動で、自衛隊員の安全確保に配慮することも当然である」旨の答弁があった。

⑨「諸外国の軍隊に対する協力支援活動に関する恒久法」に関する質疑に対して、「平成26年7月の閣議決定においては、我が国が行う支援活動は、現に戦闘行為を行っている現場では実施しないこととしており、自衛隊が活動している場所が現に戦闘行為を行っている現場となる場合には、直ちに活動を休止又は中断することになる。武器を使って反撃しながら支援を継続するようなことはない。自衛隊の派遣については、国益に照らして主体的に判断するものであり、我が国の平和及び安全の確保や国際社会の平和と安定への貢献と関係なく派遣することはない」旨の答弁があった。

（外交・安全保障政策）

①「平和国家としての外交姿勢」に関する質疑に対して、「我が国は、戦後、自由で民主的な国をつくり、地域や世界の平和と発展に貢献し、平和国家としての道を歩んできた。これからも、この平和国家としての歩みは変わることはない。我が国は、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、地域や世界の平和と繁栄のために、より一層積極的に貢献していく考えである」旨の答弁があった。

②「北朝鮮による拉致問題」に関する質疑に対して、「拉致問題は、安倍内閣の最重要課題であり、被害者の御家族も御高齢になられ、

一刻も早い解決が求められている。政府としては、北朝鮮が日朝政府間協議の合意に基づき、拉致被害者に関する調査を迅速に行い、その結果を速やかに、かつ正直に通報することを強く求めていく。全ての拉致被害者の帰国に向けて、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

③「米軍普天間飛行場の辺野古移設」に関する質疑に対して、「最も大切なことは、普天間飛行場の固定化は絶対に避けなければならないということであり、辺野古への移設は、米軍の抑止力の維持と普天間の危険性除去をあわせたとき、唯一の解決策である。普天間の有する三つの機能のうち、辺野古に移るのはオスプレイなどの運用機能のみであり、空中給油機は、既に全機、山口県岩国基地へ移されており、緊急時の航空機受入れ機能も本土へ移す。また、オスプレイについては、県外訓練等を着実に進めていく。引き続き、現行の日米合意に従い、沖縄の方々の理解を得る努力を続けながら、移設を進めていく」旨の答弁があった。

④「国際社会のテロとの闘いにおける我が国の貢献」に関する質疑に対して、「我が国がテロに屈することは断じてなく、最前線で過激主義と対峙するイスラム諸国への人道支援を更に拡充し、国際社会において日本としての責任を毅然と果たしていく」旨の答弁があった。

（戦後70年談話）

①「戦後70年の談話」に関する質疑に対して、「安倍政権としては、戦後50年の村山談話、戦後60年の小泉談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、戦後70年の談話は、それを前提として作成する。談話の内容は、さきの大戦への反省、戦後の平和国家としての歩み、今後、日本として、アジア太平洋地域や世界のために、更にどのような貢献を果たしていくのか、次の80年、90年、100年に向けて日本はどのような国になっていくのかについて書き込んでいく考えである。具体的内容は、今後、有識者の御意見を伺いながら、政府として検討してい

く」旨の答弁があった。

②「村山談話、河野談話」に関する質疑に対して、「安倍内閣としては、村山談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでおり、今後も引き継いでいく考えである。河野官房長官談話についても、見直すことは考えていない」旨の答弁があった。

③「従軍慰安婦問題」に関する質疑に対して、「慰安婦問題については、筆舌に尽くしがたい、つらい思いをされた方々のことを思い、非常に心が痛む。同時に、この問題を政治問題、外交問題化させるべきではないと考えている。これまでの歴史の中では多くの戦争があり、その中で女性の人権が侵害されてきた。21世紀こそ人権侵害のない世紀にすることが大切であり、日本としても全力を尽くしていく」旨の答弁があった。

（憲法改正）

①「日本国憲法の作成過程に対する安倍総理の認識」に関する質疑に対して、「現行憲法は帝国議会において議決されたものであり、安倍内閣においても、憲法を厳に遵守している。平成25年4月の新聞のインタビューにおける私の言葉は、現行憲法については、戦後の占領下において、その原案が連合国軍総司令部によって短期間に作成されたものであるとの事実を述べたものにすぎず、憲法を蔑んでいるという指摘は全く当たらないと考えている」旨の答弁があった。

②「憲法改正への取組」に関する質疑に対して、「自由民主党は、立党以来、憲法改正を主張しており、平成24年には憲法改正草案を発表し、21世紀にふさわしい、あるべき憲法の姿を広く国民に示し、憲法改正を正面から訴えてきた。今後、憲法審査会などの場においてしっかりと議論を行うことにより、新しい時代にふさわしい憲法の在り方について、国民的な議論を更に深めてまいりたいと考えている。この議論の深まりを踏まえて、着実に憲法改正に取り組む」旨の答弁があった。

③「憲法改正による統治機構改革」に関する質疑に対して、「自由民主党は、立党以来、憲法改正を主張しており、既に憲法改正草案

を発表しているが、統治機構に関することは、それぞれの個別の課題ごとに更に議論を尽くす必要があることから、当該草案では、大幅な改正を行うことはされていない。一院制、首相公選制などの問題は、今後、各党各会派で幅広く御議論いただいた上、国民的な議論を更に深めていきたいと考えている」旨の答弁があった。

（国会改革）

①「選挙制度改革」に関する質疑に対して、「選挙制度の改革は、議会政治の根幹に関わる重要な課題であることから、各党各会派が真摯に議論を行うことが重要である。衆議院については、現在、議長の下に設置された第三者機関において様々な議論が行われており、各党各会派がその答申に従うことが大切であると考えている。参議院については、現在、議員による協議機関で様々な議論が行われているところであり、党に対し、早期に議論を進めるように指示をしている」旨の答弁があった。

②「議員定数及び議員歳費の削減、文書通信交通滞在費の使途の公開の必要性」に関する質疑に対して、「議員の定数に関する問題は、議会政治の根幹に関わる重要な問題であり、各党各会派が政治の責任において国民の負託にしっかりと応えていくべきものと考えている。議員歳費及び政治活動の諸経費については、議員の政治活動、すなわち民主主義の根幹に関わる重要な課題であり、その削減や公開のルール化については、各党各会派で議論を深めていくべき課題であると考えている」旨の答弁があった。

③「党首討論」に関する質疑に対して、「国民が政治に期待を持てるよう、建設的な議論を行っていかうとの御提案には大賛成である。ただ、そのためには、国民に対して、それぞれが異なる政策の選択肢を提示していくことが不可欠である。国会の具体的な運営は国会でお決めいただきたいが、ぜひ、具体的な政策の違いを国民の前で明らかにしながら、正々堂々の議論を行わせていただきたい」旨の答弁があった。

3 主な議案等の経過

年 月 日	議 案 等
平成27年 1 月 26 日	○国務大臣の演説 ・麻生財務大臣の財政演説
1 月 27 日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 前原誠司君（民主）、後藤茂之君（自民）、柿沢未途君（維新）、赤羽一嘉君（公明）、穀田恵二君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、石破地方創生担当大臣、西川農林水産大臣、宮沢経済産業大臣、太田国土交通大臣
1 月 30 日	○平成26年度一般会計補正予算（第1号）〈可決〉 ○平成26年度特別会計補正予算（特第1号）〈可決〉 ○平成26年度政府関係機関補正予算（機第1号）〈可決〉 討論 （以上3件） 馬淵澄夫君（民主）、樋口尚也君（公明）、吉村洋文君（維新）、宮本岳志君（共産）
2 月 5 日	○シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（林幹雄君外14名提出）〈可決〉 趣旨弁明 林幹雄君（自民）
2 月 12 日	○国務大臣の演説 ・安倍内閣総理大臣の施政方針演説 ・岸田外務大臣の外交演説 ・麻生財務大臣の財政演説 ・甘利経済財政政策担当大臣の経済演説
2 月 16 日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 岡田克也君（民主）、谷垣禎一君（自民）、江田憲司君（維新） 答弁 安倍内閣総理大臣
2 月 17 日	○国務大臣の演説に対する質疑 質疑 井上義久君（公明）、志位和夫君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣
2 月 26 日	○趣旨説明 ・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 麻生財務大臣

年 月 日	議 案 等
2 月 26 日	質疑 鈴木克昌君（民主）、丸山穂高君（維新）、伊藤渉君（公明）、宮本徹君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、石破地方創生担当大臣、宮沢経済産業大臣 ○発言・趣旨説明 ・平成27年度地方財政計画 ・地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 発言・説明 高市総務大臣 質疑 坂本哲志君（自民）、逢坂誠二君（民主）、水戸将史君（維新）、田村貴昭君（共産） 答弁 高市総務大臣、石破地方創生担当大臣、麻生財務大臣、竹下復興大臣
3 月 13 日	○平成27年度一般会計予算〈可決〉 ○平成27年度特別会計予算〈可決〉 ○平成27年度政府関係機関予算〈可決〉 討論（以上 3 件） 小川淳也君（民主）、平口洋君（自民）、井坂信彦君（維新）、上田勇君（公明）、畑野君枝君（共産） ○格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外 3 名提出）〈否決〉 ○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 討論（以上 2 件） 鷲尾英一郎君（民主）、丸山穂高君（維新）、宮本岳志君（共産）
3 月 26 日	○放送法第70条第 2 項の規定に基づき、承認を求めるの件〈承認〉 討論 奥野総一郎君（民主）、高井崇志君（維新）、梅村さえこ君（共産）
4 月 14 日	○独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 討論 中島克仁君（民主）、浦野靖人君（維新）、堀内照文君（共産） ○趣旨説明 ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 塩崎厚生労働大臣 質疑 三ッ林裕巳君（自民）、岡本充功君（民主）、牧義夫君（維新）、古屋範子君（公明）、高橋千鶴子君（共産）

年 月 日	議 案 等
4 月 14 日	答弁 塩崎厚生労働大臣、麻生財務大臣、高市総務大臣
4 月 16 日	○趣旨説明 ・電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） 説明 宮沢経済産業大臣 質疑 田中良生君（自民）、田嶋要君（民主）、鈴木義弘君（維新）、國重徹君（公明）、藤野保史君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、宮沢経済産業大臣
4 月 17 日	○趣旨説明 ・防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 中谷防衛大臣 質疑 大串博志君（民主） 答弁 中谷防衛大臣
4 月 21 日	○議長辞任の件 議長の選挙 ・選挙の結果、大島理森君が当選
4 月 23 日	○趣旨説明 ・個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 山口国務大臣 質疑 平井たくや君（自民）、緒方林太郎君（民主）、河野正美君（維新）、濱村進君（公明） 答弁 山口情報通信技術（I T）政策担当大臣、甘利経済財政政策担当大臣、山谷国家公安委員会委員長、菅内閣官房長官、塩崎厚生労働大臣
4 月 24 日	○趣旨説明 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） ・地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出） ・国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 石破国務大臣

年 月 日	議 案 等
4 月 24 日	質疑 黄川田仁志君（自民）、福田昭夫君（民主）、小熊慎司君（維新）、石田祝稔君（公明） 答弁 石破地方創生担当大臣、麻生財務大臣、林農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣
4 月 28 日	○持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 討論 阿部知子君（民主）、堀内照文君（共産）
5 月 12 日	○趣旨説明 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 塩崎厚生労働大臣 質疑 高鳥修一君（自民）、大西健介君（民主）、井坂信彦君（維新）、伊佐進一君（公明）、堀内照文君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、塩崎厚生労働大臣
5 月 14 日	○趣旨説明 ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） ・農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外 3 名提出） 説明 林農林水産大臣、玉木雄一郎君（民主） 質疑 齋藤健君（自民）、佐々木隆博君（民主）、村岡敏英君（維新）、稲津久君（公明）、畠山和也君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、林農林水産大臣、甘利国務大臣、岸本周平君（民主）
5 月 15 日	○米国公式訪問に関する報告について 発言 安倍内閣総理大臣 質疑 木原誠二君（自民）、近藤昭一君（民主）、柿沢未途君（維新）、岡本三成君（公明）、赤嶺政賢君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、中谷防衛大臣 ○趣旨説明 ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出） ・郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

年 月 日	議 案 等
5 月 15 日	説明 高市総務大臣 質疑 武正公一君（民主） 答弁 高市総務大臣、菅内閣官房長官、麻生財務大臣・金融担当大臣
5 月 19 日	○趣旨説明 ・刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 上川法務大臣 質疑 盛山正仁君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、井出庸生君（維新）、遠山清彦君（公明）、清水忠史君（共産） 答弁 上川法務大臣、山谷国家公安委員会委員長
5 月 22 日	○趣旨説明 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出） 説明 有村国務大臣 質疑 山尾志桜里君（民主） 答弁 有村女性活躍担当大臣、塩崎厚生労働大臣、上川法務大臣
5 月 26 日	○趣旨説明 ・我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出） 説明 中谷国務大臣 質疑 稲田朋美君（自民）、枝野幸男君（民主）、太田和美君（維新）、佐藤茂樹君（公明）、志位和夫君（共産） 答弁 安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、中谷防衛大臣・安全保障法制担当大臣
6 月 2 日	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉

年 月 日	議 案 等
6 月 2 日	討論（以上3件） 篠原豪君（維新）、田村貴昭君（共産）
6 月 19 日	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外5名提出）〈修正〉 討論（以上2件） 松田直久君（維新）、とかしきなおみ君（自民）、高橋千鶴子君（共産）、興水恵一君（公明）
6 月 22 日	○本国会の会期を6月25日から9月27日まで95日間延長するの件（議長発議）〈可決〉 討論 落合貴之君（維新）、塩川鉄也君（共産）
6 月 30 日	○農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外3名提出）〈否決〉 ○農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）〈修正〉 討論（以上2件） 佐々木隆博君（民主）、加藤寛治君（自民）、斉藤和子君（共産）、横山博幸君（維新）
7 月 16 日	○自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出）〈否決〉 ○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外4名提出）〈否決〉 ○我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉 ○国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 討論（以上4件） 岡田克也君（民主）、松本純君（自民）、松野頼久君（維新）、遠山清彦君（公明）、志位和夫君（共産）
8 月 7 日	○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉 討論 畑野君枝君（共産）、盛山正仁君（自民）、山尾志桜里君（民主）、井出庸生君（維新）
9 月 3 日	○趣旨説明 ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（内閣提出） 説明 上川法務大臣 質疑 鈴木貴子君（民主）、重徳和彦君（維新）、畑野君枝君（共産） 答弁 上川法務大臣、塩崎厚生労働大臣、岸田外務大臣

年 月 日	議 案 等
9月11日	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）〈同意〉 討論 山井和則君（民主）、升田世喜男君（維新）、高橋千鶴子君（共産）
9月18日	○安倍内閣不信任決議案（枝野幸男君外4名提出）〈否決〉 趣旨弁明 枝野幸男君（民主） 討論 棚橋泰文君（自民）、岡田克也君（民主）、赤羽一嘉君（公明）、松野頼久君（維新）、志位和夫君（共産）
9月25日	○請願326件〈採択〉

4 決議

○ 可決したもの

シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（林幹雄君外14名提出、決議第1号）〔自民・民主・維新・公明・共産・次世代・生活・社民〕（平成27.2.5可決）

今般、シリアにおいて、I S I Lが2名の邦人に対し非道、卑劣極まりないテロ行為を行ったことを強く非難する。

このようなテロ行為は、いかなる理由や目的によっても正当化されないものである。我が国及び我が国国民は、テロリズムを断固として非難するとともに、決してテロを許さない姿勢を今後も堅持することをここに表明する。

我が国は、中東・アフリカ諸国に対する人道支援を拡充し、国連安保理決議に基づいて、テロの脅威に直面する国際社会との連携を強め、これに対する取組を一層強化するよう、政府に要請する。

さらに、政府に対し、国内はもとより、海外の在留邦人の安全確保に万全の対策を講ずるよう要請する。

最後に、本件事案に対する我が国の対応を通じて、ヨルダンを始めとする関係各国が我が国に対して強い連帯を示し、解放に向けて協力してくれたことに対し、深く感謝の意を表明する。

右決議する。

○ 否決したもの

安倍内閣不信任決議案（枝野幸男君外4名提出、決議第2号）〔民主・維新・共産・生活・社民〕（平成27.9.18否決）

本院は、安倍内閣を信任せず。

右決議する。

第3

委員会等の概況

「委員会等の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査一覧 凡例

凡 例	凡例が示すもの
参	提出時において参議院先議の議案
() 付年月日	当該国会前のもの
(公聴)	公聴会
(地公)	いわゆる地方公聴会（地方参考人会を含む。）
(小委)	小委員会
(連)	連合審査会
(分科)	分科会
(発言)	質疑に代わる発言
(全)	全会一致
(多)	賛成多数
(少)	賛成少数
(欠)	欠席
(附)	附帯決議

第3 委員会等の概況

1 内閣委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	井上	信治君	自民				
理事	秋元	司君	自民	理事	亀岡	偉民君	自民
理事	田村	憲久君	自民	理事	谷川	弥一君	自民
理事	中山	展宏君	自民	理事	泉	健太君	民主
理事	河野	正美君	維新	理事	高木	美智代君	公明
	青山	周平君	自民		池田	佳隆君	自民
	石崎	徹君	自民		岩田	和親君	自民
	越智	隆雄君	自民		大隈	和英君	自民
	岡下	昌平君	自民		加藤	寛治君	自民
	神谷	昇君	自民		木内	均君	自民
	武部	新君	自民		寺田	稔君	自民
	長尾	敬君	自民		平口	洋君	自民
	ふくだ	峰之君	自民		松本	洋平君	自民
	宮崎	政久君	自民		若狭	勝君	自民
	緒方	林太郎君	民主		近藤	洋介君	民主
	佐々木	隆博君	民主		津村	啓介君	民主
	古本	伸一郎君	民主		山尾	志桜里君	民主
	小沢	鋭仁君	維新		高井	崇志君	維新
	升田	世喜男君	維新		輿水	恵一君	公明
	濱村	進君	公明		池内	さおり君	共産
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案 6 件及び議員提出法律案 4 件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（内閣提出第 8 号）

○ 要旨

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 女性の活躍の推進とともに男性側の意識改革を行う必要性
- ・ 一般事業主行動計画の必須項目に男女間の賃金格差の動向等が含まれていない理由
- ・ 仕事と子育てとの両立に対する支援策

○ 審査結果

修正（附帯決議が付された。）

＜修正内容＞

女性の職業生活における活躍の推進は、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり行われるべきものであることを明確にするとともに、男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○ 要旨

最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「遊興」の解釈
- ・ 規制対象となる営業を照度等により類型化する必要性
- ・ 営業所周辺での迷惑行為防止措置の具体的内容

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

③ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）

○ 要旨

個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、特定の個人を識別することのできる符号を個人情報として位置付けるとともに、当該符号の削除等により個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いについての規律を定め、個人情報等の取扱いに関し監督を行う個人情報保護委員会を設置するほか、預金等に係る債権の額の把握に関する事務を個人番号利用事務に追加する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 携帯電話番号、通信端末ID等の個人識別符号該当性
- ・ トレーサビリティの確保に伴う個人情報取扱事業者の負担への配慮の必要性
- ・ 医療等分野におけるマイナンバーの利用の在り方

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

④ 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）

○ 要旨

最近の交通情勢に鑑み、75歳以上の運転者に対する臨時の認知機能検査制度を導入するとともに、運転免許の種類として準中型自動車免許を新設する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 準中型自動車免許の新設の趣旨
- ・ 高齢者のための地域公共交通の確保に向けた取組
- ・ 臨時認知機能検査等の要件とされている一定の違反行為の内容

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑤ 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）

○ 要旨

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能を強化するため、特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を各省等の所掌事務とするとともに、内閣官房から内閣府に、内閣府本府から各省等にそれぞれ所掌事務を移管する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 内閣官房から内閣府に、内閣府から各省等に移管される事務の選定基準
- ・ 内閣の重要政策についての総合調整機能を各省等に担わせることの意義
- ・ 平成13年の中央省庁再編から現在までの行政改革の評価

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑥ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）

○ 要旨

公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、国の職員が公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事するために公共施設等運営権者の職員として在職した後引き続いて国の職員となった場合における退職手当の特例を設ける等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ コンセッション方式のPFIによる事業が進むことによって期待される具体的な効果
- ・ 公務員を民間事業者へ退職派遣させる意義
- ・ 空港運営の民間委託後における安全・防災対策等についてのチェック体制

○ 視察

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑦ 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（岸本周平君外3名提出、衆法第19号）

○ 要旨

重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑧ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外8名提出、衆法第20号）

○ 要旨

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑨ 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案（古屋圭司君外5名提出、衆法第24号）

○ 要旨

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等に対する危険を未然に防止し、もって国政の中核機能等及び良好な国際関係の維持に資するため、これらの施設の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案における「対象施設」、修正案における「対象危機管理行政機関」の解釈
- ・ 対象施設等の上空で小型無人機を飛行させた者に対する直罰規定を設けた趣旨
- ・ 本法律案と閣法として提出予定の航空法改正案との関係

○ 審査結果

修正

＜修正内容＞

題名を「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改めること、対象危機管理行政機関（危機管理に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定めるもの）の庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるものを対象施設に追加すること等（参議院において継続審査）

⑩ 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人君外 6 名提出、衆法第31号）

○ 要旨

国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案 (内閣提出第8号)	27. 2. 20	5. 22	5. 22	6. 3	6. 3 修正(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産) (附)	6. 4 修正	内閣 8. 25 可決 (附)	8. 28 可決	9. 4 法64号
②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第26号)	3. 3		5. 21	5. 27	5. 27 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明) (反-共産) (附)	5. 29 可決	内閣 6. 16 可決 (附)	6. 17 可決	6. 24 法45号
③個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第34号)	3. 10	4. 23	4. 23	5. 8 5. 13 5. 15 5. 20	5. 20 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明) (反-共産) (附)	5. 21 可決 9. 3 回付同意	内閣 8. 27 修正 (附)	8. 28 修正	9. 9 法65号
④道路交通法の一部を改正する法律案 (内閣提出第38号) (参議院送付)	参 3. 10		6. 4	6. 10	6. 10 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産) (附)	6. 11 可決	内閣 4. 16 可決 (附)	4. 17 可決	6. 17 法40号

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑤内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第54号)	3. 24		6. 16	6. 19 7. 1	7. 3 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明) (反-共産) (附)	7. 7 可決	内閣 9. 3 可決 (附)	9. 4 可決	9. 11 法66号
⑥民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	3. 24		8. 6	9. 2	9. 2 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明) (反-共産) (附)	9. 3 可決	内閣 9. 10 可決 (附)	9. 11 可決	9. 18 法71号

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑦国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（岸本周平君外3名提出、衆法第19号）	27. 4. 24		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑧特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外8名提出、衆法第20号）	4. 28		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑨国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案（古屋圭司君外5名提出、衆法第24号）	6. 12		7. 1	7. 8	7. 8 修正（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産）	7. 9 修正	内閣	9. 25 閉会中 審 査	
		7. 3							
⑩歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人君外6名提出、衆法第31号）	8. 6		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 特定秘密に係る通報先に衆参両院の情報監視審査会を加える必要性
- ・ 少子化社会対策大綱（平成27年3月20日閣議決定）について、各施策の数値目標及び年限を設定した狙いについての担当大臣の見解
- ・ 特定複合観光施設（IR）に関して、内閣官房に設置された特命チームの設置根拠及び組織の概要
- ・ 内閣官房報償費の使途を国民に対して明らかにすべきとの意見に対する内閣官房長官の見解
- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する取組を一層進展させることについての担当大臣の見解
- ・ 女性皇族の在り方について現政権で早急に検討し、結論を得る必要性
- ・ 日本年金機構における不正アクセス事案を受けて、サイバーセキュリティ戦略本部の人員・予算を増やす必要性
- ・ 国内総生産（GDP）統計作成に係る人員・予算拡充に向けての担当大臣の見解
- ・ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉の進捗状況
- ・ 平成27年人事院勧告において、フレックスタイム制を拡充すべきであるとされている趣旨

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会 農林水産委員会 連合審査会	平成 27. 4. 24	内閣の重要政策に関する件（TPP等）
	（閉会中） 12. 3	

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 13	東京大学大学院法学政治学研究科教授	宇賀 克也君	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長	長田 三紀君	
	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム常務理事	寺田 眞治君	
	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長	坂本 団君	

委員会等の概況

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
5. 29	日本銀行企画局長	内田 眞一君	内閣の重要政策に関する件 公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
6. 5	日本年金機構副理事長	薄井 康紀君	
6. 10	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	内閣の重要政策に関する件（年金情報流出問題・サイバーセキュリティについて）

(6) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 27. 9. 28 ～ 9. 29	北海道	内閣の重要政策等についての実情調査	12人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 27. 8. 26	宮城県	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	11人

2 総務委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	梶屋	敬悟君	公明				
理事	石崎	徹君	自民	理事	石田	真敏君	自民
理事	菅家	一郎君	自民	理事	坂本	哲志君	自民
理事	山口	泰明君	自民	理事	奥野	総一郎君	民主
理事	水戸	将史君	維新	理事	稲津	久君	公明
	あかま	二郎君	自民		池田	道孝君	自民
	大西	英男君	自民		鬼木	誠君	自民
	金子	万寿夫君	自民		金子	めぐみ君	自民
	川崎	二郎君	自民		黄川田	仁志君	自民
	小林	史明君	自民		新藤	義孝君	自民
	鈴木	憲和君	自民		田所	嘉徳君	自民
	高木	宏壽君	自民		橘	慶一郎君	自民
	土屋	正忠君	自民		中村	裕之君	自民
	長坂	康正君	自民		武藤	容治君	自民
	宗清	皇一君	自民		逢坂	誠二君	民主
	黄川田	徹君	民主		近藤	昭一君	民主
	武正	公一君	民主		福田	昭夫君	民主
	高井	崇志君	維新		吉村	洋文君	維新
	濱地	雅一君	公明		梅村	さえこ君	共産
	田村	貴昭君	共産		吉川	元君	社民
	長崎	幸太郎君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案 7 件、議員提出法律案 1 件、承認を求めるの件 1 件及び決算等 2 件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第 1 号）

○ 要旨

平成24年度予算で地方交付税の総額に加算し、平成25年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった金額を減額するとともに、平成26年度分の震災復興特別交付税について加算する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 補正予算による地方交付税の増加額を翌年度に繰り越すに当たっては、地方の意見を反映すべきとの考えに対する総務大臣の見解
- ・ 合併市町村に係る普通交付税の算定上の特例である「合併算定替」の特例期間終了後の取扱いについての総務省の見解
- ・ 地方交付税制度は廃止すべきとの考えに対する総務大臣の見解

- 審査結果
可決

② 地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

○ 要旨

法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うとともに、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更及び個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うとともに、平成27年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 中小企業への外形標準課税の適用拡大については、地方の雇用や経済へのマイナスの影響があるとして反対する意見があることを受け止めて、断念すべきとの考えに対する総務大臣の見解
- ・ ふるさと納税制度については、地方創生の観点から拡充と手続の簡素化を進める一方、過度な部分は是正すべきとの考えに対する総務大臣の見解
- ・ 税制抜本改革法の附則に規定する消費税率の引上げに係る景気判断条項は削除すべきではないとの考えに対する財務副大臣の見解

- 審査結果
可決

③ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

○ 要旨

地方交付税の総額の確保に資するため、所得税等に係る地方交付税の率の変更等を行うとともに、平成27年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、公営競技納付金制度の延長等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地方交付税原資の安定と充実を目指すのであれば、今後も地方交付税の法定率の引上げによる抜本的な見直しが必要との意見に対する総務大臣の見解
- ・ 平成27年度までとされている集中復興期間が経過した後の震災復興特別交付税の取扱いについての総務大臣の見解
- ・ 公営競技納付金制度を廃止しても、地方公共団体健全化基金の運用益や基金の取崩しにより利下げ補填に対応できるとの考えに対する総務大臣の見解

- 審査結果
可決

④ 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出第10号）

○ 要旨

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止するとともに、関係法律について所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法が地上デジタル放送の普及に果たしてきた役割についての総務大臣の見解
- ・ アナログ停波時点において地デジ化対策を行えなかった世帯数及びこうしたデジタル難視世帯が残ったことについての総務省の見解
- ・ 地上デジタル放送の導入に伴い費用負担等視聴者に生じた影響及び今後の対策についての総務大臣の見解

○ 審査結果

可決

⑤ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出第27号）

○ 要旨

我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする法人として、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を設立するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 機構の設立により組織の肥大化や天下りの受皿とならないよう配慮する必要性についての総務大臣の見解
- ・ 海外進出支援を官民ファンド方式で行う理由及び先行する官民ファンドの成果についての総務大臣の見解
- ・ 世界の情報通信インフラ市場において、中国、韓国が安い提供価格でシェアを拡大している中、我が国がパッケージでインフラ整備をする場合に提供可能な付加価値

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑥ 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）

○ 要旨

郵便・信書便分野における規制の合理化を図るため、郵便及び信書便に関する料金の届出手続を緩和するとともに、特定信書便役務の範囲を拡大し、特定信書便役務に係る信書便約款の認可手続を簡素化するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案の特定信書便事業の業務範囲拡大による郵便事業への影響
- ・ 特定信書便役務の更なる規制緩和を行う考えの有無及び郵便事業のユニバーサルサービス確保の観点から規制緩和には歯止めが必要との意見に対する総務大臣の見解
- ・ ユニバーサルサービスの提供確保に支障を与える特定信書便役務の範囲拡大の基準

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑦ 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）

○ 要旨

電気通信事業の公正な競争の促進、電気通信役務の利用者及び有料放送の役務の国内受信者の利益の保護等を図るため、電気通信事業の登録の更新に関する制度の創設、電気通信役務及び有料放送の役務の提供に関する契約の解除並びに本邦に入国する者が持ち込む無線設備を使用する無線局に係る規定の整備等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 光回線の卸売サービスを行う際に総務大臣に届け出なければならない事項の整理・公表についての具体的な運用方法に対する総務大臣の見解
- ・ 電気通信事業者に対する契約締結書面の交付の義務付けにおける実効性担保及び契約内容に係る利用者との問題解決への効果についての総務大臣の見解
- ・ 訪日外国人による携帯電話等端末の持込み緩和により、技術基準適合マークのない無線設備が利用できるようになることの影響及び対策

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑧ 放送法の一部を改正する法律案（逢坂誠二君外2名提出、衆法第10号）

○ 要旨

国民の「知る権利」、公共放送の自主性・自律性を守るため、日本放送協会の役員人事の透明性・中立性及び会長の適正な職務執行を確保する観点等から見直しを行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑨ 放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）

○ 概要

日本放送協会（NHK）の平成27年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入6,831億円、事業支出6,769億円、事業収支差金62億円とするもの

事業運営に当たっては、判断のよりどころとなる公正・公平で正確・迅速な報道に全力を挙げるとともに、豊かで質の高い多彩な番組の充実を図ること、日本を世界に積極的に発信すること、新たな可能性を開く放送・サービスを創造することとし、また、受信料の公平負担の徹底に向け、受信料制度の理解促進と営業改革を一層推進するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成27年度NHK予算に対する総務大臣意見を踏まえ海外情報発信の強化に向けた今後の取組に当たってのNHK会長の決意
- ・ NHKが推進する8K技術方式の国際社会での位置付けについてのNHKの見解
- ・ 新3か年計画において平成29年度末の受信料支払率80%を目指しているが、受信料の告知の現状及び支払率の改善方法についてのNHK会長の見解

○ 審査結果

承認

⑩ 日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○ 概要

日本放送協会の平成24年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,591億円、経常事業支出6,469億円、経常事業収支差金121億円、当期事業収支差金195億円とするもの

○ 審査結果

(審査未了)

⑪ 日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

○ 概要

日本放送協会の平成25年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,552億円、経常事業支出6,496億円、経常事業収支差金56億円、当期事業収支差金182億円とするもの

○ 審査結果

(審査未了)

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
			提 案 理 由						
①地方交付税法の一部を改正 する法律案（内閣提出第1 号)	27. 1. 26		1. 29	1. 30	1. 30 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 社民・ 長崎幸太郎君) (反-共産)	1. 30 可決	総務 2. 3 可決 (附)	2. 3 可決	2. 12 法 1 号
	1. 30								
②地方税法等の一部を改正す る法律案（内閣提出第5 号)	2. 17	2. 26	2. 26	3. 9 3. 12 3. 13	3. 13 可決(多) (賛-自民・公明・ 長崎幸太郎君) (反-民主・維新・ 共産・社民)	3. 13 可決	総務 3. 31 可決	3. 31 可決	3. 31 法 2 号
	3. 5								
③地方交付税法等の一部を改 正する法律案（内閣提出第 6号)	2. 17	2. 26	2. 26	3. 9 3. 12 3. 13	3. 13 可決(多) (賛-自民・公明・ 長崎幸太郎君) (反-民主・維新・ 共産・社民)	3. 13 可決	総務 3. 31 可決	3. 31 可決	3. 31 法 3 号
	3. 5								
④高度テレビジョン放送施設 整備促進臨時措置法を廃止 する法律案（内閣提出第10 号)	2. 20		3. 18	3. 20	3. 20 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・社民・ 長崎幸太郎君)	3. 24 可決	総務 4. 14 修正	4. 17 修正	4. 24 法15号
	3. 19	4. 17 回付同意							

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑤株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出第27号）	3. 3	5. 15	5. 15	5. 21	5. 21 可決（多） （賛-自民・民主・公明） （反-維新・共産・社民） （欠-長崎幸太郎君） （附）	5. 22 可決	総務 5. 28 可決 （附）	5. 29 可決	6. 5 法35号
⑥郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）	3. 31	5. 15	5. 15	5. 28	5. 28 可決（多） （賛-自民・維新・公明・長崎幸太郎君） （反-民主・共産・社民） （附）	5. 29 可決	総務 6. 4 可決 （附）	6. 5 可決	6. 12 法38号
⑦電気通信事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）	4. 3		4. 15	4. 21 4. 23	4. 23 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明・社民・長崎幸太郎君） （反-共産） （附）	4. 24 可決	総務 5. 14 可決 （附）	5. 15 可決	5. 22 法26号
			4. 16						

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑧放送法の一部を改正する法律案（逢坂誠二君外2名提出、衆法第10号）	27. 3. 24		9. 24			9. 25 閉会中 審査			

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
⑨放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	27. 2. 20		3. 23	3. 24 3. 25	3. 25 承認（多） （賛-自民・公明・ 長崎幸太郎君） （反-維新・共産）	3. 26 承認	総務 3. 31 承認 （附）	3. 31 承認	
			3. 24						

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
⑩日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(25. 12. 6)		27. 1. 26		(審査未了)				
⑪日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	(26. 11. 21)		1. 26		(審査未了)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 官製ワーキングプアと言われ、社会問題化している地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇の改善、雇用の安定についての総務大臣の見解
- ・ 寄附先団体と個人との関係に基づいて、ふるさと納税に係る寄附先地域を限定する等の措置の必要性についての総務大臣の見解
- ・ 地方中枢拠点都市や市町村合併等、これまでの地域振興施策に対する総務大臣の評価
- ・ 地方自治体の除排雪経費に対する特別交付税措置が今後も重要であるとの考えに対する総務大臣の見解
- ・ 離島等の条件不利地域において固定型高速ブロードバンドの整備を進めるための地方自治体に対する助言等についての総務大臣への確認
- ・ 消費税率10%への引上げ時における法人事業税・法人住民税の在り方についての総務大臣の見解

- ・ 特別自治市構想（仮称）の実現可能性についての総務大臣の見解
- ・ NHK「クローズアップ現代」に関するやらせ報道問題について、放送ガイドラインに基づき検証し、再発防止に努めることについてのNHK会長の決意
- ・ 国の機関が行政不服審査法に基づく審査請求の申立人となることの適否
- ・ NHK予算の国会承認が全会一致にならなかったことに対する結果責任についてのNHK経営委員会委員長及び会長の見解

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件（平成27.3.13）

地方公共団体が、住民生活に不可欠な行政サービスを安定的に提供しつつ、人口減少の克服や地方創生といった諸課題に取り組んでいく観点から、地方税財政基盤の確立が急務であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 1 人口減少の克服や地方創生といった諸課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、地方創生の取組に要する経費については、長期的視点に立ち、継続的かつ安定的な財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、今回の法定率の見直し後も引き続き多額の財源不足の発生が見込まれることを踏まえ、更なる法定率の引上げを始めとした抜本的な見直しについて検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 3 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、税源の偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方消費税率引上げの延期が地方の社会保障給付に及ぼす影響に適切に対処するとともに、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。
- 4 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、地方財政の健全化と地域経済の再生に向けた取組を一層推進するとともに、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 5 地方債については、地方債届出制度の運用状況も踏まえつつ、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から必要な検討を行うとともに、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。
- 6 東日本大震災に係る復旧・復興事業の加速化を図るため、引き続き、入札不調への適切な対応策を講ずるなど、被災地方公共団体による復旧・復興事業が円滑に実施されるよう、万全な支援措置を講ずること。また、集中復興期間終了後においても、復興の現状に鑑み適切な措置を講ずるとともに、震災復興特別交付税等の取扱いについ

て検討を行うに当たっては、復旧・復興事業の実施によって被災地方公共団体の財政運営に支障が生ずることがないように、確実な財源の確保を期すること。
右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 3. 5	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会会長	榎井 勝人君	
	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	
	日本放送協会理事	福井 敬君	
3. 9	日本放送協会会長	榎井 勝人君	地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)
3. 12	日本放送協会会長	榎井 勝人君	
3. 13	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本放送協会会長	榎井 勝人君	
3. 20	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	高度テレビジョン放送施設整備促進 臨時措置法を廃止する法律案 (内閣 提出)
	日本放送協会監査委員会委員	上田 良一君	
	日本放送協会会長	榎井 勝人君	
	日本放送協会専務理事	吉国 浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田 研一君	
	日本放送協会理事	福井 敬君	
	日本放送協会理事	森永 公紀君	

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
3. 24	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	情報通信及び電波に関する件（公共放送のあり方）
	日本放送協会監査委員会委員	上田 良一君	
	日本放送協会会長	榊井 勝人君	
	日本放送協会副会長	堂元 光君	
	日本放送協会専務理事	吉国 浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田 研一君	
	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	
	日本放送協会理事	福井 敬君	
	日本放送協会理事	森永 公紀君	
	日本放送協会会長	榊井 勝人君	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）
	日本放送協会専務理事	塚田 祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国 浩二君	
	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	
	日本放送協会理事	福井 敬君	
	日本放送協会理事	森永 公紀君	
	日本放送協会理事	井上 樹彦君	
	日本放送協会理事・技師長	浜田 泰人君	

出頭日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
3. 25	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）
	日本放送協会監査委員会委員	上田 良一君	
	日本放送協会会長	榑井 勝人君	
	日本放送協会副会長	堂元 光君	
	日本放送協会専務理事	塚田 祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国 浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田 研一君	
	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	
	日本放送協会理事	福井 敬君	
	日本放送協会理事	森永 公紀君	
	日本放送協会理事	井上 樹彦君	
	日本放送協会理事・技師長	浜田 泰人君	
4. 16	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会監査委員会委員	上田 良一君	
	日本放送協会会長	榑井 勝人君	
	日本放送協会副会長	堂元 光君	
	日本放送協会専務理事	石田 研一君	
	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	

委員会等の概況

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
4. 23	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	電気通信事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本放送協会監査委員会委員	上田 良一君	
	日本放送協会会長	舩井 勝人君	
	日本放送協会副会長	堂元 光君	
	日本放送協会専務理事	塚田 祐之君	
	日本放送協会専務理事	吉国 浩二君	
	日本放送協会専務理事	石田 研一君	
	日本放送協会理事	福井 敬君	
5. 19	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会監査委員会委員	上田 良一君	
	日本放送協会会長	舩井 勝人君	
	日本放送協会副会長	堂元 光君	
	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	
	日本放送協会専務理事	福井 敬君	
	日本放送協会理事	井上 樹彦君	
5. 21	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（内閣提出）
	日本放送協会会長	舩井 勝人君	
	日本放送協会専務理事	福井 敬君	
5. 26	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本放送協会理事	井上 樹彦君	
5. 28	日本郵政株式会社専務執行役	谷垣 邦夫君	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本郵政株式会社常務執行役	壺井 俊博君	

(6) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 7. 8	石川県	地方行財政等の実情調査	10人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査議員団	(閉会中) 平成27.10.22 ～10.30	ドイツ、イタリア、フランス	欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査	6人

3 法務委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	奥野	信亮君	自民				
理事	安藤	裕君	自民	理事	井野	俊郎君	自民
理事	伊藤	忠彦君	自民	理事	盛山	正仁君	自民
理事	山下	貴司君	自民	理事	山尾	志桜里君	民主
理事	井出	庸生君	維新	理事	漆原	良夫君	公明
	大塚	拓君	自民		門	博文君	自民
	門山	宏哲君	自民		菅家	一郎君	自民
	今野	智博君	自民		辻	清人君	自民
	富樫	博之君	自民		藤原	崇君	自民
	古田	圭一君	自民		宮川	典子君	自民
	宮崎	謙介君	自民		宮澤	博行君	自民
	宮路	拓馬君	自民		築	和生君	自民
	山口	壯君	自民		若狭	勝君	自民
	黒岩	宇洋君	民主		階	猛君	民主
	鈴木	貴子君	民主		柚木	道義君	民主
	重徳	和彦君	維新		大口	善徳君	公明
	國重	徹君	公明		清水	忠史君	共産
	畑野	君枝君	共産		上西	小百合君	無

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案10件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

○ 要旨

1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を1.51倍に引き上げるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 一般船舶による海難事故（燃料油流出による汚染損害）の被害者救済の在り方
- ・ 過去10年間ににおける船主の責任限度額を上回る損害額の発生状況
- ・ 人的損害の賠償責任について航空輸送及び鉄道輸送では無制限とされているが、船舶輸送では制限されていることについての法務大臣の見解

○ 審査結果

可決

② 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

○ 要旨

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を32人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 判事32人の増員を行う根拠
- ・ 技能労務職員等の減員による業務への支障の有無
- ・ 成年後見関係事件の累積的な増加に適切に対応するため、裁判所において講じている人的体制の整備以外の取組の状況

○ 審査結果

可決

③ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（内閣提出第30号）

○ 要旨

外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

④ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）

○ 要旨

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人に係る在留資格を設けるほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）

○ 要旨

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定等を整備するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 著しく長期間の審判を要する事件を裁判員裁判の対象事件から除外する趣旨
- ・ 本法律案に裁判員制度についての検討条項を置く必要性についての法務大臣の見解
- ・ 裁判員裁判への国民の参加率を高めていくための具体的な取組についての法務大臣の見解

- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
修正（附帯決議が付された。）
＜修正内容＞

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう、所要の措置を講ずるものとする規定を追加すること

⑥ 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）

- 要旨
刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 取調べの録音・録画制度の対象事件を裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件に限定した理由
 - ・ 本法律案附則第9条の検討条項が将来的な全事件可視化の方向性を有するか否かについての法務大臣の見解
 - ・ 自己負罪型の司法取引導入を先送りした理由及び捜査協力型の司法取引を導入することとした議論の経緯
 - ・ 特定電子計算機を用いる通信傍受方法において立会人を不要とすることの相当性
- 参考人からの意見の聴取
- 視察
- 審査結果
修正（附帯決議が付された。）
＜修正内容＞
証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度については、合意のための協議の際に弁護人が常時関与するものとする、犯罪捜査のための通信傍受については、傍受記録に記録されている通信の当事者に対して通知する事項の追加を行うこと等
(参議院において継続審査)

⑦ 総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）

- 要旨
法的援助を要する者の多様化に、よりの的確に対応するため、日本司法支援センターの業務につき、認知機能が十分でない者、大規模災害の被災者及びストーカー等被害者に対する法律相談援助の充実等を図る等の措置を講ずるもの
- 審査結果
継続審査

⑧ 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）

○ 要旨

矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性に鑑み、矯正医官について、その能力の維持向上の機会を付与すること等によりその人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 兼業についての特例及びフレックスタイム制の導入による矯正医官の通常業務への支障のおそれの有無及び懸念に対する対策
- ・ 矯正医官に対する社会的評価の向上のための具体的な取組の必要性についての法務大臣の見解
- ・ 矯正医官不足解消のため、より一層の環境整備を行って女性医師を活用する必要性についての法務大臣の見解

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑨ 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）

○ 要旨

社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑩ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第64号）

○ 要旨

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの

○ 審査結果

継続審査

⑪ 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第8号）

○ 要旨

東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成30年3月31日まで延長するもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	27. 2. 17		3. 26 3. 27	4. 1	4. 1 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	4. 7 可決	法務 4. 23 可決	4. 24 可決	5. 7 法19号
②裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	2. 24		4. 13 4. 14	4. 15	4. 17 可決（多） （賛-自民・維新・ 公明・ 上西小百合君） （反-民主・共産）	4. 21 可決	法務 5. 14 可決	5. 15 可決	5. 22 法25号
③外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（内閣提出第30号）	3. 6	9. 3	9. 3 9. 4			9. 25 閉会中 審査			
④出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	3. 6		9. 24			9. 25 閉会中 審査			
⑤裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	3. 13		4. 20 4. 21	4. 22 4. 24 5. 12 5. 13 5. 15	5. 15 修正（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 上西小百合君） （反-共産） （附）	5. 19 修正	法務 6. 4 可決 （附）	6. 5 可決	6. 12 法37号
⑥刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）	3. 13	5. 19	5. 19 5. 26	5. 27 6. 2 6. 5 6. 9 6. 10 6. 12 6. 16 6. 19 6. 30 7. 1 7. 3 7. 7 7. 8 7. 10 7. 14 7. 29 7. 31 8. 5	8. 5 修正（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 上西小百合君） （反-共産） （附）	8. 7 修正	法務	9. 25 閉会中 審査	

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑦総合法律支援法の一部を改 正する法律案（内閣提出第 57号）	3. 24		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑧矯正医官の兼業及び勤務時 間の特例等に関する法律案 （内閣提出第60号）（参議 院送付）	参 3. 24		8. 20	8. 26	8. 26 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 上西小百合君） （附）	8. 27 可決	法務 4. 16 可決 （附）	4. 17 可決	9. 2 法62号
		8. 21							
⑨民法の一部を改正する法律 案（内閣提出第63号）	3. 31		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑩民法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律案（内閣 提出第64号）	3. 31		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑪東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第8号）	27. 3. 20				3. 20 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産)	3. 24 可決	法務 3. 31 可決	3. 31 可決	3. 31 法4号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 無戸籍を解消する取組としての法改正の必要性についての法務大臣の見解
- ・ 少年法の適用年齢の「18歳未満」への引下げについての法務大臣の見解
- ・ 1990年代以降における国際機関からの民法改正（婚姻最低年齢、女性の再婚禁止期間、夫婦の氏を選択など）に関する是正勧告の内容及び法務大臣の認識

- ・ テロの未然防止のための公安調査庁における情報収集の取組強化についての法務大臣の見解
- ・ 外国人労働者の受入体制と管理体制についての基本的な考え方
- ・ ヘイトスピーチやヘイトクライムについての現状認識及び今後の対応
- ・ いわゆるえん罪被害者の保護及び救済の必要性に対する法務大臣の見解
- ・ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の発効から1年間の援助申請の件数及び概要並びに条約の実施状況に対する評価
- ・ 平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」を踏まえた取組についての検討状況
- ・ 再犯防止のための刑務所出所者等に対する就労支援、住居の確保等の対策の概略と今後に向けた決意

（閉会中審査）

- ・ 司法試験出題内容の漏えいの再発防止策についての法務大臣の見解
- ・ 平成27年10月28日付けで最高検察庁等から発出された司法面接及び多機関連携に関する通知に関し、発出に至る背景及び理由

（4）参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 12	東京大学大学院法学政治学研究科教授	大澤 裕君	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会刑事弁護センター委員	前田 裕司君	
	ジャーナリスト	江川 紹子君	
5. 13	弁護士	望月 晶子君	
	一般社団法人裁判員ネット代表理事 弁護士	大城 聡君	
	松戸事件被害者遺族	荻野美奈子君	
6. 10	中央大学大学院法務研究科教授	椎橋 隆幸君	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会副会長	内山 新吾君	
	映画監督	周防 正行君	
	布川事件冤罪被害者	桜井 昌司君	
	弁護士	加藤 健次君	

出頭日	職 業	氏 名	審 査 ・ 調 査 案 件
7. 1	弁 護 士	高 井 康 行 君	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	川 出 敏 裕 君	
	郷原総合コンプライアンス法律事務所 代表弁護士 関西大学客員教授	郷 原 信 郎 君	
	甲南大学法学部准教授	笹 倉 香 奈 君	
	弁 護 士	今 村 核 君	
7. 8	東京大学大学院法学政治学研究科教授	大 澤 裕 君	
	日本弁護士連合会司法改革調査室室長	宮 村 啓 太 君	
	ジャーナリスト	江 川 紹 子 君	
	弁 護 士	小 池 振 一 郎 君	
7. 10	S N S 株式会社ファウンダー	堀 江 貴 文 君	
7. 29	弁 護 士	田 中 清 隆 君	
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	川 出 敏 裕 君	
	自由法曹団・常任幹事 弁 護 士	長 澤 彰 君	
	弁 護 士	山 下 幸 夫 君	
	電話盗聴事件被害者・国賠訴訟原告 元参議院議員	緒 方 靖 夫 君	

（5）視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 6. 3	東京都（渋谷区、千代田区）	刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	22人
6. 17	東京都（江東区）		19人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州・中東司法・法務 事情等調査議員団	(閉会中) 平成27. 10. 11 ～ 10. 20	フランス、イタ リア、イスラエ ル	フランス、イタリア及びイスラエ ルにおける司法・法務事情等の調 査	5人

4 外務委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	土屋	品子君	自民				
理事	秋葉	賢也君	自民	理事	大野	敬太郎君	自民
理事	島田	佳和君	自民	理事	辻	清人君	自民
理事	三ッ矢	憲生君	自民	理事	寺田	学君	民主
理事	小熊	慎司君	維新	理事	佐藤	茂樹君	公明
	石原	宏高君	自民		小渕	優子君	自民
	大塚	高司君	自民		河井	克行君	自民
	小林	鷹之君	自民		佐々木	紀君	自民
	鈴木	隼人君	自民		藺浦	健太郎君	自民
	渡海	紀三朗君	自民		中根	一幸君	自民
	星野	剛士君	自民		松島	みどり君	自民
	緒方	林太郎君	民主		吉良	州司君	民主
	鈴木	貴子君	民主		長島	昭久君	民主
	青柳	陽一郎君	維新		木内	孝胤君	維新
	岡本	三成君	公明		穀田	恵二君	共産
	玉城	デニー君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約15件及び内閣提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第1号)

○ 要旨

モンゴルとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定が我が国及びモンゴルにもたらす恩恵
- ・ 本協定における品目及び金額ベースでの関税撤廃率

○ 審査結果

承認

② 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 (条約第2号)

○ 要旨

世界貿易機関 (WTO) を設立するマラケシュ協定を改正し、税関手続の迅速化等について定める貿易の円滑化に関する協定を追加することについて定めるもの

- 主な質疑内容
 - ・ 今回追加される貿易円滑化協定の意義
 - ・ WTO事務局の人員確保及び紛争解決手続の簡素化の必要性
- 審査結果
承認

③ 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）

- 要旨
地域の経済の監視等を通じ地域の経済及び金融の安定性の確保に貢献する国際機関として東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局（AMRO）を設立すること並びにその運営について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ シンガポール国内法に基づく法人を国際機関化してAMROを設立する意義
 - ・ 国際機関化しても依然として必要な情報が一部の国から開示されないおそれ
- 審査結果
承認

④ 水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）

- 要旨
水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀及び水銀化合物の規制等について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 本条約を締結する意義
 - ・ 多くの国の参加を促すため緩やかな規制内容となっている本条約の水銀規制の実効性を向上させる方策
 - ・ 水俣病等の公害を経験した我が国の開発途上国における環境汚染・健康被害対策への支援策
- 審査結果
承認

⑤ 特許法条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）

- 要旨
特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 我が国政府が「日本再興戦略」改訂2014等において掲げる「世界最高の知財立国」の具体的な意味
 - ・ 出願日の取得要件を簡素化することの意義
 - ・ 所定の期間を徒過した手続や一度喪失した権利を救済するための措置の具体的な内容
- 審査結果
承認

⑥ 商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）

○ 要旨

商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 商標法条約と比較して拡大された本条約の適用対象となり得る商標の種類
- ・ 我が国が防護標章について本条約の規定の一部を適用しない旨の宣言を行う具体的な理由
- ・ 他国に対する本条約締結の働き掛けの必要性

○ 審査結果

承認

⑦ 2007年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）

○ 要旨

国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定の非加盟輸入国を含めた単一割当制度の導入の必要性

○ 審査結果

承認

⑧ 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）

○ 要旨

カザフスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定の交渉経緯及び本協定を締結する意義

○ 審査結果

承認

⑨ 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）

○ 要旨

ウクライナとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ ウクライナ東部やクリミアへの本協定の適用の有無
- ・ ウクライナにおいて不安定な状況が続く中、本協定を締結する意義

○ 審査結果

承認

⑩ 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）

○ 要旨

ウルグアイとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ ブラジル及びアルゼンチンとの間で投資協定を締結していない我が国が、両国に比べて小国であるウルグアイとの間で投資協定を締結する意義
- ・ 我が国が期待する本協定の具体的な効果

○ 審査結果

承認

⑪ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）

○ 要旨

カタールとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定の交渉経緯と本協定を締結する意義

○ 審査結果

承認

⑫ 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）

○ 要旨

ルクセンブルクとの間で、年金制度、医療保険制度等への加入に関する法令の適用調整、年金制度の保険期間の通算等について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本協定の交渉経緯と本協定を締結する意義

○ 審査結果

承認

⑬ 航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）

○ 要旨

カンボジアとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑭ 航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第14号）

○ 要旨

ラオスとの間で、定期航空路線の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にする

るための法的枠組みについて定めるもの

- 審査結果
継続審査

⑮ 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第15号）

- 要旨
イランとの間で、受刑者移送のための要件、手続等について定めるもの
- 審査結果
継続審査

⑯ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

- 要旨
国際情勢の変化等に鑑み、在レオン日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館の新設、在グルジア日本国大使館の在ジョージア日本国大使館への名称変更並びに在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 在外公館の整備に関する中長期的な方針
 - ・ 在ハンブルク総領事館を領事事務所へ格下げした後、数年で、同総領事館を再び設置することとした経緯及び理由
 - ・ 領事事務所の設置を経ずに、レオンに総領事館を設置することとした経緯及び理由
- 審査結果
可決

⑰ 緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案（内閣提出第12号）

- 要旨
気候変動に関する国際連合枠組条約の資金供与の制度の運営を委託された緑の気候基金（G C F）に対する我が国からの拠出及びこれに伴う措置について定めるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 我が国がG C Fに拠出する意義及び拠出額を15億ドルとした根拠
 - ・ G C Fにおける支援案件の決定メカニズム及び我が国の対応
 - ・ 中国や韓国、インド等がG C Fの支援対象国となることの妥当性及びそのことに関する我が国の対応
- 審査結果
可決

《議案審査一覧》

条 約

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①経済上の連携に関する日本 国とモンゴル国との間の協 定の締結について承認を求 めるの件（条約第1号）	27. 3. 10		4. 16 4. 17	4. 22	4. 22 承認（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （欠-生活）	4. 23 承認	外交防衛 5. 14 承認	5. 15 承認	
②世界貿易機関を設立するマ ラケシュ協定を改正する議 定書の締結について承認を 求めるの件（条約第2号）	3. 10		4. 16 4. 17	4. 22	4. 22 承認（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （欠-生活）	4. 23 承認	外交防衛 5. 14 承認	5. 15 承認	
③東南アジア諸国連合プラス 三箇国マクロ経済調査事務 局を設立する協定の締結に ついて承認を求めるの件 （条約第3号）	3. 10		4. 16 4. 17	4. 22	4. 22 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産） （欠-生活）	4. 23 承認	外交防衛 5. 14 承認	5. 15 承認	
④水銀に関する水俣条約の締 結について承認を求めるの 件（条約第4号）	3. 10		4. 22 4. 24	5. 8	5. 8 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活）	5. 12 承認	外交防衛 5. 21 承認	5. 22 承認	
⑤特許法条約の締結について 承認を求めるの件（条約第 5号）	3. 10		5. 12 5. 15	5. 20	5. 20 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活）	5. 21 承認	外交防衛 6. 16 承認	6. 17 承認	
⑥商標法に関するシンガポー ル条約の締結について承認 を求めるの件（条約第6 号）	3. 10		5. 12 5. 15	5. 20	5. 20 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活）	5. 21 承認	外交防衛 6. 16 承認	6. 17 承認	

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑦2007年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	3. 10		4. 16 4. 17	4. 22	4. 22 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産） （欠-生活）	4. 23 承認	外交防衛 5. 14 承認	5. 15 承認	7. 23 条 4 号
⑧投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	3. 20		5. 21 5. 22	8. 28	8. 28 承認（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （欠-生活）	9. 3 承認	外交防衛 9. 10 承認	9. 11 承認	9. 30 条 6 号
⑨投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	3. 20		5. 21 5. 22	8. 28	8. 28 承認（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （欠-生活）	9. 3 承認	外交防衛 9. 10 承認	9. 11 承認	10. 30 条 7 号
⑩投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	3. 20		5. 21 5. 22	8. 28	8. 28 承認（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （欠-生活）	9. 3 承認	外交防衛 9. 10 承認	9. 11 承認	
⑪所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	3. 20		5. 21 5. 22	8. 28	8. 28 承認（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （欠-生活）	9. 3 承認	外交防衛 9. 10 承認	9. 11 承認	12. 2 条 8 号
⑫社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	3. 20		5. 21 5. 22	8. 28	8. 28 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産） （欠-生活）	9. 3 承認	外交防衛 9. 10 承認	9. 11 承認	
⑬航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	3. 20		9. 24			9. 25 閉会中 審査			

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑭航空業務に関する日本国と ラオス人民民主共和国との 間の協定の締結について承 認を求めるの件（条約第14 号）	3. 20		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑮刑を言い渡された者の移送 に関する日本国とイラン・ イスラム共和国との間の条 約の締結について承認を求 めるの件（条約第15号）	3. 20		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑯在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第11号)	27. 2. 20		3. 24	3. 27	3. 27 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活)	3. 30 可決	外交防衛 4. 7 修正	4. 9 修正	4. 22 法13号
	3. 25	4. 14 回付同意							
⑰緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案 (内閣提出第12号)	2. 20		3. 31	4. 8	4. 8 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活)	4. 14 可決	外交防衛 5. 7 可決	5. 13 可決	5. 20 法24号
	4. 1								

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 在日米軍基地問題関係（普天間飛行場移設問題、米軍機による事故の問題等）
- ・ 日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の見直し関係
- ・ アジアインフラ投資銀行（A I I B）関係
- ・ 日中関係（戦後70年談話関係、日中首脳会談等）
- ・ 日韓関係（戦後70年談話関係、産経新聞元ソウル支局長の出国禁止措置等）
- ・ 平和安全法制関係
- ・ 環太平洋パートナーシップ（T P P）協定関係

- ・ 政府開発援助（ODA）関係（ODA予算の有効活用、開発協力大綱の閣議決定等）
- ・ 北朝鮮による邦人拉致問題関係
- ・ 在外邦人の安全確保関係（ISILによる邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件等）

（4）議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院中米カリブ諸国等外交・政治経済事情調査議員団	（閉会中） 平成27. 10. 23 ～10. 31	メキシコ、キューバ、米国	中米カリブ諸国等の外交・政治経済事情の調査	8人

5 財務金融委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	古川	禎久君	自民				
理事	柴山	昌彦君	自民	理事	土屋	正忠君	自民
理事	藤井	比早之君	自民	理事	御法川	信英君	自民
理事	山田	美樹君	自民	理事	鈴木	克昌君	民主
理事	丸山	穂高君	維新	理事	伊藤	渉君	公明
	井上	貴博君	自民		井林	辰憲君	自民
	鬼木	誠君	自民		勝俣	孝明君	自民
	神田	憲次君	自民		國場	幸之助君	自民
	鈴木	隼人君	自民		田野瀬	太道君	自民
	竹本	直一君	自民		津島	淳君	自民
	中山	展宏君	自民		根本	幸典君	自民
	福田	達夫君	自民		藤丸	敏君	自民
	牧島	かれん君	自民		務台	俊介君	自民
	宗清	皇一君	自民		山田	賢司君	自民
	大島	敦君	民主		玄葉	光一郎君	民主
	古川	元久君	民主		前原	誠司君	民主
	鷺尾	英一郎君	民主		伊東	信久君	維新
	吉田	豊史君	維新		岡本	三成君	公明
	斉藤	鉄夫君	公明		宮本	岳志君	共産
	宮本	徹君	共産		亀井	静香君	無
	小泉	龍司君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案4件及び議員提出法律案2件（うち継続審査1件）で、審査の概況は、次のとおりである。

① 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

○ 要旨

デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災からの復興支援などの観点から、法人税の税率引下げ及び欠損金繰越控除制度等の見直し、地方創生に資する投資促進税制の創設、消費税率引上げの施行日の変更、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 法人実効税率引下げの効果及び財源確保策
- ・ 地方拠点強化税制の創設が企業を地方に呼び込む効果
- ・ 国外事業者が国境を越えて行う役務の提供に対する適正な消費税の課税に向けた実効性の確保策

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

② 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）

○ 要旨

最近における内外の経済情勢等に対応するため、指定薬物を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加するとともに、関税率等について所要の改正を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 指定薬物の「輸入してはならない貨物」への追加に至る経緯及び追加により見込まれる効果
- ・ 関税の無申告加算税の不適用制度に係る期限を延長する理由
- ・ 知的財産侵害物品の水際取締策

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

③ 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

○ 要旨

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）附則第2条の規定による検討等に基づき、株式会社日本政策投資銀行の完全民営化の方針を維持しつつ、危機対応及び成長資金の供給に対し同行の投融资機能を活用するため、所要の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 完全民営化後の日本政策投資銀行（政投銀）に期待する役割
- ・ 民間金融機関が指定金融機関として危機対応業務を実施する上での障害
- ・ 政府出資を受けた政投銀の行う特定投資業務が民業圧迫となる懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

④ 金融商品取引法の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）

○ 要旨

適格機関投資家等特例業務（いわゆる「プロ向けファンド」）に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、プロ向けファンドを行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ プロ向けファンドに対する検査・監督体制の強化策
- ・ プロ向けファンドに出資可能な適格機関投資家以外の投資家の範囲
- ・ 本法律案においてプロ向けファンドを登録制に改めず届出制のままにした理由

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑤ 租税特別措置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第4号）

○ 要旨

公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの

○ 審査結果

継続審査

⑥ 格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案（古川元久君外3名提出、衆法第4号）

○ 要旨

社会経済情勢の急激な変化に伴い国民の間に生じている経済的格差その他の格差を是正し、及びその固定化を防止するとともに、雇用及び国内投資を拡大させること等により経済成長を促すことが、我が国の経済社会の持続的な発展のために緊要な課題であることに鑑み、消費課税、個人所得課税、資産課税及び法人課税等に関し講ずべき措置を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 消費税収の使途の更なる明確化に係る実効性確保策
- ・ 消費税の逆進性緩和策としての給付付き税額控除と軽減税率制度に対する評価
- ・ 自動車重量税等の車体課税の考え方

○ 内閣の意見の聴取

○ 審査結果

否決

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
①所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	27. 2. 17	2. 26	2. 26	3. 4 3. 10 3. 11 3. 13	3. 13 可決(多) (賛-自民・公明・ 小泉龍司君) (反-民主・維新・ 共産・ 亀井静香君) (附)	3. 13 可決	財政金融 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	3. 31 法9号

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
②関税法及び関税暫定措置法 の一部を改正する法律案 (内閣提出第4号)	2. 17		3. 10	3. 13	3. 13 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 小泉龍司君) (欠-亀井静香君) (附)	3. 13 可決	財政金融 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	3. 31 法10号
	3. 11								
③株式会社日本政策投資銀行 法の一部を改正する法律案 (内閣提出第13号)	2. 20		3. 31	4. 10	4. 10 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・ 小泉龍司君) (反-維新・共産) (欠-亀井静香君) (附)	4. 14 可決	財政金融 5. 12 可決 (附)	5. 13 可決	5. 20 法23号
	4. 1								
④金融商品取引法の一部を改 正する法律案 (内閣提出第 56号)	3. 24		5. 11	5. 15	5. 15 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 小泉龍司君) (欠-亀井静香君) (附)	5. 19 可決	財政金融 5. 26 可決 (附)	5. 27 可決	6. 3 法32号
	5. 12								

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑤租税特別措置法の一部を改 正する法律案（江田憲司君 外 4 名提出、第188回国会 衆法第 4 号）	(26. 12. 25)		27. 1. 26			9. 25 閉会中 審 査			
⑥格差是正及び経済成長のため に講ずべき税制上の措置 等に関する法律案（古川元 久君外 3 名提出、衆法第 4 号）	3. 3		3. 3	3. 4 3. 10 3. 11 3. 13	3. 13 否決（少） （賛-民主・ 亀井静香君） （反-自民・維新・ 公明・共産・ 小泉龍司君）	3. 13 否決			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 課税ベース拡大等による中小企業の負担増大に対する懸念を踏まえた法人税改革の基本的な考え方
- ・ 平成28年度予算編成の指針とするために財政健全化目標達成に向けた具体的な計画を早期に策定する必要性
- ・ 平成27年夏までに策定される具体的な財政健全化計画において昨今浮上している債務残高対GDP比の低減よりもプライマリーバランス黒字化目標を優先する必要性
- ・ 平成27年10月に予定されていた消費税率10%への引上げを先送りして景気回復を最優先させる意義
- ・ コーポレートガバナンスの強化と企業の稼ぐ力向上との直結性
- ・ 中国がアジアのインフラ整備需要を見越して設立を提唱したアジアインフラ投資銀行（A I I B）の設立交渉参加を見送った理由及び今後の方針
- ・ 旧3級品の紙巻たばこに係るたばこ税等の見直しを行った具体的理由及び見直しによる影響に対する財務大臣の見解
- ・ 日銀の量的・質的金融緩和の継続によるバブル発生等の副作用の蓋然性に対する日銀総裁の見解
- ・ 日銀の国債買入れが財政ファイナンスとみなされないようにするため、政府が財政規律を守るべきとの考えについての日銀総裁の所見
- ・ 日銀の量的・質的金融緩和及び年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）等の公的資金が株価を押し上げている可能性
- ・ 実質実効為替レートについて、現在の為替水準が1985年のプラザ合意前と同程度の水準となっていることに対する日銀総裁の認識

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 3. 4	日本銀行総裁	黒田 東彦君	財政及び金融に関する件
3. 31	日本銀行総裁	黒田 東彦君	
4. 10	株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長	柳 正憲君	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）
4. 24	日本銀行総裁	黒田 東彦君	財政及び金融に関する件

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
6. 10	日本銀行総裁	黒田 東彦君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行理事	雨宮 正佳君	
	日本銀行理事	櫛田 誠希君	
	日本銀行理事	武田 知久君	
9. 2	株式会社大和総研主席研究員・経済調査部担当部長	齋藤 尚登君	財政及び金融に関する件（国際開発金融機関等）
	平和外交研究所代表	美根 慶樹君	

（5）視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 3. 25	東京都（大田区、江東区）	関税等に関する実情調査	11人
5. 20	東京都（大田区、千代田区、中央区）	財政及び金融に関する実情調査	13人
8. 6	東京都（千代田区）	財政及び金融に関する実情調査（国際開発金融機関等）	12人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院アラブ首長国連邦及び中国（香港）における財政金融経済事情等調査議員団	（閉会中） 平成27. 11. 15 ～ 11. 19	アラブ首長国連邦、中国（香港）	アラブ首長国連邦及び中国（香港）における財政金融経済事情等調査	4 人

6 文部科学委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	福井	照君	自民						
理事	池田	佳隆君	自民	理事	石原	宏高君	自民		
理事	富岡	勉君	自民	理事	萩生田	光一君	自民		
理事	義家	弘介君	自民	理事	郡	和子君	民主		
理事	牧	義夫君	維新	理事	浮島	智子君	公明		
	青山	周平君	自民		安藤	裕君	自民		
	尾身	朝子君	自民		大見	正君	自民		
	門山	宏哲君	自民		神山	佐市君	自民		
	工藤	彰三君	自民		小林	史明君	自民		
	櫻田	義孝君	自民		谷川	とむ君	自民		
	馳	浩君	自民		鳩山	邦夫君	自民		
	船田	元君	自民		古川	康君	自民		
	古田	圭一君	自民		前田	一男君	自民		
	宮川	典子君	自民		山本ともひろ君		自民		
	菊田	真紀子君	民主		中川	正春君	民主		
	平野	博文君	民主		松本	剛明君	民主		
	笠	浩史君	民主		坂本	祐之輔君	維新		
	鈴木	義弘君	維新		初鹿	明博君	維新		
	中野	洋昌君	公明		吉田	宣弘君	公明		
	大平	喜信君	共産		畑野	君枝君	共産		
	吉川	元君	社民						

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案 6 件及び議員提出法律案 1 件、委員会提出法律案は 2 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

○ 要旨

スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置するもの

○ 主な質疑内容

- ・ スポーツ庁を新設する意義及びスポーツ庁長官に求められる資質
- ・ 他省庁のスポーツに関する業務や予算をスポーツ庁へ一元化しない理由
- ・ 組織体制が脆弱な競技団体のガバナンスに関する指導や支援に向けたスポーツ庁の在り方

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

② 平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案
(内閣提出第15号)

○ 要旨

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、両大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定める等特別の措置を講ずるとともに、国務大臣を1名増員（平成33年3月31日まで）するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における文部科学大臣と大会担当大臣の役割分担
- ・ 過去のオリンピック大会等開催のための特別措置法において、全大臣が構成員となった推進本部を設置した例、専任大臣が置かれた例及びその期間
- ・ パラリンピック競技団体への支援を拡充する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

③ 平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出第16号）

○ 要旨

平成31年ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、特別の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案の趣旨説明において、平成31年ラグビーワールドカップ大会を「大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会」とした理由

○ 審査結果

可決

④ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）

○ 要旨

量子科学技術の水準の向上を図るため、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発に関する業務を国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務に追加し、その名称を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構とする等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構における改革の進め方
- ・ 本法律案により発足する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のガバナンスの在り方
- ・ 東日本大震災以後の福島における健康影響調査において、国立研究開発法人放射線医学総合研究所の実施する事業の概要

○ 審査結果

可決

**⑤ 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）
（参議院送付）**

○ 要旨

独立行政法人大学評価・学位授与機構に独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、大学等の教育研究活動面と経営面の改革の支援を一体的に実施する独立行政法人とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 統合後の役員、職員及び拠点の整理の内容
- ・ 独立行政法人国立大学財務・経営センターが財政融資資金から借り入れた資金を国立大学法人に貸し付ける事業を実施する意義
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構と民間認証評価機関との関係

○ 審査結果

可決

⑥ 学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）

○ 要旨

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な教職員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入できる制度を創設するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 現行においても取組可能である小中一貫教育を制度化する理由
- ・ 教員の多忙化への対応、安易な学校統廃合が行われる懸念
- ・ 高等学校専攻科修了生の大学への編入学が可能となることによる教育効果

○ 参考人からの意見の聴取

○ 視察

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑦ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第12号）

○ 要旨

家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う者の当該事業の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とするもの

○ 結果

成案・提出決定

⑧ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（平野博文君外3名提出、衆法第34号）

○ 要旨

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校及び中学校の学級編制の標準を改めるもの

○ 審査結果
継続審査

⑨ 公認心理師法案（文部科学委員長提出、衆法第38号）

○ 要旨

近時の国民が抱える心の健康の問題等をめぐる状況に鑑み、心理に関する支援を要する者等の心理に関する相談、援助等の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図るため、公認心理師の資格を定めるもの

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①文部科学省設置法の一部を 改正する法律案（内閣提出 第14号）	27. 2. 20		4. 14 4. 15	4. 17	4. 17 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・社民） （附）	4. 21 可決	文教科学 5. 12 可決 （附）	5. 13 可決	5. 20 法21号
②平成32年東京オリンピック 競技大会・東京パラリンピ ック競技大会特別措置法案 （内閣提出第15号）	2. 20		4. 17 4. 22	4. 24	4. 24 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 社民） （反-共産） （附）	4. 28 可決	文教科学 5. 26 可決 （附）	5. 27 可決	6. 3 法33号
③平成31年ラグビーワールド カップ大会特別措置法案 （内閣提出第16号）	2. 20		4. 17 4. 22	4. 24	4. 24 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・社民）	4. 28 可決	文教科学 5. 26 可決	5. 27 可決	6. 3 法34号
④国立研究開発法人放射線医 学総合研究所法の一部を改 正する法律案（内閣提出第 35号）	3. 10		6. 2 6. 3	6. 5	6. 5 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産・社民）	6. 11 可決	文教科学 6. 30 可決 （附）	7. 1 可決	7. 8 法51号
⑤独立行政法人大学評価・学 位授与機構法の一部を改正 する法律案（内閣提出第39 号）（参議院送付）	参 3. 10		5. 12 5. 13	5. 15	5. 15 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 社民） （反-共産）	5. 19 可決	文教科学 4. 21 可決	4. 22 可決	5. 27 法27号

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
			提 案 理 由						
⑥学校教育法等の一部を改正 する法律案（内閣提出第49 号）	3. 17		5. 19	5. 22 5. 27 5. 29	5. 29 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産・社民） （附）	6. 2 可決	文教科学 6. 16 可決 （附）	6. 17 可決	6. 24 法46号

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑦独立行政法人日本スポーツ 振興センター法の一部を改 正する法律案（文部科学委 員長提出、衆法第12号）	27. 3. 27				3. 27 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・社民)	3. 30 可決	文教科学 3. 31 可決	3. 31 可決	3. 31 法12号
⑧公立義務教育諸学校の学級 編制及び教職員定数の標準 に関する法律の一部を改正 する法律案（平野博文君外 3名提出、衆法第34号）	8. 27		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑨公認心理師法案（文部科学 委員長提出、衆法第38号）	9. 2				9. 2 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・社民)	9. 3 可決	文教科学 9. 8 可決 (附)	9. 9 可決	9. 16 法68号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 政治資金規正法違反の疑いによる下村文部科学大臣の刑事告発問題
- ・ 「道徳」を「特別の教科」としたこと（平成27年3月、学習指導要領改正）についての背景・目的及びその実施による学校現場における具体的な変化
- ・ 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の約60年ぶりの見直し（平成27年1月）の背景・目的及び学校統廃合への影響
- ・ 財政制度等審議会における少子化を踏まえた公立小中学校教職員定数合理化の議論への文部科学省の対応
- ・ 文部科学省が国立大学に対して入学式における国歌斉唱の取扱い等について検討を要請することの是非

- ・ 我が国の大学進学率をOECD平均値まで向上させる必要性
- ・ 研究不正問題が発生した国立研究開発法人理化学研究所の改革の方向性
- ・ 高レベル放射性廃棄物の最終処分に国民的課題として取り組む必要性
- ・ 国立競技場整備計画が白紙撤回された経緯及び責任の所在
- ・ 世界遺産登録の勧告を受けた「明治日本の産業革命遺産」の特色及び活用予定

(閉会中審査)

- ・ 財政制度等審議会が建議した公立小中学校教職員定数削減案に対する文部科学大臣の見解
- ・ 高速増殖原型炉もんじゅの運営主体を変更するよう求めた原子力規制委員会の勧告に対する文部科学大臣の見解

(4) 決議

決議は2件で、その内容は次のとおりである。

① 教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する件（平成27.6.3）

公立小学校一年生の学級編制の標準については、平成23年に改正された義務標準法において、40人から35人に引き下げられたものであり、同法の附則第2項においては、政府は公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校二年生以上の学級編制の標準も順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

また、本委員会では、全会一致で可決された同法案に対して、政府及び関係者は、同法の施行に当たって、「必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努める」とともに、「義務教育費国庫負担金について、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること」とする附帯決議を全会一致で付した。

去る5月11日、財政制度等審議会財政制度分科会において、義務教育予算について、平成36年度までに約4万2千人の教職員の合理化が可能であるとの機械的な試算などが示された。同分科会においては、昨年10月にも、公立小学校一年生の学級編制の標準の40人への引上げ等についての提案がなされており、これらの提案は、平成23年の改正法及び同法案に対する本委員会の附帯決議の趣旨に反するものであり、到底容認できない。また、高等教育に関し、国立大学法人は多様な収入源の確保を目指すべきではないかとして、授業料の引上げを示唆する見解も示されている。

教育への投資は「未来への先行投資」であり、その効果は、教育を受けた個人にとどまらず、社会全体に及び、中長期的にはイノベーションを生みだし、国の成長の原動力となる。教育にどれだけ投資するのかは、国家としての重要な政策上の選択である。

このため、政府は、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、単なる財政面だけではなく、長期的な我が国の在り方を見通す広い視野を持ち、教育現場の実態に即した教職員定数の充実に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 児童生徒の創造性や考える力を培う授業への転換を図り、これからの社会に対応する主体的、協働的な学びを実現するため、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことのできる環境整備、教員の指導力向上を図る体制の充実に努めるとともに、学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員が多忙化しているなどの実態を踏まえ、教職員定数を計画的に改善すること。
- 2 教職員定数の計画的な改善に当たっては、義務標準法を改正し、小学校二年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げるなど、平成23年に改正された義務標

準法の附則第2項の趣旨の実現を期すべきこと。

- 3 いじめ対策や特別支援教育、貧困による教育格差の解消など、社会の変化によって、学校が対応しなければならない現代的な教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
- 4 義務教育環境の整備に当たっては、財政面からの視点だけでなく、教育現場の声を十分反映させるとともに、実態に即した検討・議論を行うこと。
右決議する。

② 心理専門職の活用の促進に関する件（平成27.9.2）

今日、心の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、福祉機関、司法・矯正機関、警察、自衛隊、その他企業をはじめとする様々な職場における心理専門職の活用の促進は、喫緊の課題となっている。しかしながら、我が国においては、心理専門職の国家資格がなく、国民が安心して心理的な支援を利用できるようにするため、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた専門職が必要とされてきた。

今般、関係者の長年にわたる努力もあり、「公認心理師」という名称で、他の専門職と連携しながら、心のケアを必要とする者に対して、心理的な支援を行う国家資格を創設する法律案を起草する運びとなったところである。政府は、公認心理師法の施行及び心理専門職の活用の促進に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 臨床心理士をはじめとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。
- 2 公認心理師が臨床心理学をはじめとする専門的な知識・技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を定めること。
- 3 公認心理師法の施行については、文部科学省及び厚生労働省は、互いに連携し、十分協議した上で進めること。また、文部科学省及び厚生労働省を除く各省庁は、同法の施行に関し必要な協力を行うこと。
- 4 受験資格については、同法第7条第1号の大学卒業及び大学院課程修了者を基本とし、同条第2号及び第3号の受験資格は、第1号の者と同等以上の知識・経験を有する者に与えることとなるよう、第2号の省令を定めるとともに、第3号の認定を行うこと。
- 5 公認心理師が業務を行うに当たり、心理に関する支援を要する者に主治医がある場合に、その指示を受ける義務を規定する同法第42条第2項の運用については、公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないよう省令等を定めることにより運用基準を明らかにし、公認心理師の業務が円滑に行われるよう配慮すること。
- 6 同法附則第5条の規定による施行後5年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。
右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 20	国立研究開発法人理化学研究所理事	有信 睦弘君	文部科学行政の基本施策に関する件
5. 27	千葉大学教育学部教授	天竺 茂君	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	三条市長	國定 勇人君	
	和光大学現代人間学部心理教育学科教授	山本 由美君	
6. 3	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長	河野 一郎君	文部科学行政の基本施策に関する件
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事	三浦 幸俊君	
	国立研究開発法人理化学研究所理事長	松本 紘君	
	国立研究開発法人理化学研究所理事	加藤 重治君	
6. 5	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事	大山 真未君	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	国立研究開発法人放射線医学総合研究所理事	黒木 慎一君	
8. 5	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長	河野 一郎君	文部科学行政の基本施策に関する件
9. 2	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長	河野 一郎君	
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長	布村 幸彦君	
(閉会中) 12. 1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長	児玉 敏雄君	

(6) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 5. 27	東京都（港区）	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	21人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国における教育及びスポーツ等に関する調査議員団	(閉会中) 平成27. 10. 14 ～ 10. 22	トルコ、ロシア、ドイツ、英国	欧州各国における教育及びスポーツ等に関する調査	3人

7 厚生労働委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	渡辺	博道君	自民				
理事	赤枝	恒雄君	自民	理事	後藤	茂之君	自民
理事	高鳥	修一君	自民	理事	とかしき	なおみ君	自民
理事	松野	博一君	自民	理事	西村	智奈美君	民主
理事	浦野	靖人君	維新	理事	古屋	範子君	公明
	大岡	敏孝君	自民		大串	正樹君	自民
	加藤	鮎子君	自民		木村	弥生君	自民
	小松	裕君	自民		白須賀	貴樹君	自民
	新谷	正義君	自民		田中	英之君	自民
	田畑	裕明君	自民		谷川	とむ君	自民
	豊田	真由子君	自民		中川	俊直君	自民
	長尾	敬君	自民		丹羽	雄哉君	自民
	橋本	岳君	自民		比嘉	奈津美君	自民
	堀内	詔子君	自民		牧原	秀樹君	自民
	松本	純君	自民		松本	文明君	自民
	三ッ林	裕巳君	自民		村井	英樹君	自民
	阿部	知子君	民主		大西	健介君	民主
	岡本	充功君	民主		中島	克仁君	民主
	長妻	昭君	民主		山井	和則君	民主
	足立	康史君	維新		井坂	信彦君	維新
	牧	義夫君	維新		伊佐	進一君	公明
	興水	恵一君	公明		角田	秀穂君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		堀内	照文君	共産

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案9件及び議員提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）

○ 要旨

戦後70周年に当たり、戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金として額面25万円、5年償還の国債を5年ごとに2回支給するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特別弔慰金の支給方法を10年償還の国債を1回交付する方法から5年償還の国債を5年ごとに2回交付する方法へ変更する理由
- ・ 受給者の高齢化等を理由に特別弔慰金の支給額を引き上げることの妥当性
- ・ 特別弔慰金の時効失権防止に向けた厚生労働大臣が考える解決策

- 審査結果
可決

② 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）

- 要旨

平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、法人の統合、役員数の変更等の措置を講ずるもの

- 主な質疑内容

- ・ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合による職員の削減見込数
- ・ 独立行政法人福祉医療機構の承継債権管理回収業務において回収債権の元本の国庫納付を複数回化することにより得られる具体的な効果
- ・ 年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）のガバナンス強化に向けた厚生労働大臣の決意

- 審査結果
可決

③ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）

- 要旨

医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化、患者申出療養の創設等の措置を講ずるもの

- 主な質疑内容

- ・ 国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県に移管する理由及び事業運営に関する都道府県と市町村の責任の所在を明確にする必要性
- ・ 被用者保険に係る後期高齢者支援金を全面総報酬割とすることの是非
- ・ 患者申出療養において先進医療と同水準の安全性及び有効性並びに将来的に保険収載につながることを担保する必要性

- 参考人からの意見の聴取

- 審査結果

修正（附帯決議が付された。）

＜修正内容＞

協会けんぽに対する国庫補助に関する改正規定等の施行期日を平成27年4月1日から公布の日に変更すること

④ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）

- 要旨

特定労働者派遣事業の制度を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 個人単位の期間制限が適用されることで専門業務等の26業務に従事する有期雇用の派遣労働者に雇止めが生じる懸念
- ・ 多様な派遣労働者の実態に即したキャリアアップ措置の効果的な実施方法
- ・ 本法律案が多様な働き方としての派遣労働を肯定しながら派遣労働者の増加を見直しの理由とする規定を設けていることの整合性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

⑤ 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）

○ 要旨

一定の求人者からの求人申込みの不受理及び職業選択に資する情報提供の仕組みを設けるとともに、職場への定着促進に関する取組等の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業主に係る認定制度を創設するほか、キャリアコンサルタントの登録制度の創設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ ハローワークにおける新卒者の求人不受理の対象となった企業が若年者に限定した一般向け求人を行うことによって実質的に新卒者を募集する行為を防止する必要性
- ・ ハローワークが学校と協力して職業指導等を行う対象者に中途退学者を追加することで期待される政策効果
- ・ 新卒の応募者等の求めを要件とすることなしに青少年雇用情報の提供を義務化する必要性

○ 審査結果

可決

⑥ 社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）

○ 要旨

社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 社会福祉法人のガバナンス強化に際しての小規模法人に対する支援策
- ・ 社会福祉法人の余剰財産の明確化に当たり内部留保から控除する必要経費の具体的内容及び内部留保を職員の処遇改善に充てる必要性
- ・ 社会福祉法人に対し地域における公益的な取組の実施やその費用負担を強いることが福祉サービスの提供に関する国の責任放棄につながる懸念

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

（参議院において継続審査）

⑦ 医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）

○ 要旨

地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 地域医療連携推進法人制度創設による具体的効果及び地域医療連携推進法人に参加する医療法人のメリット
- ・ 介護事業を実施する非営利法人の参加が必須とされていないこと等により、地域医療連携推進法人制度が地域包括ケアの構築に資する役割を十分に果たせない可能性
- ・ 外部監査の実施等を義務付ける医療法人の対象を定める具体的な基準及び対象となる法人数の見込み

○ 審査結果

可決

⑧ 労働基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）

○ 要旨

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑨ 確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第70号）

○ 要旨

個人型確定拠出年金の加入者の範囲の見直し、小規模事業所の事業主による個人型確定拠出年金への掛金の納付制度の創設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 加入対象者により異なる確定拠出年金の拠出限度額を整理する必要性
- ・ 企業型確定拠出年金の運用商品のうち一つ以上の元本確保型商品の提供を義務付ける規定を削除する理由
- ・ 確定拠出年金の事業主の継続投資教育を努力義務化する趣旨及びそれに伴う事業主負担の軽減策

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）
（参議院において継続審査）

⑩ 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外5名提出、衆法第22号）

○ 要旨

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策に関し、基本理念を定め、国の責

務等を明らかにすること等により、労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策を重点的に推進しようとするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案における「職務に応じた待遇の確保」の定義及び具体的な考え方
- ・ 我が国における同一労働同一賃金の実現可能性
- ・ 本法律案の成立により見込まれる派遣労働者の労働条件の改善及び我が国の労働市場の変化

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

修正

<修正内容>

派遣労働者について、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び責任の程度等に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、3年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるものとする等

⑪ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第40号）

○ 要旨

戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるため、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めるもの

○ 結果

成案・提出決定

（参議院において継続審査）

《議案審査等一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	27. 2. 24		3. 13	3. 20	3. 20 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	3. 24 可決	厚生労働 3. 31 可決 （附）	3. 31 可決	3. 31 法11号
	3. 18								
②独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）	2. 24		3. 26	4. 1 4. 7	4. 7 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・維新・ 共産）	4. 14 可決	厚生労働 4. 23 可決 （附）	4. 24 可決	5. 7 法17号
	3. 27								

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
③持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	3. 3	4. 14	4. 14	4. 17 4. 22 4. 23 4. 24	4. 24 修正（多） （賛-自民・維新・公明） （反-民主・共産） （附）	4. 28 修正	厚生労働 5. 26 可決 （附）	5. 27 可決	5. 29 法31号
④労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）	3. 13	5. 12	5. 12	5. 15 5. 20 5. 27 5. 28 5. 29 6. 2 6. 10 6. 12	6. 19 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・維新・共産）	6. 19 可決 9. 11 回付同意	厚生労働 9. 8 修正 （附）	9. 9 修正	9. 18 法73号
⑤勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）	参 3. 17		8. 28	9. 4	9. 4 可決（全） （賛-自民・民主・維新・公明・共産）	9. 11 可決	厚生労働 4. 16 可決 （附）	4. 17 可決	9. 18 法72号
⑥社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）	4. 3		7. 1	7. 8 7. 10 7. 29	7. 29 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明） （反-共産） （附）	7. 31 可決	厚生労働	9. 25 閉会中 審査	
⑦医療法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	4. 3		7. 28	8. 5	8. 5 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・維新・共産）	8. 7 可決	厚生労働 9. 15 可決 （附）	9. 16 可決	9. 28 法74号
⑧労働基準法等の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	4. 3		9. 24			9. 25 閉会中 審査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑨確定拠出年金法等の一部を 改正する法律案（内閣提出 第70号）	4. 3		8. 3	8. 21 8. 28	8. 28 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （附）	9. 3 可決	厚生労働	9. 25 閉会中 審査	
			8. 5						

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑩労働者の職務に応じた待遇 の確保等のための施策の推 進に関する法律案（井坂信 彦君外5名提出、衆法第22 号）	27. 5.26		5.26	5.29 6. 2 6.10 6.12	6.19 修正（多） （賛-自民・維新・ 公明） （反-共産） （欠-民主）	6.19 修正	厚生労働 9. 8 可決 （附）	9. 9 可決	9.16 法69号
⑪戦没者の遺骨収集の推進に 関する法律案（厚生労働委 員長提出、衆法第40号）	9.11				9.11 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	9.11 可決	厚生労働	9.25 閉会中 審査	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 待機児童解消加速化プランを前倒しして進めるために自治体への財政支援等の措置を講ずる必要性
- ・ 地域医療構想における医療需要推計を踏まえた地域の医師確保に向けた国の取組
- ・ 介護離職を防止するために介護休業の分割取得や介護休暇の時間単位取得を認める必要性
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応の診療に係る協力医療機関の選定要件及び役割
- ・ 年金情報が流出した受給者に対する二次被害の防止策
- ・ 平成27年度介護報酬改定が介護事業所の運営に及ぼす影響に係る実態調査の具体的

方法及び調査結果を踏まえた対応の内容

- ・ 下の子について育児休業に入ると上の子が退園を求められるいわゆる育休退園を発生させないための統一的な指針を国が市町村に示す必要性
- ・ アスベストの健康被害による労災認定者の現状及び今後の状況に対する厚生労働大臣の認識
- ・ 検証委員会の検証報告書等を踏まえ日本年金機構が今後構築する情報セキュリティ体制の内容
- ・ 日本年金機構の年金情報流出事案について厚生労働省の責任の下で全容を解明する必要性
- ・ 海外戦没者の遺骨収集に係る主な地域別の経緯及び過去５年間の遺骨収集に係る予算額の推移

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 3. 25	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷 隆博君	厚生労働関係の基本施策に関する件
4. 22	独立行政法人国立病院機構理事長	桐野 高明君	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事長	春日 雅人君	
4. 23	全国市長会国民健康保険対策特別委員長 高知市長	岡崎 誠也君	
	全国知事会社会保障常任委員会委員長 栃木県知事	福田 富一君	
	日本労働組合総連合会総合政策局長	花井 圭子君	
	大阪社会保障推進協議会事務局長	寺内 順子君	
5. 28	中央大学経済学部教授	阿部 正浩君	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	一般社団法人日本経済団体連合会労働政策本部長	高橋 弘行君	
	派遣ユニオン書記長 NPO法人・派遣労働ネットワーク事務局次長	関根秀一郎君	
	株式会社リクルートホールディングス専門役員リクルートワークス研究所所長	大久保幸夫君	
	自由法曹団常任幹事 弁護士	鷺見賢一郎君	

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
6. 2	東洋大学法学部教授	鎌田 耕一君	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案（井坂信彦君外5名提出）
	山陽印刷株式会社代表取締役社長	秋山 桂子君	
	元派遣労働者	廣瀬 明美君	
	全国労働組合総連合副議長 全日本金属情報機器労働組合中央執行委員長	生熊 茂実君	
6. 3	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	厚生労働関係の基本施策に関する件（年金情報流出問題）
	日本年金機構システム部門担当理事	徳武 康雄君	
6. 5	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	
	日本年金機構システム部門担当理事	徳武 康雄君	
6. 11	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	
	日本年金機構副理事長	薄井 康紀君	
6. 17	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	厚生労働関係の基本施策に関する件
7. 1	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	
7. 3	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	
7. 8	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	社会福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
7. 10	全国社会福祉法人経営者協議会会長 社会福祉法人南山城学園理事長	磯 彰格君	
	明治安田生活福祉研究所医療・福祉政策研究部長	松原 由美君	
	きょうされん常務理事	赤松 英知君	
	社会福祉法人吹田みどり福祉会理事長 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会経営者部会社会貢献活動推進委員会委員長	菊池 繁信君	
	社会福祉施設経営者同友会会長 社会福祉法人大阪福祉事業財団事務局長	茨木 範宏君	
8. 5	独立行政法人都市再生機構理事	瀬良 智機君	医療法の一部を改正する法律案（内閣提出）
8. 21	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
8. 26	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	厚生労働関係の基本施策に関する件（年金情報流出問題）
	日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会委員長	甲斐中辰夫君	

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
8. 28	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
9. 4	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）

（5）委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 27. 10. 20 ～ 10. 22	長崎県、福岡県	長崎県及び福岡県における医療、介護、雇用等の実情調査	9人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 27. 9. 7	東京都（小笠原村）	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案の起草及び硫黄島戦没者の慰霊	28人

8 農林水産委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	江藤	拓君	自民				
理事	加藤	寛治君	自民	理事	齋藤	健君	自民
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	吉川	貴盛君	自民
理事	渡辺	孝一君	自民	理事	玉木	雄一郎君	民主
理事	村岡	敏英君	維新	理事	石田	祝稔君	公明
	井野	俊郎君	自民		伊東	良孝君	自民
	伊藤	信太郎君	自民		池田	道孝君	自民
	今枝	宗一郎君	自民		勝沼	栄明君	自民
	瀬戸	隆一君	自民		武井	俊輔君	自民
	武部	新君	自民		中川	郁子君	自民
	中谷	真一君	自民		西川	公也君	自民
	橋本	英教君	自民		古川	康君	自民
	前川	恵君	自民		宮路	拓馬君	自民
	森山	裕君	自民		築	和生君	自民
	山本	拓君	自民		金子	恵美君	民主
	岸本	周平君	民主		小山	展弘君	民主
	佐々木	隆博君	民主		福島	伸享君	民主
	井出	庸生君	維新		松木けんこう君		維新
	稲津	久君	公明		佐藤	英道君	公明
	斉藤	和子君	共産		畠山	和也君	共産
	仲里	利信君	無				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案4件、議員提出法律案7件及び参議院提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

○ 要旨

農林水産業の成長産業化に向けて、地域における創意工夫を生かした取組を支援するため、地方農政局等の所掌事務に、輸出及び相談に関する事務を追加し、地方農政局等の地域センターを廃止するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 新たに配置される地方参事官の役割
- ・ 地方参事官の相談業務内容
- ・ 地方拠点の減少により、現場と農政が離れてしまうことへの懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

② 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第32号）

○ 要旨

農林水産省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、農業・食品産業技術総合研究機構等4法人の統合、水産総合研究センター等2法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金について役職員の秘密保持義務に係る規定の整備等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 統合で組織が巨大化することによる縦割りや機動力喪失等の組織運営上の懸念
- ・ 研究開発拠点の集積の効果
- ・ 独立行政法人の統合が業務の縮小や研究環境の悪化を招く懸念

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

③ 競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）

○ 要旨

最近における競馬をめぐる情勢の変化に鑑み、海外において実施される特定の競馬の競走について、日本中央競馬会（JRA）等が勝馬投票券を発売できることとする等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 近年の中央競馬及び地方競馬の売上等の推移
- ・ 今回の法改正で馬の改良増殖その他畜産の振興への寄与と地方財政の改善を図るために行うとの競馬に関する趣旨規定を新たに盛り込んだ理由
- ・ 海外競馬の情報の提供についてのJRAの方針

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

④ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第71号）

○ 要旨

最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業の成長産業化を図るため、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人について一体的な見直しを行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 農協の理事等の過半数を、原則として認定農業者又は農産物販売に関し実践的能力を有する者とする理由及びその例外規定の内容
- ・ 中央会制度を廃止する理由並びに地域農協に対する監査制度を全国中央会（平成14年からは、全国中央会に設置されたJA全国監査機構）による監査から公認会計士による監査に変更する理由及び今後の監査の在り方
- ・ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更することの妥当性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

修正（附帯決議が付された。）

＜修正内容＞

政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、関係者間の徹底した議論を促すことにより、その意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする旨の規定を追加すること

⑤ 山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）

○ 要旨

山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を平成37年3月31日まで延長するとともに、基本理念に関する規定を設けること等により山村振興の方向性をより明確化する等の措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑥ 農業者戸別所得補償法案（岸本周平君外5名提出、衆法第13号）

○ 要旨

農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの

○ 審査結果

継続審査

⑦ 農地・水等共同活動の促進に関する法律案（岸本周平君外5名提出、衆法第14号）

○ 要旨

農地・水等共同活動の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑧ 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（岸本周平君外5名提出、衆法第15号）

○ 要旨

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑨ 環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第16号）

○ 要旨

環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑩ 農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外 3 名提出、衆法第21号）

○ 要旨

最近における農業協同組合等が果たしている役割の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合等が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることを明記するとともに、農業協同組合等の自主性を尊重するための規定、農業協同組合等の政治的中立性に関する規定等を整備するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 都道府県域を超えた農協の設立について法律上明記することによる農家にとってのメリット
- ・ 業務運営における自主性を尊重する規定を新たに設けることとした趣旨
- ・ 地域社会のための農協を法律上位置付けることと准組合員制度との関係

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

○ 審査結果

否決

⑪ 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第32号）

○ 要旨

国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの

○ 審査結果

継続審査

⑫ 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第33号）

○ 要旨

国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑬ 都市農業振興基本法案（参議院提出、参法第5号）

○ 要旨

都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市農業の振興に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするもの

○ 審査結果

可決

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果	議決日 結 果	議決日 結 果	
①農林水産省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	27. 2. 27		5. 12 5. 13	5. 14	5. 14 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産・ 仲里利信君） （附）	5. 15 可決	農林水産 5. 21 可決 （附）	5. 22 可決	5. 29 法30号
②独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第32号）	3. 6		8. 25 8. 26	9. 2	9. 2 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 仲里利信君） （反-共産） （附）	9. 3 可決	農林水産 9. 10 可決 （附）	9. 11 可決	9. 18 法70号
③競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）（参議院送付）	参 3. 13		4. 21 4. 22	4. 23	4. 23 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 仲里利信君） （附）	4. 24 可決	農林水産 4. 16 可決 （附）	4. 17 可決	5. 7 法18号
④農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第71号）	4. 3	5. 14	5. 14 5. 19	5. 21 5. 27 6. 2 6. 4 6. 8(地公) 6. 9 6. 10 6. 16 6. 17 6. 25	6. 25 修正（多） （賛-自民・維新・ 公明） （反-民主・共産・ 仲里利信君） （附）	6. 30 修正	農林水産 8. 27 可決 （附）	8. 28 可決	9. 4 法63号

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑤山村振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第6号）	27. 3. 19				3. 19 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産) (欠-仲里利信君)	3. 24 可決	農林水産 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	3. 31 法 7 号
⑥農業者戸別所得補償法案 (岸本周平君外 5 名提出、 衆法第13号)	3. 27		5. 20			9. 25 閉会中 審 査			
⑦農地・水等共同活動の促進 に関する法律案（岸本周平 君外 5 名提出、衆法第14 号)	3. 27		5. 20			9. 25 閉会中 審 査			
⑧中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第15号)	3. 27		5. 20			9. 25 閉会中 審 査			
⑨環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第16号)	3. 27		5. 20			9. 25 閉会中 審 査			
⑩農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外 3 名提出、衆法第21号)	5. 13	5. 14	5. 14	5. 21 5. 27 6. 2 6. 4 6. 8(地公) 6. 9 6. 10 6. 16 6. 17 6. 25	6. 25 否決(少) (賛-民主) (反-自民・維新・ 公明・共産・ 仲里利信君)	6. 30 否決			
⑪国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第32号)	8. 26		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑫国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（岸本周平君外 5 名提出、衆法第33号）	8.26		9.24			9.25 閉会中 審査			

参 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑬都市農業振興基本法案（参議院提出、参法第5号）	参 27. 4. 7		4. 9		4.15 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 仲里利信君)	4.16 可決	農林水産 4. 7 成案・提出 決定	4. 9 可決	4.22 法14号
			4.15						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 農林水産業・地域の活力創造プラン等では、農業・農村の所得倍増を目指すこととされているが、新たな食料・農業・農村基本計画では所得の増大に向けた施策の推進とされている理由
- ・ 米国の貿易促進権限（T P A）法案の成立と環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉妥結の関連性
- ・ ジャガイモシロシストセンチュウによる作物の生育、ほ場及び人への影響
- ・ 平成32年の農林水産物・食品の輸出額の目標を1兆円とする根拠
- ・ 主食用米から飼料用米への転換に向けて継続的な支援を行う農林水産大臣の決意
- ・ てん菜の10a当たりの粗収益及び生産費の近年の傾向及び特徴
- ・ 平成26年の反省を踏まえた平成27年のバター安定供給に向けた対応策
- ・ 農地中間管理機構の業務と農業委員会の業務が重複することの問題に対する農林水産省の見解
- ・ 収入保険制度導入に向けた調査・検討状況
- ・ 高齢化が進む中山間地域を中長期的に守っていく上で現行制度による支援のみで十分かどうかについての農林水産大臣の認識
- ・ 間伐及び皆伐後の再造林だけではなく、皆伐そのものについても森林環境保全直接支援事業の対象とする必要性
- ・ 公海におけるサンマの適正な資源管理の実現に向けた農林水産大臣の決意

- ・ 東日本大震災による被災農地・農業用施設の復旧状況
(閉会中審査)
- ・ T P P 協定の正文の言語に日本語が入っていない理由
- ・ T P P 協定が食料自給率に与える影響
- ・ 今後の畜産・酪農経営安定対策の在り方

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

平成28年度畜産物価格等に関する件（平成27.12.10）

我が国の畜産・酪農は、生産者の努力の積み重ねにより、飼養規模拡大と先進的な経営を実現させ、構造改革の先駆者とされてきた。しかし、近年、生産コストの相当部分を占める飼料価格は低下傾向にあるものの、依然として高水準で推移しているなど経営継続が厳しさを増す中、高齢化や飼養戸数の減少などによる生産基盤の弱体化に歯止めがかからず、危機的な状況にある。

特に、環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉の大筋合意において、重要品目に位置付けられている牛肉・豚肉・乳製品の関税削減に加え、乳製品のうち、ホエイ、チーズについては関税撤廃が、ともに長期の経過期間を確保しつつも盛り込まれ、脱脂粉乳のT P P枠が設定されたことなどから、輸出国との間で厳しい競争を余儀なくされる生産者には、将来への懸念と不安が広まっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成28年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、生産者の懸念と不安を払拭し、将来への希望が持てるよう、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1 我が国畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農について、生産物の付加価値の向上や飼料費等の生産費削減、効率化等の取組を通じて、将来に向けて魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、十分な所得を確保するための実効ある対策を実施すること。
- 2 加工原料乳生産者補給金の単価及び交付対象数量については、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定するとともに、液状乳製品の追加や補給金単価の一本化など加工原料乳生産者補給金制度の見直しを準備が整い次第行うこと。
また、需要の拡大が期待できる生クリーム等の生産拡大のため、乳業工場の再編整備を支援するとともに、担い手の労働負担を軽減する搾乳ロボット等の設備・技術の導入及び酪農ヘルパー・育成センター等の外部支援組織に対する支援を充実すること。
- 3 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、子牛価格の高騰等を十分勘案し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。
- 4 畜産農家の経営安定に万全を期し、国産牛肉・豚肉の安定供給を図るため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法的制度へ移行し、その際、補填率引上げ、豚マルキンの肉用牛並みの国庫負担水準引上げ及び肉用子牛の保証基準価格について現在の経営の実情に即した見直しを行

うこと。

- 5 畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、関係事業者が連携・結集した地域ぐるみの畜産クラスター事業を推進するとともに、規模のいかんにかかわらず多様な担い手を取り組みやすくするための必要な見直しを行うこと。また、畜産農家の既往負債の軽減について、十全な対応を図るとともに、離農農場等の既存施設の貸付け等による新規就農者の確保と担い手の育成を進めること。

さらに、繁殖基盤が年々ぜい弱化している現状に鑑み、和牛受精卵移植を活用した和子牛生産並びに繁殖雌牛の増頭や新規参入に対する支援、性判別技術と受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保への支援を一層強化すること。

- 6 配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格には、予測が困難な穀物の海外相場や為替の影響が避けられないことを踏まえ、畜産・酪農経営の安定に資するよう、安定的な運営を図ること。

- 7 輸入飼料依存から脱却し、国産飼料の一層の生産と利用を促進するため、飼料用米・稲発酵粗飼料等を活用した耕畜連携、コントラクター・TMRセンターの育成・活用、高栄養粗飼料の増産、草地改良の実施、放牧の推進、エコフィードの生産・利用の促進等への支援を充実・強化すること。特に、飼料用米については、畜産経営における需要の拡大、多収品種の種子の確保・普及、地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量の向上、流通・製造体制の整備と併せ、耕種側と畜産側の需給マッチングを進めるため、必要な予算を継続的に確保すること。

- 8 地産地消や食育、6次産業化の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を更に推進すること。

また、原発事故等を要因とする各国の輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを強化するとともに、輸出拡大に向けた食肉処理施設の整備の促進、ジャパン・ブランドとして牛肉等畜産物の一元的な輸出に資する取組への支援、戦略的な動物検疫協議の実施など、輸出促進対策を一層進めること。

- 9 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

- 10 畜産経営に大きな被害を及ぼす家畜疾病については、適切な飼養管理の徹底や予防対策が重要であり、畜産農家における飼養衛生管理基準の遵守に向けた指導や空港等における入国者に対する水際対策を徹底すること。

- 11 TPP協定交渉の大筋合意については、平成25年4月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件」を踏まえその合意内容を検証すること。併せて、我が国の畜産・酪農に及ぼす影響を精査するとともに、その結果を踏まえ、畜産・酪農経営を持続し、発展させるための万全の措置を講ずること。

また、日本EU等の他の経済連携協定交渉については、交渉相手国・地域における畜産・酪農等をめぐる事情を十分勘案し、我が国の地域経済において重要な役割を果たしている畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

(5) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
内閣委員会 農林水産委員会 連合審査会	平成 27. 4. 24	内閣の重要政策に関する件（ＴＰＰ等）
	(開会中) 12. 3	

(6) 参考人・意見陳述者

① 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 4. 23	日本中央競馬会理事長	後藤 正幸君	競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）
5. 27	株式会社小川牧場代表取締役	小川 恵弘君	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） 農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外３名提出）
	東京農業大学農学部教授	谷口 信和君	
	鈴盛農園代表	鈴木 啓之君	
	龍谷大学農学部教授	石田 正昭君	
	有限会社横浜ファーム代表取締役社長	笠原 節夫君	
	鳥取県農業会議会長	川上 一郎君	
	農業生産法人有限会社新福青果代表取締役社長	新福 秀秋君	
	北海道大学名誉教授	太田原高昭君	
6. 16	株式会社庄内こめ工房代表取締役	齋藤 一志君	
	前新篠津村農業協同組合代表理事組合長	三品 幸治君	
	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	中嶋 康博君	
	農事組合法人ニューファーム千畑代表理事	樽川 隆君	

委員会等の概況

② 意見陳述者

期 日	場 所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 27. 6. 8	石川県	株式会社六星代表取締役社長	軽部 英俊君	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）及び農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外3名提出）について
		石川県農業協同組合中央会会長	上坂 英善君	
		小松市農業協同組合代表理事組合長	西沢 耕一君	
		加賀市農業委員会会長	小川 廣行君	
	山梨県	有限会社ぶどうばたけ取締役	三森かおり君	
		巨摩野農業協同組合代表理事組合長	小池 通義君	
		梨北農業協同組合常務理事	仲澤 秀美君	
		楽農人農園主 山梨市議会議員	深沢 敏彦君	

(7) 委員派遣・視察・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 27. 6. 8	第1班 石川県 第2班 山梨県	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）及び農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平君外3名提出）の審査	第1班 9人 第2班 9人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 27. 7. 8	香川県	農林水産業の実情調査	9人

③ 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院イタリア及びオランダ農林水産事情等調査議員団	（閉会中） 平成27. 10. 12 ～10. 17	イタリア、オランダ	イタリア及びオランダにおける農林水産事情等調査	6人

9 経済産業委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	江田	康幸君	公明				
理事	佐藤	ゆかり君	自民	理事	鈴木	淳司君	自民
理事	田中	良生君	自民	理事	三原	朝彦君	自民
理事	八木	哲也君	自民	理事	中根	康浩君	民主
理事	鈴木	義弘君	維新	理事	富田	茂之君	公明
	穴見	陽一君	自民		井上	貴博君	自民
	石川	昭政君	自民		大見	正君	自民
	岡下	昌平君	自民		梶山	弘志君	自民
	勝俣	孝明君	自民		神山	佐市君	自民
	黄川田	仁志君	自民		佐々木	紀君	自民
	塩谷	立君	自民		白石	徹君	自民
	関	芳弘君	自民		武村	展英君	自民
	富樫	博之君	自民		野中	厚君	自民
	福田	達夫君	自民		細田	健一君	自民
	宮崎	政久君	自民		若宮	健嗣君	自民
	神山	洋介君	民主		近藤	洋介君	民主
	篠原	孝君	民主		田嶋	要君	民主
	渡辺	周君	民主		落合	貴之君	維新
	木下	智彦君	維新		國重	徹君	公明
	藤野	保史君	共産		真島	省三君	共産
	野間	健君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案7件、議員提出法律案9件及び承認を求めるの件2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

○ 要旨

中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域経済の活性化及び雇用拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）が危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置や、一定の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 商工中金の完全民営化を延期した判断根拠の一つとする現下の中小企業をめぐる状況
- ・ 地域経済において商工中金が果たす役割の重要性

- ・ 中小規模の特定非営利活動法人への信用保険の対象拡大が地域経済の活性化に果たす役割
- 審査結果
可決（附帯決議が付された。）

② 電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第29号）

- 要旨
公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 取引の監視等の役割を担う電力・ガス取引監視等委員会についての政府の方針
 - ・ 全面自由化後における持続可能な成長を前提としたエネルギーミックスの検討の必要性
 - ・ 全面自由化後の消費者保護に係る懸念に対する政府の見解
- 参考人からの意見の聴取
- 審査結果
可決（附帯決議が付された。）

③ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）

- 要旨
中小企業者が供給する物品等に対する需要拡大を図り、中小企業者の活力を発揮させるため、国等の契約に関し新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注機会の増大を図るための方針を定めるとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充するほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
 - ・ 新規中小企業者等の官公需受注の推進への配慮の具体的内容
 - ・ 地域の中小企業・農林漁業者への支援策の整理・再編成の必要性
 - ・ 小規模工事等希望者登録制度など官公需施策に関する地方自治体の優れた取組への支援
- 審査結果
可決（附帯決議が付された。）

④ 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

- 要旨
知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 発明者である従業者の意見を踏まえた「相当の利益」の決定手続に係るガイドラインの策定に対する政府の見解
- ・ 知財分野における中小企業への支援策の在り方
- ・ 国ごとに異なる特許や商標の出願手続を統一化する国際条約への参加の見通し

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑤ 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）

○ 要旨

営業秘密侵害に対する抑止力の向上及び実効的な民事救済を図るため、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、対象行為の追加、非親告罪化等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 法整備と企業の取組が両輪となって営業秘密保護対策を講じる必要性及び企業における営業秘密の管理の現状
- ・ 営業秘密侵害行為の取締強化のための関連省庁との連携等の具体的な対応策
- ・ 立証負担軽減規定創設の趣旨及び背景

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑥ 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）

○ 要旨

貿易保険事業を一層効果的かつ効率的なものとするため、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の全額政府出資の特殊会社化、政府による再保険制度及び貿易再保険特別会計の廃止、確実な保険金支払を担保する制度の創設を行う等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ NEXIの経営方針及びインフラシステム輸出に向けたNEXIと国際協力銀行等との連携の必要性
- ・ 貿易再保険特別会計の廃止と履行担保制度の創設に伴う野放図な国民負担への歯止めについての政府の見解
- ・ NEXIの経営効率性・機動性の向上と、国との一体性の確保の関係

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑦ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）

○ 要旨

中小企業の経営の承継をより円滑化するため、後継者が引き継いだ株式等を関係者の合意により遺留分減殺請求権の対象となる財産から除外等する制度において後継者の範囲を拡大するとともに、小規模企業共済制度において親族が事業を承継した場合に共済金の支給額を引き上げる等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 遺留分特例制度の要件が親族外承継の際の障害となる懸念及び当該要件を緩和する必要性
- ・ 小規模企業共済制度の運営コストと政策効果を踏まえた制度見直しの在り方
- ・ 事業承継を契機とする新事業展開に対する十分な支援の必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑧ 分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（奥野総一郎君外2名提出、衆法第29号）

○ 要旨

地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑨ 熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（田島一成君外2名提出、衆法第36号）

○ 要旨

エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保に資するため、熱について再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等の措置を講じるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑩ 国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（中根康浩君外2名提出、衆法第37号）

○ 要旨

エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資するため、国や地方公共団体等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画等について定めるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑪ 正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（中根康浩君外2名提出、衆法第39号）

○ 要旨

中小企業者にとって、正規労働者の雇用に伴う社会保険料に係る負担が、新規に正規労働者を雇用することの阻害要因の一つとなっていること等に鑑み、本法施行後5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して正規労働者雇入臨時助成金を支給するもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑫ 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第42号）

○ 要旨

原子力損害が生じた場合に、原子力事業者が損害を賠償する責めに任ずべき額が一定額を超えるときは、政府がその超える額に相当する額を負担すること等について定めるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑬ 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第43号）

○ 要旨

原子力事業所所在等都道府県の区域ごとに、原子力災害に関する地域防災計画の作成、防災訓練の実施に関する協議会を組織すること等について定めるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑭ 発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案（足立康史君提出、衆法第44号）

○ 要旨

特定都道府県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することに資するため、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関して必要な事項を定めるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑮ 電気事業法等の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第45号）

○ 要旨

電気事業者は毎年度、広域的運営推進機関を経由して供給計画を経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならないこととするとともに、エネルギー基本計画の記載事項にエネルギー需給の長期見通しを追加すること等を定めるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑯ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案（足立康史君提出、衆法第46号）

○ 要旨

一般電気事業者の供給区域を勘案して設定された最終処分施設設置区域ごとに最終処分を行うことを原則とし、最終処分地の調査に係る協議会設置等の地方自治体の義務及び財政上の措置等について定めるもの

○ 審査結果

（審査未了）

⑰ 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

○ 要旨

平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じたことにつき、承認を求めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 平成26年7月の対北朝鮮制裁措置の一部解除以降の送金及び人的往来の状況
- ・ 北朝鮮側の拉致再調査の回答期限を区切る必要性及び追加制裁発動の可能性
- ・ 国連憲章第7章第41条に基づく兵力の使用を伴わない措置としての輸出入全面禁止措置の目的についての経済産業大臣の認識

○ 審査結果

承認

⑱ 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）

○ 要旨

平成27年4月14日から平成29年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じたことにつき、承認を求めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 北朝鮮に対する制裁措置について、現在の日朝間の貿易量及び経済制裁の効果の検証状況
- ・ 終戦前後に埋葬された日本人の遺骨が北朝鮮から返還された場合の見返りとして北朝鮮から金銭等の提供を要求された場合の政府の態度
- ・ 平成27年7月14日の欧米等6か国とイランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画）に対する経済産業大臣の認識

○ 審査結果

承認

《議案審査一覧》
閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①株式会社商工組合中央金庫 法及び中小企業信用保険法 の一部を改正する法律案 (内閣提出第17号)	27. 2. 20		3. 26 3. 27	4. 1	4. 8 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・ 野間健君) (反-維新・共産) (附)	4. 14 可決	経済産業 5. 19 可決 (附)	5. 20 可決	5. 27 法29号
②電気事業法等の一部を改正 する等の法律案（内閣提出 第29号）	3. 3	4. 16	4. 16 4. 17	4. 22 4. 24 4. 28 5. 13 5. 15 5. 20	5. 20 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 野間健君) (反-共産) (附)	5. 21 可決	経済産業 6. 16 可決 (附)	6. 17 可決	6. 24 法47号
③官公需についての中小企業 者の受注の確保に関する法 律等の一部を改正する法律 案（内閣提出第40号）（参 議院送付）	参 3. 10		6. 17 6. 19	7. 1	7. 1 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 野間健君) (附)	7. 7 可決	経済産業 4. 23 可決 (附)	4. 24 可決	7. 15 法57号
④特許法等の一部を改正する 法律案（内閣提出第44号）	3. 13		5. 20 5. 22	5. 27 5. 29	5. 29 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 野間健君) (反-共産) (附)	6. 2 可決	経済産業 7. 2 可決 (附)	7. 3 可決	7. 10 法55号
⑤不正競争防止法の一部を改 正する法律案（内閣提出第 45号）	3. 13		6. 2 6. 3	6. 5	6. 10 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 野間健君) (反-共産) (附)	6. 11 可決	経済産業 7. 2 可決 (附)	7. 3 可決	7. 10 法54号
⑥貿易保険法及び特別会計に 関する法律の一部を改正す る法律案（内閣提出第52 号）	3. 20		6. 10 6. 12	6. 17	6. 19 可決(多) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 野間健君) (反-共産) (附)	6. 30 可決	経済産業 7. 9 可決 (附)	7. 10 可決	7. 17 法59号

委員会等の概況

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑦中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第61号)	3. 27		7. 1	7. 10	7. 29 可決(全) (賛・自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 野間健君) (附)	7. 31 可決	経済産業 8. 6 可決 (附)	8. 21 可決	8. 28 法61号
	7. 3								

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑧分散型エネルギー利用の促進に関する法律案（奥野総一郎君外2名提出、衆法第29号）	27. 7. 31		9. 24		(審査未了)				
⑨熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案（田島一成君外2名提出、衆法第36号）	9. 1		9. 24		(審査未了)				
⑩国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案（中根康浩君外2名提出、衆法第37号）	9. 1		9. 24		(審査未了)				
⑪正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（中根康浩君外2名提出、衆法第39号）	9. 9		9. 24		(審査未了)				

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑫原子力損害の賠償に関する 法律及び原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構法の一部を 改正する法律案（足立康史 君提出、衆法第42号）	9. 24		9. 24		(審査未了)				
⑬原子力災害対策特別措置法 の一部を改正する法律案 （足立康史君提出、衆法第 43号）	9. 24		9. 24		(審査未了)				
⑭発電用原子炉施設の使用の 開始又は再開に係る特定都 道府県の同意に関する法律 案（足立康史君提出、衆法 第44号）	9. 24		9. 24		(審査未了)				
⑮電気事業法等の一部を改正 する法律案（足立康史君提 出、衆法第45号）	9. 24		9. 24		(審査未了)				
⑯特定放射性廃棄物の最終処 分に関する法律の一部を改 正する法律案（足立康史君 提出、衆法第46号）	9. 24		9. 24		(審査未了)				

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
			提案理由						
⑰外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	27. 2. 10		3. 19	3. 25	3. 25 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 野間健君）	3. 26 承認	経済産業 3. 31 承認	3. 31 承認	
	3. 20								

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
			提案理由						
⑮外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	4.14		7.28	7.31	7.31 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・ 野間健君）	8.7 承認	経済産業 8.27 承認	8.28 承認	
		7.29							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 法人税減税による経済効果及び中小企業への波及効果の見込み並びに中小企業への外形標準課税の適用についての今後の可能性
- ・ 企業の生産性を向上させるために資金の内部留保をさせずに設備投資を増資させる方策
- ・ 地方創生の観点からグローバル規模の産業構造変化の下での地方の中小企業の将来像
- ・ 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の交渉の妥結までの見通し
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応状況や放射性廃棄物の処分、原発再稼働の判断等の国の原子力政策
- ・ 太陽光に偏重している再生可能エネルギーの導入バランスの改善策
- ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における賦課金の減免の現状
- ・ 2030年のエネルギーミックスに関する議論の進捗状況及び今後の見通し
- ・ 原発比率を20～22%とするエネルギーミックスとエネルギー基本計画における原発依存度の低減という方針との整合性

（閉会中審査）

- ・ 法人税減税について、現在の経済状況や産業競争力強化の観点からの効果

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 3. 27	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
4. 24	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
4. 28	電気事業連合会会長	八木 誠君	
	昭和電気鋳鋼株式会社代表取締役社長	手塚加津子君	
	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授	橘川 武郎君	
	公立大学法人都留文科大学社会学科教授	高橋 洋君	
	一般社団法人日本ガス協会会長 一般社団法人日本熱供給事業協会会長	尾崎 裕君	
	東京大学社会科学研究所教授	松村 敏弘君	
	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問	杉本まさ子君	
	日本生活協同組合連合会会長	浅田 克己君	
5. 22	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	経済産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件
5. 29	キャノン株式会社取締役・知的財産法務本部長	長澤 健一君	特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本労働組合総連合会総合政策局長	川島 千裕君	
	三鷹光器株式会社代表取締役	中村 勝重君	
	ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所代表弁理士	アインゼル・フェリックス＝ラインハルト君	

（5）委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 27. 10. 19 ～10. 20	山形県	経済産業等の実情調査	14人

② 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 6. 3	東京都（品川区）	経済産業等の実情調査	20人
7. 8	東京都（港区）、神奈川県		21人
8. 5	東京都（千代田区、新宿区、 八王子市）		15人
8. 26	愛知県		21人

10 国土交通委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	今村	雅弘君	自民				
理事	大西	英男君	自民	理事	金子	恭之君	自民
理事	小島	敏文君	自民	理事	坂井	学君	自民
理事	中村	裕之君	自民	理事	伴野	豊君	民主
理事	井上	英孝君	維新	理事	赤羽	一嘉君	公明
	秋本	真利君	自民		岩田	和親君	自民
	うえの	賢一郎君	自民		門	博文君	自民
	神谷	昇君	自民		木内	均君	自民
	工藤	彰三君	自民		古賀	篤君	自民
	國場	幸之助君	自民		今野	智博君	自民
	佐田	玄一郎君	自民		斎藤	洋明君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		鈴木	憲和君	自民
	高木	宏壽君	自民		津島	淳君	自民
	野田	聖子君	自民		堀井	学君	自民
	前田	一男君	自民		宮内	秀樹君	自民
	宮澤	博行君	自民		山本	公一君	自民
	荒井	聰君	民主		神山	洋介君	民主
	小宮山	泰子君	民主		松原	仁君	民主
	宮崎	岳志君	民主		本村	賢太郎君	民主
	足立	康史君	維新		下地	幹郎君	維新
	横山	博幸君	維新		北側	一雄君	公明
	中川	康洋君	公明		樋口	尚也君	公明
	穀田	恵二君	共産		本村	伸子君	共産

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案 7 件及び承認を求めるの件 1 件、委員会提出法律案は 1 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 水防法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）

○ 要旨

多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 雨水貯留施設を整備する民間事業者に対する支援制度の必要性
- ・ 下水道施設の老朽化の現状及び維持管理に係る費用の見通し
- ・ 日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度創設の影響

- 審査結果
可決

② 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

○ 要旨

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 機構が出資できる会社の要件
- ・ 採算性のある事業について民間出資ではなく機構が出資することにした理由
- ・ 民間出資の呼び込み効果及び呼び込むための方策

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

③ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）

○ 要旨

九州旅客鉄道株式会社（ＪＲ九州）の自主的かつ責任ある経営体制の確立等を図るため、同社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象である会社から除外するとともに、当分の間、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえた経営を行うことを確保するための措置等を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 完全民営化後の不採算路線の維持の必要性
- ・ 鉄道事業が赤字であるにもかかわらずＪＲ九州の完全民営化が可能と判断した根拠
- ・ 完全民営化後の税制特例（いわゆる「三島特例」「承継特例」）の取扱い

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

④ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）

○ 要旨

自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 東京五輪特別仕様及び地方版図柄入りナンバープレートの導入効果
- ・ タカタ社製エアバッグの不具合問題の経緯及び今後の対応方針
- ・ 自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合の意義及び効

- 果
- 審査結果
- 可決

⑤ 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）

○ 要旨

国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改め、独立行政法人航海訓練所を独立行政法人海技教育機構に統合するとともに、独立行政法人都市再生機構（UR）の業務の実施方法の見直し、独立行政法人奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査の導入等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 3研究所の研究水準の維持・強化等の取組
- ・ URの賃貸住宅の役割、業務の実施方法の見直しの必要性、メリット及び課題
- ・ 奄美群島振興開発基金に対し、秘密保持義務規定の設定や金融庁検査導入に至った背景及び効果

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（内閣提出第58号）

○ 要旨

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、国土交通大臣による基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 建築物に特化した法律案とした理由及び法施行によるエネルギー節減効果
- ・ 2020年までの適合義務の対象範囲の拡大等の進め方の確認
- ・ 建築物の完成後のエネルギー消費性能基準適合の検証方法

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑦ 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出第75号）

○ 要旨

最近における無人航空機をめぐる状況に鑑み、無人航空機の飛行による危害の発生を防止するため、無人航空機の飛行の禁止空域及び飛行の方法を定める等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 無人航空機の規制と利活用のバランスに関する国土交通大臣の見解
- ・ 無人航空機の空域及び飛行方法についての利用者への周知方法
- ・ 今後の無人航空機の操縦免許、操縦者の技量検定、安全管理者の資格、製造・販

売登録等について検討する必要性

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

⑧ 半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第9号）

○ 要旨

最近における半島地域の社会経済情勢に鑑み、引き続きこの地域の振興を図るため、半島振興法の有効期限を10年延長するとともに、半島振興計画の内容を拡充するほか、産業振興促進計画、地域公共交通の活性化及び再生、就業の促進等に関する規定を整備する等この地域の振興のために必要な措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

⑨ 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）

○ 要旨

平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成27年3月31日に入港禁止の期間を平成29年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるもの

○ 審査結果

承認

《議案審査等一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①水防法等の一部を改正する 法律案（内閣提出第18号）	27. 2. 20		4. 13	4. 17	4. 17 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	4. 21 可決	国土交通 5. 12 可決	5. 13 可決	5. 20 法22号
	4. 15								
②地域公共交通の活性化及び 再生に関する法律及び独立 行政法人鉄道建設・運輸施 設整備支援機構法の一部を 改正する法律案（内閣提出 第19号）	2. 20		4. 17	4. 22	4. 22 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （附）	4. 23 可決	国土交通 5. 19 可決 （附）	5. 20 可決	5. 27 法28号
	4. 21								

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
③旅客鉄道株式会社及び日本 貨物鉄道株式会社に関する 法律の一部を改正する法律 案（内閣提出第25号）	2. 27		5. 7	5. 13 5. 15	5. 15 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （附）	5. 19 可決	国土交通 6. 2 可決 （附）	6. 3 可決	6. 10 法36号
④道路運送車両法及び自動車 検査独立行政法人法の一部 を改正する法律案（内閣提 出第46号）	3. 13		5. 19 5. 20	5. 22	5. 22 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産）	5. 26 可決	国土交通 6. 16 可決	6. 17 可決	6. 24 法44号
⑤独立行政法人に係る改革を 推進するための国土交通省 関係法律の整備に関する法 律案（内閣提出第48号） （参議院送付）	参 3. 13		6. 8 6. 9	6. 12 6. 16	6. 16 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産） （附）	6. 19 可決	国土交通 4. 16 可決 （附）	4. 17 可決	6. 26 法48号
⑥建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律案 （内閣提出第58号）	3. 24		5. 28 5. 29	6. 3	6. 3 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産） （附）	6. 4 可決	国土交通 6. 30 可決 （附）	7. 1 可決	7. 8 法53号
⑦航空法の一部を改正する法 律案（内閣提出第75号）	7. 14		8. 3 8. 4	8. 26	8. 26 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産） （附）	8. 27 可決	国土交通 9. 3 可決 （附）	9. 4 可決	9. 11 法67号

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑧半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第9号）	27. 3. 20				3. 20 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産)	3. 24 可決	国土交通 3. 31 可決 (附)	3. 31 可決	3. 31 法 6 号

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
⑨特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	27. 4. 14		6. 18		6. 19 承認（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	6. 30 承認	国土交通 7. 2 承認	7. 3 承認	
			6. 19						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 空き家を増やさないための施策の必要性
- ・ 建設産業における技能労働者担い手確保対策
- ・ 東洋ゴム工業の免震ゴム性能偽装事案
- ・ リニア中央新幹線の工事費
- ・ 航空業界における操縦士、整備士及び製造技術者不足についての国土交通省の対応
- ・ 造船業界の将来展望及び長期的計画
- ・ 日中韓観光大臣会合の意義と成果
- ・ 公共インフラ点検や修繕について、人材不足の地方自治体が産学官の連携や民間有資格者の活用を図る必要性
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた国土交通行政
- ・ 海洋国家における離島の重要性についての国土交通大臣の見解
- ・ 活火山対策

(閉会中審査)

- ・ 基礎ぐいのデータ流用がなされた建築物の安全性の確認についての現在の状況と今後の見込み
- ・ 国家戦略特区におけるライドシェアの解禁についての政府の考え

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 8	東洋ゴム工業株式会社代表取締役社長	山本 卓司君	国土交通行政の基本施策に関する件 (東洋ゴム工業問題)
	東洋ゴム工業株式会社取締役常務執行役員	伊藤 和行君	
	東京理科大学理工学部建築学科教授	北村 春幸君	
	福岡大学工学部建築学科教授	高山 峯夫君	
	一般社団法人日本免震構造協会顧問	可児 長英君	
	一般社団法人日本免震構造協会専務理事	沢田 研自君	
5. 13	九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長	青柳 俊彦君	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長	島田 修君	
	日本貨物鉄道株式会社代表取締役社長	田村 修二君	
5. 15	九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長	青柳 俊彦君	独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）（参議院送付）
6. 12	独立行政法人都市再生機構理事	内海 英一君	
6. 16	独立行政法人都市再生機構理事	内海 英一君	

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 27. 9. 30 ～ 10. 2	鹿児島県、熊本県、 福岡県、長崎県	国土交通行政に関する実情調査	10人

11 環境委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	北川	知克君	自民				
理事	熊田	裕通君	自民	理事	助田	重義君	自民
理事	平井	たくや君	自民	理事	藤原	崇君	自民
理事	牧原	秀樹君	自民	理事	田島	一成君	民主
理事	松田	直久君	維新	理事	浮島	智子君	公明
	穴見	陽一君	自民		井林	辰憲君	自民
	石川	昭政君	自民		小倉	將信君	自民
	笹川	博義君	自民		田中	和徳君	自民
	高橋	ひなこ君	自民		武村	展英君	自民
	福山	守君	自民		堀井	学君	自民
	前川	恵君	自民		吉野	正芳君	自民
	篠原	孝君	民主		中島	克仁君	民主
	福田	昭夫君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	小沢	鋭仁君	維新		篠原	豪君	維新
	真山	祐一君	公明		島津	幸広君	共産
	玉城	デニー君	生活				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案3件、議員提出法律案1件及び参議院提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（内閣提出第36号）

○ 要旨

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等の使用、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容（①及び②の2件について）

- ・ 特定水銀使用製品の製造規制、特定製造工程における水銀使用の禁止及び大気への水銀排出規制措置が我が国の産業に与える影響
- ・ 水銀含有廃棄物の適正回収に向けた国の積極的な関与の必要性
- ・ 鉄鋼製造施設を水銀排出規制の対象とする必要性

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

② 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）

○ 要旨

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀排出施設に係る

届出制度の創設、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者への排出基準の遵守の義務付け等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

(①参照)

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第59号）

○ 要旨

非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、当該廃棄物の処理の原則、一般廃棄物処理施設の設置に関する特例等について定めるとともに、政令で指定する非常災害発生時における廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定、環境大臣による処理の代行等の措置について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理体制に対する環境大臣の評価
- ・ 本法律案における東日本大震災で得られた教訓の活用状況並びに都道府県の廃棄物処理計画の運用状況及び災害廃棄物の処理の実効性が確保される必要性
- ・ 国、県、市町村及び民間事業者の連携協力における具体的な役割分担及び責務

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

④ 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（田嶋要君外 3 名提出、衆法第30号）

○ 要旨

原子力災害に関する地域防災計画の実効性を確保するため、その作成に係る内閣総理大臣及び原子力規制委員会との協議等について定めるもの

○ 審査結果

継続審査

⑤ 琵琶湖の保全及び再生に関する法律案（環境委員長提出、衆法第35号）

○ 要旨

琵琶湖の総合的な保全・再生を図ることが困難な状況にあること及び琵琶湖の保全・再生が我が国における湖沼の保全・再生の先駆けとしての事例となり得ることに鑑み、琵琶湖の保全・再生に関する基本方針を定めるとともに、実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずるもの

○ 主な発言内容

- ・ 総合的な保全及び再生を図ることが困難な状況にあるとしている琵琶湖の現状についての認識
- ・ 琵琶湖保全再生計画における「農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項」の具体的内容
- ・ 湖上交通の活性化を図る目的として掲げられている「琵琶湖周辺の環境負荷の軽減、災害時における旅客又は貨物の輸送の確保等」の具体的内容

○ 結果

成案・提出決定

⑥ 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第22号）

○ 要旨

瀬戸内海の環境保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化を図り、府県計画の策定時における協議会の意見聴取等及び基本計画・府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定める等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 瀬戸内海の良い環境を回復させるための干潟・藻場の再生・創出に向けた今後の取組方針
- ・ 埋立地における遊休地の活用に向けた環境省の検討状況
- ・ 地方公共団体に対する国の財政支援の在り方

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

《議案審査等一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①水銀による環境の汚染の防 止に関する法律案（内閣提 出第36号）	27. 3. 10		4. 22	5. 15 5. 19 5. 22	5. 22 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活） （附）	5. 26 可決	環境 6. 11 可決 （附）	6. 12 可決	6. 19 法42号
②大気汚染防止法の一部を改 正する法律案（内閣提出第 37号）	3. 10		4. 22	5. 15 5. 19 5. 22	5. 22 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活） （附）	5. 26 可決	環境 6. 11 可決 （附）	6. 12 可決	6. 19 法41号
③廃棄物の処理及び清掃に関 する法律及び災害対策基本 法の一部を改正する法律案 （内閣提出第59号）	3. 24		5. 26	6. 2 6. 9	6. 9 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活） （附）	6. 11 可決	環境 7. 9 可決 （附）	7. 10 可決	7. 17 法58号

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
④原子力災害対策特別措置法 の一部を改正する法律案 (田嶋要君外3名提出、衆 法第30号)	27. 7. 31		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑤琵琶湖の保全及び再生に関 する法律案 (環境委員長提 出、衆法第35号)	9. 1			9. 1(賛)	9. 1 成案・提出決定(全) (賛・自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活)	9. 3 可 決	環 境 9. 15 可 決	9. 16 可 決	9. 28 法75号

参 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
⑥瀬戸内海環境保全特別措置 法の一部を改正する法律案 (参議院提出、参法第22 号)	参 27. 8. 24		8. 28	9. 11	9. 11 可決(全) (賛・自民・民主・ 維新・公明・ 共産・生活) (附)	9. 25 可決	環境 8. 27 可決	8. 28 可決	10. 2 法78号
	9. 11								

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 中間貯蔵施設建設に当たり丁寧に誠実な対応を行い、理解を得ながら事業を進める必要性
- ・ 帰還困難区域の除染を推進する必要性
- ・ 指定廃棄物の最終処分場の設置を検討している5県(宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県)について、地元の理解が得られていないことに対する環境大臣の認識
- ・ 2030年度までに温室効果ガスを26%削減するための具体的施策
- ・ 各地で石炭火力発電所の新增設が計画されていることの妥当性
- ・ リニア中央新幹線建設事業が環境の面から見て持つ意味についての環境大臣の認識
- ・ 容器包装リサイクル法の見直し状況に対する認識
- ・ 宝石サンゴの保護についても環境省がリーダーシップをとる必要性
- ・ 犬猫の殺処分ゼロに向けた環境大臣の決意
- ・ 新潟水俣病公式確認から50年を迎え、環境省の対応に対し、患者団体等から心がな

いとの声が上がっていることについての環境大臣の見解
(閉会中審査)

- ・ 気候変動枠組条約第21回締約国会議（C O P 21）の成果及び我が国が果たした役割

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 19	早稲田大学法学部教授	大塚 直君	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（内閣提出） 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	野村興産株式会社代表取締役社長	藤原 悌君	

(5) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 8. 24	滋賀県	環境の基本施策に関する実情調査	19人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院シンガポール、ニュージーランド及びフィジーにおける環境保全状況等調査議員団	(閉会中) 平成27. 10. 20 ～10. 28	シンガポール、 ニュージーランド、 フィジー	シンガポール、ニュージーランド及びフィジーにおける環境保全状況等調査	6人

12 安全保障委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	北村	誠吾君	自民				
理事	小野寺	五典君	自民	理事	門山	宏哲君	自民
理事	金子	万寿夫君	自民	理事	新藤	義孝君	自民
理事	武田	良太君	自民	理事	大串	博志君	民主
理事	下地	幹郎君	維新	理事	佐藤	茂樹君	公明
	今津	寛君	自民		江渡	聡徳君	自民
	小田原	潔君	自民		大西	宏幸君	自民
	大野	敬太郎君	自民		木原	誠二君	自民
	木原	稔君	自民		笹川	博義君	自民
	中谷	真一君	自民		野中	厚君	自民
	浜田	靖一君	自民		原田	憲治君	自民
	小川	淳也君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	津村	啓介君	民主		馬場	伸幸君	維新
	吉村	洋文君	維新		伊佐	進一君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民
	武藤	貴也君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案 (内閣提出第20号)

○ 要旨

現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 長期契約の対象となる装備品及び装備品の整備に係る役務の具体的内容
- ・ 防衛省における適正な調達価格算定能力を向上させるための体制整備を行う必要性に関する防衛大臣の見解
- ・ 国会議員の任期を参考に定められたとも解される国庫債務負担行為の年限を大幅に延長することは国会の予算審議権を侵すこととなるという懸念に対する防衛大臣の見解

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

② 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）

○ 要旨

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、防

衛装備庁の新設、技術研究本部及び装備施設本部の廃止、内部部局の所掌事務に関する規定の整備、自衛官定数の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 防衛省がこれまでに講じた装備品調達に係る不祥事再発防止策及び防衛装備庁の新設に当たり新たに講ずる不祥事防止策
- ・ 防衛省設置法第12条改正後における内部部局文官の大臣補佐機能の在り方
- ・ 実際の部隊運用に関する業務の統合幕僚監部への一元化後における内部部局と統合幕僚監部との連携及び人事交流に関する取組方針

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案（内閣提出第20号）	27. 2. 20		3. 25	3. 31 4. 2	4. 2 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産・社民） （附）	4. 7 可決	外交防衛 4. 21 可決 （附）	4. 22 可決	4. 30 法16号
②防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	3. 6	4. 17	4. 17	4. 23 4. 24 5. 14	5. 14 可決（多） （賛-自民・維新・ 公明） （反-民主・共産・ 社民） （附）	5. 15 可決	外交防衛 6. 9 可決	6. 10 可決	6. 17 法39号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ ガイドライン見直し作業の進捗状況及び合意見通し
- ・ ガイドラインの見直しに当たり、より幅広い分野に対応できるよう日米間の調整メカニズムの対象を拡大する必要性
- ・ 情報収集能力を強化するため未派遣地域への防衛駐在官派遣を戦略的に行う必要性
- ・ 米海兵隊オスプレイ関連利用を含めた政府の佐賀空港利用計画の将来像を佐賀県に示す必要性
- ・ ロシア機及び中国機に対する最近の緊急発進実施の多さに対する防衛大臣の所感

- ・ 日中海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた調整作業の現状及び運用開始のめど
- ・ 沖縄の米軍基地の形成過程及び基地問題の原点に関する防衛大臣の認識
- ・ 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎許可が取り消された場合の防衛省の対処方針
- ・ 普天間飛行場移設問題について早期に合意できる有効な対案がある場合それを日米間で検討する余地の有無
- ・ 日米地位協定環境補足協定の正式署名の時期

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 4. 23	慶應義塾大学法学部教授	細谷 雄一君	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	政策研究大学院大学長	白石 隆君	
	同志社大学政策学部教授	武蔵 勝宏君	
	獨協大学名誉教授	西川 純子君	

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 27. 10. 13 ～10. 14	沖縄県	国の安全保障における防衛等の実情調査	5 人

13 国家基本政策委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (30人)

委員長	逢沢	一郎君	自民				
理事	江崎	鐵磨君	自民	理事	小此木	八郎君	自民
理事	田中	和徳君	自民	理事	野田	聖子君	自民
理事	馳	浩君	自民	理事	安住	淳君	民主
理事	柿沢	未途君	維新	理事	井上	義久君	公明
	稲田	朋美君	自民		岸	信夫君	自民
	熊田	裕通君	自民		高村	正彦君	自民
	佐藤	勉君	自民		塩谷	立君	自民
	高木	毅君	自民		棚橋	泰文君	自民
	谷垣	禎一君	自民		二階	俊博君	自民
	細田	博之君	自民		御法川	信英君	自民
	茂木	敏充君	自民		枝野	幸男君	民主
	岡田	克也君	民主		高木	義明君	民主
	松野	頼久君	維新		漆原	良夫君	公明
	志位	和夫君	共産		園田	博之君	次世代
	小沢	一郎君	生活				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会日	討 議 者
1 外交安保関係		
(1) 戦後70年間の平和維持のために日本国憲法が果たしてきた役割	平成 27. 5. 20	岡田 克也君（民主） 安倍晋三内閣総理大臣
(2) 安全保障法制の見直し		
① 自衛隊が他国軍隊を後方支援できる条件が「非戦闘地域」から「戦闘現場」以外に拡大されることにより、自衛隊のリスクが高まる可能性	5. 20	岡田 克也君（民主） 安倍晋三内閣総理大臣
② 密接な関係にある他国への攻撃があり、存立危機事態等集団的自衛権行使の3要件に該当する場合に、自衛隊が相手国の領土、領海、領空において武力行使する可能性		
③ 集団的自衛権の行使が可能になることにより、我が国が米国の戦争に巻き込まれる危険性		

討 議 内 容	開会日	討 議 者
④ 3回の国会にわたって審議をした上で成立させた国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（PKO協力法）の先例を踏まえて、安保法制についてしっかりとした審議を行う必要性	5. 20	松野 頼久君（維新） 安倍晋三内閣総理大臣
⑤ ホルムズ海峡における機雷掃海の事例において、集団的自衛権行使を容認する前提となる安全保障環境の変容の内容	6. 17	岡田 克也君（民主） 安倍晋三内閣総理大臣
⑥ 重要影響事態が存立危機事態に至るために必要な追加要素		
⑦ 閣議決定で憲法解釈を変更する前例を作ったことで、徴兵制が将来的に憲法解釈の変更により合憲化される可能性の有無		
⑧ 朝鮮半島有事において警戒監視に当たっている米艦を防護する必要性の有無		
⑨ 関連法案を審議するため今国会（第189回国会）を延長する意思の有無及び延長した場合に確保する予定の審議時間	6. 17	松野 頼久君（維新） 安倍晋三内閣総理大臣
⑩ 安保法制を見直す理由についての、平成27年4月の米国議会における演説と5月の記者会見との整合性	6. 17	志位 和夫君（共産） 安倍晋三内閣総理大臣
⑪ 自衛隊が行う他国の軍隊に対する後方支援について、他国の武力行使と一体でない場合に関する国際法上の概念の有無		
(3) 安倍総理の戦争観		
① 我が国における過去の戦争は、間違っただけであったという認識の有無	5. 20	志位 和夫君（共産） 安倍晋三内閣総理大臣
② 1945年の第二次世界大戦の終結のために日本が受諾したポツダム宣言に記されている戦争観の捉え方		
2 選挙制度改革関係		
① 安倍総理と野田前総理との党首討論（平成24年11月14日）における国会議員の定数削減に関する約束がいまだに実現していない理由	5. 20	松野 頼久君（維新） 安倍晋三内閣総理大臣
② 平成25年の参議院議員通常選挙を違憲状態とし、都道府県単位の現行制度の見直しを付言した最高裁判決（平成26年11月26日）に対する評価及び平成28年の参議院議員通常選挙を新しい選挙制度の下で実施する意思の有無	6. 17	
3 その他		
平成27年6月12日の厚生労働委員会における民主党の対応についての認識	6. 17	岡田 克也君（民主） 安倍晋三内閣総理大臣



党首討論（第189回国会）

14 予算委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (50人)

委員長	河村	建夫君	自民				
理事	金田	勝年君	自民	理事	萩生田	光一君	自民
理事	原田	義昭君	自民	理事	平口	洋君	自民
理事	平沢	勝栄君	自民	理事	森山	裕君	自民
理事	前原	誠司君	民主	理事	今井	雅人君	維新
理事	上田	勇君	公明		秋元	司君	自民
	石原	宏高君	自民		岩屋	毅君	自民
	衛藤	征士郎君	自民		小倉	將信君	自民
	小田原	潔君	自民		金子	一義君	自民
	金子	めぐみ君	自民		熊田	裕通君	自民
	小池	百合子君	自民		小林	鷹之君	自民
	鈴木	俊一君	自民		田所	嘉徳君	自民
	土井	亨君	自民		長坂	康正君	自民
	根本	匠君	自民		野田	毅君	自民
	古屋	圭司君	自民		星野	剛士君	自民
	宮崎	謙介君	自民		保岡	興治君	自民
	山下	貴司君	自民		山本	幸三君	自民
	山本	有二君	自民		小川	淳也君	民主
	岸本	周平君	民主		後藤	祐一君	民主
	階	猛君	民主		辻元	清美君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		山井	和則君	民主
	井坂	信彦君	維新		重徳	和彦君	維新
	松木けんこう君		維新		松浪	健太君	維新
	岡本	三成君	公明		中野	洋昌君	公明
	樋口	尚也君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	高橋	千鶴子君	共産				

(2) 予算審議の概況

- ① 平成26年度一般会計補正予算 (第1号)
 平成26年度特別会計補正予算 (特第1号)
 平成26年度政府関係機関補正予算 (機第1号)

○ 補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、平成26年12月27日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を実施するために必要な経費の追加等を行うため、一般会計

の歳出については合計4兆9,060億円を計上するとともに、既定経費の減額として合計1兆7,880億円の修正減少を行う一方、歳入については、租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れを計上する

こと等により、合計4兆4,502億円を計上すること等を内容とするもので、平成27年1月26日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成26年度一般会計予算の総額は、成立予算に対し、歳入歳出とも、3兆1,180億円増加して、99兆3億円となっている。

特別会計予算においては、東日本大震災復興特別会計など9特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行っている。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、1月28日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

1月29日及び30日には、基本的質疑が行われた。

1月29日には、シリアにおける邦人拘束事件、農協改革、国内におけるテロ防止対策、格差・貧困問題、介護報酬、原子力・エネルギー政策、経済情勢、日本銀行の物価上昇目標、補正予算の在り方等について質疑が行われた。

1月30日には、特定秘密保護法の運用、基金事業、農業改革、介護職員の処遇改善、原子力発電所の再稼働、議員歳費、米軍普天間飛行場の移設問題、東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応等について質疑が行われた。

その後、締めくくり質疑が行われ、戦後70年を迎える日本が国際社会で果たすべき役割、各府省のUターン・Iターン支援事業、補正予算の在り方、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、1月28日、麻生財務大臣から趣旨説明を聴取し、2月2日及び3日に質疑を行い、3日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成139、反対94で可決され、本補正予算は成立した。

(予算通過後の主な動き)

2月4日、安倍内閣総理大臣も出席して経済・外交等について集中審議が行われ、シリアにおける邦人殺害事件、アベノミクス、プレミアム付き商品券の地域経済への効果、積極的平和主義、歴史認識、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉、金融政策、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償、テレビ報道の中立・公正性、エボラ出血熱対策、大企業と中小企業との格差等について質疑が行われた。

② 平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算 平成27年度政府関係機関予算

○ 予算の概要

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られ、平成26年度前半には実質GDP成長率がマイナスとなった。こうした経済動向の背景には、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上

昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどがあると考えられる。

このような中で、平成27年度予算は、経済対策・平成26年度補正予算や平成27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算であり、地方創生、子育て支

援など、日本の諸課題への対応を強力に推進するとともに、社会保障の「自然増」を含め聖域なく見直しを行い、歳出の徹底的な重点化・効率化を図るものとして編成され、平成27年2月12日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、96兆3,420億円で、平成26年度当初予算額に対して4,596億円(0.5%)の増加となっている。

歳出については、国債費を除いた、基礎的財政収支対象経費の規模は72兆8,912億円であり、平成26年度当初予算額に対して2,791億円(0.4%)の増加となっている。

ア 社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保する。その際、消費税増収分等を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、子ども・子育て支援新制度の施行に向けて平成27年度に予定していた「量的拡充」及び「質の改善」の全てのメニューの実施、介護職員に対する月額1.2万円の処遇改善、国民皆保険のセーフティネットである国民健康保険の財政基盤強化などに取り組むこととしている。あわせて、恒久化された基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに必要な財源を確保するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障4経費の増加(公経済負担)について、物価・賃金スライドによる年金額の改定への対応等を適切に行うこととしている。これらの結果、平成26年度当初予算額に対して3.3%増の31兆5,297億円を計上している。

イ 文教及び科学振興費については、グローバル人材育成や国立大学改革等を推進するとともに無利子奨学金や幼稚園就園奨励費補助等の施策を充実させ、また、国際的な産学官共同研究拠点の形成等のイノベーションシステム改革を推進することとし、平成26年度当初予算額に対して1.3%減の5兆3,613億円を計上している。

ウ 防衛関係費については、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している状

況を踏まえ、中期防衛力整備計画に基づき必要な手当を行い、警戒監視能力の強化及び島嶼部攻撃への対応の強化等を図るとともに、沖縄の基地負担軽減等のための在日米軍再編事業についても着実に推進することとし、平成26年度当初予算額に対して2.0%増の4兆9,801億円を計上している。

エ 公共事業関係費については、国民の命と暮らしを守る防災・減災対策やインフラの老朽化等の課題に対応するため、引き続き投資の重点化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととし、平成26年度当初予算額に対して0.0%(26億円)増の5兆9,711億円を計上している。

オ 経済協力費については、法の支配や民主化等の普遍的価値の共有に向けた協力や途上国と日本の経済成長のための協力などを進めつつ、ODA全体の事業量の確保を図ることとし、平成26年度当初予算額に対して0.7%減の5,064億円を計上している。

カ 中小企業対策費については、革新的なもののづくりに向けた研究開発等の支援を充実させるほか、中小企業・小規模事業者の資金繰り対策等にも万全を期することとし、平成26年度当初予算額に対して0.2%増の1,856億円を計上している。

キ エネルギー対策費については、再生可能エネルギーの導入拡大及び省エネルギーの推進に向けた支援に重点を置くほか、国内資源の開発や海外資源の権益確保、原子力規制・防災対策を推進することとし、平成26年度当初予算額に対して6.8%減の8,985億円を計上している。

ク 国債費については、一般会計の負担に属する公債等及び借入金の償還並びに公債及び借入金の利子等の支払に必要な経費と、これらの償還及び発行に必要な手数料等の経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成26年度当初予算額に対して0.8%増の23兆4,507億円を計上している。

ケ 地方財政については、地方の税収増を反映して地方交付税交付金等を縮減しつつ、地方の一般財源の総額について、社会保障の充実分等を増額し、地方に最大限配慮す

ることとし、地方交付税交付金等として、平成26年度当初予算額に対して3.8%減の15兆5,357億円を計上している。

歳入については、租税及印紙収入は、法人課税、消費課税等の税制改正を行うこととしている結果、平成26年度当初予算額に対して9.0%増の54兆5,250億円になると見込まれている。その他収入については、平成26年度当初予算額に対して7.0%増の4兆9,540億円になると見込まれている。

公債発行額については、平成26年度当初予算額に対して10.6%減の36兆8,630億円を予定しており、公債依存度は38.3%となる。

特別会計及び政府関係機関予算については、特別会計の歳出総額は403兆5,529億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は195兆815億円となっている。特別会計の数は14であり、政府関係機関の数は4である。

財政投融资計画については、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給することとし、我が国経済が緩やかな回復基調を続けている中、景気の脆弱な部分や地域の諸課題へのきめ細かな対応、戦略性の高い分野へのリスクマネーの供給などに配慮し、メリハリの効いた重点的な資金提供に努めることとしている。その規模は、平成26年度計画に対して9.6%減の14兆6,215億円となっている。

○ 審議経過

平成27年2月12日、衆・参両院の本会議において安倍内閣総理大臣の施政方針演説、麻生財務大臣の財政演説等政府4演説が行われ、これらに対する各党の代表質問は、2月16日、17日及び18日の3日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、2月18日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

2月19日、20日及び23日の3日間、基本的質疑が行われた。

2月19日には、教育施策、農協改革、法人税改革、テロ対策、経済格差問題、若者の雇用促進、安全保障法制、閣僚の政治資金問題、

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のポートフォリオ見直し、東日本大震災からの復興等について質疑が行われた。

2月20日には、日朝関係、日本放送協会（NHK）会長の適任性、保育及び介護の担い手、国会議員の身を切る改革、沖縄振興予算、原子力発電政策、閣僚の政治資金問題、労働者派遣法改正案等について質疑が行われた。

2月23日には、尖閣諸島、ヘイトスピーチ、格差問題、基礎的財政収支、シリアにおける邦人殺害事件、閣僚の政治資金問題、防災政策、労働規制改革、労働力の確保、消費税率引上げ、少人数学級等について質疑が行われた。

2月25日には、基本的質疑の補充質疑が行われ、閣僚の政治資金問題、農地中間管理機構、NHK会長の発言、農政改革、企業・団体献金等について質疑が行われた。

その後、一般的質疑が行われ、基礎的財政収支、労働基準法改正案、各都道府県市町村職員共済組合連合会のホテル経営、地方創生、原子力発電所の再稼働等について質疑が行われた。

2月26日には、一般的質疑が行われ、閣僚の政治資金問題、農業政策、クールジャパン戦略、デフレと人口減少、阪神・淡路大震災の被災者支援策等について質疑が行われた。

2月27日には、安倍内閣総理大臣も出席して経済・財政等について集中審議が行われ、子ども・若者政策、地方創生、閣僚の政治資金問題、消費税の逆進性対策、法人税減税、アベノミクスと消費税率引上げの両立可能性、戦後70年談話、格差問題、企業・団体献金、年金制度等について質疑が行われた。

3月2日には、一般的質疑が行われ、地方創生、性的少数者（LGBT）、保育の在り方、領土問題、東京電力福島第一原子力発電所事故、障害者政策、年金制度におけるマクロ経済スライド、NHK放送、財政健全化、中小企業・小規模事業者、リニア中央新幹線建設等について質疑が行われた。

3月3日には、安倍内閣総理大臣も出席して外交・安全保障等について集中審議が行わ

れ、政治資金規正法上の補助金交付企業の寄附制限、自衛隊による国際貢献活動、集团的自衛権、自衛隊の文官統制、安全保障法制、閣僚の政治資金問題、日米防衛協力指針の見直し、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水、米軍普天間飛行場の移設問題、再生可能エネルギー、沖縄県の米軍基地等について質疑が行われた。

3月4日には、国民各層から意見を聴取するため、石川県及び島根県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）が開会された。

3月5日には、一般的質疑が行われ、東京電力福島第一原子力発電所事故、NHKの経営と組織、閣僚の政治資金問題、安全保障法制、ミニマム・アクセス米、日朝関係、企業・団体献金、薬価改定、格差問題・低所得者対策、LGBT、原爆症認定制度等について質疑が行われた。

3月6日には、安倍内閣総理大臣も出席して地方創生等について集中審議が行われ、東日本大震災からの復興、地方交付税交付金の財政調整機能、政府機関の地方移転、ふるさと納税制度、まち・ひと・しごと創生総合戦略、閣僚の政治資金問題、防衛装備移転三原則、公務員給与、企業・団体献金、地方自治体への税源移譲、原子力規制、平成の市町村合併等について質疑が行われた。

3月9日には、公聴会が開会された。

3月10日には、分科会が開会された。

3月12日には、一般的質疑が行われ、少子化、農協改革、文民統制、GPIF、再生可能エネルギー、中小企業・小規模事業者等について質疑が行われた。

その後、安倍内閣総理大臣も出席して社会保障（いわゆる格差問題）等について集中審議が行われ、社会保障の充実・安定化への取組、認知症対策、格差問題、GPIF、閣僚の政治資金問題、東日本大震災からの復興、政党助成金等について質疑が行われた。

3月13日には、前日からの集中審議をあわせ締めくくり質疑が行われ、経済再生と財政健全化の両立、教育再生、閣僚の政治資金問題、実質賃金、年金、公務員人件費の削減、東日本大震災からの復興等について質疑が行

われ、平成27年度予算3案の質疑は終局した。

平成27年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第1に、**財政**について、2020年の基礎的財政収支黒字化目標についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「我が国の財政については、巨額の公的債務が累積をしている、大変厳しい状況である。こうした危機感を、政府全体、国民の皆様とともに共有する必要があると思う。安倍内閣としては、こうした状況の中で、我が国に対する市場や国際社会からの信託を確保するために、経済の再生と財政の健全化の両立を目指しており、2020年の財政健全化目標をはっきりと堅持していく。その目標達成のためには、まずはデフレから脱却して、経済を成長させ、経済を再生させていく、そして税収を増やしていく。プライマリーバランスは政権交代前の約半分まで圧縮することができ、2015年の目標は大体達成できるという見通しが立ってきた。ただ、2020年の目標はそう簡単ではないから、デフレからの脱却を確かなものとして、しっかりとした成長をしていく状況をつくりながら、税収を確保し、そして日々しっかりと歳出のカットも行いたい」旨の答弁があった。

第2に、**経済財政政策**について、経済再生と財政健全化の両立についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「我々はデフレ脱却に向けて着実に歩みを進めている。こういった兆しを景気回復の確かな実感につなげていくため、今般、個人消費のてこ入れと地域経済の底上げを図る力強い経済対策を策定し、これを実行するための平成26年度補正予算が成立をしたところである。また、平成27年度予算は、地方の創生を全力で応援をしていく、子育て支援など社会保障の充実を行っていく、復興の加速化、国土強靱化、外交、安全保障の立て直しなど、我が国の諸課題への対応を強力に推進していくとともに、2015年度の財政健全化目標を達成する予算となっている。この予算と26年度補正予算を通じて、景気回復の実感を全国津々浦々に届けていきたい。平成29年4月の消費税率10%への引上げにつ

いては、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たしていかなければならないし、また、市場や国際社会からの国の信認を確保するため、景気判断条項を付すことなく確実に実施をしていく。そういう経済状況をつくり出すという決意の下に、三本の矢の政策を前に進め、経済再生と財政の健全化、この2つを同時に達成していく考えである」旨の答弁があった。

第3に、**地方創生**について、地方創生に向けた決意についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「地方の創生は、人口が減少をしていく中で待ったなしだと思っている。今までも何次かにわたって、地方の活力を何とか復活したい、あるいは地方に活力を与えたいということで、ふるさと創生もそうだが、そういう試みがあったが、残念ながら、現在も人口減少、人口流出が続いているわけであり、今までのやり方ではなくて、まさに、地域が主役、霞が関発ではなくて地方発の地方創生をしっかりと進めていきたい。それはつまり、地方の皆さんにしっかりとアイデアを出していただき、私たちは、資金や税制や、あるいは規制を緩和していく、人材や情報を提供していくなどの方法によってしっかりと応援していく、そういう異次元の地方創生を進めていきたいと思っている」旨の答弁があった。

第4に、**安全保障法制**について、自衛隊の海外活動の正当性についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「自衛隊の活動全般、特に海外での活動は、国民的な支持、理解が必要だと思っており、そのためには正当性は当然の前提だろうと思う。近年、国際社会の平和と安定のための活動は、国連PKO活動が多岐にわたってきている。同時に、国連決議等に基づく多国籍軍等への後方支援や、国連の統括下ではない活動など、ますます多様化しているのも事実であり、昨年の7月の閣議決定においては、安全保障環境が大きく変化する中で、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることや、国連PKOなどの国際的な平和協力活動に十分

かつ積極的に参加できることが重要であるとしたところである。政府としては、自衛隊が幅広い分野で十分に役割を果たせるように、切れ目のない安全保障法制を整備すべきと考えている」旨の答弁があった。

第5に、**格差問題**について、税による所得再分配機能についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「従来から話しているように、格差の固定化はしてはならない。同時に、許容し得ない格差が生じない社会を構築していくことが重要と考えている。再配分機能については、税だけではなくて、例えば、社会保障などの給付、歳出面もあわせて見る必要があると考えている。社会保障と税による再配分後のジニ係数を見れば、日本はOECD平均と同水準にあるものと考えている。これまでも、安倍内閣においては、税制について、再配分機能の回復を図るため、所得税の最高税率を引き上げ、給与所得控除の見直しを行い、そして金融所得課税の見直しを行い、相続税の見直し等を講じ、随時実施をしているところである。いずれにしても、再配分機能の在り方については、経済社会の構造変化も踏まえながら、税制を含めてよく考えていきたいと思うが、大切なことは、税と給付の両方とも考えていく必要があると思う」旨の答弁があった。

第6に、**政治資金問題**について、企業・団体献金についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「政治改革を進めていく中で、小選挙区比例代表並立制とともに、連座制あるいは企業、団体の政治家個人への禁止が決まった。ただ、同時に、政党に対する寄附については、企業、団体も政党を通じて、民主主義のコストに対して貢献をしていく道は残しておこうということになったのだろうと思う。こうした民主主義のコストをどのように分担をしていくのか。これは、法人であれば問題があっても個人であれば問題がないかということではなくて、例えば、お金をもらって政策をねじ曲げていく、あるいはお金をもらってその人の便宜を政策上図っていく、権力を使って、職務権限を使って図っていくことが問題なのであって、法人そのものに私は問題が

あるとは考えていない。いずれにせよ、これは、民主主義のコストをどう分担していくかという議論であり、各党各会派で話し合っていくことではないかと思う」旨の答弁があった。

3月13日の質疑終局後、維新、共産からそれぞれ提出された「平成27年度一般会計予算、平成27年度特別会計予算及び平成27年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議」について趣旨弁明を聴取し、討論、採決の結果、両動議はいずれも否決され、平成27年度予算3案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

③ 平成27年度一般会計暫定予算 平成27年度特別会計暫定予算 平成27年度政府関係機関暫定予算

○ 暫定予算の概要

本暫定予算は、平成27年4月1日から4月11日までの期間について編成されたものであり、一般会計の歳出については、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の金額として合計5兆7,593億円を計上する一方、歳入については、税収及びその他収入について263億円を見込むこと等を内容とするもので、平成27年3月27日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

特別会計予算においては、交付税及び譲与税配付金特別会計など13の特別会計について、一般会計に準じて編成している。

政府関係機関予算においては、沖縄振興開発金融公庫など4の機関について、一般会計に準じて編成している。

○ 審議経過

衆議院予算委員会においては、3月30日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

その後、農業改革、内閣総理大臣の自衛隊に係る発言、裁量労働制、労働規制改革、少子化対策、雇用問題等について質疑が行われ

同日に開かれた本会議において、討論、記名投票による採決の結果、平成27年度予算3案は、賛成331、反対140で可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、2月18日に麻生財務大臣から平成27年度予算3案の趣旨説明を聴取し、3月16日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、4月9日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成27年度予算3案は、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成144、反対94で可決され、本予算は成立した。

た。

質疑終局後、本暫定予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、本暫定予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、同日、麻生財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑を行い、質疑終局の後、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、採決の結果、賛成222、反対11で可決され、本暫定予算は成立した。

（予算通過後の主な動き）

6月18日、安倍内閣総理大臣も出席して年金情報不正アクセス問題・安全保障等について集中審議が行われ、平和安全法制、日本年金機構への不正アクセス問題、財政健全化、中東呼吸器症候群（MERS）対策、マイナンバー制度、戦後70年談話、年金記録問題、農業改革等について質疑が行われた。

8月7日、安倍内閣総理大臣も出席して経済情勢等について集中審議が行われ、新国立競技場整備問題、TPP協定交渉、東日本大震災の復興事業、非核三原則、戦後70年談話、労働基準法等改正案、平和安全法制、NHK

受信料引下げ、九州電力川内原子力発電所の再稼働等について質疑が行われた。

（閉会中審査）

11月10日、安倍内閣総理大臣も出席してT P P等について集中審議が行われ、日中韓首

脳会談の成果、T P P協定交渉の大筋合意、1億総活躍社会、新三本の矢、アベノミクスの成果、高速増殖原型炉もんじゅ、閣僚の政治資金問題、消費税率引上げと低所得者対策、米軍普天間飛行場の移設問題等について質疑が行われた。

《議案審査一覧》

予 算

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①平成26年度一般会計補正予算（第1号） 平成26年度特別会計補正予算（特第1号） 平成26年度政府関係機関補正予算（機第1号）	27. 1. 26		1. 26 1. 28	1. 29 1. 30	1. 30 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・維新・共産）	1. 30 可決	予算 2. 3 可決	2. 3 可決	
②平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算 平成27年度政府関係機関予算	2. 12		2. 12 2. 18	2. 19 2. 20 2. 23 2. 25 ） 2. 27 3. 2 3. 3 3. 4(地公) 3. 5 3. 6 3. 9(農) 3. 10(経) 3. 12 3. 13	3. 13 可決（多） （賛-自民・公明） （反-民主・維新・共産）	3. 13 可決	予算 4. 9 可決	4. 9 可決	
③平成27年度一般会計暫定予算 平成27年度特別会計暫定予算 平成27年度政府関係機関暫定予算	3. 27		3. 27 3. 30	3. 30	3. 30 可決（多） （賛-自民・民主・維新・公明） （反-共産）	3. 30 可決	予算 3. 30 可決	3. 30 可決	

(3) 分科会・公聴会

① 分科会

分科会	所 管	設置日	構 成	開会日
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 27. 3. 5	分科員6人	3. 10
第2分科会	総務省所管	3. 5	分科員6人	3. 10
第3分科会	法務省、外務省及び財務省所管	3. 5	分科員7人	3. 10
第4分科会	文部科学省所管	3. 5	分科員6人	3. 10
第5分科会	厚生労働省所管	3. 5	分科員6人	3. 10
第6分科会	農林水産省及び環境省所管	3. 5	分科員7人	3. 10
第7分科会	経済産業省所管	3. 5	分科員6人	3. 10
第8分科会	国土交通省所管	3. 5	分科員6人	3. 10

② 公聴会

開会承認 要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 27. 3. 2	3. 2	平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算 平成27年度政府関係機関予算	平成27年度総予算について	3. 9

(4) 公述人・参考人・意見陳述者

① 公述人

出頭日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成 27. 3. 9	株式会社大和総研主席研究員	鈴木 準君	平成27年度総予算について
	日本大学国際関係学部教授	水野 和夫君	
	公益財団法人東京都医学総合研究所心の健康プロジェクト主席研究員	西田 淳志君	
	株式会社政策工房代表取締役社長	原 英史君	
	一橋大学国際・公共政策大学院教授	佐藤 主光君	
	日本労働組合総連合会副事務局長	高橋 睦子君	
	白梅学園大学子ども学部教授	無藤 隆君	
	全国労働組合総連合議長	小田川義和君	

② 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 1. 29	日本銀行総裁	黒田 東彦君	平成26年度一般会計補正予算（第1号） 平成26年度特別会計補正予算（特第1号） 平成26年度政府関係機関補正予算（機第1号）
1. 30	日本放送協会会長	榑井 勝人君	
2. 4	日本銀行総裁	黒田 東彦君	予算の実施状況に関する件（経済・外交等）
	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	
2. 19	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷 隆博君	平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算 平成27年度政府関係機関予算
2. 20	預金保険機構理事長	田邊 昌徳君	
	日本銀行総裁	黒田 東彦君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本放送協会会長	榑井 勝人君	
2. 23	日本銀行総裁	黒田 東彦君	
	日本放送協会会長	榑井 勝人君	
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西室 泰三君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
2. 25	日本放送協会会長	榑井 勝人君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本銀行総裁	黒田 東彦君	
2. 26	日本銀行総裁	黒田 東彦君	
3. 2	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	
	日本放送協会会長	榑井 勝人君	
3. 3	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西室 泰三君	

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
3. 5	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算 平成27年度政府関係機関予算
	日本放送協会会長	舩井 勝人君	
	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	預金保険機構理事長	三國谷勝範君	
3. 6	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	
	日本放送協会会長	舩井 勝人君	
3. 12	年金積立金管理運用独立行政法人理事長	三谷 隆博君	
3. 13	日本銀行総裁	黒田 東彦君	
3. 30	日本放送協会会長	舩井 勝人君	平成27年度一般会計暫定予算 平成27年度特別会計暫定予算 平成27年度政府関係機関暫定予算
6. 18	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	予算の実施状況に関する件（年金情報不正アクセス問題・安全保障等）
	日本年金機構理事	徳武 康雄君	
8. 7	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長	河野 一郎君	予算の実施状況に関する件（経済情勢等）
	日本放送協会会長	舩井 勝人君	

（第2分科会）

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 3. 10	日本放送協会経営委員会委員長	浜田健一郎君	平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算 平成27年度政府関係機関予算 （総務省所管）
	日本放送協会会長	舩井 勝人君	
	日本放送協会専務理事	板野 裕爾君	
	日本放送協会理事	木田 幸紀君	
	日本放送協会理事	森永 公紀君	
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	鈴木 康雄君	
	日本郵政株式会社常務執行役	田中 進君	

(第3分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 3. 10	日本銀行企画局長	内田 眞一君	平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算 平成27年度政府関係機関予算 (法務省、外務省及び財務省所管)

③ 意見陳述者

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 27. 3. 4	石川県	石川県知事	谷本 正憲君	平成27年度一般会計予算、平成27年度特別会計予算及び平成27年度政府関係機関予算について
		連合石川事務局長	西田 満明君	
		株式会社 e m u 代表取締役社長	村木 睦君	
		金城大学特任教授	本田 雅俊君	
	島根県	島根県知事	溝口善兵衛君	
		株式会社玉造温泉まちデコ代表取締役社長	角 幸治君	
		隠岐島前高校魅力化コーディネーター	岩本 悠君	
		島根大学名誉教授	保母 武彦君	

(5) 委員派遣・議員海外派遣

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 27. 3. 4	第1班 石川県 第2班 島根県	平成27年度一般会計予算、平成27年度特別会計予算及び平成27年度政府関係機関予算の審査	第1班 15人 第2班 15人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州及び中国政治経済財政状況等調査議員団	(閉会中) 平成27. 10. 25 ～11. 1	フランス、ドイツ、ロシア、中国	フランス、ドイツ、ロシア及び中国における政治、経済及び財政状況等に関する調査	6人



予算委員会（第189回国会）

15 決算行政監視委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	石関	貴史君	維新						
理事	神田	憲次君	自民	理事	河野	太郎君	自民		
理事	瀬戸	隆一君	自民	理事	武村	展英君	自民		
理事	山田	賢司君	自民	理事	柚木	道義君	民主		
理事	松浪	健太君	維新	理事	伊藤	渉君	公明		
	秋本	真利君	自民		石原	伸晃君	自民		
	大岡	敏孝君	自民		加藤	鮎子君	自民		
	鴨下	一郎君	自民		木原	稔君	自民		
	木村	弥生君	自民		小松	裕君	自民		
	後藤田	正純君	自民		島田	佳和君	自民		
	白石	徹君	自民		白須賀	貴樹君	自民		
	新谷	正義君	自民		田中	英之君	自民		
	田畑	裕明君	自民		西川	公也君	自民		
	村上	誠一郎君	自民		八木	哲也君	自民		
	渡辺	孝一君	自民		赤松	広隆君	民主		
	原口	一博君	民主		細野	豪志君	民主		
	横路	孝弘君	民主		青柳	陽一郎君	維新		
	石井	啓一君	公明		清水	忠史君	共産		
	宮本	徹君	共産		園田	博之君	次世代		
	浅尾	慶一郎君	無		中村	喜四郎君	無		

欠員 1

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等 7 件（うち継続審査 6 件）及び承諾を求めるの件 5 件で、審査の概況は、次のとおりである。

- ① 平成24年度一般会計歳入歳出決算
 平成24年度特別会計歳入歳出決算
 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書
 平成24年度政府関係機関決算書

○ 概要

平成24年度一般会計決算は、収納済歳入額は107兆7,620億円余、支出済歳出額は97兆871億円余であり、差引き10兆6,748億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成25年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成24年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は412兆5,334億円余、支出済歳出額の合計額は377兆117億円余である。

平成24年度国税収納金整理資金の収納済額は、54兆1,067億円余である。

平成24年度政府関係機関（4機関）決算は、収入済額の合計額は1兆1,828億円余、

支出済額の合計額は1兆2,158億円余である。

○ 主な質疑内容（①から⑥までの6件について）

- ・ 日本政策投資銀行等の株式について、財政状況が厳しい折、現時点で売却可能なものを速やかに売却する必要性
- ・ 決算検査報告において防衛火工品を管理している会社名を匿名としている理由
- ・ 国の財務書類に関する取組状況
- ・ 政権交代後の緊急経済対策に関する経済効果についての財務大臣の見解
- ・ 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業等の状況
- ・ 年金情報流出事案がマイナンバー制度の施行に与える影響

○ 審査結果

継続審査

② 平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書

○ 概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成24年度中の国有財産の総増加額は10兆2,045億円余、総減少額は7兆8,041億円余であり、年度末の国有財産現在額は105兆2,547億円余である。

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 審査結果

継続審査

③ 平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書

○ 概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成24年度末現在、国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆169億円余である。

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 審査結果

継続審査

**④ 平成25年度一般会計歳入歳出決算
平成25年度特別会計歳入歳出決算
平成25年度国税収納金整理資金受払計算書
平成25年度政府関係機関決算書**

○ 概要

平成25年度一般会計決算は、収納済歳入額は106兆446億円余、支出済歳出額は100兆1,888億円余であり、差引き5兆8,557億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成26年度一般会計歳入に繰り入れること等とした。

平成25年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は422兆8,505億円余、支出済歳出額の合計額は382兆7,169億円余である。

平成25年度国税収納金整理資金の収納済額は、58兆1,085億円余である。

平成25年度政府関係機関（4機関）決算は、収入済額の合計額は1兆1,473億円余、支出済額の合計額は1兆1,333億円余である。

- 主な質疑内容
（①参照）
- 審査結果
継続審査

⑤ 平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 概要
国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。
平成25年度中の国有財産の総増加額は17兆9,965億円余、総減少額は18兆4,381億円余であり、年度末の国有財産現在額は104兆8,131億円余である。
- 主な質疑内容
（①参照）
- 審査結果
継続審査

⑥ 平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書

- 概要
国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成25年度末現在、国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆262億円余である。
- 主な質疑内容
（①参照）
- 審査結果
継続審査

⑦ 平成26年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）

- 概要
財政法第15条第2項の規定による平成26年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成26年7月1日に決定した国庫債務負担行為総額は、「提供施設移設整備」1件、545億円余である。
- 審査結果
継続審査

⑧ 平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

- 概要
平成25年度一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から平成26年1月7日までの間に使用を決定した「汚染水対策に必要な経費」等6件、計254億円余について事後に承諾を求めるもの
- 主な質疑内容（⑧から⑩までの3件について）
 - ・ 報道機関の監視は独立した第三者機関が行うよう放送法を改正する必要性

- ・ 凍土遮水壁等の事業に予備費を使用することとした経緯、予備費使用が不可欠であった理由
- ・ 国家安全保障会議が十分に機能していないおそれ

○ 審査結果
承諾

⑨ 平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成25年度特別会計予備費予算総額8,626億円余のうち、平成25年12月9日から平成26年3月19日までの間に使用を決定した「農業共済再保険特別会計果樹勘定及び園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費」2件、計6億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容
(⑧参照)

○ 審査結果
承諾

⑩ 平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定により、平成25年6月25日から11月29日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費の増額」等1特別会計9件、計68億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 主な質疑内容
(⑧参照)

○ 審査結果
承諾

⑪ 平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成26年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成26年4月22日から平成27年1月14日までの間に使用を決定した「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費」等13件、計1,263億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果
継続審査

⑫ 平成26年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）

○ 概要

平成26年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成27年2月6日から3月24日までの間に使用を決定した「訟務費の不足を補うために必要な経費」等3件、計

419億円余について事後に承諾を求めるもの

○ 審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		大臣 発言	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
			提 案 理 由						
①平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書（注）	(25. 11. 19)		27. 1. 26 4. 24	6. 8		9. 25 閉会中 審査			
②平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書（注）	(25. 11. 19)		1. 26 4. 24	6. 8		9. 25 閉会中 審査			
③平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書（注）	(25. 11. 19)		1. 26 4. 24	6. 8		9. 25 閉会中 審査			
④平成25年度一般会計歳入歳出決算 平成25年度特別会計歳入歳出決算 平成25年度国税収納金整理資金受払計算書 平成25年度政府関係機関決算書	(26. 11. 18)		1. 26 4. 24	6. 8		9. 25 閉会中 審査	決算 6. 29 是認	7. 1 是認	
⑤平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書	(26. 11. 18)		1. 26 4. 24	6. 8		9. 25 閉会中 審査	決算 6. 29 是認	7. 1 是認	
⑥平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書	(26. 11. 18)		1. 26 4. 24	6. 8		9. 25 閉会中 審査	決算 6. 29 是認	7. 1 是認	
⑦平成26年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1）	3. 17		9. 24 			9. 25 閉会中 審査			

（注）決算等は、先例により衆参別々に提出され、各議院で別個に審議、議決される。このため、参議院においては、平成24年度決算等については第186回国会で既に審議を終了している。

承諾を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		大 臣 発 言	委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果	議決日 結 果	議決日 結 果	
⑧平成25年度一般会計予備費 使用総調書及び各省各庁所 管使用調書（承諾を求める の件）	27. 1. 27		4. 23	5. 25	5. 25 承諾（多） （賛-自民・維新・ 公明・次世代 ・浅尾慶一郎 君・中村喜四 郎君） （反-民主・共産）	5. 26 承諾	決算 6. 29 承諾	7. 1 承諾	
			4. 24						
⑨平成25年度特別会計予備費 使用総調書及び各省各庁所 管使用調書（承諾を求める の件）	1. 27		4. 23	5. 25	5. 25 承諾（多） （賛-自民・維新・ 公明・共産・ 次世代・浅尾 慶一郎君・中 村喜四郎君） （反-民主）	5. 26 承諾	決算 6. 29 承諾	7. 1 承諾	
			4. 24						
⑩平成25年度特別会計予算総 則第20条第1項の規定によ る経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書（承 諾を求めるの件）	1. 27		4. 23	5. 25	5. 25 承諾（多） （賛-自民・維新・ 公明・次世代 ・浅尾慶一郎 君・中村喜四 郎君） （反-民主・共産）	5. 26 承諾	決算 6. 29 承諾	7. 1 承諾	
			4. 24						
⑪平成26年度一般会計予備費 使用総調書及び各省各庁所 管使用調書（その1）（承 諾を求めるの件）	3. 17		9. 24			9. 25 閉会中 審査			
⑫平成26年度一般会計予備費 使用総調書及び各省各庁所 管使用調書（その2）（承 諾を求めるの件）	5. 19		9. 24			9. 25 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、視察が行われた。

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 6. 8	株式会社日本政策投資銀行代表取締役副社長	柳 正憲君	平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書 平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書
	株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長	杉山 秀二君	平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書 平成25年度一般会計歳入歳出決算 平成25年度特別会計歳入歳出決算 平成25年度国税収納金整理資金受払計算書
	日本年金機構理事長	水島藤一郎君	平成25年度政府関係機関決算書 平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成25年度国有財産無償貸付状況総計算書

(5) 視察・議員海外派遣

① 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 4. 1	東京都（千代田区）	歳入歳出の実況及び行政監視等に関する実情調査 （旧外地特別会計の資料）	8人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派遣目的	派遣議員
衆議院欧州各国における決算行政監視等実情調査議員団	（閉会中） 平成27. 10. 8 ～10. 17	英国、ポーランド、チェコ、ハンガリー	欧州各国における決算行政監視等の実情調査	5人

16 議院運営委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	林	幹雄君	自民				
理事	高木	毅君	自民	理事	岸	信夫君	自民
理事	若宮	健嗣君	自民	理事	大塚	高司君	自民
理事	木原	誠二君	自民	理事	伊東	良孝君	自民
理事	笠	浩史君	民主	理事	遠藤	敬君	維新
理事	竹内	譲君	公明		大隈	和英君	自民
	古賀	篤君	自民		田野瀬	太道君	自民
	橘	慶一郎君	自民		根本	幸典君	自民
	橋本	英教君	自民		藤丸	敏君	自民
	牧島	かれん君	自民		宮内	秀樹君	自民
	小山	展弘君	民主		福島	伸享君	民主
	宮崎	岳志君	民主		太田	和美君	維新
	國重	徹君	公明		塩川	鉄也君	共産

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 8 特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決日	構成	設置目的
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会	平成 27. 5. 19	委員45人	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案を審査するため

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

所得税法等の一部を改正する法律案外19案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案 3 件（うち継続審査 2 件）、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は 2 件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外 4 名提出、第188回国会衆法第 2 号）

○ 要旨

現在の衆議院議員の任期中、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期

委員会等の概況

末手当の額を3割削減するもの

○ 審査結果

継続審査

② 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第3号）

○ 要旨

文書通信交通滞在費の使途の報告及び公開の制度を設けるもの

○ 審査結果

継続審査

③ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第2号）

○ 要旨

国会議員が歳費及び期末手当を国庫に返納する場合について、公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととするもの

○ 審査結果

継続審査

④ シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（林幹雄君外14名提出、決議第1号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

⑤ 安倍内閣不信任決議案（枝野幸男君外4名提出、決議第2号）

○ 結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①国会議員の歳費、旅費及び 手当等に関する法律の一部 を改正する法律案（江田憲 司君外 4 名提出、第188回 国会衆法第 2 号）	(26.12.25)		27. 1.26			9.25 閉会中 審 査			
②国会議員の歳費、旅費及び 手当等に関する法律の一部 を改正する法律案（江田憲 司君外 4 名提出、第188回 国会衆法第 3 号）	(26.12.25)		1. 26			9.25 閉会中 審 査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
			提 案 理 由						
③国会議員の歳費、旅費及び 手当等に関する法律の一部 を改正する法律案（江田憲 司君外4名提出、衆法第2 号）	2.18		9.24			9.25 閉会中 審 査			

決議案

件 名	提出日	衆 議 院				
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果
④シリアにおける邦人へのテ ロ行為に対する非難決議案 （林幹雄君外14名提出、決 議第1号）	27. 2. 5				審査省略	2. 5 可決
⑤安倍内閣不信任決議案（枝 野幸男君外4名提出、決議 第2号）	9.18				審査省略	9.18 否決

また、国会職員の適性評価の実施に関する件の制定の件について2月26日、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件について3月30日、衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件について4月14日、協議決定した。

(5) 小委員会

小 委 員 会	設置日	構 成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等及び国会改革に関する小委員会	平成 27. 1. 26	小委員10人	(開会する に至らず)	
図書館運営小委員会	1. 26	小委員 9 人	2. 5	平成27年度国立国会図書館歳出予算要求 の件 国立国会図書館建築委員会の勧告等に関する件
			8. 26	平成28年度国立国会図書館予算概算要求 の件
			9. 11	国立国会図書館施設の現状及び課題について
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1. 26	小委員 9 人	3. 19	国会及び議員会館の警備体制の件

委員会等の概況

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
庶務小委員会	1. 26	小委員 9 人	2. 5	平成27年度本院歳出予算要求の件
			8. 26	平成28年度本院予算概算要求の件
新たな国立公文書館に関する小委員会	4. 17	小委員 9 人	4. 23	新たな国立公文書館の建設等に関する件
			6. 12	
			7. 30	
			8. 25	新たな国立公文書館に関する中間取りまとめについて

(6) 参考人

(院内の警察及び秩序に関する小委員会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 3. 19	株式会社全日警専務取締役警務本部長	山崎 裕人君	国会及び議員会館の警備体制の件

(新たな国立公文書館に関する小委員会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 6. 12	国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議座長（株式会社読売新聞グループ本社取締役最高顧問・主筆代理）	老川 祥一君	新たな国立公文書館の建設等に関する件
	国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議構成員（東京大学大学院人文社会系研究科教授）	加藤 陽子君	

(7) 視察・議員海外派遣

① 視察

(新たな国立公文書館に関する小委員会)

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 4. 23	東京都（千代田区）	新たな国立公文書館の建設等に関する調査	9人
7. 1	東京都（港区、千代田区）		4人

② 議員海外派遣

派遣議員団	派遣期間	派遣国名	派 遣 目 的	派遣議員
衆議院欧州各国議会制度等調査議員団	（閉会中） 平成27. 10. 15 ～10. 23	イタリア、スペイン、フランス	欧州各国における議会制度及び政治経済事情調査	5人

17 懲罰委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	大畠	章宏君	民主
理事	金子	一義君	自民
理事	若宮	健嗣君	自民
理事	谷畑	孝君	維新
	江崎	鐵磨君	自民
	土井	亨君	自民
	額賀	福志郎君	自民
	菅	直人君	民主
	遠山	清彦君	公明
	平沼	赳夫君	次世代

理事	小池	百合子君	自民
理事	野田	佳彦君	民主
	伊吹	文明君	自民
	川崎	二郎君	自民
	渡海	紀三朗君	自民
	森	英介君	自民
	江田	憲司君	維新
	笠井	亮君	共産

欠員 2

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

18 災害対策特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	梶山	弘志君	自民				
理事	大見	正君	自民	理事	工藤	彰三君	自民
理事	櫻田	義孝君	自民	理事	高鳥	修一君	自民
理事	務台	俊介君	自民	理事	小宮山	泰子君	民主
理事	足立	康史君	維新	理事	石田	祝稔君	公明
	池田	道孝君	自民		今枝	宗一郎君	自民
	加藤	鮎子君	自民		金子	万寿夫君	自民
	金田	勝年君	自民		神山	佐市君	自民
	木内	均君	自民		熊田	裕通君	自民
	今野	智博君	自民		坂本	哲志君	自民
	笹川	博義君	自民		新谷	正義君	自民
	鈴木	憲和君	自民		谷川	とむ君	自民
	富岡	勉君	自民		藤丸	敏君	自民
	松本	文明君	自民		三ッ林	裕巳君	自民
	森山	裕君	自民		泉	健太君	民主
	岡本	充功君	民主		神山	洋介君	民主
	小山	展弘君	民主		伴野	豊君	民主
	今井	雅人君	維新		河野	正美君	維新
	松田	直久君	維新		中川	康洋君	公明
	濱村	進君	公明		大平	喜信君	共産
	堀内	照文君	共産				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

① 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）

○ 要旨

活動火山対策の強化を図るため、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 御嶽山の噴火災害から得られた教訓と本法律案の関係
- ・ 警戒地域内の一定の避難促進施設の管理者等に義務付けられる避難確保計画作成

に対する国の支援内容

- ・ 火山防災協議会の必須構成員となる火山専門家の数が限られている中での対応

○ 審査結果

可決

② 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）

○ 要旨

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、法律の有効期限を平成32年3月31日まで延長する等の措置を講ずるもの

○ 内閣の意見の聴取

○ 結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
①活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）	27. 5. 29		6. 3	6. 11	6. 11 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	6. 16 可決	災害対策特 6. 19 可決	7. 1 可決	7. 8 法52号
			6. 4						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
②地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）	27. 3. 20				3. 20 成案・提出決定（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	3. 24 可決	災害対策特 3. 31 可決	3. 31 可決	3. 31 法 8 号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 防災訓練施設を地域ブロック単位で整備する必要性
- ・ 阪神淡路大震災における災害援護資金貸付けの償還免除の拡充の具体的内容
- ・ 感震ブレーカーの普及促進策及び補助制度の必要性
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けての国連防災世界会議における原子力防災への取組の位置付け
- ・ 被災者生活再建支援法の支援金の限度額を500万円に引き上げるとともに、住宅が半壊した世帯も支援対象に加える必要性
- ・ 平成27年度中の耐震化完了が困難とされた公立学校施設の耐震改修状況調査を踏まえた今後の取組
- ・ 口永良部島噴火による避難者の相談窓口を常設化する必要性
- ・ 口永良部島噴火による避難者に対する仕事のあっせんや債務の返済猶予、融資条件の緩和等について政府が支援する必要性
- ・ 箱根山の噴火警戒レベルの引上げにより困窮している中小企業への具体的支援策
- ・ 地方自治体が地域の実情に合わせて、避難者への住宅供給手段を選択できるようにする必要性

(閉会中審査)

- ・ 平成27年9月関東・東北豪雨により被災した農地の復旧状況、農業用ハウスや農業用機械の取得・修繕費用に係る補助対象の拡大及び収穫後の米の被害への補償など来年の営農再開に向けた政府の支援
- ・ 災害救助法による半壊住宅の応急修理において所得要件を設けていることの妥当性

(5) 委員派遣・視察

① 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
(閉会中) 平成 27. 10. 22	茨城県	平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況等調査	10人

② 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 27. 8. 31	埼玉県	災害対策に関する実情調査	17人

19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	山本	拓君	自民				
理事	大串	正樹君	自民	理事	坂本	哲志君	自民
理事	白須賀	貴樹君	自民	理事	田中	良生君	自民
理事	盛山	正仁君	自民	理事	黒岩	宇洋君	民主
理事	浦野	靖人君	維新	理事	佐藤	茂樹君	公明
	井野	俊郎君	自民		伊藤	忠彦君	自民
	今枝	宗一郎君	自民		小田原	潔君	自民
	門山	宏哲君	自民		神田	憲次君	自民
	坂井	学君	自民		助田	重義君	自民
	豊田	真由子君	自民		中川	俊直君	自民
	長尾	敬君	自民		長坂	康正君	自民
	藤井	比早之君	自民		古川	康君	自民
	三ッ林	裕巳君	自民		宮内	秀樹君	自民
	宮崎	政久君	自民		山下	貴司君	自民
	若狭	勝君	自民		岸本	周平君	民主
	後藤	祐一君	民主		玉木	雄一郎君	民主
	福島	伸亨君	民主		宮崎	岳志君	民主
	井出	庸生君	維新		木下	智彦君	維新
	牧	義夫君	維新		國重	徹君	公明
	角田	秀穂君	公明		穀田	恵二君	共産
	塩川	鉄也君	共産				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案8件（うち継続審査1件）及び参議院提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、第188回国会衆法第1号）

○ 要旨

衆議院議員の定数を336人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの

○ 審査結果

継続審査

② 政党助成法を廃止する法律案（穀田恵二君提出、衆法第1号）

○ 要旨

政党の政治資金は主として国民の浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止するもの

○ 主な質疑内容（②、③、⑤及び⑥の4件について）

- ・ 政党助成制度が政党の劣化や墮落を招いているとする提出者の見解
- ・ 政治資金規正法における国からの補助金等受給会社等がする寄附制限に関する政府の現行法の運用改善の取組の具体的内容
- ・ ⑥（政治資金規正法改正案（民主案））が補助金等受給会社等がする寄附制限に限定して法改正を行う理由
- ・ ③（政治資金規正法改正案（維新案））が企業・団体献金の禁止違反に対する罰則に加えて、それよりも法定刑の重い補助金等受給会社等の寄附制限違反に対する罰則を設ける理由
- ・ 日本共産党が⑤（企業・団体献金を全面禁止する政治資金規正法改正案）と②（政党助成法廃止法案）を併せて提案する意義

○ 審査結果

継続審査

③ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第3号）

○ 要旨

政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するもの

○ 主な質疑内容

（②参照）

○ 審査結果

継続審査

④ 公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元君外7名提出、衆法第5号）

○ 要旨

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第3項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、18歳以上20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 18歳以上の者に選挙権を付与する意義
- ・ 高校等の授業における選挙権年齢の引下げを踏まえた政治教育の在り方
- ・ 学校現場において政治的中立性を担保するための方策
- ・ 高等学校における生徒の政治的活動を規制する昭和44年の文部省初等中等教育局長通達の見直しの必要性
- ・ 18歳選挙権実現の周知や世論喚起への対応策
- ・ 期日前投票所の設置場所など投票環境の改善の取組の必要性
- ・ 本法律案が未成年者の選挙犯罪等に関し少年法の特例を規定する趣旨

○ 参考人からの意見の聴取

○ 内閣の意見の聴取

- 審査結果
可決

⑤ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（穀田恵二君提出、衆法第17号）

- 要旨
政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
(②参照)
- 審査結果
継続審査

⑥ 政治資金規正法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、衆法第18号）

- 要旨
政治に対する国民の信頼の回復を図るため、国等から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人による政治活動に関する寄附の制限を強化する等の措置を講ずるもの
- 主な質疑内容
(②参照)
- 審査結果
継続審査

⑦ 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外6名提出、衆法第23号）

- 要旨
国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票することができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改めること等を行うもの
- 審査結果
継続審査

⑧ 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、衆法第41号）

- 要旨
選挙人の投票の便宜を図る等のため、選挙の当日における投票区外投票の解禁、期日前投票所の増設等及び開閉時間の弾力化等について定めるとともに、選挙において候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、地方議会議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁等について定めるもの
- 審査結果
継続審査

⑨ 公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）

- 要旨
参議院選挙区選出議員の選挙について、一票の較差を是正するため、各選挙区に

において選挙すべき議員の数を改め、あわせて2の都道府県の区域を区域とする選挙区
を設けること等を行うもの

○ 主な質疑内容

- ・ 本法律案により一票の較差が最大4.75倍から2.97倍に縮小することを踏まえ、較差是正を3倍未満で行うことの合理性についての法律案発議者の見解
- ・ 鳥取県と島根県、徳島県と高知県の合区によりそれぞれの地域の声が国会に届かなくなるとの懸念についての法律案発議者の見解
- ・ 改選定数1の選挙区が増加すると選挙区選挙は民意を十分に反映できない制度になるとすることについての法律案発議者の見解

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①公職選挙法及び衆議院議員 選挙区画定審議会設置法の 一部を改正する法律案（江 田憲司君外 4 名提出、第 188回国会衆法第 1 号）	(26.12.25)		27. 1. 26			9. 25 閉会中 審 査			
②政党助成法を廃止する法律 案（穀田恵二君提出、衆法 第 1 号）	1. 26		4. 16 5. 27	6. 18		9. 25 閉会中 審 査			
③政治資金規正法の一部を改 正する法律案（江田憲司君 外 4 名提出、衆法第 3 号）	2. 27		4. 16 5. 27	6. 18		9. 25 閉会中 審 査			
④公職選挙法等の一部を改正 する法律案（船田元君外 7 名提出、衆法第 5 号）	3. 5		5. 26 5. 27	5. 28 5. 29 6. 2	6. 2 可決（全） （賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産）	6. 4 可決	倫理選挙特 6. 15 可決 （附）	6. 17 可決	6. 19 法 43 号
⑤政治資金規正法の一部を改 正する法律案（穀田恵二君 提出、衆法第 17 号）	4. 1		4. 16 5. 27	6. 18		9. 25 閉会中 審 査			

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑥政治資金規正法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、衆法第18号）	4. 10		4. 16	6. 18		9. 25 閉会中 審 査			
			5. 27						
⑦公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外6名提出、衆法第23号）	5. 27		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			
⑧公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（黒岩宇洋君外3名提出、衆法第41号）	9. 16		9. 24			9. 25 閉会中 審 査			

参 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 明 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
⑨公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）	参 27. 7.23		7.27	7.28	7.28 可決(多) (賛-自民・維新) (反-民主・公明・共産)	7.28 可決	審査省略	7.24 可決	8. 5 法60号
		7.28							

（4）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 国等から補助金等の交付を受けている会社等からの寄附を制限する政治資金規正法第22条の3の規定では、補助金等の寄附制限の対象となるか否かの判断が難しいとすることについての総務大臣の見解
- ・ 「国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限の運用改善について」と題する政府の文書について、運用の改善ではなく、法改正により対応すべきであるとする事についての総務大臣の見解
- ・ 公職選挙法と放送法はともに民主主義の健全な発展を目的としており、選挙報道と

選挙は密接な関係があるとする事についての総務大臣の所見

- ・ 候補者、政党以外の第三者の電子メールによる選挙運動（公職選挙法第142条の4第1項）の解禁についての総務大臣の所見
- ・ 選挙執行経費の大幅な削減が投票所数の減少や投票所の閉鎖時刻の繰上げに拍車をかけているとすること及び選挙執行経費の削減を見直す必要があるとすることについての総務大臣の見解

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 29	一般社団法人リビジョン代表理事 ティーンズライツムーブメント発起人	斎木 陽平君	公職選挙法等の一部を改正する法律案（船田元君外7名提出）
	政治解説者	篠原 文也君	
	中央大学特任准教授 NPO法人Rights代表理事 一般社団法人生徒会活動支援協会理事長	高橋 亮平君	
	明日の自由を守る若手弁護士の会事務局長 弁護士	早田由布子君	

20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

委員長	古川	元久君	民主						
理事	今津	寛君	自民	理事	櫻田	義孝君	自民		
理事	武部	新君	自民	理事	比嘉	奈津美君	自民		
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	鷲尾	英一郎君	民主		
理事	下地	幹郎君	維新	理事	稲津	久君	公明		
	秋元	司君	自民		伊東	良孝君	自民		
	尾身	朝子君	自民		國場	幸之助君	自民		
	佐田	玄一郎君	自民		鈴木	隼人君	自民		
	武井	俊輔君	自民		堀井	学君	自民		
	宮崎	政久君	自民		山口	泰明君	自民		
	渡辺	孝一君	自民		鈴木	貴子君	民主		
	横路	孝弘君	民主		松木けんこう君		維新		
	遠山	清彦君	公明		赤嶺	政賢君	共産		

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案 1 件で、審査の概況は、次のとおりである。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 9 号）

○ 要旨

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため、内閣総理大臣による特定駐留軍用地跡地の指定及び特定駐留軍用地跡地内の土地の買取りの協議等に関する制度を創設するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 特定駐留軍用地跡地の指定の基準
- ・ 地方公共団体等による特定駐留軍用地跡地の先行取得が円滑に行われるための国の支援の在り方
- ・ 西普天間住宅地区への琉球大学医学部及び同附属病院の移転を国が主体となって進めていく必要性

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	27. 2. 20		3. 18	3. 20	3. 20 可決(全) (賛-自民・民主・ 維新・公明・ 共産)	3. 24 可決	沖縄北方特 3. 27 可決	3. 30 可決	3. 31 法 5 号
	3. 19								

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 平成27年度沖縄振興予算の編成経緯及び前年度からの減額理由
- ・ 米軍基地と沖縄振興策の関連性についての沖縄及び北方対策担当大臣の見解
- ・ 中国国内の情勢変化が尖閣諸島周辺海域への侵入事案数に及ぼす影響について分析する必要性
- ・ 日本固有の領土である北方領土での日露共同経済活動を日本がイニシアチブを取り、進めていく必要性についての外務大臣の見解
- ・ 学校教育を通じて北方領土問題を認識させる必要性
- ・ 北方領土問題に関する若者への啓発のため、スマートフォンやSNSを活用する等の必要性

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
(閉会中) 平成 27. 12. 7	沖縄県	沖縄問題に関する実情調査	6 人

21 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿（25人）

委員長	竹本	直一君	自民				
理事	斎藤	洋明君	自民	理事	土井	亨君	自民
理事	原田	義昭君	自民	理事	星野	剛士君	自民
理事	細田	健一君	自民	理事	本村	賢太郎君	民主
理事	青柳	陽一郎君	維新	理事	上田	勇君	公明
	池田	佳隆君	自民		石崎	徹君	自民
	大西	宏幸君	自民		金子	めぐみ君	自民
	小島	敏文君	自民		高木	毅君	自民
	長尾	敬君	自民		根本	幸典君	自民
	牧島	かれん君	自民		山田	美樹君	自民
	菊田	真紀子君	民主		西村	智奈美君	民主
	松原	仁君	民主		横山	博幸君	維新
	竹内	譲君	公明		穀田	恵二君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 日本及び北朝鮮と地理的、戦略的利害関係を有しない第三国に拉致問題への積極的関与を求める必要性
- ・ 高度な政治判断を求められる局面において、北朝鮮の最高幹部と政治レベルで交渉する必要性
- ・ 平成27年5月の米国における日本政府主催の「北朝鮮による拉致を含む人権侵害に関する国際シンポジウム」及び拉致問題担当大臣の訪米の成果
- ・ 拉致問題の解決を求める国際世論の形成に向けた我が国の取組
- ・ 北朝鮮の特別調査委員会からの回答に正式に期限を設け、それまでに回答がない場合には、平成26年に一部緩和した我が国独自の制裁措置を再開する必要性
- ・ 拉致被害者の調査を日本人遺骨や日本人配偶者の調査と同列に併記したストックホルム合意を政府が交わした理由
- ・ 北朝鮮の特別調査委員会からいまだに調査報告がないことに対する拉致問題担当大

臣の見解

- ・ 破綻した朝銀信用組合の債務処理に関して、朝鮮総連中央本部が同本部ビルに有する動産に対する差押えの可能性及び預金保険機構における差押えの検討の有無
- ・ 幹部の粛清が相次いでいる北朝鮮の金正恩体制の現状についての政府の分析
- ・ スtockホルム合意などの約束を北朝鮮に守らせる外交を進めるための近隣諸国との信頼関係を築く必要性

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 18	預金保険機構理事長	三國谷勝範君	北朝鮮による拉致問題等に関する件

22 消費者問題に関する特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	鴨下	一郎君	自民				
理事	穴見	陽一君	自民	理事	後藤田	正純君	自民
理事	武村	展英君	自民	理事	とかしき	なおみ君	自民
理事	堀内	詔子君	自民	理事	大西	健介君	民主
理事	重徳	和彦君	維新	理事	古屋	範子君	公明
	小倉	將信君	自民		大塚	高司君	自民
	大西	宏幸君	自民		岡下	昌平君	自民
	鬼木	誠君	自民		加藤	鮎子君	自民
	金子	めぐみ君	自民		木村	弥生君	自民
	小島	敏文君	自民		小林	史明君	自民
	田畑	裕明君	自民		武井	俊輔君	自民
	比嘉	奈津美君	自民		前川	恵君	自民
	前田	一男君	自民		山田	美樹君	自民
	田島	一成君	民主		中島	克仁君	民主
	中根	康浩君	民主		山尾	志桜里君	民主
	木内	孝胤君	維新		吉田	豊史君	維新
	濱地	雅一君	公明		吉田	宣弘君	公明
	梅村	さえこ君	共産		清水	忠史君	共産

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 機能性表示食品制度における安全性担保の在り方
- ・ 越境取引に係るトラブルの現状と消費者庁の取組
- ・ 商品先物取引法の不招請勧誘禁止規制を省令で緩和したことに対する法的整合性
- ・ 危険ドラッグ問題への取組と今後の課題
- ・ 消費者ホットライン3桁化に伴う相談受付体制拡大の必要性
- ・ トランス脂肪酸の表示の義務化を検討する必要性

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 8. 26	神奈川県	消費者問題に関する実情調査	14人

23 科学技術・イノベーション推進特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	坂本 祐之輔君	維新			
理事	井上 貴博君	自民	理事	小松 裕君	自民
理事	富岡 勉君	自民	理事	馳 浩君	自民
理事	山本 幸三君	自民	理事	津村 啓介君	民主
理事	伊東 信久君	維新	理事	伊藤 渉君	公明
	青山 周平君	自民		井林 辰憲君	自民
	尾身 朝子君	自民		大隈 和英君	自民
	神谷 昇君	自民		神田 憲次君	自民
	古賀 篤君	自民		田所 嘉徳君	自民
	渡海 紀三朗君	自民		豊田 真由子君	自民
	中川 俊直君	自民		中山 展宏君	自民
	藤井 比早之君	自民		古田 圭一君	自民
	松島 みどり君	自民		宮崎 謙介君	自民
	八木 哲也君	自民		小川 淳也君	民主
	大串 博志君	民主		長島 昭久君	民主
	平野 博文君	民主		丸山 穂高君	維新
	伊佐 進一君	公明		輿水 恵一君	公明
	島津 幸広君	共産		真島 省三君	共産

(2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 政治家が科学技術政策に関与することの難しさに対する担当大臣の見解
- ・ 科学技術外交の重要性における政務三役が果たす役割
- ・ 第5期科学技術基本計画における国の存立・繁栄に関わるような基礎的な重要技術の位置付け
- ・ イノベーションを推進するためのシステム構築及び研究マネジメント人材を含む多様な人材の持続的な確保の方法
- ・ 第5期科学技術基本計画において政府研究開発投資総額を明記する必要性

- ・ 国立研究開発法人理化学研究所による研究不正の再発防止に向けた取組
- ・ 基盤的経費の削減と過度に競争的な環境が成果至上主義をあおり研究不正を生むとの指摘についての国立研究開発法人理化学研究所の対応

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 6. 4	国立研究開発法人理化学研究所理事長	松本 紘君	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（理化学研究所の改革について）

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 6. 10	埼玉県	科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する 実情調査	11人
9. 7	愛知県		6人

24 東日本大震災復興特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	伊藤 信太郎君	自民			
理事	小田原 潔君	自民	理事	亀岡 偉民君	自民
理事	坂井 学君	自民	理事	島田 佳和君	自民
理事	富樫 博之君	自民	理事	金子 恵美君	民主
理事	高井 崇志君	維新	理事	高木 美智代君	公明
	秋葉 賢也君	自民		秋本 真利君	自民
	石川 昭政君	自民		小野寺 五典君	自民
	勝沼 栄明君	自民		門 博文君	自民
	門山 宏哲君	自民		菅家 一郎君	自民
	木原 稔君	自民		黄川田 仁志君	自民
	小泉 進次郎君	自民		小林 鷹之君	自民
	佐々木 紀君	自民		鈴木 俊一君	自民
	瀬戸 隆一君	自民		橘 慶一郎君	自民
	谷 公一君	自民		土井 亨君	自民
	根本 匠君	自民		橋本 英教君	自民
	藤原 崇君	自民		堀内 詔子君	自民
	黄川田 徹君	民主		玄葉 光一郎君	民主
	郡 和子君	民主		階 猛君	民主
	松本 剛明君	民主		本村 賢太郎君	民主
	落合 貴之君	維新		升田 世喜男君	維新
	横山 博幸君	維新		赤羽 一嘉君	公明
	中野 洋昌君	公明		真山 祐一君	公明
	高橋 千鶴子君	共産		畠山 和也君	共産

(2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

○ 要旨

福島県の復興及び再生を一層推進するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 一団地の復興再生拠点整備制度について、国が町の復興のため広域的な整備制度

を構築し誘導する必要性に対する復興大臣の見解

- ・ 帰還環境整備交付金の必要に応じた対象事業の追加と自治体の意向を尊重した速やかな交付を実施する必要性
- ・ イノベーション・コースト構想について、福島浜通りロボット実証区域における今後の取組に対する経済産業省の見解

○ 審査結果

可決（附帯決議が付された。）

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	27. 2. 17		3. 25	4. 2	4. 2 可決（全） （賛・自民・民主・ 維新・公明・ 共産） （附）	4. 7 可決	復興原子力 特 4. 22 可決 （附）	4. 24 可決	5. 7 法20号
			3. 26						

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 5年間の集中復興期間終了後の財政支援の在り方
- ・ 風評被害対策をより強化する必要性に対する復興大臣の見解
- ・ 平成28年度以降の復興事業の一部について自治体負担を導入した狙い及び自治体の財政状況に配慮した点
- ・ 平成27年6月の福島復興指針の改訂において政府が示した避難指示解除後の自立支援策の具体像
- ・ 平成27年度で終了するとされている津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を平成28年度以降も継続する必要性
- ・ 被災地における医療、福祉、介護分野の人材不足への取組強化及びサービス充実の必要性
- ・ 震災復興事業において原状回復の原則を硬直化させず、現地の実情に沿った柔軟な対応をとる必要性
- ・ 被災地の防潮堤事業について、住民要望による計画変更の可能性に対する国土交通省の見解
- ・ 子ども被災者支援法の基本方針の改定案について、母子避難者等の高速道路無料化措置等の既存の支援策及び新たな支援制度に関する今後の展開
- ・ バス高速輸送システム（BRT）により仮復旧しているJR気仙沼線及び大船渡線について、国の資金で鉄道での復旧を支援する必要性

(閉会中審査)

- ・ 日本原子力研究開発機構の受注企業・団体による復興大臣のパーティー券購入の自粛の必要性
- ・ 大臣就任会見における、原子力規制委員会の新規制基準に適合すれば被災地の原発を被災地以外の原発と同様に再稼働することもある旨の発言と後の修正についての復興大臣の見解

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 27. 5. 25	福島県	東日本大震災の復旧・復興状況等調査	15人
9. 7	宮城県		14人

25 原子力問題調査特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (40人)

委員長	吉野	正芳君	自民				
理事	岩田	和親君	自民	理事	齋藤	健君	自民
理事	白石	徹君	自民	理事	鈴木	淳司君	自民
理事	宮澤	博行君	自民	理事	田嶋	要君	民主
理事	初鹿	明博君	維新	理事	赤羽	一嘉君	公明
	石川	昭政君	自民		江渡	聡徳君	自民
	大西	英男君	自民		勝沼	栄明君	自民
	岸	信夫君	自民		佐々木	紀君	自民
	斎藤	洋明君	自民		助田	重義君	自民
	高木	毅君	自民		津島	淳君	自民
	中村	裕之君	自民		額賀	福志郎君	自民
	細田	健一君	自民		細田	博之君	自民
	御法川	信英君	自民		宮路	拓馬君	自民
	宗清	皇一君	自民		村井	英樹君	自民
	築	和生君	自民		阿部	知子君	民主
	荒井	聰君	民主		逢坂	誠二君	民主
	菅	直人君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	太田	和美君	維新		柿沢	未途君	維新
	河野	正美君	維新		中野	洋昌君	公明
	樋口	尚也君	公明		塩川	鉄也君	共産
	藤野	保史君	共産				

(2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

(3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年1月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 鹿児島地裁による九州電力川内原子力発電所1、2号機の再稼働差止め仮処分申請の却下と、福井地裁による関西電力高浜発電所3、4号機の再稼働差止め仮処分決定に対する原子力規制委員会委員長の認識

- ・ 緊急時防護措置準備区域（ＵＰＺ）の対象地域拡大に伴う地方自治体に対する新たな地域振興策及び財政支援の必要性
- ・ 新規規制基準の適合性審査が長期間に及んでいる要因と審査の迅速化・効率化に向けた取組
- ・ 原子力分野の将来に向けた人材の育成及び確保の必要性和試験研究用等原子炉施設の適合性審査の現状
- ・ 新規規制基準における地震及び津波対策以外の具体的な見直し内容
- ・ 使用済み核燃料貯蔵に関する資源エネルギー庁の取組方針
- ・ 東京電力が平成27年2月に汚染水の港湾外への流出を原子力規制委員会に報告するまでの同委員会の対応
- ・ 指定廃棄物の長期管理施設の設置が5県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県）に限定された理由及び5県における選定の進捗状況
- ・ 小・中・高等学校等における原子力・エネルギー教育の充実の必要性
- ・ 原子力規制委員会設置法附則第5条における法律の施行後3年以内の見直しの検討状況

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 4. 16	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	原子力問題に関する件
4. 23	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	
9. 3	東京電力株式会社代表執行役社長	廣瀬 直己君	

26 地方創生に関する特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿（40人）

委員長	鳩山	邦夫君	自民						
理事	後藤	茂之君	自民	理事	佐藤	ゆかり君	自民		
理事	新藤	義孝君	自民	理事	谷川	弥一君	自民		
理事	寺田	稔君	自民	理事	福田	昭夫君	民主		
理事	小熊	慎司君	維新	理事	石田	祝稔君	公明		
	井上	貴博君	自民		伊藤	達也君	自民		
	大岡	敏孝君	自民		大野	敬太郎君	自民		
	加藤	寛治君	自民		勝俣	孝明君	自民		
	黄川田	仁志君	自民		小泉	進次郎君	自民		
	田中	英之君	自民		谷川	とむ君	自民		
	とかしき	なおみ君	自民		中谷	真一君	自民		
	野中	厚君	自民		平井	たくや君	自民		
	平口	洋君	自民		福田	達夫君	自民		
	宮川	典子君	自民		山田	賢司君	自民		
	義家	弘介君	自民		緒方	林太郎君	民主		
	奥野	総一郎君	民主		吉良	州司君	民主		
	佐々木	隆博君	民主		寺田	学君	民主		
	木内	孝胤君	維新		篠原	豪君	維新		
	村岡	敏英君	維新		稲津	久君	公明		
	濱村	進君	公明		田村	貴昭君	共産		
	宮本	岳志君	共産						

(2) 設置の目的

地方創生に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案3件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第51号）

○ 要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ これまでの地方分権改革の成果及びその成果を地方創生において活かすための方

策並びに国、都道府県及び市町村の役割分担についての地方創生担当大臣の見解

- ・ 地方分権改革有識者会議が地方分権改革の残された課題としている「真の住民自治の拡充」「財政的な自主自立の確立」についての地方創生担当大臣の見解
- ・ 平成27年の地方分権改革に関する地方からの提案については、提案件数別、項目別に詳細な対応状況の分類を行うべきとの考えに対する地方創生担当大臣の見解

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

② 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）

○ 要旨

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成並びにこれに基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例等並びに地域再生土地利用計画の作成及びこれに基づく開発許可の特例等を追加する等の措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 「小さな拠点」の形成に当たっては、交通ネットワークの維持が重要であるとの考えに対する地方創生担当大臣の見解
- ・ 地方拠点強化税制と国家戦略特別区域の政策との整合性についての内閣府の見解
- ・ 地方拠点強化税制について、中部圏及び近畿圏の一部が対象地域から除外されているが、東京一極集中是正のためには東京以外の核として人を集中させることが必要であるとの考えに対する内閣官房の見解

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

③ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）

○ 要旨

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加するもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国家戦略特区として東京圏の競争力を高めることと東京一極集中の是正を目指す地方創生との整合性についての地方創生担当大臣の見解
- ・ 公設民営学校について、管理法人との契約時に、事故が起きた場合の責任関係を明確にする必要があるとの考えに対する文部科学省の見解
- ・ 政令で定めることとされている外国人家事支援人材受入事業における家事支援活動の対象となる業務の範囲についての地方創生担当大臣の見解

○ 参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①地域の自主性及び自立性を 高めるための改革の推進を 図るための関係法律の整備 に関する法律案（内閣提出 第51号）	27. 3. 20	4. 24	4. 24	5. 15 5. 19 5. 20 5. 22 5. 26 5. 27 5. 29	5. 29 可決（多） （賛-自民・民主・ 維新・公明） （反-共産）	6. 2 可決	地方・ 消費者特 6. 17 可決	6. 19 可決	6. 26 法50号
②地域再生法の一部を改正す る法律案（内閣提出第53 号）	3. 24	4. 24	4. 24	5. 15 5. 19 5. 20 5. 22 5. 26 5. 27 5. 29	5. 29 可決（多） （賛-自民・民主・ 公明） （反-維新・共産）	6. 2 可決	地方・ 消費者特 6. 17 可決 （附）	6. 19 可決	6. 26 法49号
③国家戦略特別区域法及び構 造改革特別区域法の一部を 改正する法律案（内閣提出 第65号）	4. 3	4. 24	4. 24	5. 15 5. 19 5. 20 5. 22 5. 26 5. 27 5. 29	5. 29 可決（多） （賛-自民・維新・ 公明） （反-民主・共産）	6. 2 可決	内閣 7. 7 可決	7. 8 可決	7. 15 法56号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

- ・ 地方創生の目指すべき具体的なゴールについての地方創生担当大臣の見解
- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略に挙げられた、「健康時から地方に移住し、安心して老後を過ごすための『日本版ＣＣＲＣ』」の課題に関する地方創生担当大臣の見解
- ・ いわゆる「新型交付金」について、使途制限が緩やかな補助金に再編成する場合の単位となる政策目的に関する地方創生担当大臣の見解
- ・ コンパクトシティなど都市機能の集約に係る施策は農村からの人口流出を招くおそれがあり、農村集落の維持・確保政策との整合性が取れないとの考えに対する農林水産省の見解
- ・ 日本再興戦略における「ローカルアベノミクス」の定義についての地方創生担当大臣の認識

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 5. 29	東京大学大学院総合文化研究科教授	松原 宏君	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出） 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出） 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	宮城県東松島市長	阿部 秀保君	
	会津若松市長	室井 照平君	
	奈良女子大学教授	中山 徹君	

27 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (45人)

委員長	浜田	靖一君	自民				
理事	今津	寛君	自民	理事	岩屋	毅君	自民
理事	江渡	聡徳君	自民	理事	松本	純君	自民
理事	御法川	信英君	自民	理事	長妻	昭君	民主
理事	下地	幹郎君	維新	理事	遠山	清彦君	公明
	小田原	潔君	自民		小野寺	五典君	自民
	大西	宏幸君	自民		大野	敬太郎君	自民
	勝沼	栄明君	自民		木原	誠二君	自民
	笹川	博義君	自民		白石	徹君	自民
	武井	俊輔君	自民		土井	亨君	自民
	中谷	真一君	自民		橋本	英教君	自民
	原田	義昭君	自民		平沢	勝栄君	自民
	星野	剛士君	自民		宮川	典子君	自民
	宮崎	政久君	自民		宮澤	博行君	自民
	盛山	正仁君	自民		山口	壯君	自民
	山田	賢司君	自民		若宮	健嗣君	自民
	緒方	林太郎君	民主		大串	博志君	民主
	後藤	祐一君	民主		辻元	清美君	民主
	寺田	学君	民主		長島	昭久君	民主
	青柳	陽一郎君	維新		太田	和美君	維新
	吉田	豊史君	維新		伊佐	進一君	公明
	佐藤	茂樹君	公明		濱地	雅一君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		志位	和夫君	共産

(2) 設置の目的

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案を審査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件及び議員提出法律案3件で、審査の概況は、次のとおりである。

① 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第72号）

○ 要旨

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に

対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるもの

○ 主な質疑内容（①及び②の2件について）

- ・ 集団的自衛権の限定行使の合憲性
- ・ 存立危機事態の認定基準
- ・ ホルムズ海峡における機雷敷設が存立危機事態に該当する可能性
- ・ 自衛隊及び我が国に対するリスクが高まる可能性
- ・ 重要影響事態と国際平和共同対処事態との関係
- ・ 弾薬の提供及び戦闘作戦行動発進準備中の航空機への給油・整備は武力行使と一体化しないとの判断の正当性
- ・ 安全確保業務及び駆け付け警護の業務内容
- ・ 新ガイドラインと平和安全法制関連法律案との関係
- ・ 米軍等の武器等防護のための武器使用が武力行使に発展する可能性

○ 公聴会

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び地方参考人会における参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

② 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第73号）

○ 要旨

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするもの

○ 主な質疑内容

（①参照）

○ 公聴会

○ 参考人からの意見の聴取

○ 委員派遣及び地方参考人会における参考人からの意見の聴取

○ 審査結果

可決

③ 自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第25号）

○ 要旨

条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められ

るに至った事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 自衛権行使の目的及び国会承認制度等に関する維新案と政府案の対比
- ・ 武力攻撃危機事態において行使される自衛権の国際法上の分類
- ・ 弾薬の提供は武力行使と一体化すると判断した理由
- ・ ホルムズ海峡の機雷封鎖への対応に関する維新案と政府案の差異

○ 審査結果

否決

④ 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第26号）

○ 要旨

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第7章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするもの

○ 主な質疑内容

- ・ 国際平和協力支援法案（維新提出）において自衛隊派遣容認の要件を国連の授權決議がある場合のみとした理由
- ・ 国際平和共同対処事態についての維新案と政府案との対比
- ・ 武力行使との一体化の観点から見た維新案と政府案との対比

○ 審査結果

否決

⑤ 領域等の警備に関する法律案（大島敦君外8名提出、衆法第27号）

○ 要旨

領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域における自衛隊の行動及び権限その他の必要な事項について定めるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 領域警備法整備の必要性
- ・ 領域警備において自衛隊が平時から行動すると事態がエスカレーションしてしまうのではないかという懸念の解消策
- ・ 領域警備区域を設定する意義とそれに伴うリスク

○ 審査結果

（審査未了）

《議案審査一覧》

閣 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
①我が国及び国際社会の平和 及び安全の確保に資するた めの自衛隊法等の一部を改 正する法律案（内閣提出第 72号）	27. 5. 15	5. 26	5. 19	5. 27 ＼ 5. 29 6. 1 6. 5 6. 10 6. 12 6. 15 6. 19 6. 22 6. 26 6. 29	7. 15 可決（多） （賛-自民・公明）	7. 16 可決	平和安全特 9. 17 可決 （附）	9. 19 可決	9. 30 法76号
			5. 26	7. 1 7. 3 7. 6(地公) 7. 8 7. 10 7. 13(公議) 7. 13 ＼ 7. 15					
②国際平和共同対処事態に際 して我が国が実施する諸外 国の軍隊等に対する協力支 援活動等に関する法律案 （内閣提出第73号）	5. 15	5. 26	5. 19	5. 27 ＼ 5. 29 6. 1 6. 5 6. 10 6. 12 6. 15 6. 19 6. 22 6. 26 6. 29	7. 15 可決（多） （賛-自民・公明）	7. 16 可決	平和安全特 9. 17 可決 （附）	9. 19 可決	9. 30 法77号
			5. 26	7. 1 7. 3 7. 6(地公) 7. 8 7. 10 7. 13(公議) 7. 13 ＼ 7. 15					

衆 法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
			提 案 理 由						
③自衛隊法等の一部を改正する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第25号）	27. 7. 8		7. 8	7. 10 7. 13 ） 7. 15	7. 15 否決（少） （賛-維新） （反-自民・公明）	7. 16 否決			
④国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（江田憲司君外4名提出、衆法第26号）	7. 8		7. 8	7. 10 7. 13 ） 7. 15	7. 15 否決（少） （賛-維新） （反-自民・公明）	7. 16 否決			
⑤領域等の警備に関する法律案（大島敦君外8名提出、衆法第27号）	7. 8		7. 8	7. 10 7. 13 ） 7. 15	（審査未了）				

(4) 公聴会

開会承認 要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 27. 7. 3	7. 3	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出）	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出）について	7. 13

(5) 公述人・参考人・地方参考人会における参考人

① 公述人

出頭日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成 27. 7. 13	岡本アソシエイツ代表	岡本 行夫君	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出）について
	東京慈恵会医科大学教授	小澤 隆一君	
	首都大学東京法学系准教授	木村 草太君	
	同志社大学法学部教授	村田 晃嗣君	
	法政大学法学部教授	山口 二郎君	

② 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 6. 22	慶應義塾大学名誉教授・弁護士	小林 節君	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出）
	弁護士	阪田 雅裕君	
	駒澤大学名誉教授	西 修君	
	法政大学法科大学院教授	宮崎 礼壹君	
	拓殖大学特任教授	森本 敏君	
7. 1	東京外国語大学大学院教授	伊勢崎賢治君	
	静岡県立大学特任教授	小川 和久君	
	第三代統合幕僚長	折木 良一君	
	ジャーナリスト	鳥越俊太郎君	
	国際地政学研究所理事長	柳澤 協二君	

③ 地方参考人会における参考人

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 27. 7. 6	沖縄県	名護市長	稲嶺 進君	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出）について
		特定非営利活動法人沖縄国際平和研究所理事長	大田 昌秀君	
		南城市長	古謝 景春君	
		前琉球新報社代表取締役社長	高嶺 朝一君	
		石垣市長	中山 義隆君	
	埼玉県	埼玉弁護士会会長	石河 秀夫君	
		弁護士 東海大学法科大学院特任教授	落合 洋司君	
		弁護士 明日の自由を守る若手弁護士の会会員	倉持麟太郎君	
		埼玉県商工会議所連合会会長	佐伯 鋼兵君	
		慶應義塾大学法学部教授	細谷 雄一君	

(6) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 27. 7. 6	第1班 沖縄県 第2班 埼玉県	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出）の審査	第1班 11人 第2班 11人



我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会（第189回国会）

28 政治倫理審査会

【第189回国会】

(1) 委員名簿 (25人)

会 長	村上 誠一郎君	自民
幹 事	木原 誠二君	自民
幹 事	高木 毅君	自民
幹 事	漆原 良夫君	公明
	大隈 和英君	自民
	古賀 篤君	自民
	橘 慶一郎君	自民
	橋本 英教君	自民
	牧島 かれん君	自民
	安住 淳君	民主
	中川 正春君	民主
	井坂 信彦君	維新
	富田 茂之君	公明

幹 事	岸 信夫君	自民
幹 事	若宮 健嗣君	自民
	伊東 良孝君	自民
	大塚 高司君	自民
	田野瀬 太道君	自民
	根本 幸典君	自民
	藤丸 敏君	自民
	宮内 秀樹君	自民
	高木 義明君	民主
	笠 浩史君	民主
	松浪 健太君	維新
	穀田 恵二君	共産

(2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

第4

憲法審査会

第4 憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

【第189回国会】

1 委員名簿（50人）

会 長	保岡	興治君	自民				
幹 事	後藤田	正純君	自民	幹 事	河野	太郎君	自民
幹 事	根本	匠君	自民	幹 事	平沢	勝栄君	自民
幹 事	船田	元君	自民	幹 事	古屋	圭司君	自民
※幹 事	武正	公一君	民主	幹 事	井上	英孝君	維新
幹 事	北側	一雄君	公明		赤枝	恒雄君	自民
	安藤	裕君	自民		池田	佳隆君	自民
	江崎	鐵磨君	自民		衛藤	征士郎君	自民
	木原	稔君	自民		小島	敏文君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民		高木	宏壽君	自民
	棚橋	泰文君	自民		辻	清人君	自民
	土屋	正忠君	自民		寺田	稔君	自民
	野田	毅君	自民		牧原	秀樹君	自民
	松本	文明君	自民		宮崎	謙介君	自民
	宮崎	政久君	自民		務台	俊介君	自民
	村井	英樹君	自民		山下	貴司君	自民
	山田	賢司君	自民		山本	有二君	自民
	若宮	健嗣君	自民		大島	敦君	民主
	鈴木	克昌君	民主		辻元	清美君	民主
	中川	正春君	民主		長妻	昭君	民主
	古本	伸一郎君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	小沢	鋭仁君	維新		馬場	伸幸君	維新
	吉村	洋文君	維新		國重	徹君	公明
	斉藤	鉄夫君	公明		濱地	雅一君	公明
	赤嶺	政賢君	共産		大平	喜信君	共産
	園田	博之君	次世代				

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

2 議案審査

付託された議案はなかった。

3 国政調査

国政調査では、自由討議、質疑及び委員派遣が行われた。主な発言及び質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な発言及び質疑内容

〈「今後の憲法審査会で議論すべきこと」について〉

- ・ 憲法改正に向けた議論における日本国憲法の三原則の堅持及び立憲主義の考え方
- ・ 各党が指摘する緊急事態、環境権を始めとする新しい人権及び財政規律に関する条項について優先して議論する必要性
- ・ 集団的自衛権行使容認に係る閣議決定（平成26年7月1日）と立憲主義との関係及び解釈変更の是非
- ・ 憲法第9条の意義、自衛権についての解釈の限界及び規定の在り方
- ・ 環境権の規定の在り方及び知る権利、プライバシー権、犯罪被害者の権利等の新しい人権の在り方
- ・ 道州制の導入を含めた地方分権についての議論の必要性
- ・ 衆議院解散時の対応を含めた緊急事態条項創設の検討
- ・ 選挙権年齢引下げに伴う主権者教育の在り方

〈憲法保障をめぐる諸問題（「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」）について〉

- ・ 立憲主義の意義
- ・ 近代立憲主義の理念及び日本国憲法の三原則と憲法改正の限界
- ・ 日本国憲法の制定経緯（いわゆる「押し付け憲法論」）の是非と国民が現行憲法を受け入れてきたことの意義
- ・ 憲法裁判所の設置の是非及び最高裁判所の違憲審査機能の強化、参照意見制度の導入等による現行憲法下での違憲審査制の拡充の必要性
- ・ 平和安全法制（平成27年5月15日提出）における集団的自衛権行使容認について、立憲主義との関係、従来の憲法解釈との論理的整合性の有無及び砂川事件最高裁判決との関係
- ・ 後方支援に係る従来の枠組みの変更と他国の武力行使との一体化との関係

○ 委員派遣における主な質疑内容

〈「改正国民投票法等の施行を受けて、これからの憲法審査会に望むこと」について〉

- ・ 憲法に危機管理条項を設ける必要性の有無
- ・ 平和安全法制（平成27年5月15日提出）の合憲・違憲性
- ・ 憲法改正の議決要件を各議院の過半数に緩和することについての見解
- ・ 地方公共団体の財政自主権を憲法に規定することによる効果
- ・ 投票権年齢引下げに伴う若者の政治参加等の方策
- ・ 社会の実態と憲法との乖離点
- ・ 憲法改正の議論は、意見が対立する問題よりは、緊急事態や地方と国との関係などから議論を進めるべきとの考え方についての見解

4 参考人・意見陳述者

(1) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 27. 6. 4	早稲田大学法学学術院教授	長谷部恭男君	日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する件（憲法保障をめぐる諸問題（「立憲主義、改正の限界及び制定経緯」並びに「違憲立法審査の在り方」））
	慶應義塾大学名誉教授 弁護士	小林 節君	
	早稲田大学政治経済学術院教授	笹田 栄司君	

(2) 意見陳述者

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 27. 6. 15	高知県	自営業者	土倉 啓介君	改正国民投票法等の施行を受けて、 これからの憲法審査会に望むこと
		主婦	竹田 昭子君	
		高知大学人文学部准教授	岡田健一郎君	
		高知自治体労働組合総連合 執行委員長	筒井 敬二君	
		高知県知事	尾崎 正直君	
		翻訳者	佐野 円君	

5 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 27. 6. 15	高知県	日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査	8人

第5

情報監視審査会

第5 情報監視審査会

情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況について調査を行うとともに、委員会等が行った特定秘密の提出要求に行政機関の長が応じなかった場合に、その判断の適否等を審査するために設置された常設の機関である。

情報監視審査会は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の施行の日（平成26年12月10日）から、国会法第102条の13の規定に基づき各議院に設けられた。

平成27年2月26日、本会議において委員が選任された。3月30日、衆議院情報監視審査会規程に基づき委員は特定秘密等を他に漏らさないことを誓う旨の宣誓を行った後、会長の互選が行われた。

【第189回国会】

1 委員名簿（8人）

会 長	額賀 福志郎君	自民			
	岩屋 毅君	自民	平沢 勝栄君	自民	
	松本 純君	自民	大塚 高司君	自民	
	松本 剛明君	民主※	井出 庸生君	維新	
	漆原 良夫君	公明			

※平成27年11月10日、議長において、委員松本剛明君の辞任を許可した。

2 調査

平成27年6月22日、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を受領し、7月2日、同報告について、上川国務大臣から説明を聴取した。8月19日、24日、27日、9月25日及び11月19日、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

《調査経過》

年月日	主な経過
平成 27. 6. 22	国会法第102条の14の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」を受領した。
7. 2	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、上川国務大臣から説明を聴取した。

年月日	主な経過
8. 19	1 特定秘密の保護に関する制度の運用並びに特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。
8. 24	警察庁、法務省、公安調査庁及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。
8. 27	総務省、経済産業省、海上保安庁及び防衛省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。
9. 25	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。
11. 19	行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する件について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。

3 審査

審査は行われなかった。

第6

請願等

第6 請願等

1 請願審議の概況等

【第189回国会】

第189回国会に提出された請願は、4,553件（299種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害者福祉についての法制度の拡充に関する請願」253件、「全てのウイルス性肝硬変・肝がん患者の療養支援とウイルス検診の推進に関する請願」211件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」179件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」143件、「難病と長期慢性疾病、小児慢性特定疾病の総合的な対策の充実に関する請願」134件などであった。

請願者の総数は、1,396万8,854人であった。

9月25日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、委員会において326件（5種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外325件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第189回国会に受領し、各委員会及び憲法審査会に参考送付した陳情書は289件、意見書は4,214件であった。

委員会等名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会 等					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	審査未了	取下			
内 閣	391	0	0	391	0	0	26	560
総 務	26	0	0	26	0	0	12	204
法 務	287	75	0	212	0	75	47	184
外 務	129	0	0	129	0	0	10	95
財 務 金 融	220	0	0	220	0	0	5	65
文 部 科 学	401	0	0	401	0	0	18	429
厚 生 労 働	1,731	250	0	1,481	0	250	50	1,264
農 林 水 産	51	0	0	51	0	0	12	625
経 済 産 業	123	0	0	123	0	0	17	81
国 土 交 通	201	0	0	201	0	0	23	107
環 境	44	0	0	44	0	0	7	37
安 全 保 障	11	0	0	11	0	0	0	15
災 害 対 策 特	51	0	0	51	0	0	9	24
倫 理 選 挙 特	65	0	0	65	0	0	4	16
沖 縄 北 方 特	1	1	0	0	0	1	1	4
拉 致 問 題 特	0	0	0	0	0	0	1	19
消 費 者 問 題 特	0	0	0	0	0	0	4	0
震 災 復 興 特	72	0	0	72	0	0	9	27
地 方 創 生 特	0	0	0	0	0	0	5	14
平 和 安 全 特	381	0	0	381	0	0	24	406
憲 法 審 査 会	368	0	0	368	0	0	5	38
計	4,553	326	0	4,227	0	326	289	4,214

※1 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

2 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会等は掲載していない。

2 採択された請願の概要

【第189回国会】

◇法務委員会

○法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（25件）

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員されたい。

○裁判所の人的・物的充実に関する請願（50件）

- 1 裁判所職員の人的体制を整備すること。
- 2 裁判所施設を充実させること。

◇厚生労働委員会

○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（179件）

- 1 腎臓病の早期発見と重症化予防に向けた総合的な対策が進むように努めること。
- 2 腎臓病患者が必要な介護支援を受けられる介護保険制度になるよう検討すること。
- 3 通院困難な透析患者の通院を保障する体制を公的に整備するよう努めること。
- 4 広域で大災害が発生しても人工透析治療を受けることができるよう都道府県が連携した災害対策への取り組みに努めること。
- 5 腎移植の推進及び再生医療の研究が進むように努めること。

○筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願（71件）

- 1 客観的診断基準を確立すること。
 - (1) 国際的に認められた診断基準を検証する研究を推進し、一日も早く日本における客観的な指標を含む診断基準を作成すること。
- 2 今後の障害者総合支援法の見直しにおける福祉サービスを充実すること。
 - (1) 対象疾患の見直しに当たっては、医療費助成・治療研究の必要性とは別に、福祉サービスそのものの必要性を踏まえて議論すること。
 - (2) この病気の患者の置かれた深刻な状況を考慮し、客観的な指標を含む診断基準が確立された場合には、迅速に対象疾患の見直しを行い、日常生活に著しく支障を来し、介護や就労支援を必要とする患者が支援を受けられるようにすること。

◇沖縄及び北方問題に関する特別委員会

○北方領土返還促進に関する請願（1件）

- 1 国民運動を支えるのは「絶対に北方四島の返還を実現する」という日本の毅然とした態度である。改めて国会において、北方四島の返還を求める決議をすること。
- 2 ロシア政府との返還交渉を加速させること。交渉に当たっては国民の要望を受けとめ「北方四島の返還なくして日ロ平和条約の締結はあり得ない」との原点に立ち、毅然たる姿勢で敏速かつ誠意を持って取り組むこと。

第7

予備的調査

第 7 予備的調査

1 予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

2 平成27年における予備的調査の概要等

平成27年における予備的調査の命令はなかった。

第8

衆議院改革等の動き

第8 衆議院改革等の動き

1 議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年3月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席の下、構成員相互の間で、

その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」「議院の運営上の問題」「政治倫理の問題」「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されている。

2 衆議院選挙制度に関する調査会

衆議院選挙制度に関する調査会（以下「調査会」という。）は、議院運営委員会の議決（平成26年6月19日）に基づき、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、議長の諮問機関として設置された。

調査会は、有識者の委員14名で構成され、議院運営委員長の陪席の下、①現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）、②各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理、③一票の較差を是正する方途、

④現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点の諮問事項について、調査、検討し、その意見を集約し議長に答申することとされている。

調査会は、平成26年9月11日から平成27年12月16日までに16回開催され、答申提出に向けた取りまとめが行われている。

（注記：衆議院選挙制度に関する調査会答申は、平成28年1月14日、大島議長に提出された。）

（ 参 考 ）

衆議院選挙制度に関する調査会について

一、調査会の設置

衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関を置く。

二、構 成

- 1 調査会は、委員15名程度をもって組織する。
- 2 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、議長がこれを委嘱する。

三、諮問事項

- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
- 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
- 3 一票の較差を是正する方途
- 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

四、運 営

議院運営委員長はオブザーバーとして陪席し、各会派の代表は求めに応じて出席し、参考意見を述べることができる。

五、答 申

- 1 調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を集約し議長に答申する。
- 2 各会派は、調査会の答申を尊重するものとする。

- 3 答申の時期については、現議員の任期を念頭に、立法作業や周知期間を考え答申願う（従って、答申が累次のものとなることも予想される）。

衆議院選挙制度に関する調査会委員名簿

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	岩崎美紀子	筑波大学教授
	大石 眞	京都大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	萱野 稔人	津田塾大学教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議員、前横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	平井 伸治	鳥取県知事
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員

第9

国際交流

第9 国際交流

1 議員海外派遣

平成27年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第189回国会開会中】

渡航(派遣) 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 27. 4. 26 ～ 5. 2	カナダ	カナダ連邦議会議員との会議・交流 促進及び政治経済事情調査	後藤 祐一君、熊田 裕通君、 田中 英之君
4. 29 ～ 5. 6	セルビア	セルビア共和国議会議員との会議・ 交流促進及び政治経済事情調査等	逢沢 一郎君、松野 博一君
9. 27 ～10. 2	ウクライナ	ウクライナ議会との交流促進及び 政治経済事情調査	森 英介君、遠山 清彦君、 泉 健太君、盛山 正仁君

【第189回国会閉会中】

渡航(派遣) 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 27. 10. 5 ～10. 11	ニュージーランド オーストラリア	ニュージーランド及びオーストラ リアにおける国立公文書館、政治 経済事情等調査	川端 達夫副議長、 安住 淳君、緒方林太郎君
10. 8 ～10. 17	英国 ポーランド チェコ ハンガリー	欧州各国における決算行政監視等 の実情調査	石関 貴史君、瀬戸 隆一君、 山田 賢司君、柚木 道義君、 松浪 健太君
10. 11 ～10. 13	韓国	大韓民国親善訪問	大島 理森議長、 額賀福志郎君、河村 建夫君、 笠 浩史君
10. 11 ～10. 20	フランス イタリア イスラエル	フランス、イタリア及びイスラエル における司法・法務事情等の調査	奥野 信亮君、伊藤 忠彦君、 山下 貴司君、山尾志桜里君、 清水 忠史君

渡航(派遣) 期 間	国 名	派 遣 の 目 的	派 遣 議 員 名
平成 27. 10. 12 ～10. 17	イタリア オランダ	イタリア及びオランダにおける農 林水産事情等調査	江藤 拓君、吉川 貴盛君、 宮腰 光寛君、玉木雄一郎君、 村岡 敏英君、畠山 和也君
10. 14 ～10. 22	トルコ ロシア ドイツ 英国	欧州各国における教育及びスポー ツ等に関する調査	福井 照君、浮島 智子君、 吉川 元君
10. 15 ～10. 23	イタリア スペイン フランス	欧州各国における議会制度及び政 治経済事情調査	岸 信夫君、笠 浩史君、 遠藤 敬君、橘 慶一郎君、 塩川 鉄也君
10. 19 ～10. 24	米国	米国における政治経済事情調査	小此木八郎君、大串 博志君、 石原 宏高君
10. 20 ～10. 28	シンガポール ニュージーランド フィジー	シンガポール、ニュージーランド及 びフィジーにおける環境保全状況 等調査	北川 知克君、平井たくや君、 牧原 秀樹君、田島 一成君、 松田 直久君、島津 幸広君
10. 22 ～10. 30	ドイツ イタリア フランス	欧州各国の地方行財政制度及び情 報通信等調査	梶屋 敬悟君、石田 真敏君、 山口 泰明君、坂本 哲志君、 奥野総一郎君、水戸 将史君
10. 23 ～10. 31	メキシコ キューバ 米国	中米カリブ諸国等の外交・政治経済 事情の調査	土屋 品子君、三ッ矢憲生君、 秋葉 賢也君、寺田 学君、 小熊 慎司君、佐藤 茂樹君、 穀田 恵二君、玉城デニー君
10. 25 ～11. 1	フランス ドイツ ロシア 中国	フランス、ドイツ、ロシア及び中国 における政治、経済及び財政状況等 に関する調査	河村 建夫君、金田 勝年君、 原田 義昭君、平沢 勝栄君、 前原 誠司君、上田 勇君
10. 26 ～11. 3	米国	北米各地域における政治経済事情 等調査	佐藤 勉君、高木 義明君、 大口 善徳君、御法川信英君、 大塚 高司君、井上 貴博君
11. 15 ～11. 19	アラブ首長国連邦 中国	アラブ首長国連邦及び中国（香港） における財政金融経済事情等調査	古川 禎久君、御法川信英君、 鈴木 克昌君、丸山 穂高君

2 国際会議及び出席議員

平成27年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第189回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 27. 3. 13	日本 (仙台)	第3回国連防災世界会議の際の議員会議	鈴木 俊一君、土井 亨君、 郡 和子君
3. 28 ～ 4. 1	ベトナム (ハノイ)	第132回 I P U 会議	鈴木 俊一君、牧島かれん君、 泉 健太君、牧 義夫君
4. 9 ～ 4. 10	日本 (東京)	第8回日中議会交流委員会	林 幹雄君、高木 毅君、 岸 信夫君、若宮 健嗣君、 大塚 高司君、木原 誠二君、 橘 慶一郎君、伊藤 忠彦君、 笠 浩史君、小熊 慎司君、 竹内 譲君、塩川 鉄也君
4. 29 ～ 4. 30	フランス (ストラスブール)	第35回日本・E U 議員会議	石原 伸晃君、平井たくや君、 後藤田正純君、階 猛君、 井出 庸生君、濱村 進君
5. 27 ～ 5. 28	日本 (東京)	I P U 世界若手議員会議東京会合	牧島かれん君、武部 新君、 石川 昭政君、山田 美樹君、 小倉 将信君、加藤 鮎子君、 泉 健太君、山尾志桜里君、 落合 貴之君、國重 徹君、 大平 喜信君
8. 31 ～ 9. 2	米国 (ニューヨーク)	第4回 I P U 世界議長会議	大島 理森議長
9. 4 ～ 9. 6	ドイツ (ライプツィヒ)	第13回 G 7 下院議長会議	大島 理森議長

【第189回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 27. 10. 17 ～10. 21	スイス (ジュネーブ)	第133回 I P U 会議	鈴木 俊一君、西村智奈美君
12. 5 ～12. 6	フランス (パリ)	国連気候変動会議（C O P 21）の際の議員会議	田中 和徳君、馬淵 澄夫君、 真山 祐一君

3 国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成27年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第189回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 27. 3. 12	閣僚級招へい (外務省)	曾鈺成 香港立法会主席（議長）	衆議院議長表敬
4. 9	第8回日中議 会交流委員会 に出席するた め来日	吉炳軒 中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会副委員 長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
4. 22	参議院招待	オグタイ・アサドフ アゼルバイジャン共和国議会議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
6. 1	I P U世界若 手議員会議東 京会合に出席 するため来日	モハメッド・アリ・フメッド ジブチ共和国国民議会議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
6. 3	国 賓	ベニグノ・アキノ三世 フィリピン共和国大統領	参議院議場演説
7. 3	第7回日本・ メコン地域諸 国首脳会議に 出席するため 来日	フン・セン カンボジア王国首相 トンシン・タンマヴォン ラオス人民民主共和国首相 テイン・セイン ミャンマー連邦共和国大統領 プラユット・ジャンオーチャー タイ王国首相 グエン・タン・ズン ベトナム社会主義共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
7. 9	参議院招待	ミゲル・バルボサ・ウエルタ メキシコ合衆国上院議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
7. 22	実務訪問賓客	フアン・オルランド・エルナンデス・アルバラード ホンジュラス共和国大統領	衆議院議長表敬
9. 17	公 賓	グエン・フー・チョン ベトナム社会主義共和国ベトナム共産党中央執行委 員会書記長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第189回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 27. 9. 29	閣僚級招へい (外務省)	チコ・ファタフェヒ・ルベニ フィジー共和国議会議長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
12. 16	外務省賓客	ナーセル・ジュデ ヨルダン・ハシェミット王国副首相兼外務大臣	衆議院議長表敬

4 正式招待による訪日外国国会議員団

平成27年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第189回国会開会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
パキスタン・イスラム共和国 国民議会議員団	レイラ・カーン 国民議会議員 パキスタン・日本友好議員連盟 外6名	平成 27. 2. 22～ 2. 27	衆議院
モンゴル国国家大会議 議長一行	ザンダーフー・エンフボルド 国家大会議議長 外9名	2. 23～ 2. 27	衆議院議長
ポーランド共和国下院議 員団	ドロタ・アルチシェフスカ＝ミエレフ チク 下院議員 下院ポーランド・日本友好議員連盟会 長 外6名	4. 13～ 4. 17	衆議院
英国下院議長一行	ジョン・バーコウ 下院議長 外1名	8. 4～ 8. 7	衆議院議長

【第189回国会閉会中】

議 員 団 名	団長名及び招待人数	滞在期間	招 待 者
ラオス人民民主共和国国 民議会議員団	ソンプー・ドゥアンサバン 国民議会議員 ラオス・日本友好議員連盟会長 外4名	平成 27. 11. 8～11. 13	衆議院
インドネシア共和国国会 議長一行	セティヤ・ノヴァント 国会議長 外9名	11. 10～11. 13	衆議院議長

5 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成27年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第189回国会開会中】

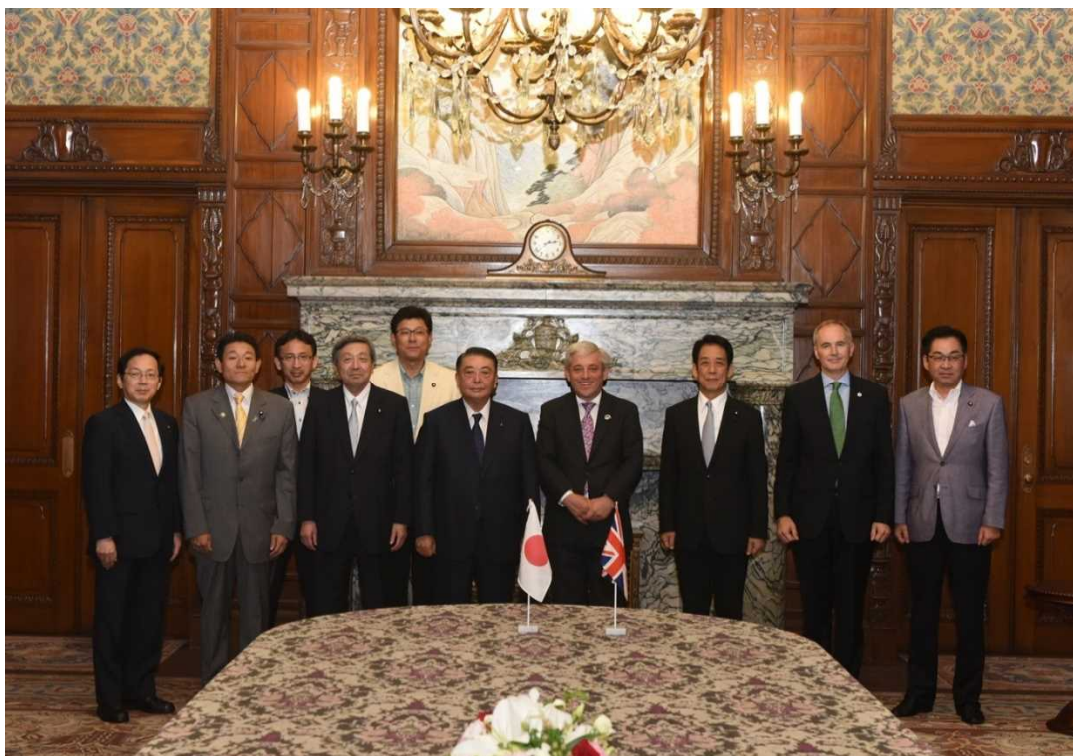
来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 27. 2. 4	パキスタン・イスラム共和国下院防衛委員会一行	安全保障委員会
2. 13	赤十字国際委員会（I C R C）総裁	外務委員長
2. 18	パレスチナ自治政府外務庁長官	外務委員長
3. 3	イラン・イスラム共和国国会外交安全保障委員会一行	外務委員会
3. 25	イスラエル国検事総長	法務委員長
4. 16	インドネシア共和国国会予算部一行	予算委員会
6. 1	チェコ共和国下院外交委員会一行	経済産業委員会 安全保障委員会
6. 2	チェコ共和国下院外交委員会一行	外務委員会
6. 2	ドイツ連邦共和国連邦議会予算委員会一行	予算委員会
7. 9	キプロス共和国外務大臣	外務委員長
7. 28	イラン・イスラム共和国国会教育研究委員会一行	文部科学委員長
8. 5	英国下院議長一行	文部科学委員会 法務委員長
9. 24	ノルウェー王国国会財務・経済常任委員会一行	財務金融委員会

【第189回国会閉会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 27. 10. 7	ドイツ連邦共和国連邦議会請願委員会一行	環境委員会
10. 19	ドイツ連邦共和国連邦議会財務委員会一行	財務金融委員長
11. 4	フィンランド共和国国会第一副議長一行	経済産業委員会
11. 5	フィンランド共和国国会第一副議長一行	外務委員長
11. 13	ジョージア国防大臣	安全保障委員長
12. 4	チェコ共和国国防大臣一行	安全保障委員長

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
12. 17	ヨルダン・ハシェミット王国副首相兼外務大臣	外務委員会

※ 懇談者欄の「〇〇委員会」は、委員長、理事及び委員、「〇〇委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。



英国下院議長一行の衆議院訪問（衆議院議長応接室）



I P U世界若手議員会議東京会合（衆議院第一議員会館多目的ホール）



国会関係資料

1 各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

第189回国会
召集日
平成27. 1. 26

会派名	議員数
自由民主党	291
(注1) 民無所属クラブ・	72
(注2) 維新の党	41
公明党	35
日本共産党	21
(注3) 次世代の党	2
(注4) 生活の党 山本太郎と なかまたち	2
社会民主党・ 市民連合	2
無所属	9
欠員	0
計	475

(注1) 27. 12. 18 民主党・無所属クラブ、会派解散

(注2) 27. 12. 18 維新の党、会派解散

(注3) 27. 10. 2 次世代の党、会派解散

(注4) 27. 1. 14 生活の党、「生活の党と山本太郎となかまたち」に会派名称変更

※ 27. 12. 9 おおさか維新の会、会派結成

27. 12. 9 改革結集の会、会派結成

27. 12. 18 民主・維新・無所属クラブ、会派結成

(2) 衆議院役員等一覧
【第189回国会】

役 職 名		氏 名 (会派)	備 考
議 長		町 村 信 孝 君 大 島 理 森 君	平成27. 4. 21 辞任 同 日 就任
副 議 長		川 端 達 夫 君	
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	井 上 信 治 君(自民)	平成27. 10. 9 辞任
	総 務 委 員 長	梶 屋 敬 悟 君(公明)	
	法 務 委 員 長	奥 野 信 亮 君(自民)	
	外 務 委 員 長	土 屋 品 子 君(自民)	
	財 務 金 融 委 員 長	古 川 禎 久 君(自民)	
	文 部 科 学 委 員 長	福 井 照 君(自民)	
	厚 生 労 働 委 員 長	渡 辺 博 道 君(自民)	
	農 林 水 産 委 員 長	江 藤 拓 君(自民)	
	経 済 産 業 委 員 長	江 田 康 幸 君(公明)	
	国 土 交 通 委 員 長	今 村 雅 弘 君(自民)	
	環 境 委 員 長	北 川 知 克 君(自民)	
	安 全 保 障 委 員 長	北 村 誠 吾 君(自民)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	逢 沢 一 郎 君(自民)	
	予 算 委 員 長	大 島 理 森 君(自民)	平成27. 4. 20 辞任
		河 村 建 夫 君(自民)	平成27. 4. 21 就任 平成27. 12. 14 辞任
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	石 関 貴 史 君(維新)	
	議 院 運 営 委 員 長	林 幹 雄 君(自民)	平成27. 10. 7 辞任
	懲 罰 委 員 長	高 木 義 明 君(民主)	平成27. 1. 26 辞任
		大 畠 章 宏 君(民主)	同 日 就任
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	梶 山 弘 志 君(自民)	平成27. 1. 26 設置、就任
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	山 本 拓 君(自民)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	古 川 元 久 君(民主)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	竹 本 直 一 君(自民)	同 上
	消費者問題に関する特別委員長	鴨 下 一 郎 君(自民)	同 上
	科学技術・イノベーション推進特別委員長	坂 本 祐之輔 君(維新)	同 上
	東日本大震災復興特別委員長	伊 藤 信太郎 君(自民)	同 上
	原子力問題調査特別委員長	吉 野 正 芳 君(自民)	同 上
	地方創生に関する特別委員長	鳩 山 邦 夫 君(自民)	同 上
	我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長	浜 田 靖 一 君(自民)	平成27. 5. 19 設置 平成27. 5. 22 就任
憲 法 審 査 会 会 長		保 岡 興 治 君(自民)	
情 報 監 視 審 査 会 会 長		額 賀 福志郎 君(自民)	平成27. 3. 30 就任
政 治 倫 理 審 査 会 会 長		村 上 誠一郎 君(自民)	
事 務 総 長		向大野 新 治 君	

2 閣僚一覧

第 3 次 安 倍 内 閣	(平成26. 12. 24~27. 10. 7)	備 考
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 君 (自民)	
内閣法第9条の第1順位指定大臣 (副総理) 財 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融) デフレ脱却担当	麻 生 太 郎 君 (自民)	
総 務 大 臣	高 市 早 苗 君 (自民)	
法 務 大 臣	上 川 陽 子 君 (自民)	
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 君 (自民)	
文 部 科 学 大 臣 教育再生担当 東京オリンピック・パラリンピック担当※	下 村 博 文 君 (自民)	※平成27. 6. 25 辞任
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 君 (自民)	
農 林 水 産 大 臣	西 川 公 也 君 (自民) 林 公 芳 正 君 (自民)	平成27. 2. 23 辞任 同 日 就任
経 済 産 業 大 臣 産業競争力担当 原子力経済被害担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構)	宮 沢 洋 一 君 (自民)	
国 土 交 通 大 臣 水循環政策担当	太 田 昭 宏 君 (公明)	
環 境 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力防災)	望 月 義 夫 君 (自民)	
防 衛 大 臣 安全保障法制担当	中 谷 元 君 (自民)	
内 閣 官 房 長 官 沖縄基地負担軽減担当	菅 義 偉 君 (自民)	
復 興 大 臣 福島原発事故再生総括担当	竹 下 亘 君 (自民)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 拉致問題担当 海洋政策・領土問題担当 国土強靱化担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防災)	山 谷 えり子 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策 消費者及び食品安全 科学技術政策 宇宙政策) 情報通信技術 (I T) 政策担当 再チャレンジ担当 クールジャパン戦略担当	山 口 俊 一 君 (自民)	
経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策)	甘 利 明 君 (自民)	

女性活躍担当 行政改革担当 国家公務員制度担当 内閣府特命担当大臣 (規制改革 少子化対策 男女共同参画)	有 村 治 子 君 (自民)	
地方創生担当 内閣府特命担当大臣 (国家戦略特別区域)	石 破 茂 君 (自民)	
東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会担当	遠 藤 利 明 君 (自民)	平成27. 6. 25 就任

第 3 次 安 倍 改 造 内 閣	(平成27.10. 7～)	備 考
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 君 (自民)	
内閣法第9条の第1順位指定大臣 (副総理) 財 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融) デフレ脱却担当	麻 生 太 郎 君 (自民)	
総 務 大 臣	高 市 早 苗 君 (自民)	
法 務 大 臣	岩 城 光 英 君 (自民)	
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 君 (自民)	
文 部 科 学 大 臣 教育再生担当	馳 浩 君 (自民)	
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 君 (自民)	
農 林 水 産 大 臣	森 山 裕 君 (自民)	
経 済 産 業 大 臣 産業競争力担当 原子力経済被害担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構)	林 幹 雄 君 (自民)	
国 土 交 通 大 臣 水循環政策担当	石 井 啓 一 君 (公明)	
環 境 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (原子力防災)	丸 川 珠 代 君 (自民)	
防 衛 大 臣	中 谷 元 君 (自民)	
内 閣 官 房 長 官 沖縄基地負担軽減担当	菅 義 偉 君 (自民)	
復 興 大 臣 福島原発事故再生総括担当	高 木 毅 君 (自民)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 行政改革担当 国家公務員制度担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (消費者及び食品安全 規制改革 防災)	河 野 太 郎 君 (自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策 科学技術政策 宇宙政策) 海洋政策・領土問題担当 情報通信技術 (I T) 政策担当 クールジャパン戦略担当	島 尻 安伊子 君 (自民)	
経済再生担当 社会保障・税一体改革担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策)	甘 利 明 君 (自民)	
一億総活躍担当 女性活躍担当 再チャレンジ担当 拉致問題担当 国土強靱化担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (少子化対策 男女共同参画)	加 藤 勝 信 君 (自民)	
地方創生担当 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (国家戦略特別区域)	石 破 茂 君 (自民)	
東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会担当	遠 藤 利 明 君 (自民)	

3 議案経過一覧

【第189回国会】

衆議院における議案件数は、

- 予算 9 件（両院通過 9 件）
- 条約 15 件（両院通過 12 件、衆議院継続 3 件）
- 内閣提出法律案 75 件（成立 66 件、衆議院継続 6 件、参議院継続 3 件）
- 衆議院議員提出法律案 50 件（成立 9 件、否決 4 件、衆議院継続 23 件、参議院継続 2 件、衆議院未了 10 件、撤回 2 件）
- 参議院議員提出法律案 26 件（成立 3 件、議決不要 1 件、参議院継続 3 件、参議院未了 18 件（うち未付託未了 9 件）、撤回 1 件）
- 承諾 5 件（両院通過 3 件、衆議院継続 2 件）
- 承認 4 件（両院通過 4 件）
- 決算等 9 件（衆議院継続 7 件、衆議院未了 2 件）
- 決議案 2 件（可決 1 件、否決 1 件）

であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	議決 不要	撤回	未了	
			衆議院	参議院					衆議院	参議院
予算	9	9								
条約	15	12	3							
閣法	75	66	6	3						
衆法	46 継続 4	9	19 継続 4	2		4		2	10	
参法	26	3		3			1	1		18
承諾	5	3	2							
承認	4	4								
決算等	1 継続 8		1 継続 6						継続 2	
決議案	2				1	1				
計	195	106	41	8	1	5	1	3	12	18

4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※ 本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

【第189回国会】

衆 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 27. 3. 26	琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案（田島一成君外 2 名提出、衆法第11号）	衆議院 撤 回
7. 8	公認心理師法案（河村建夫君外 6 名提出、衆法第28号）	衆議院 撤 回

参 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 27. 1. 30	高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案（井上義行君外 2 名提出、参法第 1 号）（予備審査）	参議院 未 了
3. 4	臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案（川田龍平君提出、参法第 2 号）（予備審査）	参議院 継 続
3. 20	法人税法の一部を改正する法律案（大久保勉君外 9 名提出、参法第 3 号）（予備審査）	参議院 未 了
4. 2	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外 1 名提出、参法第 4 号）（予備審査）	参議院 未 了
4. 9	労働基準法等の一部を改正する法律案（小池晃君提出、参法第 6 号）（予備審査）	参議院 継 続
5. 22	人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（小川敏夫君外 6 名提出、参法第 7 号）（予備審査）	参議院 継 続
6. 12	民法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外 7 名提出、参法第 8 号）（予備審査）	参議院 未 了
6. 19	家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案（和田政宗君提出、参法第 9 号）（予備審査）	参議院 未 了
7. 14	公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外 5 名提出、参法第10号）（予備審査）	参議院 撤 回
7. 23	公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外 5 名提出、参法第12号）（予備審査）	参議院 議決不要
7. 31	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（斎藤嘉隆君外 8 名提出、参法第13号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 5	サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（川田龍平君提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 7	会社法の一部を改正する法律案（大久保勉君外11名提出、参法第15号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 20	武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第16号）（予備審査）	参議院 未 了

提出日	議 案 名	備 考
平成 27. 8. 20	在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎君外 1 名提出、参法第17号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 20	合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎君外 1 名提出、参法第18号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 20	国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎君外 1 名提出、参法第19号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 20	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（小野次郎君外 1 名提出、参法第20号）（予備審査）	参議院 未 了
8. 21	民法の一部を改正する法律案（前川清成君外 6 名提出、参法第21号）（予備審査）	参議院 未 了
9. 3	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第23号）（予備審査）	参議院 未 了
9. 3	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君提出、参法第24号）（予備審査）	参議院 未 了
9. 4	領域等の警備に関する法律案（大野元裕君外 7 名提出、参法第25号）（予備審査）	参議院 未 了
9. 9	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案（尾立源幸君外 3 名提出、参法第26号）（予備審査）	参議院 未 了

5 質問主意書一覧

【第189回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、464件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

番号	提出日	件名
1	平成 27. 1. 26	議員等の世襲制限に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
2	1. 26	日本国との平和条約に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
3	1. 26	憲法解釈の変更に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
4	1. 26	法令等の解釈に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
5	1. 26	国家貿易に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
6	1. 26	外国人技能実習生制度に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
7	1. 26	輸出補助金に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
8	1. 26	請求権に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
9	1. 26	臨時財政対策債償還に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
10	1. 26	I L O第88号条約の解釈に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
11	1. 26	一般法人に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
12	1. 26	イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
13	1. 26	1972年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約についての外交文書に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
14	1. 26	1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約についての外交文書に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
15	1. 27	一・二八沖縄「建白書」の管理に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
16	1. 27	談話の内容に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
17	1. 27	1972年の沖縄返還を巡る日米間のやり取りに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
18	1. 27	新たに選出された沖縄県知事に対する政府の対応等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
19	1. 29	高速道路の整備における合併施行方式に関する質問主意書（穀田恵二君提出）
20	1. 29	安倍首相の中東外遊に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
21	1. 30	前沖縄県知事が普天間飛行場の辺野古移設を承認した経緯を調査する第三者委員会に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
22	2. 2	イスラム国による邦人殺害警告事件を受けた政府による邦人保護体制等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
23	2. 3	関税割当の運用に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
24	2. 3	2015年度沖縄振興予算に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
25	2. 4	いわゆる「イスラム国」支配地域に渡航したとされる邦人情報に関する質問主意書（大西健介君提出）
26	2. 4	請求権に関する再質問主意書（緒方林太郎君提出）
27	2. 4	I L O第88号条約の解釈に関する再質問主意書（緒方林太郎君提出）
28	2. 4	既存の政府見解と閣議決定との関係に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
29	2. 4	日本国との平和条約に関する再質問主意書（緒方林太郎君提出）
30	2. 5	違法で危険な海上警備に関する質問主意書（仲里利信君提出）
31	2. 5	I S I Lによる日本人殺害事件に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
32	2. 5	特定秘密に指定された項目に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
33	2. 5	クマラスワミ報告に対する日本政府反論書に関する質問主意書（井坂信彦君提出）

番号	提出日	件名
34	2. 5	内閣総理大臣談話に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
35	2. 5	いわゆる「老健わたり」に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
36	2. 5	いわゆる「ブラック企業」に対する求人制限に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
37	2. 5	沖縄県の民意に対する政府の対応に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
38	2. 5	1972年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約についての外交文書に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
39	2. 5	1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約についての外交文書に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
40	2. 5	イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
41	2. 5	特定秘密の保護に関する法律施行に伴う特定秘密の指定に関する質問主意書（後藤祐一君提出）
42	2. 5	鶏卵関係団体の役員人件費に関する質問主意書（上西小百合君提出）
43	2. 5	高度プロフェッショナル労働制（残業代ゼロ制度）の創設に関する質問主意書（山井和則君提出）
44	2. 5	子どもの相対的貧困率の公表に関する質問主意書（山井和則君提出）
45	2. 5	労働者派遣法改正案の修正に関する質問主意書（山井和則君提出）
46	2. 5	ドイツの労働者派遣制度の規制強化の状況に対する政府の認識に関する質問主意書（山井和則君提出）
47	2. 5	介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引き上げの担保に関する質問主意書（山井和則君提出）
48	2. 6	「後藤健二さんらの拘束場所」についてのトルコ政府から日本政府への情報提供に関する質問主意書（辻元清美君提出）
49	2. 6	岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
50	2. 6	在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
51	2. 6	福島第一原発事故の影響を描いた著作物に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
52	2. 9	介護報酬・障害福祉報酬の改定の理由と目的に関する質問主意書（山井和則君提出）
53	2. 9	常用型派遣の増大がわが国の雇用慣行を損なう可能性に関する質問主意書（山井和則君提出）
54	2. 9	高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）に関する質問主意書（山井和則君提出）
55	2. 10	新たに選出された沖縄県知事に対する政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
56	2. 10	辺野古新基地建設に係る警備体制に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
57	2. 10	「竹島の日」記念式典に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
58	2. 12	沖縄の未来を見据えた基盤整備の実現に関する質問主意書（仲里利信君提出）
59	2. 12	沖縄振興予算の名称と内容の見直しを求めることに関する質問主意書（仲里利信君提出）
60	2. 12	海上保安庁の回答及び辺野古海上での過剰警備に関する質問主意書（仲里利信君提出）
61	2. 12	大型フロートアンカーによるサンゴ礁破壊の中止と原状回復を求めることに関する質問主意書（仲里利信君提出）
62	2. 12	外務省の旅券返納命令についての報道に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
63	2. 12	高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）の対象業務、対象労働者に関する質問主意書（山井和則君提出）
64	2. 12	常用型派遣事業における「正社員」に関する質問主意書（山井和則君提出）
65	2. 13	死因究明推進に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
66	2. 13	支出官レートに関する質問主意書（井坂信彦君提出）
67	2. 13	包括医療費算定に用いる標準病名マスタの補修に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
68	2. 13	機能的食品表示に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
69	2. 13	電力システム改革に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
70	2. 13	国際海峡に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）

番号	提出日	件 名
71	2. 13	サイバー攻撃と自衛権との関係に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
72	2. 13	T P P 交渉における国益に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
73	2. 13	米空軍嘉手納基地の機能及び訓練強化等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
74	2. 13	防衛大学校のいじめ問題に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
75	2. 13	安倍首相の中東外遊に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
76	2. 13	前沖縄県知事が普天間飛行場の辺野古移設を承認した経緯を調査する第三者委員会に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
77	2. 16	野生キノコの出荷制限に関する質問主意書（小熊慎司君提出）
78	2. 16	高度プロフェッショナル労働制（残業代ゼロ制度）の創設に関する再質問主意書（山井和則君提出）
79	2. 16	労働者派遣法改正案の修正に関する再質問主意書（山井和則君提出）
80	2. 17	辺野古移設がもたらす自然破壊問題に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
81	2. 18	放送法に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
82	2. 18	2015年度沖縄振興予算に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
83	2. 18	「重要なベースロード電源」に関する質問主意書（中根康浩君提出）
84	2. 18	税理士法第50条により農協等に許可される臨時的税務書類の作成等に関する質問主意書（中根康浩君提出）
85	2. 19	安倍内閣の経済・歴史認識に関する質問主意書（長妻昭君提出）
86	2. 19	産業廃棄物堆肥化中間処理の適正化に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
87	2. 19	内閣府特命担当大臣に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
88	2. 20	年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に関する質問主意書（大西健介君提出）
89	2. 20	排他的経済水域及び大陸棚に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
90	2. 20	海洋調査活動の相互事前通報の枠組みの実施のための口上書に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
91	2. 20	院内トリアージの診療報酬算定過誤に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
92	2. 20	大臣と所管法人の新聞広告掲載に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
93	2. 20	開発協力大綱に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
94	2. 20	ふるさと納税に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
95	2. 20	人質対応検証委員会に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
96	2. 24	地方創生交付金に関する質問主意書（中島克仁君提出）
97	2. 25	琉球王国の歴史的事実と認識に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
98	2. 25	子どもが発する声等に関する質問主意書（中根康浩君提出）
99	2. 25	「竹島の日」記念式典に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
100	2. 25	在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
101	2. 26	従業者の賠償責任及び固定残業代制に関する質問主意書（山井和則君提出）
102	2. 27	集団的自衛権をめぐる歴史的変遷に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
103	2. 27	障害基礎年金の障害認定の地域差に関する質問主意書（奥野総一郎君提出）
104	3. 2	介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引き上げの担保に関する再質問主意書（山井和則君提出）
105	3. 2	高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）における成果と報酬の関係に関する質問主意書（山井和則君提出）
106	3. 2	派遣労働者の待遇に関する質問主意書（山井和則君提出）
107	3. 3	防衛大学校卒業生の任官拒否等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
108	3. 3	岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件 名
109	3. 3	イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
110	3. 4	T P P 加盟と沖縄の農業におけるサトウキビの重要性に関する質問主意書（仲里利信君提出）
111	3. 4	自動車登録手続きのワンストップサービスの拡充に係る行政書士法施行規則第20条改正に関する質問主意書（中根康浩君提出）
112	3. 5	原発再稼働による交付金増に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
113	3. 5	クールジャパン政策におけるコンテンツ産業に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
114	3. 5	産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
115	3. 5	産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
116	3. 6	有床診療所における消火設備の設置推進に関する質問主意書（中島克仁君提出）
117	3. 6	介護施設における消火設備の設置推進に関する質問主意書（中島克仁君提出）
118	3. 6	障害者施設における消火設備の設置推進に関する質問主意書（中島克仁君提出）
119	3. 9	福島県内の除染事業及び中間貯蔵施設の整備・稼働等に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
120	3. 9	福島近隣県における甲状腺検査の実施等に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
121	3. 9	再生可能エネルギーの導入拡大に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
122	3. 9	竹島問題に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
123	3. 9	国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
124	3. 9	東日本大震災の復興予算に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
125	3. 9	「竹島の日」記念式典に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
126	3. 9	在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
127	3.10	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に関する質問主意書（田島一成君提出）
128	3.10	政府広報予算に関する質問主意書（階猛君提出）
129	3.11	琉球王国の歴史的事実と認識に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
130	3.12	日独首脳会談後の記者会見に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
131	3.12	鳩山由紀夫元首相のウクライナクリミア入りに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
132	3.12	北方領土択捉島に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
133	3.12	富山強姦冤罪事件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
134	3.13	二次的著作物に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
135	3.13	大臣規範のパーティの開催自粛事項に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
136	3.13	リニア中央新幹線建設における空港との接続に関する質問主意書（中島克仁君提出）
137	3.16	地熱発電の促進に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
138	3.16	閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
139	3.16	安倍内閣の所得格差に対する認識に関する質問主意書（長妻昭君提出）
140	3.16	福島第一原発の事故原因に関する質問主意書（長妻昭君提出）
141	3.16	安倍内閣の先の大戦に対する認識に関する質問主意書（長妻昭君提出）
142	3.17	地方創生のための新たな予算制度の確立に関する質問主意書（仲里利信君提出）
143	3.17	辺野古新基地反対の座り込み行動に対する政府の過剰・異常な監視に関する質問主意書（仲里利信君提出）
144	3.17	「八紘一宇」に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
145	3.17	国際条約の遵守に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
146	3.17	関税交渉のあり方に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
147	3.17	従来の政府見解の基本的な論理に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）

番号	提出日	件 名
148	3. 17	国際リニアコライダー等に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
149	3. 17	一般法人に関する再質問主意書（緒方林太郎君提出）
150	3. 17	警察の巡回連絡カードに関する質問主意書（井坂信彦君提出）
151	3. 17	地域住民生活等緊急支援のための交付金に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
152	3. 17	補正予算の効果測定に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
153	3. 17	C S放送における「政治的公平」に関する質問主意書（井坂信彦君提出）
154	3. 18	政務三役のメール使用等に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
155	3. 18	産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
156	3. 18	産経新聞前ソウル支局長に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
157	3. 19	生活保護世帯の子どものアルバイト収入などに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
158	3. 19	相次ぐ在沖米軍機による部品落下事故等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
159	3. 19	労働者派遣法における労働契約申込みみなし制度の施行に関する質問主意書（山井和則君提出）
160	3. 20	主権侵害及び二重基準政策に関する質問主意書（仲里利信君提出）
161	3. 24	原発の電源系統の安全性の評価等に関する質問主意書（原口一博君提出）
162	3. 24	切れ目のない安全保障法制の整備に関する質問主意書（原口一博君提出）
163	3. 24	オスプレイの佐賀空港配備に関する質問主意書（原口一博君提出）
164	3. 24	東京外環道路をはじめとする高速道路建設の現状に関する質問主意書（宮本徹君提出）
165	3. 25	沖縄県の指示に対する沖縄防衛局の見解と農林水産省への申し立てに関する質問主意書（仲里利信君提出）
166	3. 26	国家公務員の残業代に関する質問主意書（長妻昭君提出）
167	3. 26	自動車安全特別会計に関する質問主意書（中根康浩君提出）
168	3. 26	安倍総理が自衛隊を「わが軍」と呼称したことに関する質問主意書（今井雅人君提出）
169	3. 26	沖縄防衛局長が沖縄県知事の停止指示を不服として農林水産大臣に提出した執行停止申立書と審査請求書に関する質問主意書（仲里利信君提出）
170	3. 26	岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
171	3. 26	国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
172	3. 26	竹島問題に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
173	3. 26	北方領土択捉島に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
174	3. 27	朝鮮総連本部ビルの転売に関する質問主意書（松原仁君提出）
175	3. 27	「「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
176	3. 27	「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
177	3. 27	東日本大震災の復興予算に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
178	3. 30	死因究明等の推進に関する質問主意書（郡和子君提出）
179	4. 1	行政不服審査法に基づく審査請求の当事者に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
180	4. 2	「全体として」に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
181	4. 2	いわゆる残コン・戻りコンおよび、おからの産業廃棄物としての位置付けに関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
182	4. 3	商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に関する再質問主意書（田島一成君提出）
183	4. 3	産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
184	4. 3	産経新聞前ソウル支局長に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
185	4. 6	「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件名
186	4. 6	国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
187	4. 6	竹島問題に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
188	4. 6	地方議会議員選挙で候補者のビラ頒布を可能とすることに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
189	4. 7	日本航空の整理解雇問題に対するILO勧告に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
190	4. 8	駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
191	4. 8	ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
192	4. 8	外務省参与に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
193	4. 10	東日本大震災の復興予算に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
194	4. 10	北方領土択捉島に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
195	4. 10	「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
196	4. 10	「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
197	4. 13	教科書袋に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
198	4. 15	産経新聞前ソウル支局長の出国禁止措置解除等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
199	4. 15	「産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
200	4. 15	「産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
201	4. 15	「竹島問題に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
202	4. 15	「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
203	4. 15	「国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
204	4. 16	高浜原発の運転差止の仮処分決定に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
205	4. 22	原発事故の指定廃棄物処分場に関する質問主意書（奥野総一郎君提出）
206	4. 22	総理官邸へのドローンの侵入に関する質問主意書（奥野総一郎君提出）
207	4. 24	元自衛官男性のいわゆる「イスラム国」支配地域入国に関する質問主意書（大西健介君提出）
208	4. 24	ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
209	4. 27	外務省参与に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
210	4. 27	「在ウズベキスタン大使館に配置されていた所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
211	4. 27	産経新聞前ソウル支局長の出国禁止措置解除等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
212	4. 27	「竹島問題に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
213	4. 27	「国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
214	4. 27	「岸田文雄外務大臣の北方領土発言等に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
215	4. 27	「産経新聞ソウル支局長に対する韓国政府の対応に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
216	4. 28	介護職員のキャリア段位制度に関する質問主意書（中島克仁君提出）
217	4. 30	国家の行政機関中枢に対する危機管理体制に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
218	4. 30	「竹島の日」記念式典に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
219	4. 30	「産経新聞前ソウル支局長に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件 名
220	4. 30	「北方領土択捉島に関する質問主意書に対する政府答弁書」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
221	5. 7	障害基礎年金の障害認定の地域差に関する再質問主意書（奥野総一郎君提出）
222	5. 7	安倍首相がロシアの対ドイツ戦勝記念式典に欠席することに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
223	5. 8	2015年の日米防衛協力のための指針の決定過程と立憲主義に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
224	5. 8	教科書検定調査審議会等の議事公開に関する質問主意書（長妻昭君提出）
225	5. 8	新たな日米防衛協力のための指針に関する質問主意書（長島昭久君提出）
226	5. 11	安全保障についての憲法の本旨に関する質問主意書（長妻昭君提出）
227	5. 12	平成27年4月27日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問主意書（柚木道義君提出）
228	5. 13	石綿健康被害救済対策に関する質問主意書（田島一成君提出）
229	5. 13	補助教材「知る沖縄戦」の使用に関する質問主意書（仲里利信君提出）
230	5. 14	選管ホームページに選挙公報を継続して掲載することに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
231	5. 14	合計特殊出生率の算出方法に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
232	5. 14	高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
233	5. 18	ビザなし交流中止に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
234	5. 20	消費税増税による景気の急激な悪化に関する質問主意書（福田昭夫君提出）
235	5. 20	アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
236	5. 21	オスプレイの安全性に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
237	5. 22	C V22オスプレイの米軍横田基地配備に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
238	5. 25	安倍総理が党首討論においてポツダム宣言を読んでいないと発言したことに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
239	5. 25	磯崎陽輔国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官のポツダム宣言に関するテレビでの発言に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
240	5. 25	平成27年4月27日開催の財政制度等審議会財政制度分科会にて提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する再質問主意書（柚木道義君提出）
241	5. 25	イスラム過激派組織「イスラム国」による日本人殺害テロ事件の対応を検証した報告書に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
242	5. 26	「歴史認識」に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
243	5. 26	安倍内閣総理大臣のウクライナ訪問等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
244	5. 28	米軍横田飛行場へのC V22オスプレイ配備に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
245	5. 28	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「県外自主避難者等への情報支援事業」に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
246	5. 28	自衛隊員の自殺、殉職等に関する質問主意書（阿部知子君提出）
247	5. 28	ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
248	5. 28	ビザなし交流中止に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
249	6. 1	「労働者派遣法23条5項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する質問主意書（岡本充功君提出）
250	6. 1	各選挙管理委員会及び総務省のホームページに選挙公報を投票日の翌日以降も継続掲載することに関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
251	6. 2	安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問主意書（辻元清美君提出）
252	6. 2	塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」発言に関する質問主意書（柚木道義君提出）
253	6. 4	中東呼吸器症候群（MERS）対策に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
254	6. 4	オスプレイの安全性に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
255	6. 4	ビザなし交流択捉島に係る朝日新聞記事の事実関係に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件 名
256	6. 4	ビザなし交流等に係る新聞報道等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
257	6. 5	わが国の放射性同位元素内用療法（R I 内用療法）の現状及び今後の国の施策に関する質問主意書（階猛君提出）
258	6. 8	ホルムズ海峡での機雷掃海に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
259	6. 9	衆議院憲法審査会に招致された参考人の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
260	6. 9	党首討論の定期開催に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
261	6. 9	米海兵隊MV22オスプレイの事故原因究明に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
262	6.10	沖縄戦についての記述の復活と教科書検定意見の撤回等に関する質問主意書（仲里利信君提出）
263	6.10	米軍横田飛行場へのC V22オスプレイ配備撤回に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
264	6.10	基礎的財政収支に関する質問主意書（福田昭夫君提出）
265	6.10	2020年東京オリンピック、パラリンピックの競技会場に関する質問主意書（中根康浩君提出）
266	6.11	市町村立公民館を政党又は政治家に貸し出す事に関する質問主意書（福田昭夫君提出）
267	6.11	「労働者派遣法23条5項規定、いわゆるマージン率の情報提供」に関する再質問主意書（岡本充功君提出）
268	6.11	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
269	6.11	「ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
270	6.11	ビザなし交流中止に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
271	6.11	「砂川判決」と集団的自衛権についての政府見解に関する質問主意書（辻元清美君提出）
272	6.11	集団的自衛権と存立危機事態に関する質問主意書（辻元清美君提出）
273	6.12	自転車運転中のイヤホンの使用並びに補聴器がイヤホンと混同されることに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
274	6.15	安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する再質問主意書（辻元清美君提出）
275	6.16	「一者応札・一者応募」に関する質問主意書（岡本充功君提出）
276	6.17	新国立競技場の整備費に関する特別立法に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
277	6.17	「労働者派遣法改正法案附則第2条」に関する質問主意書（岡本充功君提出）
278	6.17	普天間騒音訴訟で国に賠償命令が下されたことに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
279	6.18	米国食品医薬品局がトランス脂肪酸の使用を全廃する方針を出したことに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
280	6.19	塩崎厚生労働大臣の「病院前の景色を変える」発言に関する再質問主意書（柚木道義君提出）
281	6.19	「ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
282	6.19	ビザなし交流中止についての政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
283	6.19	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
284	6.19	難民の受け入れ等に係る政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
285	6.22	生活保護の住宅扶助に関して旧基準を適用することに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
286	6.22	労災補償行政に係る労災認定に関する質問主意書（高橋千鶴子君提出）
287	6.22	高レベル放射性廃棄物の最終処分に係る地方自治体向け非公開説明会に関する質問主意書（阿部知子君提出）
288	6.22	イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する質問主意書（阿部知子君提出）
289	6.22	東シナ海の領海防衛に対する政府の考え方に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
290	6.24	求職者支援制度に基づく職業訓練受講手当の不支給に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
291	6.24	基礎的財政収支に関する再質問主意書（福田昭夫君提出）
292	6.25	雇用促進住宅に関する質問主意書（中根康浩君提出）

番号	提出日	件 名
293	6. 25	特別支援教育に関する質問主意書（中根康浩君提出）
294	6. 25	「マラケシュ条約」に関する質問主意書（中根康浩君提出）
295	6. 25	新国立競技場の建設に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
296	6. 25	日本書道並びに仮名文字のユネスコ無形文化遺産登録に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
297	6. 25	法曹養成制度等に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
298	6. 30	T P P 交渉の情報開示に関する質問主意書（仲里利信君提出）
299	7. 1	日本版「サムの息子法」制定に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
300	7. 1	「ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
301	7. 1	T P P 交渉についての政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
302	7. 1	ビザなし交流中止についての政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
303	7. 1	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
304	7. 2	いわゆる「J K ビジネス」を規制する法整備に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
305	7. 2	イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する再質問主意書（阿部知子君提出）
306	7. 2	米軍普天間飛行場の形成過程と軍用地料の支払額別所有者数等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
307	7. 3	生活保護の住宅扶助の認定にかかる留意事項に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
308	7. 3	老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問主意書（中根康浩君提出）
309	7. 6	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
310	7. 6	自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
311	7. 7	存立危機事態についての諸問題に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
312	7. 8	藤崎駐米大使とクリントン國務長官との会談に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
313	7. 8	いわゆる「戦後70年談話」の閣議決定に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
314	7. 8	政治家の寄附禁止の徹底に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
315	7. 8	川内原発の高経年化対策に関する質問主意書（菅直人君提出）
316	7. 9	いわゆる「経済的徴兵制」に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
317	7. 9	サケ・マス流し網漁業に係る地元の声に対する政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
318	7. 10	母乳のインターネット販売に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
319	7. 10	新国立競技場の整備費に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
320	7. 10	安倍首相の米国連邦議会上下両院合同会議における演説等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
321	7. 10	ホルムズ海峡を迂回するパイプラインに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
322	7. 13	国が行政不服審査請求を行うことの適格性等に関する質問主意書（仲里利信君提出）
323	7. 13	T P P 交渉についての政府の見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
324	7. 13	ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
325	7. 13	ビザなし交流中止についての政府答弁に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
326	7. 13	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
327	7. 14	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に関する質問主意書（西村智奈美君提出）
328	7. 14	国内の衛星リモートセンシングに関する法整備に関する質問主意書（丸山穂高君提出）

番号	提出日	件名
329	7. 14	安倍総理がＩＯＣ総会で行った最終演説と新国立競技場建設費の関係に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
330	7. 16	生活保護受給者等に住居と生活支援サービスを提供する事業者を適正化する法整備に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
331	7. 16	水泳授業時の紫外線対策に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
332	7. 17	日本の財政は本当に厳しいのかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫君提出）
333	7. 17	集团的自衛権行使容認等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
334	7. 21	国家貿易における優遇枠に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
335	7. 21	世界遺産登録における用語の解釈に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
336	7. 21	安倍総理の答弁に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
337	7. 21	ヘリウムガス吸引による事故に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
338	7. 21	麻疹の感染者が沖縄に旅行に来たことに関する質問主意書（初鹿明博君提出）
339	7. 21	安保法制の問題点に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
340	7. 21	自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
341	7. 21	政府が設置する諮問機関に係る構成メンバーに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
342	7. 22	川内原発の高経年化対策に関する再質問主意書（菅直人君提出）
343	7. 23	藤崎駐米大使とクリントン国務長官との会談に関する再質問主意書（初鹿明博君提出）
344	7. 23	財政制度等審議会財政制度分科会で示された教職員定数の合理化に関する質問主意書（仲里利信君提出）
345	7. 23	T P P 交渉についての政府の見解等に関する第 3 回質問主意書（鈴木貴子君提出）
346	7. 23	ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
347	7. 23	ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
348	7. 23	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
349	7. 24	ミニマムアクセス米の運営等に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
350	7. 24	下関北九州道路に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
351	7. 27	米国ハワイにおけるMV22オスプレイの墜落事故と防衛省によるMV22オスプレイ購入に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
352	7. 27	文化施設と表現の自由に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
353	7. 28	日本スポーツ振興センター本部ビルの移転計画に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
354	7. 30	「障害」の表記に関する質問主意書（河野正美君提出）
355	7. 30	米国国務省「2015年人身売買報告書」に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
356	7. 30	外国人技能実習生の失踪等に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
357	7. 30	バター等に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
358	8. 3	技術的制限手段に関する質問主意書（吉村洋文君提出）
359	8. 3	ミッキーマウスの著作権に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
360	8. 3	T P P 交渉に対する政府の認識及び見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
361	8. 3	自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する第 3 回質問主意書（鈴木貴子君提出）
362	8. 3	政府が設置する諮問機関に係る構成メンバーに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
363	8. 4	「基本的人権」に関する質問主意書（初鹿明博君提出）
364	8. 4	著作権侵害の「非親告罪化」に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
365	8. 5	T P P 交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件 名
366	8. 5	ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
367	8. 5	ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
368	8. 5	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
369	8. 6	増税と歳出減では財政再建が出来ないのではないかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫君提出）
370	8. 6	自衛隊の活動に伴うリスクに関する質問主意書（寺田学君提出）
371	8. 6	国際武力紛争における先制攻撃の違法性判断に関する質問主意書（寺田学君提出）
372	8. 6	広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
373	8. 6	東京大空襲に対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
374	8. 7	沖縄戦に対する戦後70年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
375	8. 7	北朝鮮の日本人遺骨収集に対する政府対応に関する質問主意書（丸山穂高君提出）
376	8. 10	中国の南シナ海等に対する認識に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
377	8. 10	自衛隊による核兵器の輸送と広島平和記念式典における非核三原則への言及に関する質問主意書（山井和則君提出）
378	8. 17	安倍晋三内閣総理大臣の戦後70年談話に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
379	8. 17	T P P 交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
380	8. 17	東京大空襲に対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
381	8. 18	ミニマムアクセス米の運営等に関する再質問主意書（緒方林太郎君提出）
382	8. 18	沖ノ鳥島に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
383	8. 18	ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
384	8. 18	ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
385	8. 18	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
386	8. 18	広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
387	8. 20	技術的制限手段に関する再質問主意書（吉村洋文君提出）
388	8. 21	T P P 交渉に対する政府の認識及び見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
389	8. 21	沖縄戦に対する戦後70年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
390	8. 21	来年5月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
391	8. 25	外務省HPから歴史問題ページが削除された件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
392	8. 25	服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
393	8. 26	実質GDPでマイナス成長になっても対策は必要ないのかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫君提出）
394	8. 26	T P P 交渉についての政府の見解等についての政府答弁に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
395	8. 26	安倍晋三内閣総理大臣の戦後70年談話に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
396	8. 26	東京大空襲に対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件名
397	8. 27	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律に関する質問主意書（高橋千鶴子君、畠山和也君提出）
398	8. 27	原発事故・子ども被災者支援法に関する質問主意書（玉城デニー君提出）
399	8. 31	子ども・被災者支援法における支援対象地域に関して政府における科学的見解等に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
400	9. 2	ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
401	9. 2	ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁の在り方に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
402	9. 2	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
403	9. 2	広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
404	9. 3	最低賃金引き上げの閣議決定に関する質問主意書（長妻昭君提出）
405	9. 4	T P P 交渉に対する政府の認識及び見解等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
406	9. 4	沖縄戦に対する戦後70年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
407	9. 4	来年5月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
408	9. 7	沖縄戦などの被災実態等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
409	9. 7	無投票選挙における選挙公報の取り扱いに関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
410	9. 8	政府と沖縄県との話し合いの内容の確認及び透明化に関する質問主意書（仲里利信君提出）
411	9. 8	国が公有水面埋立法や行政不服審査法において公益を理由としながら私人と同様の立場を主張していることに関する質問主意書（仲里利信君提出）
412	9. 9	自衛隊が導入するオスプレイの佐賀空港配備計画に関する質問主意書（原口一博君提出）
413	9. 9	他国等からの原子力発電所への弾道ミサイル攻撃に関する質問主意書（原口一博君提出）
414	9. 9	我が国の発電用原子炉に係る新規制基準に関する質問主意書（原口一博君提出）
415	9. 9	日米ガイドラインに関する質問主意書（原口一博君提出）
416	9. 9	原発再稼働を巡る責任の所在に関する質問主意書（原口一博君提出）
417	9. 9	医療の提供の在り方に関する質問主意書（原口一博君提出）
418	9. 10	厚木基地空母艦載機の岩国基地への移駐に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
419	9. 10	被爆者の原発反対発言を遮る学校側の対応等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
420	9. 10	政府は内閣府試算や日本の経済の現状に関して重大な誤認があるのではないかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫君提出）
421	9. 10	伊勢・志摩サミット開催にあたり、外国人の方々に三河湾の可能性を体感してもらうクルーズ実施に関する質問主意書（中根康浩君提出）
422	9. 10	T P P 交渉に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
423	9. 10	安倍晋三内閣総理大臣の戦後70年談話に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
424	9. 10	外務省HPから歴史問題ページが削除された件に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
425	9. 10	東京大空襲に対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等についての政府答弁の在り方等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
426	9. 10	服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
427	9. 11	大間原子力発電所から排出される温排水に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
428	9. 11	外務省における沖縄大使に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
429	9. 14	「個人請負型就業の現状と今後の対応」に関する質問主意書（岡本充功君提出）

番号	提出日	件 名
430	9. 14	ビザなし交流択捉島訪問に係る新聞報道についての政府答弁の在り方に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
431	9. 14	ビザなし交流中止についての質問主意書に対する政府答弁の在り方に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
432	9. 14	ロシア200海里内のサケ・マス流し網漁を2016年1月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府対応等についての質問主意書に対する政府答弁に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
433	9. 14	広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等についての質問主意書に対する政府答弁に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
434	9. 14	総務省における裏金疑惑に関する質問主意書（長妻昭君提出）
435	9. 16	家庭用エアコンの据付から廃棄にいたる安全確保と電気用品安全法の技術基準に関する質問主意書（真島省三君提出）
436	9. 16	防災集団移転促進事業による土地の利活用に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
437	9. 16	胃がん検診の在り方に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
438	9. 16	アニメ・ゲーム等の表現の規制に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
439	9. 16	日本そばの品質表示に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
440	9. 16	固定資産税の住宅用地特例に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
441	9. 16	T P P 交渉の情報開示に関する質問主意書（宮崎岳志君提出）
442	9. 17	安倍首相のテレビ出演に係る政府の見解及び認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
443	9. 17	安全保障関連法案採決に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
444	9. 17	沖縄戦に対する戦後70年の節目をむかえた日本政府の見解等についての質問主意書における政府答弁の在り方等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
445	9. 17	国会議員の定数削減の実現に向けた安倍首相の今後の取り組みに関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
446	9. 17	来年5月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
447	9. 18	大間原子力発電所の運転開始の目標時期の先送りに関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
448	9. 18	子ども被災者支援法の基本方針改定案に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
449	9. 18	安全保障関連法案における国民の理解に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
450	9. 18	安全保障関連法案と防衛関係費に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
451	9. 18	日米地位協定に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
452	9. 18	小中学校における少人数学級の実現に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
453	9. 18	川内原発における火山の危険性等に関する質問主意書（本村賢太郎君提出）
454	9. 18	「安倍晋三内閣総理大臣の戦後70年談話に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
455	9. 18	1972年の沖縄返還を巡る日米間のやり取りに関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
456	9. 18	1972年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約についての外交文書に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
457	9. 18	1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約についての外交文書に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
458	9. 18	T P P 交渉に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）
459	9. 18	T P P 交渉に対する政府の認識及び見解等についての質問主意書における政府答弁の在り方等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
460	9. 18	伊方原発3号機に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
461	9. 18	外務省HPから歴史問題ページが削除された件に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）
462	9. 18	九州電力の川内原発1号機の再稼働に係る政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出）
463	9. 18	東京大空襲に対する戦後70年の節目をむかえた政府の認識等についての政府答弁の在り方等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出）

番号	提出日	件名
464	9. 18	服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する第3回質問主意書（鈴木貴子君提出）

6 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

国会回次等 区 分	第189回国会（常会）			
	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人
本 会 議	48			
（常任委員会）				
内 閣	23			7
総 務	19			72
法 務	41			26
外 務	14			
財 務 金 融	15			10
文 部 科 学	20			14
厚 生 労 働	40			37
農 林 水 産	24 [2]	[8]		13
経 済 産 業	32			15
国 土 交 通	21			12
環 境	14			2
安 全 保 障	11			4
国 家 基 本 政 策	2			
予 算	22 {1} [2]	8 [8]		34
決 算 行 政 監 視	5			3
議 院 運 営	49 (10)			(3)
懲 罰	1			
（特別委員会）				
災 害 対 策	7			
倫 理 選 挙	8			4
沖 縄 北 方	5			
拉 致 問 題	4			1
消 費 者 問 題	5			
科 学 技 術	5			1
震 災 復 興	8			
原 子 力	6			3
地 方 創 生	12			4
平 和 安 全	22 {1} [2]	5 [10]		10

国会回次等 区 分	第189回国会（常会）			
	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人
（審査会等）				
政 倫 審				
分 科 会 （予算委）	8 〔8分科〕 〔1日間〕			8
連 合 審 査 会	2			
合 同 審 査 会	2 （国家基本 政策）			
両 院 協 議 会				
憲 法 審 査 会	5 〔1〕	〔6〕		3
常任委員長会議	1			
計	501 (10) {2} 〔7〕	13 〔32〕		283 (3)

- ※1 開会回数欄の、（ ）内の数は小委員会、{ }内の数は公聴会、〔 〕内の数は委員派遣による地方公聴会（地方参考人会を含む。）の開会回数で、いずれも外数である。
- 2 開会回数には閉会中審査を含む。
- 3 公述人欄の〔 〕内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数（地方参考人会の参考人数を含む。）で外数である。
- 4 参考人欄の（ ）内の数は、小委員会における参考人数で外数である。

7 国会に対する報告等一覧

法律の規定に基づき国会に対して報告、勧告又は提出されるもののうち、平成27年に内閣、人事院等から受領したものは、次のとおりである。

※ 報告書等のうち、政府が「白書」として刊行しているものについては、刊行の際の名称を〈 〉内に記載した。

(1) 内閣から報告又は提出されたもの

年月日	名 称
平成 27. 1. 27	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
1. 30	平成26年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	平成25年度特別会計財務書類
2. 3	平成26年9月29日から平成27年1月25日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
2. 6	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成26年）
2. 10	平成26年度産業競争力強化のための重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告
	南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
	平成25年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告
2. 13	平成25年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
2. 13	交通政策基本計画の報告
2. 17	平成27年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
	租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
3. 3	平成26年度第3・四半期における予算使用の状況
	平成26年度第3・四半期における国庫の状況
3. 20	地方財政の状況報告書 〈地方財政白書〉
3. 24	平成27年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
	平成26年1月1日から同年12月31日までの間における無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告
3. 31	食料・農業・農村基本計画の変更の報告
4. 7	平成26年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
	平成26年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4. 24	「平成26年度中小企業の動向」に関する報告 〈中小企業白書〉
	「平成27年度中小企業施策」についての文書
	「平成26年度小規模企業の動向」に関する報告 〈小規模企業白書〉
	「平成27年度小規模企業施策」についての文書
5. 19	2014年の国際労働機関第103回総会において採択された議定書に関する報告書
	2014年の国際労働機関第103回総会において採択された勧告に関する報告書
5. 22	「平成26年度水産の動向」に関する報告 〈水産白書〉
	「平成27年度水産施策」についての文書
5. 26	「平成26年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告 〈交通安全白書〉
	「平成27年度交通安全施策に関する計画」の報告
	「平成26年度食料・農業・農村の動向」に関する報告 〈食料・農業・農村白書〉
	「平成27年度食料・農業・農村施策」についての文書

年月日	名 称
5. 29	「平成26年度食育推進施策」に関する報告 〈食育白書〉
	「平成26年度森林及び林業の動向」に関する報告 〈森林・林業白書〉
	「平成27年度森林及び林業施策」についての文書
6. 5	「平成26年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告 〈子ども・若者白書〉
	「平成26年度環境の状況」に関する報告
	「平成27年度環境の保全に関する施策」についての文書
	「平成26年度循環型社会の形成の状況」に関する報告 〈環境白書／循環型社会白書
	「平成27年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書 ／生物多様性白書〉
	「平成26年度生物の多様性の状況」に関する報告
6. 9	「平成27年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書
	「平成26年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告 〈ものづくり白書〉
	「平成26年度観光の状況」に関する報告 〈観光白書〉
	「平成27年度観光施策」についての文書
6. 12	「平成26年度交通の動向」に関する報告 〈交通政策白書〉
	「平成27年度交通施策」についての文書
	「平成26年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告 〈高齢社会白書〉
	「平成27年度高齢社会対策」についての文書
	「平成26年度犯罪被害者等施策」に関する報告 〈犯罪被害者白書〉
6. 16	平成26年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告
	「平成26年度土地に関する動向」に関する報告 〈土地白書〉
	「平成27年度土地に関する基本的施策」についての文書
	「平成26年度障害者施策の概況」に関する報告 〈障害者白書〉
6. 19	「平成26年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告 〈人権教育・啓発白書〉
	「平成26年度科学技術の振興に関する年次報告」 〈科学技術白書〉
	「平成26年度首都圏整備に関する年次報告」 〈首都圏白書〉
	平成26年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告
6. 22	「防災に関してとった措置の概況」の報告 〈防災白書〉
	「平成27年度の防災に関する計画」の報告
	「平成26年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告 〈男女共同参画白書〉
	「平成27年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書
	「平成26年度消費者政策の実施の状況」に関する報告 〈消費者白書〉
	平成26年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
6. 26	東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所の事故による原子力損害に関する報告
	特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告
	「平成26年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告 〈自殺対策白書〉
	「平成26年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告 〈少子化社会対策白書〉
7. 7	平成26年度第4・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）
	平成26年度第4・四半期における国庫の状況
7. 14	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
7. 24	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
7. 14	「平成26年度エネルギーに関する年次報告」 〈エネルギー白書〉
7. 24	過労死等の防止のための対策に関する大綱の報告

年月日	名 称
7. 28	平成27年 1 月 1 日から同年 6 月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
8. 7	南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
8. 25	被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の変更の報告
9. 4	サイバーセキュリティ戦略の報告
	平成26年度における予算使用の状況（平成26年度出納整理期間を含む。）
	平成27年度第 1 ・四半期における予算使用の状況
	平成27年度第 1 ・四半期における国庫の状況
9. 15	平成26年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
9. 29	平成26年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
	国家公務員倫理規程及び職員の職務に係る倫理に関する規則に関する報告
	平成26年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
11. 27	東日本大震災からの復興の状況に関する報告
12. 4	平成27年度第 2 ・四半期における予算使用の状況
	平成27年度第 2 ・四半期における国庫の状況
12. 11	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
12. 15	国民の保護に関する基本指針の変更の報告
12. 18	広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

(2) 内閣を経由して報告又は提出されたもの

年月日	名 称
平成 27. 2. 17	地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務大臣）
3. 24	破壊活動防止法に基づく平成26年団体規制状況の年次報告（法務大臣）
4. 14	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく調達価格等に関する報告（経済産業大臣）
5. 8	郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見の報告（郵政民営化推進本部長）

年月日	名	称
6. 9	平成26年度原子力規制委員会年次報告書（原子力規制委員会委員長）	〈原子力安全白書〉
6. 12	平成26年度公害等調整委員会年次報告書（公害等調整委員会委員長）	〈公害紛争処理白書〉
	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）	
6. 19	平成26年度特定個人情報保護委員会年次報告書（特定個人情報保護委員会委員長）	
10. 9	平成26年度公正取引委員会年次報告書（公正取引委員会委員長）	〈独占禁止白書〉
11. 27	国立研究開発法人科学技術振興機構平成26年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）	
	独立行政法人日本学術振興会平成26年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター平成26年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）	
12. 11	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）	

※ 報告書等の報告者又は提出者を（ ）内に記載した。

(3) 人事院から報告、勧告又は意見申出されたもの

年月日	名	称
平成 27. 3. 27	平成26年官民人事交流に関する年次報告	
6. 19	平成26年度人事院業務状況の報告	〈公務員白書〉
8. 6	一般職の職員の給与についての報告、勧告及び一般職の職員の勤務時間についての報告、勧告並びに公務員人事管理についての報告（平成27年人事院勧告）	

(4) 会計検査院から報告されたもの

年月日	名	称
平成 27. 9. 16	報告書「医療費の適正化に向けた取組の実施状況について」	
	報告書「土砂災害対策に係る事業の実施状況について」	
	報告書「国有林野事業の運営等について」	
9. 30	報告書「政府出資株式会社等における事業及び財務の状況等について」	
10. 8	報告書「地域再生法に基づく事業の実施状況等について」	
	報告書「租税特別措置（法人税関係）の適用状況等について」	
12. 10	報告書「各府省等における政策評価の実施状況等について」	
	報告書「独立行政法人及び国立大学法人等の自己収入の確保等に向けた取組の状況について」	

(5) 国と地方の協議の場から提出されたもの

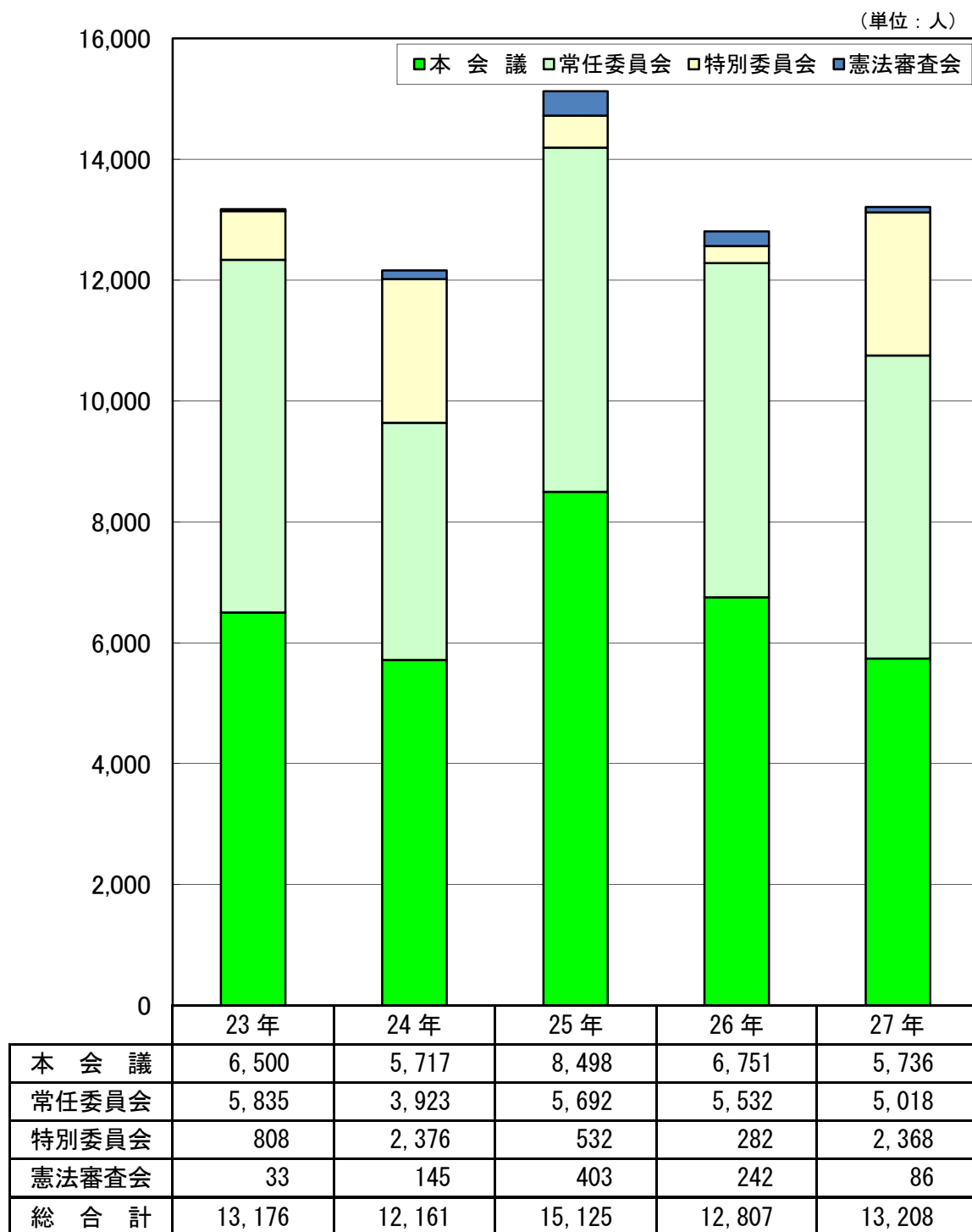
年月日	名	称
平成 27. 2. 24	国と地方の協議の場（平成26年度第3回）における協議の概要に関する報告書	
7. 13	国と地方の協議の場（平成27年度第1回）における協議の概要に関する報告書	
11. 9	国と地方の協議の場（平成27年度第2回）における協議の概要に関する報告書	

(参考) 衆議院の議決に基づき同院に対して内閣から報告されたもの

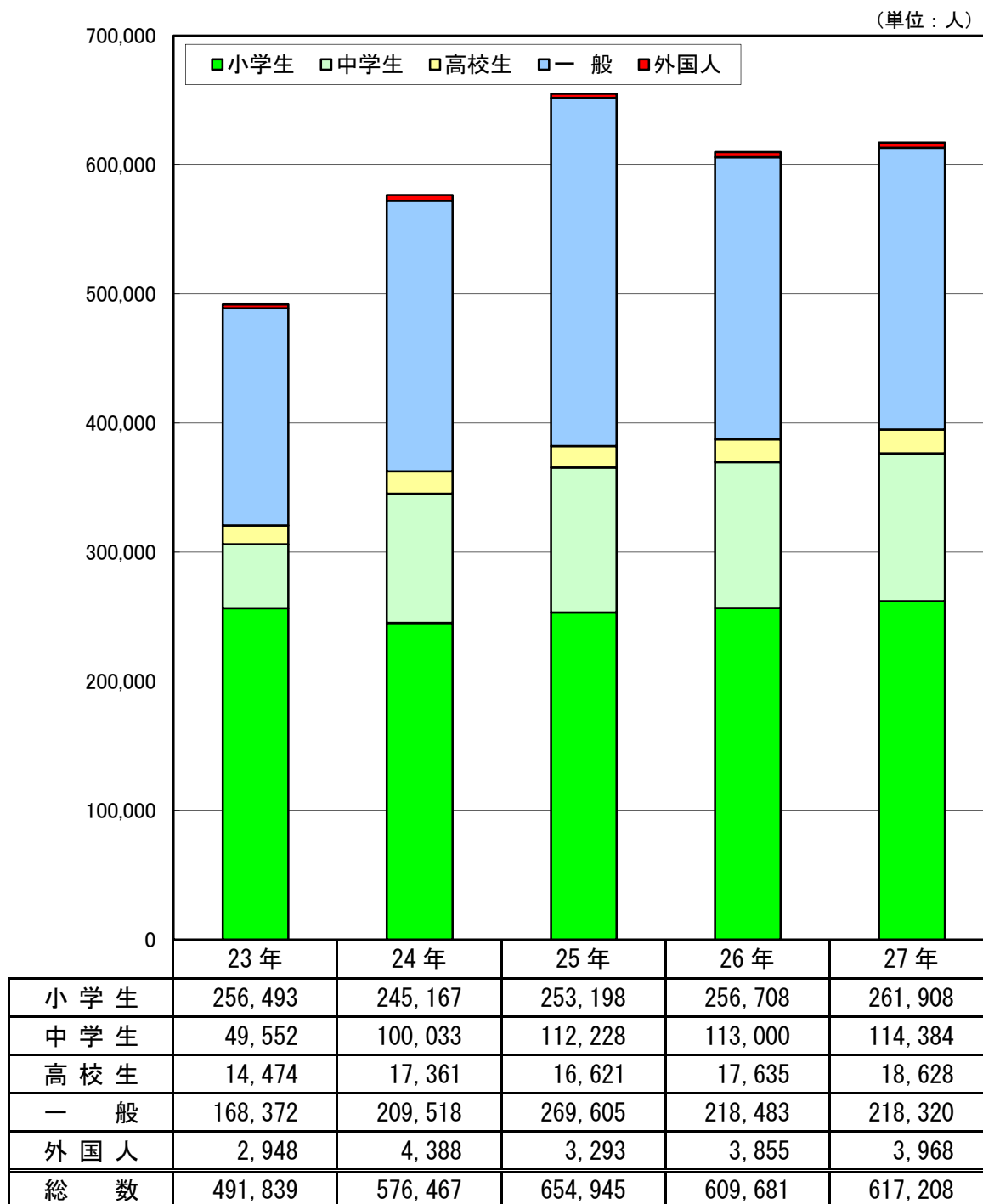
年月日	名 称
平成 27. 2. 12	平成21年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告
	平成22年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告
	平成23年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

8 傍聴人数

本会議・委員会（常任・特別）・憲法審査会



9 参観者数



〔参考〕

1 国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日（回次）等	定数	増減	備 考
昭和 21. 4. 10(第22回)	468 (466)		沖縄県（定数2）は米国占領下にあり、選挙は事実上の定数466で実施
22. 4. 25(第23回)	466	－ 2	沖縄県を除く
29. 4. 30	467	＋ 1	奄美群島区（定数1）で実施
42. 1. 29(第31回)	486	＋19	大都市の人口増加に伴う定数は正
45. 11. 15	491	＋ 5	沖縄県（定数5）で実施
51. 12. 5(第34回)	511	＋20	選挙区別人口による定数は正
61. 7. 6(第38回)	512	＋ 1	選挙区別人口による定数は正
平成 5. 7. 18(第40回)	511	－ 1	選挙区別人口による定数は正
平成6年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入 定数500（小選挙区300、比例代表200（11ブロックにおいて実施））			
平成 8. 10. 20(第41回)	500	－11	平成6年公選法改正後初の総選挙
12. 6. 25(第42回)	480	－20	比例代表を20削減（小選挙区300 比例代表180）
26. 12. 14(第47回)	475	－ 5	小選挙区を5削減（小選挙区295 比例代表180）

(2) 参議院議員

通常選挙期日（回次）等	定数	増減	改選議席数	備 考
昭和 22. 4. 20(第1回)	250		全国区100 地方区150	半数は任期3年 第2回以降半数改選
45. 11. 15	252	＋ 2	沖縄県定数2	1名次期選挙で改選
昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入 定数252（比例代表100、選挙区152）				
昭和 58. 6. 26(第13回)	252	0	比例代表50 選挙区76	昭和57年公選法改正後初の選挙
平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入 定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。 ただし、平成16年7月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。				
平成 13. 7. 29(第19回)	247	－ 5	比例代表48 選挙区73	平成12年公選法改正後初の選挙 比例代表を2、選挙区を3削減
16. 7. 11(第20回)	242	－ 5	比例代表48 選挙区73	比例代表を2、選挙区を3削減

2 国会議員会派別議員数の推移

(1) 衆議院

(召集日現在)

国会 回次(召集日)	会 派	自 民 民	民 主	維 新	公 明	共 産	次 世 代	生 活	社 民	み ん な	結 い	改 会	減 税	大 地	日 本	き づ な	国 民	国 守	無	欠 員
174(常)(平成22. 1. 18)		119	311		21	9			7	5							3	3	2	
175(臨)(22. 7. 30)		116	307		21	9			7	5					3		4	2	4	2
176(臨)(22. 10. 1)		116	307		21	9			6	5					3		4	2	5	2
177(常)(23. 1. 24)		117	307		21	9			6	5					2		4	2	5	2
178(臨)(23. 9. 13)		118	302		21	9			6	5					2		4	2	10	1
179(臨)(23. 10. 20)		118	302		21	9			6	5					2		5	2	9	1
180(常)(24. 1. 24)		120	292		21	9			6	5					2	9	5		10	1
181(臨)(24. 10. 29)		118	248	5	21	9		47	6	5		4	4	3	2				6	2
182(特)(24. 12. 26)		294	57	54	31	8		9	2	18									7	
183(常)(25. 1. 28)		294	56	54	31	8		7	2	18									10	
184(臨)(25. 8. 2)		294	56	53	31	8		7	2	18									11	
185(臨)(25. 10. 15)		294	56	53	31	8		7	2	17									12	
186(常)(26. 1. 24)		293	55	53	31	8		7	2	9	9								13	
187(臨)(26. 9. 29)		294	55	41	31	8	19	7	2	9									14	
188(特)(26. 12. 24)		291	73	41	35	21	2	2	2										8	
189(常)(27. 1. 26)		291	72	41	35	21	2	2	2										9	

※ 表中の各国会回次(召集日現在)における会派の正式名称は次のとおりである。

自 民：「自由民主党・改革クラブ」(174回)	社 民：「社会民主党・市民連合」
「自由民主党・無所属の会」(175回～181回)	みんな：「みんなの党」
「自由民主党」(182回～189回)	結 い：「結いの党」
民 主：「民主党・無所属クラブ」	改 会：「改革無所属の会」
(～180回、182回～189回)	減 税：「減税日本・平安」
「民主党・無所属クラブ・国民新党」(181回)	大 地：「新党大地・真民主」
維 新：「日本維新の会」(181回～186回)	日 本：「たちあがれ日本」
「維新の党」(187回～189回)	きづな：「新党きづな」
公 明：「公明党」	国 民：「国民新党」(174回)
共 産：「日本共産党」	「国民新党・新党日本」(175回～180回)
次世代：「次世代の党」	国 守：「国益と国民の生活を守る会」
生 活：「国民の生活が第一・きづな」(181回)	
「日本未来の党」(182回)	
「生活の党」(183回～188回)	
「生活の党と山本太郎となかまたち」(189回)	

(2) 参議院

(召集日現在)

国会 回次(召集日)	会 派	自 民 主 義	民 主 党	公 明 党	維 新 党	共 産 党	元 氣 会	次 代 会	無 ク 党	社 民 党	生 活 党	改 革 党	み ん な の 党	み ど り の 風	国 民 新 党	大 地 党	日 改 党	無 所 属	欠 員
174(常) (平成22. 1. 18)		82	120	21		7				5								7	
175(臨) (22. 7. 30)		83	106	19		6				4			11		3		5	5	
176(臨) (22. 10. 1)		83	106	19		6				4			11		3		5	5	
177(常) (23. 1. 24)		83	106	19		6				4			11		3		5	5	
178(臨) (23. 9. 13)		83	106	19		6				4			11		3		5	5	
179(臨) (23. 10. 20)		83	106	19		6				4			11		3		5	5	
180(常) (24. 1. 24)		86	106	19		6				4		2	11		4			4	
181(臨) (24. 10. 29)		87	90	19		6				4	12	2	11	4		2		5	
182(特) (24. 12. 26)		83	87	19	3	6				4	8	2	11	4	3	2		4	6
183(常) (25. 1. 28)		83	87	19	3	6				4	8	2	12	5	2			5	6
184(臨) (25. 8. 2)		113	58	20	9	11				3	2	3	18					4	1
185(臨) (25. 10. 15)		114	58	20	9	11				3	2	3	18					4	
186(常) (26. 1. 24)		114	58	20	9	11				3	2	3	18					4	
187(臨) (26. 9. 29)		114	58	20	11	11		4		3	2	3	12					4	
188(特) (26. 12. 24)		114	58	20	11	11	6	7	4	3	2	2						4	
189(常) (27. 1. 26)		114	58	20	11	11	7	6	4	3	3	2						3	

※ 表中の各国会回次(召集日現在)における会派の正式名称は次のとおりである。

自 民 : 「自由民主党・改革クラブ」(174回)	次 代 : 「次世代の党」
「自由民主党」(175回～177回、184回～189回)	無 ク : 「無所属クラブ」
「自由民主党・無所属の会」	社 民 : 「社会民主党・護憲連合」
(178回、179回、182回、183回)	生 活 : 「国民の生活が第一」(181回)
「自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会」	「日本未来の党」(182回)
(180回、181回)	「生活の党」(183回～188回)
民 主 : 「民主党・新緑風会・国民新・日本」	「生活の党と山本太郎となかまたち」
(174回)	(189回)
「民主党・新緑風会」	改 革 : 「新党改革」(180回～183回)
(175回～180回、182回～189回)	「新党改革・無所属の会」
「民主党・新緑風会・国民新党」(181回)	(184回～189回)
公 明 : 「公明党」	み ん : 「みんなの党」
維 新 : 「日本維新の会」(181回～186回)	み 風 : 「みどりの風」
「維新の党」(187回～189回)	国 民 : 「国民新党」
共 産 : 「日本共産党」	(175回～180回、182回、183回)
元 氣 : 「日本を元気にする会」(188回)	大 地 : 「新党大地・真民主」
「日本を元気にする会・無所属会」	日 改 : 「たちあがれ日本・新党改革」
(189回)	

3 会期等

国 会 回 次	召 集 日	開 会 式	会期終了日	会期 上段：当初会期 下段：延 長
第174回（常 会）	平成22. 1. 18	平成22. 1. 18	平成22. 6. 16	150
第175回（臨時会）	22. 7. 30	22. 7. 30	22. 8. 6	8
第176回（臨時会）	22. 10. 1	22. 10. 1	22. 12. 3	64
第177回（常 会）	23. 1. 24	23. 1. 24	23. 8. 31	150 70
第178回（臨時会）	23. 9. 13	23. 9. 13	23. 9. 30	4 14
第179回（臨時会）	23. 10. 20	23. 10. 21	23. 12. 9	51
第180回（常 会）	24. 1. 24	24. 1. 24	24. 9. 8	150 79
第181回（臨時会）	24. 10. 29	24. 10. 29	〔24. 11. 16〕 解 散	33 (19日目に解散)
第182回（特別会）	24. 12. 26	24. 12. 28	24. 12. 28	3
第183回（常 会）	25. 1. 28	25. 1. 28	25. 6. 26	150
第184回（臨時会）	25. 8. 2	25. 8. 2	25. 8. 7	6
第185回（臨時会）	25. 10. 15	25. 10. 15	25. 12. 8	53 2
第186回（常 会）	26. 1. 24	26. 1. 24	26. 6. 22	150
第187回（臨時会）	26. 9. 29	26. 9. 29	〔26. 11. 21〕 解 散	63 (54日目に解散)
第188回（特別会）	26. 12. 24	26. 12. 26	26. 12. 26	3
第189回（常 会）	27. 1. 26	27. 1. 26	27. 9. 27	150 95

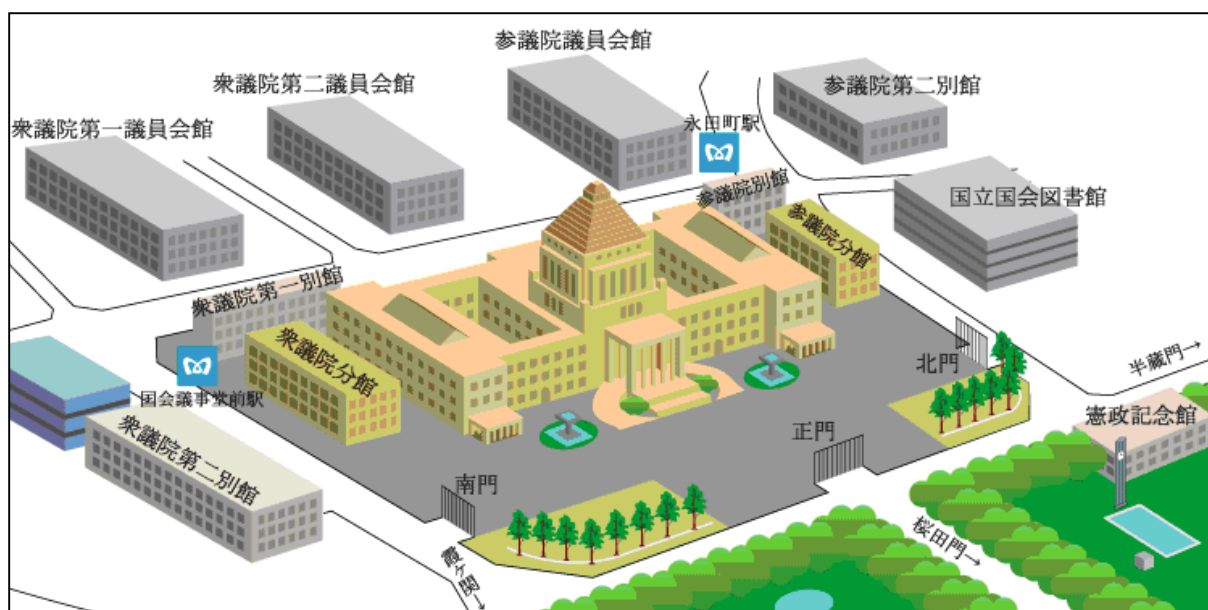


国会案内

国会案内

目	次	頁
○ 国会周辺図		289
○ 広報・広聴		290
＜参観者ホールでの情報提供＞		291
＜会議録等刊行物の閲覧＞		292
＜衆議院ホームページ＞		294
＜国会審議中継＞		296
○ 国会会議録検索システム		297
○ 国会参観（衆議院）の手續		298
○ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴		299
○ 請願の手續		300
○ 陳情の手續		302
○ 地方議会からの意見書の手續		302
○ 復興特別意見書の手續		302
○ 福島復興再生特別意見書の手續		302
○ 行政に関する苦情受付窓口		303
○ 意見窓口「憲法のひろば」		304
○ 憲政記念館		305
○ 国会議員政策担当秘書資格試験		307
○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧		309
○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧		309
○ 衆議院事務局の情報公開		310

○ 国会周辺図



■ 衆議院 (The House of Representatives)

郵便番号 100-0014
 東京都千代田区永田町1-7-1
 電話番号 (代表) 03-3581-5111

＜最寄り駅＞

東京メトロ 丸ノ内線、千代田線 国会議事堂前駅
 有楽町線、半蔵門線、南北線 ... 永田町駅

○ 広報・広聴

広報課では、衆議院ホームページ、国会審議中継、参観者ホールにおける展示等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。

また、国民の皆様から寄せられる衆議院の構成、本会議・委員会及び議案等の基本情報、衆議院の各種手続等に関するご質問並びにご意見にも対応をしております。

お問合せ先は次のとおりです。

衆議院事務局庶務部広報課

住 所 〒100－8960 東京都千代田区永田町 1－7－1

受 付 平日 9 時～17 時 45 分（土、日、休日及び年末年始を除く。）

電 話 03（3581）5151

＜参観者ホールでの情報提供＞

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所として参観コースの出発点に位置しており、各種パネル及びパソコン等により、国会に関する情報の提供を行っています。

1 各種パネル

衆議院の概要及び最新情報について展示を行っています。展示パネルは次のとおりになります。「議長・副議長の顔写真」「国会議事堂周辺の空撮写真」「国会とその周辺の官庁の案内図」「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」「衆議院会派別所属議員数一覧」「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

2 パソコン情報検索コーナー

楽しみながら国会についての知識を得ることができるよう、国会チャレンジクイズなどのオリジナルコンテンツ及び国会関係のホームページの閲覧、並びに立法活動や国会議事堂を紹介したビデオ及び審議中継（ライブ・録画）の視聴ができます。

3 衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び『衆議院の動き』などの各種刊行物の展示を行っています。



（パソコン情報検索コーナー）

< 会議録等刊行物の閲覧 >

1 主な刊行物の種類

(1) 会議録

- ・ 衆議院本会議録
- ・ 衆議院委員会会議録
- ・ 国家基本政策委員会合同審査会会議録（党首討論）
- ・ 衆議院憲法審査会会議録

(2) 議案類等

- ・ 法律案
内閣提出法律案（閣法）
議員及び委員会提出法律案（衆法）
- ・ 質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
- ・ 衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
- ・ 予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
- ・ 決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

- ・ 衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
- ・ 衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
- ・ 衆議院の動き（法律案の審議状況等1年間の活動を国会の会期ごとにまとめたもの）
- ・ 帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
- ・ 議会制度百年史（全12巻）及び目で見る議会政治百年史
- ・ 衆議院ガイドブック平成26年版
- ・ R E S E A R C H B U R E A U 論究
- ・ 通過議案要旨集

2 閲覧案内

刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録、議案類は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。また、一部の刊行物は、衆議院ホームページでも公開されています。

- ・ 衆議院刊行物展示コーナー

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-1-1
衆議院憲政記念館 1 階
電 話 03 (3581) 5111 内線31530

- ・ 国立国会図書館

住 所 〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電 話 03 (3581) 2331 (代表)

<衆議院ホームページ>

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会に関する情報、立法情報並びに議員情報等のほか、国会案内及び各種手続（傍聴及び参観等）に関する情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp/>

[サイトマップ](#)
[ヘルプ](#)

[音声読み上げ](#)

[本会議・委員会等](#)
[立法情報](#)
[議員情報](#)
[国会関係資料](#)
[各種手続](#)
[English](#)

フォトギャラリー

本会議開会情報

- 掲載情報はあります。(平成27年10月30日)

委員会開会情報(衆議院公報)

- 掲載情報はあります。(平成27年10月30日)

議長の挨拶

副議長の挨拶

第189回国会(常会)は平成27年9月27日に終了いたしました。

新着情報

- 法律案等審査経過概要を更新しました。(平成27年10月30日) [NEW](#)
- 憲政記念館特別展「戦後復興への道のり 吉田茂・鳩山一郎 特別展」のお知らせを掲載しました。(平成27年10月29日) [NEW](#)

[トピックス一覧](#)

- 第13回 衆議院選挙制度に関する調査会が開かれました。(平成27年10月19日)

本会議・委員会等

- [本会議](#)
 - [本会議開会情報](#)
- [委員会等](#)
 - [委員名簿](#)
 - [委員会ニュース](#)
 - [憲法審査会](#)
 - [情報監視審査会](#)
 - [政治倫理審査会](#)

立法情報

- [会議録](#)
 - [国会会議録検索システム\(国立国会図書館HP\)](#)
- [議案](#)
 - [法律案等審査経過概要](#)
 - [質問主意書・答弁書](#)
 - [請願](#)
 - [制定法律](#)
 - [衆議院公報\(会議情報\)](#)

議員情報

- [衆議院の役員等一覧](#)
- [会派名及び会派別所属議員数](#)
- [議員一覧](#)
- [会派別議員一覧](#)
- [衆議院議員会館議員事務室一覧表](#)
- [議員氏名の正確な表記](#)

各種手続

- [請願・陳情書・意見書の手続](#)
- [本会議、委員会等の傍聴案内](#)
- [衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内](#)
- [会議録等刊行物の閲覧](#)
- [国会参観の手続及び各種パンフレット](#)
- [行政に関する苦情受付窓口](#)

ご案内

- [調達情報](#)
- [国会議員政策担当秘書資格試験](#)
- [事務局職員採用案内](#) [NEW](#)
- [法制局職員採用案内](#)
- [情報公開](#)
- [その他ご案内](#)

事務局・法制局からのお知らせ

- [衆議院を発信元と詐称する電子メールについて](#)

衆議院憲法審査会

衆議院法制局

国会関係資料

- [国会について](#)
- [国会関係法規](#)
- [国会会期一覧](#)
- [歴代議長・副議長一覧](#)
- [衆議院の動き](#)
- [調査局作成資料](#)
- [衆議院議員総選挙一覧](#)
- [その他資料等](#)

衆議院事務局 採用情報

国会事故調

関連リンク

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
電話(代表)03-3581-5111
[案内図](#)

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

衆議院ホームページの主な提供情報

議長・副議長の挨拶	衆議院議長・副議長からのメッセージ
本会議・委員会等	
本会議	
本会議開会情報	本会議の議事日程及び議事経過【掲載回次】第151回国会以降
委員会等	
委員名簿	各委員会の最新の委員名簿
委員会ニュース	各委員会の審査経過、質疑者、主な質疑項目及び議題とされた法律案等の概要、修正案要旨及び附帯決議等【掲載回次】第169回国会以降
憲法審査会	新着情報、憲法審査会委員名簿、審査会ニュース、会議日誌、会議資料、今後の開会予定等【掲載回次】第167回国会以降
情報監視審査会	情報監視審査会委員名簿、関係法規、開会日及び議事経過
政治倫理審査会	政治倫理審査会の最新の委員名簿
立法情報	
会議録	本会議、委員会、憲法審査会等の会議録情報【掲載回次】第145回国会以降
国会会議録検索システム	衆参両院の全ての会議録等（国立国会図書館サイトへのリンク）
議案	議案の審議経過情報及び法律案・決議案の本文等【掲載回次】第142回国会以降
法律案等審査経過概要	法律案等の審査経過概要【掲載回次】第148回国会以降
質問主意書・答弁書	質問主意書・答弁書の本文及び経過情報【掲載回次】第1回国会以降
請願	委員会に付託された請願に関する情報【掲載回次】第143回国会以降
制定法律	国会で成立した法律の本文情報【掲載回次】第1回国会以降
衆議院公報 （会議情報）	本会議、委員会、憲法審査会等の開会及び経過情報 【掲載回次】第147回国会以降
議員情報	衆議院の役員等一覧、会派名及び会派別所属議員数、議員一覧、会派別議員一覧、衆議院議員会館議員事務室一覧表、議員氏名の正確な表記
国会関係資料	国会について（国会の地位、組織及び役割等の説明、国会施設案内、事務局及び法制局に関する情報）、国会関係法規、国会会期一覧、歴代議長・副議長一覧、衆議院の動き、調査局作成資料、衆議院議員総選挙一覧等
各種手続	請願・陳情・意見書の手続、本会議・委員会等の傍聴案内、衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内、会議録等刊行物の閲覧、国会参観の手続及び各種パンフレット、行政に関する苦情受付窓口についての情報
ご案内	調達情報、国会議員政策担当秘書資格試験、事務局職員採用案内、法制局職員採用案内、情報公開、その他ご案内についての情報
各種リンク	
衆議院インターネット審議中継	衆議院本会議・委員会等の審議のインターネット中継及びビデオライブラリ
衆議院憲政記念館	常設展及び特別展等についての情報
衆議院憲法審査会	上記憲法審査会の情報と同じ
衆議院法制局	衆議院法制局の組織概要、衆法情報、成立した議員立法、採用についての情報
衆議院事務局採用情報	衆議院事務局の採用についての情報
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会サイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業で保存）へのリンク
関連リンク	国会関連、政党及び官公庁等のホームページへのリンク案内
その他掲載情報	トピックス、ヘルプ、ホームページについて、Webアクセシビリティ、リンク・著作権等について、お問い合わせ、案内図についての情報

< 国会審議中継 >

1 国会審議テレビ中継放送

衆議院では、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、衆参両院の本会議や委員会等の国会審議を開会から散会まで、有線テレビジョンにより国会内の各施設、各府省等及び政党本部に中継しています。

また、国会審議を報道機関等を通じて国民に公開するため、希望する放送局や通信社等にも配信しています。

2 国会審議インターネット中継

インターネット上に本院の審議中継ホームページを開設し、本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継は、ライブ中継とともにビデオオンデマンドによる録画中継（ビデオライブラリ）も行っています。録画中継は、第174回通常国会以降の審議映像を視聴することができます。

なお、衆議院ホームページからもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス <http://www.shugiintv.go.jp>



○ 国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第1回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（FAQ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム（国立国会図書館HP）」又は国立国会図書館ホームページの「サービス一覧」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス <http://kokkai.ndl.go.jp>



○ 国会参観（衆議院）の手続

1 参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っております。
お申込みの手続は参観受付窓口で行っております。
なお、衆議院議員の紹介によるお申込みは従前のとおりです。

【一般参観の申込み方法】

衆議院ホームページから参観申込書（PDF）をダウンロードし、必要事項をご記入の上、参観受付窓口へ直接又はFAXでお申込みください。FAXで申し込まれる方は、2か月前から前日の午後4時まで受け付けております。

（FAX）平日 03-3581-7954

土・日・休日 03-3581-5387

※ 少人数（9名まで）の場合は当日も受け付けます。

2 参観時間

平日 午前8時～午後5時（午後4時までに受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日 午前、午後それぞれ3回

午前 9時30分、10時30分、11時30分

午後 1時、2時、3時

なお、本会議開会前1時間及び本会議開会中は、参観はできません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

3 交通

東京メトロ丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩3分）

東京メトロ有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩3分）

なお、駐車場は、バス専用となっています。

4 問合せ先

衆議院事務局警務部参観係

住 所 〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03(3581) 5111 内線33771、33772

○ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

1 本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の2種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員1人につき1枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年7月11日制定）の遵守が要求されます。

2 委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

3 問合せ先

- ・ 本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
電 話 03 (3581) 5111 内線33861
- ・ 委員会の傍聴は「委員部総務課」
電 話 03 (3581) 5104 (直通)
- ・ 憲法審査会の傍聴は「憲法審査会事務局」
電 話 03 (3581) 5563 (直通)

○ 請願の手続

1 国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されています。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干渉しないこととされています。

2 衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会（理事会）の決定により、おおむね会期終了日の7日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字を使った場合や複写されている場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっている場合でも同様です。

3 請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4 請願の審査

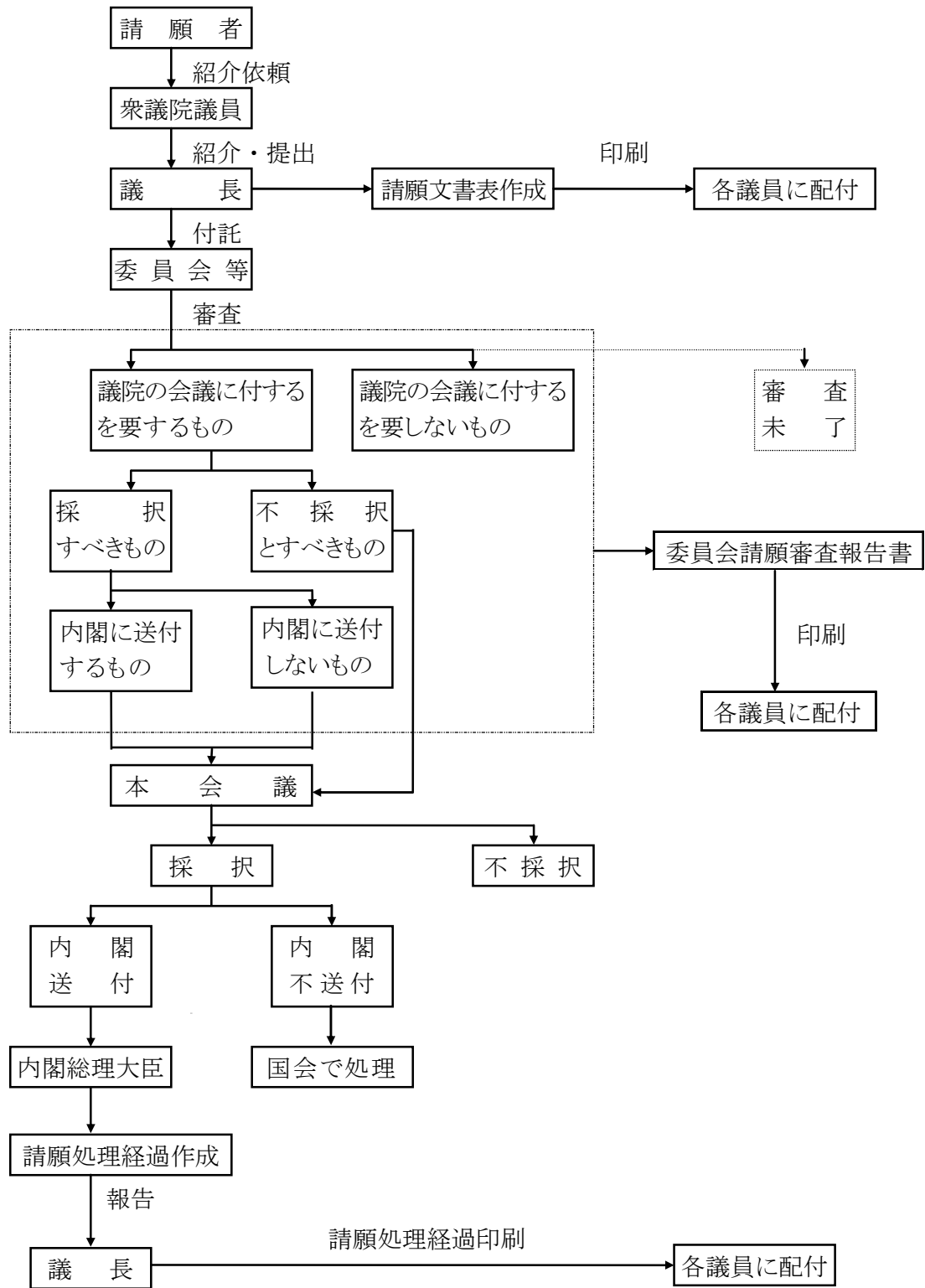
請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適當の委員会等に付託されます。

委員会等では、審査の結果に従い、議院の会議に付するを要するものと要しないものに区別し、要するものについては、採択すべきものとする請願と不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきもののうち、内閣に送付することを適當と認めるものについてはその旨を附記し、議院に報告することになっています。

本会議では、委員会等において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適當とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。

衆議院における請願処理の概要図



なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

○ 陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適當の委員会等に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字による場合は押印が必要です。

○ 地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会は、国会に意見書を提出することができます。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適當の委員会等に参考のため送付されます。

○ 復興特別意見書の手続

東日本大震災復興特別区域法第11条第8項により、認定地方公共団体等は、国会に復興特別意見書を提出することができます。

衆議院への復興特別意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇復興特別意見書」とし、当該地方公共団体名及び首長名を記載し公印を押印の上、東日本大震災復興特別区域法第11条第8項に基づく復興特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された復興特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○ 福島復興再生特別意見書の手続

福島復興再生特別措置法第62条第1項により、福島県知事は、国会に福島復興再生特別意見書を提出することができます。

衆議院への福島復興再生特別意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇福島復興再生特別意見書」とし、福島県知事名を記載し公印を押印の上、福島復興再生特別措置法第62条第1項に基づく福島復興再生特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された福島復興再生特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○ 行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

- 1 この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が受理する苦情の範囲は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益や行政機関等の不正等に関するものです。
- 2 この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

苦情の受付は次のとおりです。

1 F A Xによる受付 03 (3581) 7731

2 封書、はがきによる受付

〒100-8960

(東京都千代田区永田町1-7-1)

衆議院決算行政監視委員会

「行政に関する苦情」係 宛

(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3 電子メールによる受付

アドレス: kujo@shugiin.jk.go.jp

(注) 添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。また、内容が詳細かつ大量のものについては郵便等をお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、F A X 番号を明記してください。

○ 意見窓口 「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民のみなさまのご意見を受け付けております。

ご意見のある方は、次の要領でお送りください。

1 電子メールによる受付

アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

2 F A Xによる受付

03（3581）5875

3 封書、はがきによる受付

〒100－8960

東京都千代田区永田町1－7－1

憲法審査会「憲法のひろば」係 宛

いずれのご意見についても、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はF A X番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

電子メールについて、HTML形式のメール、添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。

○ 憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年3月に開館しました。

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には、藩主であり時の大老でもあった井伊直弼が居住し、後に明治時代になってからは参謀本部・陸軍省が置かれました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されました。その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館では、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

1 憲政史シアター

議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国憲法の制定、帝国議会の開設を経て、戦後、新憲法の制定によって新しい国会が発足し、今日に至るまでの「憲政の歩み」をハイビジョン映像で見ることができます。

2 憲政史映像選択コーナー

3台のモニターで、「国会のすすめ」「憲政の歩み」「憲政のあけぼの」「帝国議会の歩み」「新しい国会の歩み」「婦人参政への道」「議事堂ものがたり」「憲政擁護運動から普選の実施まで」「昭和の開幕から新国会の誕生まで」などのソフトを選択して見ることができます。

3 憲政の歩みコーナー・壁面コーナー

明治維新から帝国議会を経て現在の国会に至る憲政の歩みを、文書類をはじめ、関係資料・写真などで見ることができます。また、憲政の歴史に関係ある資料を企画展示しています。

4 映像検索コーナー

3台のパソコンで、「憲政史上の人々」「歴代の衆議院議長」「歴代の内閣総理大臣」「錦絵紹介」の中から好みの項目を検索して、人物の肉声を聞いたり、略歴などを見ることができます。

5 立体ビジョンコーナー

帝国議会第1次仮議事堂に初登院する議員たちの有様や、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の模様などを立体映像で見ることができます。

6 議場体験コーナー

本会議開会ベルが鳴り、内閣総理大臣の演説する映像が映し出されます。これを議席に座って見ることができます。また、演壇や議席で自由に記念写真を撮ることもできます。

7 国会の仕組みコーナー

5台のパソコンで、国会の仕組みや世界の議会を分かりやすく紹介するほか、国会の知識をQ & Aのクイズ方式でランキングを競うなど楽しみながら学習できます。

8 情報検索コーナー

6台のパソコンで、憲政記念館特別展の主な展示資料の解説や、衆議院審議中継などを見ることができます。

9 尾崎メモリアルホール

衆議院議員当選25回、議員として60年7か月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品、著作、書跡、写真などを展示しています。

10 衆議院刊行物展示コーナー

本院の会議録等刊行物を閲覧することができます。また、一部の刊行物は衆議院ホームページでも公開されています。

※「戦後復興への道のりー吉田茂・鳩山一郎ー特別展」が平成27年11月4日（水）から11月27日（金）まで開催されました。

入館料 無 料
開館時間 9時30分～17時（入館は16時30分まで）
休館日 毎月の末日及び12月28日から翌年1月4日

衆議院事務局憲政記念館

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1
電 話 03(3581)1651（直通）
F A X 03(3581)7962
ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>



憲政記念館

○ 国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年4月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成27年度の例を掲載します。

1 試験の名称

平成27年度国会議員政策担当秘書資格試験

2 受験資格

(1) 平成27年9月10日（最終合格者発表）現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者

- ① 大学を卒業した者及び平成28年3月までに大学卒業見込みの者
- ② 国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により、受験することができない。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験

(1) 第1次試験

- ① 試験日 平成27年7月11日（土）
- ② 試験場 東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）
- ③ 試験方法 多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）
- ④ 第1次試験合格者発表 平成27年8月25日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第2次試験

- ① 試験日 平成27年9月2日（水）
- ② 試験場 衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町1-7-1）
- ③ 試験方法 口述式

4 最終合格者発表

平成27年9月10日（木）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、可否については各人に郵送で通知する。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

衆議院及び参議院のホームページにおいてPDF形式で交付する。

また、衆議院議員面会所受付及び参議院議員面会所受付において平成27年4月13日（月）から5月15日（金）の9時30分から17時15分の間交付する（土曜日、日曜日及び休日を除く）。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形2号・A4判が入る大きさ）を必ず同封すること（5月13日（水）必着）。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙（受験申込書、写真票、受験票）に所要事項を記入の上、受験申込書・写真票に写真（最近6か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼り、受験票を通常はがきに貼って、衆議院事務局庶務部議員課宛に特定記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書・受験票・写真票（第1次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書及び住民票（いずれも平成27年4月1日以降発行のもの）を第2次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成27年5月7日（木）から5月15日（金）まで。

ただし、平成27年5月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

7 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03 (3581) 5165 (直通)

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>

参議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03 (5521) 7485 (直通)

ホームページアドレス <http://www.sangiin.go.jp>

○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- ・資産等報告書
- ・資産等補充報告書
- ・所得等報告書
- ・関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去7年分のものになります。

・ 閲覧場所

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館地下1階 資産等報告書等閲覧室

交 通：東京メトロ千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（1番出口）
東京メトロ銀座線及び南北線溜池山王駅下車（5番出口）

・ 閲覧日時

閲覧日：原則として、1月4日から12月28日までの毎日

ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は
閲覧できません。

時 間：9時30分～12時、13時～17時30分

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線68106）
までお問い合わせください。

○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・ 閲覧場所

・ 閲覧日時

衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線68101、
68110）までお問い合わせください。

○ 衆議院事務局の情報公開

国会は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていませんが、衆議院事務局は、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて規程等を定め、平成20年4月1日から情報公開制度の運用を行っています。

1 開示の申出ができる文書

- ・ どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料又は学術研究用資料等は除かれます。
- ・ 「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のことをいいます。したがって、立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、開示対象文書に含まれていません。
- ・ 国会の会議録等については、衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」からアクセスすることができます（297頁参照）。また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、同ホームページの「衆議院インターネット審議中継」から見るすることができます（296頁参照）。

2 議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

- ・ 情報公開窓口にて、開示の対象となる議院行政文書を含むファイルのリストである「議院行政文書ファイル管理簿」を備えていますので、開示申出文書を特定する際の参考としてご利用ください。

3 開示申出から開示の実施まで

- ・ 開示の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（開示申出書）を情報公開窓口にて提出（郵送も可）してください（開示申出手数料は不要です。）。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードすることができます。
- ・ 開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に書面等により開示あるいは不開示の通知を行います。期限内に通知ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を連絡します。
- ・ 議院行政文書の開示の実施を受ける場合には、①「議院行政文書開示実施方法等申出書」（開示方法等申出書）の提出、②開示通知書の提示（情報公開窓口で開示の実施を受ける場合）をしてください。

4 開示の実施方法

- ・ 開示の実施方法は、原則として閲覧又は写しの交付です（写しの交付は有料）。
- ・ 写しの交付に係る手数料の納付は、開示方法等申出書に収入印紙を貼り付ける方法で行ってください。
- ・ 写しの交付は、郵送でもできます（別途郵送料が必要）。

5 苦情の申出

- ・ 開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて異議がある場合には、全部又は一部を開示しない旨の連絡をした日の翌日から60日以内に、衆議院事務局に対して書面により「苦情の申出」を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が「衆議院事務局情報公開苦情審査会」に諮問し、その答申を受けて扱いを決定します。
- ・ 苦情の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書の開示に関する苦情の申出書」（苦情申出書）を提出してください。苦情申出書は衆議院ホームページからダウンロードできます。

6 その他

- ・ 「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」及び「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則」については、衆議院ホームページの「ご案内」欄の「情報公開」から見るができます。

7 問合せ先等

衆議院事務局情報公開窓口（衆議院第二別館8階・庶務部文書課内）

受付時間 9時30分～12時、13時～17時

※土日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-3

電 話 03（3581）5097（直通）

03（3581）5111（代表） 内線35035

郵送の場合

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院文書課情報公開担当 宛

※電子メール及びFAXでは受け付けていません。



国会年表

○国会年表

平成27年1月1日から12月31日までの政治等の主な動きについて国会に関する事項を中心に作成したものである。

年月日	事 項
平成27(2015)年	
1. 1	○日本を元気にする会結成（代表参議院議員松田公太君）
9	政府 ・特定秘密保護法により指定した特定秘密の件数は382件（平成26年末現在）と発表
13	○元気、役員を決定（代表兼幹事長松田公太君、政策調査会長山田太郎君、国会対策委員長井上義行君）
14	衆院 ・生活の党、「生活の党と山本太郎となかまたち」に会派名称変更届出 参院 ・生活の党、「生活の党と山本太郎となかまたち」に会派名変更届出 ・生活、山本太郎君の入会届出 政府 ・平成27年度予算政府案について閣議決定（一般会計の総額96兆3,420億円（前年度当初予算比0.5%増）は当初予算としては最大） ・平成27年度税制改正の大綱について閣議決定
15	○日豪経済連携協定（E P A）発効
16	○第189回国会（常会）召集詔書公布（1.26召集） ○安倍内閣総理大臣、エジプト、ヨルダン、イスラエル及びパレスチナ自治政府訪問のため出発（1.16～1.20 各国首脳と会談 1.21帰国）
17	○天皇皇后両陛下、阪神・淡路大震災20年追悼式典（神戸市）に御臨席
18	○民主党代表選挙（立候補者 長妻昭君、細野豪志君、岡田克也君）衆議院議員岡田克也君を選出
19	参院 ・次代、アントニオ猪木君の退会届出 ・元気、アントニオ猪木君の入会届出
20	○国際観光振興機構（日本政府観光局（J N T O））、平成26年の訪日外客数が1,341万4千人（前年比29.4%増）となり過去最高と発表 ○オバマ米大統領、一般教書演説でT P P 妥結に意欲
21	○日本銀行、金融政策決定会合で平成27年度の物価見通しを前年度比1.0%に下方修正 ○群馬県のハッ場ダムの本体工事着工（計画から63年） ○日英外務・防衛閣僚会合（「2＋2」）開催（ロンドン）、共同声明を発表
22	○民主、役員を決定（代表代行長妻昭君、蓮舫君、幹事長枝野幸男君、政策調査会長細野豪志君、国会対策委員長高木義明君）
23	衆院 ・自民、山口壮君の会派所属届出 ○サウジアラビアのアブドゥラー国王が死去、後継国王にサルマン皇太子即位
24	○I S I L（イラク・レバントのイスラム国）を名乗る組織が、拘束している邦人2人のうち1人を殺害したとする画像を公開
26	第189回国会（常会）召集 （会期150日間 延長1回95日間 会期実数245日間 9.27まで） 衆院会派別議員数（自民291 民主72 維新41 公明35 共産21 次世代2 生活2 社民2 無9） 参院会派別議員数（自民114 民主58 公明20 維新11 共産11 元気7 次代6 無ク4 社民3 生活3 改革2 無所属3）

年月日	事 項
	開会式 両院 ・財政演説 衆院 ・常任委員長選任（懲罰一民主） ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 拉致問題 消費者問題 科学技術 震災復興 原子力 地方創生） ・平成26年度補正予算提出（2. 3成立） 参院 ・特別委員会設置（災害対策 沖縄・北方 倫理選挙 拉致問題 ODA 地方・消費者 復興・原子力） ・調査会設置（国際経済・外交） ・日本を元気にする会、「日本を元気にする会・無所属会」に会派名変更届出 1. 27 衆院 ・財政演説に対する質疑 ○生活、共同代表に衆議院議員小沢一郎君、参議院議員山本太郎君が就任 28 参院 ・財政演説に対する質疑 ○国内航空第3位のスカイマーク株式会社、東京地裁に民事再生手続開始の申立て 30 政府 ・平成26年の地方からの提案等に関する対応方針閣議決定 ○厚生労働省、平成27年度の公的年金支給額改定に際し、マクロ経済スライドの初適用を決定 31 ○I S I L（イラク・レバントのイスラム国）を名乗る組織が、拘束している残る1人の邦人を殺害したとする映像を公開 ○ヴァイツゼッカー元ドイツ大統領死去（94歳） 2. 4 衆院 ・予算委 経済・外交等について集中審議 5 衆院 ・シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（自民・民主・維新・公明・共産・次世代・生活・社民共同）提出（同日可決） 参院 ・予算委 内政・外交の諸問題に関する集中審議 6 ○第3次安倍内閣資産公開 9 ○維新、役員を決定（代表江田憲司君、幹事長松野頼久君、政務調査会長柿沢未途君、国会対策委員長馬場伸幸君） ○G20財務相・中央銀行総裁会議開催（トルコ・イスタンブール）（～2. 10）（テロ組織の資金遮断へ結束する等の共同声明を採択） 10 政府 ・開発協力大綱について閣議決定（政府開発援助（ODA）大綱を12年ぶりに改定し名称を開発協力大綱に改める） ○日モンゴル首脳会談（東京）、日モンゴル経済連携協定（EPA）に署名 12 両院 ・施政方針・外交・財政・経済演説 衆院 ・平成27年度総予算提出（4. 9成立） 政府 ・平成27年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について閣議決定 ○原子力規制委員会、福井県の関西電力高浜発電所3、4号機の安全対策が新規規制基準に適合しているとの審査書を決定 14 ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため岩手県（大船渡市）及び宮城県（気仙沼市）を訪問 16 衆院 ・施政方針演説等に対する質疑（～2. 17、2日間） 17 衆院 ・所得税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3. 31成立） ・地方税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3. 31成立）

年月日	事 項
2. 20	・地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3. 31成立） 参院 ・施政方針演説等に対する質疑（～2. 18、2日間） 衆院 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（閣法）提出（8. 28成立）
22	○維新党大会 ○与那国島（沖縄県・与那国町）で、「与那国島への『自衛隊基地建設』の民意を問う住民投票」を実施、賛成過半数 ○パキスタン・イスラム共和国国民議会議員団来日（衆議院招請 2. 27離日）
23	○農林水産大臣西川公也君辞任、後任林芳正君任命 ○日本と韓国の二国間通貨スワップ取極の終了 ○モンゴル国国家大会議議長一行来日（衆議院議長招請 2. 27離日）
26	衆院 ・情報監視審査会委員選任 ○財務省、平成27年度の国民負担率を発表（43. 4%で過去最高を更新） ○英国ケンブリッジ公爵（ウィリアム王子）殿下来日（東日本大震災の被災地等訪問 ～3. 1）
27	衆院 ・予算委 経済・財政等について集中審議 ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が「大会開催基本計画」を公表、国際オリンピック委員会（I O C）及び国際パラリンピック委員会（I P C）に提出
28	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため福島県（郡山市、本宮市、富岡町、双葉町及び南相馬市）を訪問（～3. 1）
3. 1	○民主党大会 ○東日本大震災の影響で供用が遅れていた常磐自動車道全線開通
3	衆院 ・株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（閣法）提出（5. 29成立） ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（5. 27成立） ・電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（6. 17成立） ・予算委 外交・安全保障等について集中審議
5	衆院 ・公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆法）提出（6. 17成立）
6	衆院 ・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（閣法）提出（衆院継続） ・防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6. 10成立） ・予算委 地方創生等について集中審議
	○次世代党大会
8	○自民党大会
9	衆院 ・予算委公聴会 平成27年度総予算について公述人から意見聴取 ○日独首脳会談（東京）
10	衆院 ・個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（8. 28参院修正 9. 3衆院回付案同意、成立）
11	政府 ・東日本大震災四周年追悼式（国立劇場）
12	衆院 ・予算委 社会保障（いわゆる格差問題）等について集中審議
13	衆院 ・刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（参院継続）

年月日	事 項
	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（9.9参院修正 9.11衆院回付案同意、成立） ○日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）開催（東京）、日仏防衛装備品協力・技術移転協定に署名 ○天皇皇后両陛下、国連防災世界会議開会式御臨席及び東日本大震災被災地の復興状況御視察のため宮城県へ御出発（～3.15） ○「大阪都構想」の制度案、大阪市議会で可決（3.17大阪府議会承認）により、5.17住民投票実施へ ○第3回国連防災世界会議の際の議員会議開催（仙台市）
3.14	○第3回国連防災世界会議開催（仙台市）（～3.18）（「仙台宣言」及び「仙台防災枠組2015－2030」を採択）
	○北陸新幹線開業（長野駅－金沢駅）
17	○元気党大会
	○関西電力美浜発電所1、2号機（福井県）、日本原子力発電敦賀発電所1号機（福井県）廃炉決定
18	○九州電力玄海原子力発電所1号機（佐賀県）、中国電力島根原子力発電所1号機（島根県）廃炉決定
	○チュニジアの首都チュニス市郊外にあるバルドー国立博物館において武装集団による銃撃テロ事件が発生、邦人3名を含む22名が死亡
20	衆院 ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法）提出（6.19成立） 参院 ・予算委 外交・安全保障等に関する集中審議 政府 ・少子化社会対策大綱について閣議決定（平成32年までの少子化対策指針）
	○自民、公明両党の「安全保障法制整備に関する与党協議会（座長高村正彦君）」、安全保障法制整備の具体的な方向性について合意
21	○日中韓外相会議開催（ソウル）
23	○翁長沖縄県知事、米軍普天間基地の移設先である名護市辺野古沖で政府が進めるボーリング作業等の調査作業停止を指示（3.24防衛省沖縄防衛局、指示の取消しを求める審査請求と指示の効力を止める執行停止を申立て 3.30林農林水産大臣、指示の効力を止める執行停止を決定）
	○リー・クアンユー元シンガポール首相死去（91歳）
24	衆院 ・地域再生法の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.19成立）
25	参院 ・情報監視審査会委員選任 ○福岡高裁、平成26年12月に執行された衆議院議員総選挙の小選挙区の一票の較差（最大2.13倍）を違憲と判断（選挙の無効については請求棄却）
26	参院 ・予算委公聴会 平成27年度総予算について公述人から意見聴取
27	衆院 ・平成27年度暫定予算提出（3.30成立） 参院 ・予算委 経済・財政・国際問題に関する集中審議
	○国連人権理事会で、北朝鮮の拉致問題を含む「北朝鮮人権状況決議」を採択
28	○第132回 I P U会議開催（ベトナム・ハノイ）（～4.1）、衆議院議員鈴木俊一君を執行委員に選出
29	○安倍内閣総理大臣、リー・クアンユー元シンガポール首相の国葬参列のためシンガポールへ出発（3.30帰国）

年月日	事	項
3. 30	衆院	・情報監視審査会、会長に額賀福志郎君を互選
	参院	・情報監視審査会、会長に金子原二郎君を選任
31	衆院	・郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.5成立）
	政府	・「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更について閣議決定 ・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情について及び外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について閣議決定（北朝鮮に対する日本独自の制裁措置を2年間延長する） ・食料・農業・農村基本計画の変更について閣議決定（食料自給率の目標を50%から45%に引き下げる等） ○麻生財務大臣、アジアインフラ投資銀行（A I I B）創設メンバーへの参加見送りを表明
4. 1	参院	・予算委 地方創生・社会保障等に関する集中審議 ○国立研究開発法人「日本医療研究開発機構」発足
3	衆院	・国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法）提出（7.8成立） ・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案（閣法）提出（8.28成立）
5		○菅官房長官、翁長沖縄県知事と米軍普天間基地移設について初会談
6	衆院	・維新、上西小百合君の会派離脱届出 ○文部科学省、平成28年度から中学校で使用される教科書の検定結果を公表し、社会科では、初めて全教科書で竹島と尖閣諸島を「固有の領土」と記述
8	参院	・予算委 国民生活・エネルギー・政治理念に関する集中審議 ○天皇皇后両陛下、パラオ国御訪問に御出発（戦没者慰霊 4.9御帰国）
9	参院	・予算委 安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議 ○第8回日中議会交流委員会開催（東京）（～4.10）
11		○オバマ米大統領とカストロ・キューバ国家評議会議長が会談（パナマ）
12		○第18回統一地方選前半戦（10道県知事、5政令市長、41道府県議、17政令市議） 投票日 北海道・高橋はるみ、神奈川県・黒岩祐治、福井県・西川一誠、三重県・鈴木英敬、奈良県・荒井正吾、鳥取県・平井伸治、島根県・溝口善兵衛、徳島県・飯泉嘉門、福岡県・小川洋、大分県・広瀬勝貞、札幌市・秋元克広、相模原市・加山俊夫、静岡市・田辺信宏、浜松市・鈴木康友、広島市・松井一實
13		○ポーランド共和国下院議員団来日（衆議院招請 4.17離日）
14		○G7外相会合開催（ドイツ・リュベック）（～4.15）（海洋安全保障に関するG7外相宣言を採択）
16		○G20財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）（～4.17）
17	衆院	・議院運営委 新たな国立公文書館に関する小委員会設置 ○安倍内閣総理大臣、翁長沖縄県知事と米軍普天間基地移設について初会談 ○総務省、平成26年10月1日現在の日本の人口推計を発表（総人口4年連続減）
21	衆院	・議長町村信孝君辞任 ・議長選挙 大島理森君（自民）当選 ・常任委員長選任（予算－自民）

年月日	事 項
	・大島議長会派離脱 ・自民、町村信孝君の会派所属届出
4. 22	○安倍内閣総理大臣、アジア・アフリカ会議（バンドン会議）60周年記念首脳会議（ジャカルタ）出席等のためインドネシアに出発（4. 22演説 同日日中首脳会談 同日各国首脳と会談 4. 23帰国）
24	○財務省、平成26年度の貿易統計（速報）を発表（5. 28確定発表） ○首相官邸の屋上ヘリポートで小型無人機（ドローン）を発見（4. 25被疑者逮捕）
25	衆院 ・内閣・農林水産委連合審査会 内閣の重要政策に関する件（ＴＰＰ等）について質疑
26	○ネパール中部でM7. 8の地震発生（5. 12同国東部でM7. 4の余震発生（5. 27現在、死者8, 600人以上、負傷者2万1, 000人以上の甚大な被害が発生））（5. 13衆院及び参院より義援金贈呈）
27	○安倍内閣総理大臣、米国訪問のため出発（ボストン、ワシントン、サンフランシスコ、ロサンゼルス各都市訪問 4. 28日米首脳会談 4. 29連邦議会上下両院合同会議で日本の総理大臣として初めて演説 5. 3帰国） ○第18回統一地方選後半戦（一般市長・市議、町村長・町村議、東京都特別区長・区議）投票日
29	○日米安全保障協議委員会（「2＋2」閣僚会合）開催（ニューヨーク）（新たな日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を承認）
30	○核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議開催（ニューヨーク）（～5. 22）（4. 27岸田外務大臣 一般討論演説）、最終文書案を採択できないまま閉幕
5. 7	○第35回日本・EU議員会議開催（フランス・ストラスブール）（～4. 30）
8	○太陽の党解党（次世代と合流） ○岸田外務大臣、日本の外務大臣として初めてキューバ訪問（～5. 3）
11	○英国、総選挙実施（与党の保守党が単独過半数を獲得しキャメロン首相続投）
13	○財務省、平成26年度末における国債や借入金等の「国の借金」の残高が過去最高の1, 053兆円と発表
15	○米国防省、2017年より横田基地（東京）にオスプレイを配備すると発表
17	衆院 ・農業協同組合法の一部を改正する法律案（衆法）提出（6. 30否決） ○財務省、平成26年度の国際収支統計を発表（経常収支は7兆8, 100億円の黒字、貿易収支の赤字幅は昨年度に比べ4割減）
18	衆院 ・安倍内閣総理大臣、米国公式訪問に関する報告
19	・我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（平和安全法制整備法案）（閣法）提出（9. 19成立） ・国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（閣法）提出（9. 19成立）
20	○「大阪都構想」（大阪市の24区を再編し、5特別区に分割する等）の賛否を問う住民投票で反対多数（反対70万5, 585票 賛成69万4, 844票、投票率66. 83%）
21	参院 ・安倍内閣総理大臣、米国公式訪問に関する報告
22	衆院 ・特別委員会設置（平和安全） ○維新、衆議院議員江田憲司君が代表辞任、衆議院議員松野頼久君を代表に選出
23	両院 ・国家基本政策委合同審査会 党首討論
24	○維新、役員を決定（幹事長柿沢未途君、政務調査会長今井雅人君、国会対策委員長馬場伸幸君）

年月日	事 項
5. 22	○シリアにおける「邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会（委員長杉田内閣官房副長官）」、検証報告書を発表 政府 ・ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について閣議決定（使用済核燃料の最終処分地選定を公募方式から国主導に変更）
27	○第7回太平洋・島サミット開催（福島県いわき市）（～5. 23） ○G 7 財務相・中央銀行総裁会議開催（ドイツ・ドレスデン）（～5. 29） ○I P U 世界若手議員会議東京会合開催（～5. 28）
29	○日EU定期首脳協議開催（東京）、経済連携協定（E P A）について年内大筋合意を目指す等の共同声明を発表
30	○口永良部島（鹿児島県屋久島町）の新岳で噴火、全島避難指示 ○日米豪防衛相会談（シンガポール）（共同声明で南シナ海での中国による岩礁埋立てに深刻な懸念等を表明） ○小笠原諸島西方沖でM8. 1の地震発生、全都道府県で震度1以上を観測 ○東日本大震災で一部不通となっていたJ R 仙石線全線で運転を再開
31	○安倍内閣総理大臣、福島県（郡山市、三春町及び柳津町）を訪問
6. 1	○日本年金機構、外部からの不正アクセスにより年金加入者等の個人情報125万件が流出と発表 ○前衆議院議長・衆議院北海道第5区選出議員町村信孝君（自民）死去（70歳）
3	両院 ・ベニグノ・アキノ三世フィリピン共和国大統領歓迎会（参院議場で演説）
4	○日フィリピン首脳会談（東京）
5	○安倍内閣総理大臣、平成28年に日本で開催される主要国首脳会議（サミット）を三重県志摩市で開催し「伊勢志摩サミット」とすると発表 ○安倍内閣総理大臣、ウクライナ訪問及びG 7 エルマウ・サミット（ドイツ）出席のため出発（6. 6日ウクライナ首脳会談 6. 7～6. 8G 7 首脳会合、各国首脳と会談 6. 9帰国）
12	衆院 ・国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案（衆法）提出（参院継続） 政府 ・「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂について閣議決定
13	○安倍内閣総理大臣、口永良部島新岳噴火に係る被災状況を把握するため屋久島町を訪問
17	両院 ・国家基本政策委合同審査会 党首討論
18	衆院 ・予算委 年金情報不正アクセス問題・安全保障等について集中審議
22	衆院 ・会期延長を議決（95日間 6. 25～9. 27 参院議決に至らず） 政府 ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告について閣議決定 ○日韓国交正常化50周年（安倍内閣総理大臣が東京、朴大統領がソウルでの記念式典にそれぞれ出席）
23	○安倍内閣総理大臣、戦後70年沖縄全戦没者追悼式に出席
24	政府 ・復興推進会議、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を決定（平成28年度～平成32年度の復興期間を「復興・創生期間」とする等） ○安倍内閣総理大臣、プーチン露大統領と電話会談（日露間の対話継続を確認）
25	○国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）遠藤利明君任命

年月日	事 項
6. 29	○アジアインフラ投資銀行（A I I B）、2015年末の運営開始に向けた設立協定に中国を始め50か国が署名（12. 25正式発足）
30	政府 ・経済財政運営と改革の基本方針2015、「日本再興戦略」改訂2015、まち・ひと・しごと創生基本方針2015、規制改革実施計画及び平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定 ・総合海洋政策本部、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」改正（離島について安定的な管理を強化する等） ○国際通貨基金（I M F）、ギリシャの債務不履行を発表（7. 13E U、金融支援再開に合意）
7. 2	○皇太子同妃両殿下、トンガ国王戴冠式御参列のため同国に御出発（7. 6御帰国） ○元日本社会党委員長・元衆議院議員田邊誠君死去（93歳）
4	○第7回日本・メコン地域諸国首脳会議（東京）
5	○衆参警務部及び警視庁によるテロ対策合同訓練実施（国会構内） ○第39回ユネスコ世界遺産委員会（ドイツ・ボン 6. 28～7. 8）、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」（8県11市にまたがる23資産）を世界文化遺産に登録決定（7. 8登録）
11	○安倍内閣総理大臣、東日本大震災からの復興状況を把握するため宮城県（名取市及び南三陸町）を訪問
13	衆院 ・平和安全特委公聴会 平和安全法制整備法案外1件について、公述人から意見聴取 参院 ・自民、協雅史君の退会届出
14	衆院 ・航空法の一部を改正する法律案（閣法）提出（9. 4成立）
15	○原子力規制委員会、四国電力伊方発電所3号機の安全対策が新規規制基準に適合しているとの審査書を決定
16	衆院 ・平和安全法制整備法案外1件可決
17	政府 ・地球温暖化対策推進本部、日本の温室効果ガス排出量の新たな削減目標を「2030年度までに2013年度比26%削減」と決定 ○安倍内閣総理大臣、新国立競技場の建設計画について「現在の計画を白紙に戻し、ゼロベースで見直す」と表明（7. 21新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議発足 12. 22設計案を決定）
20	○米国とキューバ、54年ぶりに国交回復
23	参院 ・公職選挙法の一部を改正する法律案（参法第11号）提出（7. 28成立）
24	参院 ・特別委員会設置（平和安全）
28	○T P P閣僚会合開催（米国・ハワイ）（～7. 31）（甘利国務大臣出席）
30	参院 ・平和安全特委 我が国の安全保障政策等について集中審議
8. 3	○日伊首脳会談（東京）
4	参院 ・平和安全特委 国際的な安全保障体制等について集中審議 ○菅官房長官、米軍普天間基地の辺野古移設に関して工事を一時中断（8. 10～9. 9）し、沖縄県と集中的に協議すると発表（9. 7協議決裂） ○英国下院議長一行来日（衆議院議長招請 8. 7離日）
6	○人事院、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与引上げ等を勧告（引上げの勧告は2年連続）

年月日	事 項
	○「20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想するための有識者懇談会」(21世紀構想懇談会・座長 西室泰三日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長)、安倍内閣総理大臣に報告書を提出
8. 7	衆院 ・予算委 経済情勢等について集中審議
10	参院 ・予算委 現下の政治課題について集中審議
11	○九州電力川内原子力発電所1号機(鹿児島県薩摩川内市)、再稼働(東京電力福島第一原子力発電所事故後の新規制基準導入以降、初めてのケース)(9.10営業運転開始)
14	政府 ・戦後70年に当たり内閣総理大臣談話を閣議決定
15	○全国戦没者追悼式(戦後70年終戦記念日、安倍内閣総理大臣式辞)
20	衆院 ・自民、武藤貴也君の会派離脱届出
21	参院 ・平和安全特委 我が国の安全保障政策と政府の基本姿勢等について集中審議
22	○メドヴェージェフ露首相が北方領土(択捉島)訪問、日本政府が抗議
24	参院 ・予算委 内政・外交の諸問題に関する集中審議
25	参院 ・平和安全特委 今後の防衛政策の方向性とその課題等について集中審議
26	○安倍内閣総理大臣、オバマ米大統領と電話会談(米国家安全保障局による通信記録収集問題、日米関係、地域情勢等について意見交換)
27	○維新の党、橋下徹最高顧問(大阪市長)と松井一郎顧問(大阪府知事)が離党
28	○次世代の党党首選告示、参議院議員中山恭子君が無投票当選
31	○第4回IPU世界議長会議開催(ニューヨーク)(～9.2)(大島衆議院議長出席) ○大島衆議院議長、潘基文国連事務総長と会談(潘事務総長の抗日戦争勝利記念行事(9.3北京)への出席に懸念を表明)
9. 3	参院 ・次代、松沢成文君の退会届出
4	○第13回G7下院議長会議開催(ドイツ・ライプツィヒ)(～9.6)(大島衆議院議長出席) ○G20財務相・中央銀行総裁会議開催(トルコ・アンカラ)(～9.5)
8	○自民党総裁選告示、安倍晋三総裁が無投票再選(9.24両院議員総会において正式決定) ○維新、役員を交代(幹事長今井雅人君、総務会長小野次郎君、政務調査会長井坂信彦君、国会対策委員長牧義夫君)
	○9日から11日にかけて、台風第18号等に伴う記録的な大雨により、関東・東北で河川の氾濫等の災害発生(9.18気象庁、「平成27年9月関東・東北豪雨」と命名 死者8名)
11	参院 ・平和安全特委 自衛隊の後方支援活動及び安全保障法制等について集中審議
12	○安倍内閣総理大臣、台風第18号等による被害状況を視察するため茨城県及び栃木県を訪問
14	参院 ・平和安全特委 在るべき安全保障法制等について集中審議
15	参院 ・平和安全特委公聴会 平和安全法制整備法案外8件について、公述人から意見聴取 ○日ベトナム首脳会談(東京)、共同ビジョン声明において、南シナ海における大規模な埋立てや拠点構築を含む最近の進展に深刻な懸念を表明 ○豪アボット首相辞任、ターンブル首相就任

年月日	事 項
9. 17	参院 ・ 国務大臣中谷元君問責決議案（民主）提出（9. 18否決）
18	参院 ・ 議長不信任決議案（民主）提出（同日否決） 衆院 ・ 安倍内閣不信任決議案（民主・維新・共産・生活・社民共同）提出（同日否決）
19	参院 ・ 平和安全法制整備法案外 1 件可決、成立
24	○文部科学省、新国立競技場整備計画経緯検証委員会による検証報告書を公表
25	○米中首脳会談（ワシントン）、南シナ海で中国が軍事拠点化を進めていることについてオバマ米大統領が懸念を表明
26	○安倍内閣総理大臣、第70回国連総会（ニューヨーク）出席及びジャマイカ訪問のため出発（9. 26～9. 29各国首脳等と会談 9. 28日露首脳会談 9. 29国連総会一般討論演説 9. 30日ジャマイカ首脳会談 10. 2帰国）
27	第189回国会閉会
28	○岸田外務大臣、カーター米国防長官と会談（ワシントン）（日米地位協定の環境補足協定に署名）
30	○T P P 閣僚会合開催（アトランタ）（甘利国務大臣出席）、10. 5大筋合意
10. 1	衆院 ・ 衆議院近畿選挙区選出議員吉村洋文君（維新）辞職 ○文部科学省の外局としてスポーツ庁、防衛省の外局として防衛装備庁が発足
2	衆院 ・ 次世代の党、会派解散届出 ・ 自民、園田博之君及び平沼赳夫君の会派所属届出
5	○社会保障・税番号（マイナンバー）制度施行 ○スウェーデンカロリンスカ研究所、2015年ノーベル生理学・医学賞を北里大学特別栄誉教授大村智氏等に授与することを発表（12. 10授賞式） ○川端衆議院副議長、ニュージーランド及びオーストラリアにおける国立公文書館、政治経済事情等調査のため出発（10. 11帰国）
6	○スウェーデン王立科学アカデミー、2015年ノーベル物理学賞を東京大学宇宙線研究所所長梶田隆章氏等に授与することを発表（12. 10授賞式）
7	○自民、役員を決定（副総裁高村正彦君、幹事長谷垣禎一君、総務会長二階俊博君、政務調査会長稲田朋美君、選挙対策委員長茂木敏充君） ○第3次安倍改造内閣成立（自民・公明連立政権）
8	○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区繰上補充（椎木保君（維新）当選人決定 10. 9当選報告書受領） ○G20財務相・中央銀行総裁会議開催（ペルー・リマ）（～10. 9）
9	衆院 ・ 維新、椎木保君の会派所属届出
10	○ユネスコ、記憶遺産諮問委員会（U A E ・ アブダビ 10. 4～10. 6）の審議を経て、日本が申請した「舞鶴への生還」及び「東寺百合文書」を世界記憶遺産に登録決定、また、中国が申請した「南京事件」に関係する文書も同遺産に登録決定
11	○大島衆議院議長、大韓民国親善訪問のため出発（10. 13帰国）
13	○翁長沖縄県知事、米軍普天間飛行場の移設先である名護市辺野古沿岸部の埋立承認を取消したと発表（10. 14防衛省沖縄防衛局、石井国土交通大臣に行政不服審査法に基づく不服審査請求と取消措置の執行停止申立て 10. 27国交相が取消措置の一時執行停止を決定 10. 29防衛省、埋立本体工事の作業に着手）

年月日	事 項
10. 15	○九州電力川内原子力発電所 2 号機、再稼働（11. 17 営業運転開始） ○日本、国連総会で国連安全保障理事会非常任理事国に選出（11 回目）（任期 2016 年～2017 年）
17	○第 133 回 I P U 会議開催（ジュネーブ）（～10. 21）
19	○安倍内閣総理大臣、福島県（大熊町及び楢葉町）を訪問
21	衆院 ・臨時国会召集要求書（安住淳君外 124 名）提出 参院 ・臨時国会召集要求書（小川敏夫君外 83 名）提出 ・維新、小野次郎君、川田龍平君、柴田巧君、寺田典城君及び真山勇一君の退会届出
22	○安倍内閣総理大臣、モンゴル、トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギス及びカザフスタン訪問のため出発（10. 22～10. 27 各国首脳と会談 10. 28 帰国）
27	参院 ・維新の党（参議院）、会派結成届出（5 名 代表寺田典城君）
29	政府 ・一億総活躍国民会議が初会合
11. 1	○安倍内閣総理大臣、第 6 回日中韓サミット（ソウル）に出席のため出発（同日日中韓サミット（北東アジアの平和と協力のための共同宣言を採択） 同日日中首脳会談 11. 2 日韓首脳会談 同日帰国）
2	○おおさか維新の会結成（代表 橋下徹大阪市長）
4	○憲政記念館特別展開催（～11. 27） 「戦後復興への道のりー吉田茂・鳩山一郎ー特別展」 ○日本郵政グループ 3 社株式上場
7	○中台首脳が 1949 年の分断以来初会談（シンガポール）
8	○ラオス人民民主共和国国民議会議員団来日（衆議院招請 11. 13 離日）
9	○石井国土交通大臣、沖縄県知事による米軍普天間飛行場の移転先である名護市辺野古沿岸部の埋立承認取消しの是正指示（11. 17 政府、埋立承認取消処分撤回を求めて訴訟を提起 12. 25 沖縄県、国を提訴）
10	衆院 ・民主、松本剛明君の会派離脱届出 ・予算委 T P P 等について集中審議（閉会中審査） ○インドネシア共和国国会議長一行来日（衆議院議長招請 11. 13 離日） ○ヘルムート・シュミット元西独首相死去（96 歳）
11	参院 ・予算委 T P P を始め現下の政治課題に関する集中審議（閉会中審査） ○三菱リージョナルジェット（MR J）初飛行（国産旅客機として Y S-11 以来 53 年ぶり）
13	○安倍内閣総理大臣、G 20 アンタルヤ・サミット（トルコ）出席のため出発（11. 13～11. 16 各国首脳と会談 11. 15～11. 16 G 20 首脳会合 11. 17 帰国） ○原子力規制委員会、馳文部科学大臣に対し、高速増殖原型炉もんじゅの運営主体の変更を勧告 ○パリ同時多発テロ事件発生（仏政府発表（11. 26）による死者 130 人）
17	○ロシア大統領府、10. 31 エジプト・シナイ半島で起きた露旅客機墜落（乗員乗客 224 人全員死亡）について「原因は爆弾テロ」と断定したと発表

年月日	事 項
11. 18	○安倍内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議（フィリピン・マニラ）及び東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）関連首脳会議（マレーシア・クアラルンプール）出席のため出発（11. 18ＴＰＰ首脳会合 11. 18～11. 19ＡＰＥＣ首脳会議 11. 18～11. 21各国首脳と会談 11. 19日米首脳会談 11. 21～11. 22ＡＳＥＡＮ関連首脳会議 11. 23帰国）
20	○第３次安倍改造内閣資産公開（新任10閣僚）
22	○大阪府知事選挙、松井一郎氏再選、大阪市長選挙、吉村洋文氏当選 ○金泳三元韓国大統領死去（87歳）
24	○三菱重工業株式会社及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）、国産ロケットとして初の商業衛星の打上げに成功 ○トルコ軍、トルコ・シリア国境地帯でロシア軍の戦闘爆撃機を撃墜
25	政府 ・ＴＰＰ総合対策本部、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を決定 ○最高裁、平成26年12月に執行された衆議院議員総選挙の小選挙区の一票の較差（最大2. 13倍）を違憲状態と判断（選挙の無効については請求棄却）
26	政府 ・一億総活躍国民会議、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を決定
27	政府 ・平成28年度予算編成の基本方針閣議決定 ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針閣議決定
29	○自民、立党60年記念式典開催 ○安倍内閣総理大臣、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（ＣＯＰ21）（パリ）出席及びルクセンブルク訪問のため出発（11. 30ＣＯＰ21首脳会合 同日各国首脳と会談 12. 1日ルクセンブルク首脳会談 12. 2帰国）
30	○国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（ＣＯＰ21）、京都議定書第11回締約国会合開催（パリ）（～12. 13）（京都議定書に代わるパリ協定を採択）
12. 3	衆院 ・内閣・農林水産委連合審査会 内閣の重要政策に関する件（ＴＰＰ等）について質疑（閉会中審査）
4	参院 ・無ク、水野賢一君の退会届出 ・民主、水野賢一君の入会届出 ○社民党党首選告示、吉田忠智党首が無投票再選
5	○安倍内閣総理大臣、岩手県（遠野市、陸前高田市及び一関市）を訪問 ○国連気候変動会議（ＣＯＰ21）の際の議員会議開催（パリ）（～12. 6）
6	○維新の党代表選挙（立候補者 松野頼久君、小野次郎君）松野頼久代表が再選
9	衆院 ・維新、足立康史君、井上英孝君、伊東信久君、浦野靖人君、遠藤敬君、小熊慎司君、小沢鋭仁君、河野正美君、木下智彦君、椎木保君、重徳和彦君、下地幹郎君、鈴木義弘君、谷畑孝君、馬場伸幸君、松浪健太君、丸山穂高君、村岡敏英君及び吉田豊史君（計19名）の会派離脱届出 ・おおさか維新の会、会派結成届出（13名 代表馬場伸幸君） ・改革結集の会、会派結成届出（4名 代表村岡敏英君）
11	○安倍内閣総理大臣、インド訪問のため出発（12. 12日印首脳会談 日印原子力協定合意、12. 13帰国）
12	○おおさか臨時党大会（代表に松井一郎大阪府知事を、共同代表に参議院議員片山虎之助君を選出）
14	衆院 ・結集、鈴木義弘君の会派所属届出

年月日	事 項
12. 15	○第190回国会（常会）召集詔書公布（平成28. 1. 4召集）
16	○与党（自民、公明）平成28年度税制改正大綱決定（平成29年 4 月の消費税10%への引上げと同時に軽減税率を導入） ○最高裁、女性の再婚禁止期間（6 か月）のうち100日超の部分を変憲、民法が定める夫婦同氏姓規定を合憲と判決 ○米連邦準備制度理事会（F R B）、9 年半ぶりの利上げ決定
18	衆院 ・民主党・無所属クラブ、会派解散届出 ・維新の党、会派解散届出 ・民主・維新・無所属クラブ、会派結成届出（93名 代表枝野幸男君） 政府 ・平成27年度補正予算政府案について閣議決定
21	参院 ・次代、江口克彦君の退会届出 ○次世代の党、党名を「日本のことを大切にする党」に改称 ○改革結集の会結成（代表 衆議院議員村岡敏英君）
22	参院 ・元氣、井上義行君の退会届出
24	参院 ・維新、江口克彦君の入会届出 ・自民、井上義行君の入会届出 ・次世代の党、「日本のことを大切にする党」に会派名変更届出 ・維新の党、「おおさか維新の会」に会派名変更届出 ・維新の党（参議院）、「維新の党」に会派名変更届出 政府 ・平成28年度予算政府案について閣議決定（一般会計の総額96兆7, 218億円（前年度当初予算比0. 4%増）は当初予算としては過去最大を更新） ・平成28年度税制改正の大綱について閣議決定
25	政府 ・男女共同参画基本計画の変更について閣議決定
28	○日韓外相会談（ソウル）（日韓両政府において従軍慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されること等を確認）
31	○A S E A N加盟10か国による広域経済連携である「A S E A N経済共同体（A E C）」が発足

衆議院の動き 第 23 号

平成 28 年 3 月

編集・発行 衆議院事務局
